

令和 5 年 第 4 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（11月29日）

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（17日間）	4
1. 日程第 3. 令和 5 年第 3 回定例会付託議案第 15 号 名寄市認定こども園設置条例 の制定について	4
○市民福祉常任委員長報告（高橋伸典委員長）	4
○原案可決	5
1. 休憩宣告	5
1. 再開宣告	5
1. 日程第 4. 行政報告（加藤市長）	5
1. 日程第 5. 議案第 1 号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	15
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○質疑（川村幸栄議員）	16
○原案可決	17
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	17
1. 日程第 8. 議案第 4 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	17
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18

1. 日程第9. 議案第5号 名寄市博物館条例の一部改正について	18
○提案理由説明(加藤市長)	18
○原案可決	18
1. 日程第10. 議案第6号 名寄市下水道条例の一部改正について	
議案第7号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について	18
○提案理由説明(加藤市長)	18
○質疑(高野美枝子議員)	19
○質疑(川村幸栄議員)	20
○原案可決	21
1. 日程第11. 議案第8号 指定管理者の指定について	21
○提案理由説明(加藤市長)	21
○原案可決	21
1. 日程第12. 議案第9号 財産取得に関する賃貸借契約の変更について	21
○提案理由説明(加藤市長)	21
○原案可決	22
1. 日程第13. 議案第10号 和解について	22
○提案理由説明(加藤市長)	22
○原案可決	22
1. 日程第14. 議案第11号 令和5年度名寄市一般会計補正予算(第7号)	22
○提案理由説明(加藤市長)	22
○追加説明(渡辺総務部長)	23
○質疑(川村幸栄議員)	24
○質疑(山崎真由美議員)	25
1. 休憩宣告	25
1. 再開宣告	25
○原案可決	26
1. 日程第15. 議案第12号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	26
○提案理由説明(加藤市長)	26
○原案可決	26
1. 日程第16. 議案第13号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算(第3号)	27
○提案理由説明(加藤市長)	27
○原案可決	27
1. 日程第17. 議案第14号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号)	27
○提案理由説明(加藤市長)	27
○原案可決	27
1. 日程第18. 議案第15号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算(第1号)	28
○提案理由説明(加藤市長)	28

○原案可決	28
1. 日程第19. 議案第16号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
議案第17号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
議案第18号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第19号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
議案第20号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第21号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○原案可決	29
1. 休憩宣告	29
1. 再開宣告	29
1. 日程第20. 議案第22号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
○提案理由説明（加藤市長）	29
○原案可決	29
1. 日程の追加（山田議長）	29
○決定	29
1. 追加日程第1. 議決第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	29
○提案理由説明（加藤市長）	30
○原案可決	30
1. 日程第21. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○報告済み	30
1. 日程第22. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○質疑（谷 聡議員）	31
○報告済み	31
1. 休会の決定	31
1. 散会宣告	31

第2号（12月13日）

1. 議事日程	3 3
1. 本日の会議に付した事件	3 3
1. 出席議員	3 3
1. 欠席議員	3 3
1. 事務局出席職員	3 3
1. 説明員	3 3
1. 開議宣告	3 4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	3 4
1. 日程第2. 一般質問	3 4
○質問（山崎真由美議員）	3 4
○質問（東川孝義議員）	4 4
1. 休憩宣告	5 5
1. 再開宣告	5 5
○質問（遠藤隆男議員）	5 5
○質問（今村芳彦議員）	6 7
1. 散会宣告	7 9

第3号（12月14日）

1. 議事日程	8 1
1. 本日の会議に付した事件	8 1
1. 出席議員	8 1
1. 欠席議員	8 1
1. 事務局出席職員	8 1
1. 説明員	8 1
1. 開議宣告	8 2
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	8 2
1. 日程第2. 一般質問	8 2
○質問（谷 聡議員）	8 2
○質問（高橋伸典議員）	9 1
1. 休憩宣告	1 0 0
1. 再開宣告	1 0 0
○質問（水間健詞議員）	1 0 0
○質問（中島孝幸議員）	1 0 7
1. 散会宣告	1 1 3

第4号（12月15日）

1. 議事日程	1 1 5
1. 本日の会議に付した事件	1 1 5
1. 出席議員	1 1 5
1. 欠席議員	1 1 5
1. 事務局出席職員	1 1 5
1. 説明員	1 1 6
1. 開議宣告	1 1 7
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 1 7
1. 日程第2. 一般質問	1 1 7
○質問（川村幸栄議員）	1 1 7
○質問（佐藤 靖議員）	1 2 7
1. 休憩宣告	1 3 9
1. 再開宣告	1 3 9
1. 日程第3. 議案第24号 工事請負契約の変更について	1 3 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 9
○質疑（川村幸栄議員）	1 3 9
1. 休憩宣告	1 4 0
1. 再開宣告	1 4 0
○原案可決	1 4 0
1. 日程第4. 議案第25号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	1 4 0
○提案理由説明（加藤市長）	1 4 1
○質疑（高橋伸典議員）	1 4 1
○原案可決	1 4 3
1. 日程第5. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	1 4 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4 4
○適任と認める	1 4 4
1. 日程第6. 議案第26号 名寄市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定 について	1 4 4
○提案理由説明（遠藤隆男議員）	1 4 4
○原案可決	1 4 4
1. 日程第7. 意見書案第1号 高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われ る農業者の救済措置を求める意見書	1 4 4
○原案可決	1 4 4
1. 日程第8. 報告第3号 例月出納検査報告について	1 4 5
○報告済み	1 4 5

1. 日程第9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	145
○決定	145
1. 日程第10. 委員の派遣について	145
○決定	145
1. 日程第11. 委員の派遣報告	145
○総務文教常任委員長報告（東川孝義委員長）	145
○市民福祉常任委員長報告（高橋伸典委員長）	146
○経済建設常任委員長報告（山崎真由美委員長）	148
○議会報特別委員長報告（川村幸栄委員長）	150
○報告済み	151
1. 閉会宣告	151
1. 質問文書表	153
1. 議決結果表	156

令和5年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 令和5年11月29日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 令和5年第3回定例会付託議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9 議案第5号 名寄市博物館条例の一部改正について
日程第10 議案第6号 名寄市下水道条例の一部改正について
議案第7号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について
日程第11 議案第8号 指定管理者の指定について（名寄東病院）
日程第12 議案第9号 財産取得に関する賃貸借契約の変更について
日程第13 議案第10号 和解について
日程第14 議案第11号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第7号）
日程第15 議案第12号 令和5年度名寄市介護

- 保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第13号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第14号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第15号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第16号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第17号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第18号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第19号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第20号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第21号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第20 議案第22号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第21 報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第22 報告第2号 専決処分した事件の報告

について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和5年第3回定例会付託議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定について(市民福祉常任委員長報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 名寄市博物館条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 名寄市下水道条例の一部改正について
議案第7号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 指定管理者の指定について(名寄東病院)
- 日程第12 議案第9号 財産取得に関する賃貸借契約の変更について
- 日程第13 議案第10号 和解について
- 日程第14 議案第11号 令和5年度名寄市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第12号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第13号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第14号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第15号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第16号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第17号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第18号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第19号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第20号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第21号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 追加日程第1 議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第21 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第22 報告第2号 専決処分した事件の報告について

1. 出席議員(15名)

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員

6番 今村芳彦 議員
 7番 清水一夫 議員
 8番 川村幸栄 議員
 9番 佐藤靖 議員
 11番 高野美枝子 議員
 12番 高橋伸典 議員
 13番 遠藤隆男 議員
 14番 東川孝義 議員
 15番 東千春 議員

監査委員 岡川進 君

1. 欠席議員(1名)

2番 富岡達彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局長 伊藤慈生
 書記 石橋恵美
 書記 加藤諒
 書記 川名桃代

1. 説明員

市長 加藤剛士 君
 副市長 橋本正道 君
 教育長 岸小夜子 君
 総務部長 渡辺博史 君
 総合政策部長 石橋毅 君
 市民部長 廣嶋淳一 君
 健康福祉部長 馬場義人 君
 経済部長 山田裕治 君
 建設水道部長 東聡男 君
 教育部長 木村睦 君
 市立総合病院事務部長 佐々木紀幸 君
 市立大学事務局長 水間剛 君
 こども・高齢者支援室長 松田慎司 君
 産業振興室長 田畑次郎 君
 上下水道室長 佐藤美香 君
 会計室長 鈴木康寛 君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和5年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 今村芳彦 議員

11番 高野美枝子 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月15日までの17日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月15日までの17日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 令和5年第3回定例会付託議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高橋伸典委員長。

○市民福祉常任委員長（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、令和5年第3回定例会で市民福祉常任委員会に付託されました議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定についてを10月5日及び11日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました

ので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

10月5日の委員会では、審査に当たり幼保連携型認定こども園の建設現場を視察しながら説明員から建設工事の概要について説明を受け、調査を行った後、条例の内容について新旧対照表など資料を基に説明を受け、質疑に入りました。また、11日の委員会では、人口減少が進む中での未就学児童数の推移、つばみ保育所との閉所時間の差異、延長保育時間の考え方、女性の就労状況について説明を受け、質疑に入るとともに、委員間協議、採決を行いました。

委員会において主な質疑の概要ですが、延長保育及び一時保育について質疑があり、説明員から延長保育についてはこれまでと同様18時から19時までの開園時間内で対応する。一時保育については、東保育所で対応するとの答弁がありました。次に、利用料とおむつの自園処理などに係る他の施設との公平性についての質疑があり、説明員から市、民間ともに国で定めた基準額を基に統一した利用料を設定している。市では自園処理を令和6年4月からあいあいと東保育所も含め行う準備をしている。民間では企業努力で行うこととなるが、既に行っているこども園などもあり、あまり差はない。市と民間で保育内容に差が出ないようにしていきたいとの答弁がありました。次に、条例第4条、開園時間変更のただし書について質疑があり、説明員から開園時間への変更について市長が特別に認めるときは災害など緊急的なときである。市民ニーズにより開園時間を変更する必要がある場合、ただし書を適用するのではなく、条例の改正を行うとの答弁がありました。次に、民業圧迫についての質疑があり、説明員から2歳児までは市で、3歳児以上は市から民間への移籍を含めて民間で幼児教育を行うことが全体の方針であるとの答弁がありました。その他条例の附則別表、最大受入れ人数、登園、下園時の交通安全対策などについて質疑が行われました。

本委員会では、質疑、委員間協議終了後に採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして令和5年第3回定例会付託議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定についての審査の経過及び結果の報告を終わらせていただきます。

○議長(山田典幸議員) これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、令和5年第3回定例会付託議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長(山田典幸議員) 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) おはようございます。本日、令和5年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、若槻五郎さんに文化賞を授与いたしました。

「芸術部門」、「民謡」で受賞された若槻さんは、東京衛生学園鍼灸学科を卒業後、昭和51年

に若槻鍼灸科を開業され、当時のお客様より誘いを受け民謡を始められました。その後、民謡の分野において、幅広く活躍されており、道北地区民謡連合会では会長を務め、北海道民謡連盟においては副会長や尺八技能副委員長を歴任されるなど、北海道の民謡及び尺八の発展に貢献されております。

さらに、公益財団法人日本民謡協会北海道道連連合では、令和5年から委員長に就任し、北海道の民謡会のトップとして会の運営及び会員の指導、育成に努め北海道の民謡文化の向上にも貢献されております。

また、平成29年には、公益財団法人日本民謡協会民謡民舞全国大会の高年一部において優勝され、併せて国土交通大臣杯を受賞されるなど、個人の民謡における技術の高さも評価され、今回の受賞に至りました。

民謡の分野のほか、本市の文化の中核でもある名寄市文化協会の会長を10年間にわたり務められ、本市をはじめ道北の文化の向上に多大なる貢献をされました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、保健衛生、労働、教育文化、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された24個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附をいただいた7個人、39団体に善行表彰をそれぞれお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、名寄市町内会連合会と連携のもと、全4会場で「まちづくり懇談会」を開催し、多くの御参加をいただきました。会場での貴重な御意見を踏まえ、市政への反映に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げ

げます。

11月13日から22日まで、女性に対する暴力をなくす「パープルリボン運動」の取組として、市内商業施設において内閣府男女共同参画局作成ポスターの展示を行いました。多くの市民の興味を引くよう、会場をパープルのバルーンで装飾し、併せてドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知などを行いました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業では、10月14日から15日まで鶴岡市小真木原公園で開催された「つるおか大産業まつり2023」に、東京都杉並区との交流事業では、11月4日から5日まで杉並区桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2023」に出店し、なよろ煮込みジンギスカンやソフト大福などの特産品販売を通じて、本市のPRを行いました。

ふるさと会との交流事業については、東京なよろ会の総会が10月7日に東京都内で開催され、スキーやゴルフツアーのほか40周年記念事業の実施など、本市の地域振興につながる事業に取り組むことが確認されました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が、9月23日と24日に、交換学生派遣の代替事業として、市内で「Nayoroでプチカナダ留学」を開催しました。参加者は英会話のみの環境で様々なプログラムを体験し、国際感覚を養う機会となりました。

台湾との交流事業については、10月18日から2日間、台湾の学校関係者6人をお招きし、教育旅行先としての当地域の魅力をPRしました。

さらに、11月13日から1週間、農業青年台湾派遣事業で3人を台湾に派遣し、太保市での農業実習などを通じて、お互いの地域の文化や農業を肌で感じるとともに、農業青年同士の交流を深めました。

また、先の派遣に合わせ、名寄日台親善協会の

台湾親善訪問団とともに、8年ぶりに太保市などを表敬訪問し、コロナ禍での経験を踏まえた事業実施や今後の交流などについて意見交換を行いました。

次に、移住・定住について申し上げます。

「名寄市移住促進協議会」では、10月14日に大阪府、11月11日に東京都で開催された「北海道移住・交流フェア2023」に参加し、移住相談及び本市の魅力発信を行ってまいりました。関西圏は依然として北海道への移住ニーズが高く、本市の四季折々の自然豊かな環境がPRになることを実感したところです。

また、魅力発信事業の取組の一つとして、「みんなに推したい名寄の夏」をテーマにInstagramフォトコンテストを開催しました。観光大使の新井舞良さんをはじめ、北海道名寄高等学校新聞局にも審査員として御協力いただき、応募作品423点の中から入賞作品9点を決定し、市内5か所で入賞作品の写真展を行いました。

市民はもちろん、帰省や観光で訪れた方からも多くの御参加をいただき、名寄への想いを深めるきっかけとなり、関係人口の創出につながりました。

次に、定住自立圏について申し上げます。

10月11日に北・北海道中央圏域定住自立圏市町村長会議を本市で開催し、定住自立圏共生ビジョンについて確認すると共に、近年圏域市町村でも対応が課題とされている「ヒグマ問題の背景とその対策について」酪農学園大学の佐藤喜和教授に御講演いただきました。

今後も、国・北海道の動向や他圏域の取組などを注視しつつ、新たな広域連携事業の研究などを進めるとともに、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、令和5年9月13日に予防接種法関係省令が改正され、9月20日からオミクロン株XBB.1.5に対

応したワクチン接種が可能となりました。初回接種を終えた生後6か月以上の方で、前回の接種から3カ月以上経過した方が対象となり、本市では、10月11日から接種を開始し、11月13日現在、1,897の方が接種を終えています。

今後についても、市内医療機関の御協力をいただきながら、希望する方が期間内に接種できる体制整備を進めてまいります。

次に、名寄市立総合病院の上半期の運営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ4万3,199人で、前年比4,718人の増となり、外来患者数では延べ10万9,396人で、前年比5,366人の増となりました。収支の状況は、事業収益が前年比2億4,823万円増の47億4,237万円、事業費用が前年比1億371万円増の49億3,524万円となり、事業収支は1億9,287万円の純損失となりました。

当院では10月1日、近年、病床利用率が低下していることや看護職員の働き方改革につなげていくため、一部の一般病棟を休床し病棟の再編を行いました。今後も道北地域の基幹病院として、より安全で質の高い医療を提供するため、引き続き医療スタッフの確保に努めるとともに、医療収益の確保や経費節減による経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、名寄東病院の上半期の運営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万6,949人で前年比574人の増となり、外来患者数では延べ2,795人で前年比229人の増となりました。

収支の状況は、事業収益が前年比4,000万円減の4億2,292万円、事業費用が前年比1,362万円減の3億1,535万円となり、事業収支は1億757万円の純利益となりました。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。本市が設置する、幼保連携型認定こども園等は、

昨年8月に建設工事を着工し、本年11月24日に完成となりました。12月上旬には本市に引き渡され、その後、保育システム導入に向けた配線工事を実施するなど、令和6年4月のオープンに向けて準備を進めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

「長寿を祝う会」については、市内関係団体と実行委員会を組織し、9月16日に市民文化センターEN-RAYホールにおいて開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた、男性105歳と女性108歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えられた方々238人と金婚を迎えられた68組の御夫婦をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて、「名寄市生きがい作品展」を9月13日から19日まで開催し、87点の力作の数々を市民の皆様に御覧いただきました。

また、町内会など84団体が「敬老会」を開催し、75歳以上の方々5,636人が温かい祝福を受けました。

10月7日には、東京都の口腔リハビリテーション多摩クリニック院長である菊谷武氏を講師に「あなたの老いは舌からはじまる 口を鍛えて寝たきり防止」をテーマに介護予防講演会を開催しました。

80人を超える市民の皆様に参加をいただき、健康長寿のための3つの柱である「栄養、身体活動、社会活動」について触れ、栄養を摂るためには歯があること、食事や呼吸をするには舌の筋力が大きく影響しているなど、口腔ケアの大切さを学ぶ機会となりました。

今後も高齢者やその支援に関わる方が様々な知識を身に付ける機会の創出など、安心して住み続けられるための取組を進めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

9月16日に名寄市風連陶芸センターにおいて、イオンチアーズクラブに所属する小学生を対象としたゼロカーボン講座を行いました。

講座では、地球温暖化問題をテーマとした紙芝居や、陶芸体験を通して、繰り返し使えるものを大切に使うことなど、身の回りでできるエコな生活について、楽しみながら学んでいただきました。

次に、再生可能エネルギーの活用について申し上げます。

再生可能エネルギーによるマチの活力UP事業実証試験実施協議会では、信金中央金庫創設70周年記念事業の企業版ふるさと納税寄附を財源に、物流事業者が活用している充電式保冷輸送機材の電力を太陽光発電による電力へ転換する実証試験を進めてきました。

10月24日に協議会を開催し、1年を通じた実証試験の効果検証、物流における再生可能エネルギーの活用など、今後の進めるべき考え方について総括したところです。

予定されていた事業がすべて完了したことから、協議会は解散することとし、実証試験で使用した太陽光発電設備については、令和6年4月開校の智恵文小中学校で活用してまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

本市を含む4市町村で構成する名寄地区衛生施設事務組合が事業主体となり進めている次期一般廃棄物中間処理施設整備事業は、9月22日の令和5年第3回名寄地区衛生施設事務組合議会臨時会において、（仮称）名寄地区一般廃棄物中間処理施設建設工事に係る工事請負契約の締結が議決されましたので、今後、本格的な施設整備が進められます。

工期は、本年9月25日から令和9年3月12日までとし、来年夏頃まで実施設計を行ったのち、令和6年秋頃から工事を着手し、令和9年4月の供用開始が予定されています。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在までの火災及び救急・救助出動状況については、火災件数は5件で、死者1人、負傷者2人の火災が発生しています。

また、救急出動件数は1,096件で前年比1

54件の増、救助出動件数は42件で前年比10件の増となりました。

コロナ禍で招集人員に制限がある中、実施していた、職員や団員の各種訓練については、現在、コロナ禍以前の規模で実施できており、消防団では消防団幹部研修会として8月23日にS-KY T危険予知訓練を行いました。

職員については10月16日に市内のプールを活用した水難救助訓練を実施したほか、他組織との合同訓練については、9月7日に富良野市で開催された広域応援訓練研修会及び10月3日に旭川市で開催された緊急消防援助隊受託訓練に職員を派遣し、大規模災害時の対応等について訓練を重ね、近年複雑、大規模化する災害対応に備えを進めています。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

防災知識の普及啓発のみならず防災体験を取入れた体験型の「名寄市防災セミナー」を10月28日に、多くの市民の参加と関係者の協力により行いました。

防災知識の普及啓発については、本年8月の大雨時の気象状況や河川の水位状況等を振り返り、防災ガイドマップを活用する中で、日頃からの備え等の重要性について学びました。

また、ワークショップ形式でマイ・タイムラインを作成することで身近な災害リスクを確認するとともに、「いつ」「どこに」避難するのか等、命を守るために取るべき行動について考えることで、「自らの命は自ら守る」という自助の意識の醸成につながりました。

さらに、応急手当や段ボールベットの組立等の体験から、災害時に役立つ技能等の習得を行い、災害時における住民相互の協力の必要性について理解を深めました。

今後も引き続き、関係機関と連携した防災活動の取組と合わせて、市民の自助・共助の力を高める防災知識の普及や防災・減災意識の啓発についての取組を推進してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりに向け、9月に秋の交通安全運動、10月に秋の輸送繁忙期の交通安全運動、11月に冬の交通安全運動を行いました。9月29日の「交通事故ゼロを目指す日 旗の波運動」には市内団体や企業等220人の参加をいただくなど、期間中、市民や関係団体の御協力のもと、交通事故防止の啓発を行いました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、瑞生団地2棟6戸の建替工事は10月下旬に、緑丘第1団地5号棟の改修工事は11月中旬に、それぞれ完成しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園における施設整備については、大学公園ほか6公園の施設更新は11月に完成しています。

また、街路灯LED化の更新工事については、9月に着工しています。

次に、名寄市公共施設等再配置計画の推進について申し上げます。

10月23日に公共施設等再配置計画推進セミナーを開催しました。

ジャーナリストの猪谷千香氏を講師に招き、「図書館のこれからとまちづくり」をテーマに御講演いただき、北海道大学の森傑名寄市公共施設等再配置計画推進アドバイザーをコーディネーターとして、堀川真名寄市図書館協議会委員長と、施設整備検討を進めている図書館を中心とした複合施設について、まちづくりや地域とのかかわりなど様々な視点でパネルディスカッションを行い、11月8日から9日までの関係職員が関西圏の図書館先進地を視察しました。

これまでの議論や、セミナー、視察などの情報を参考とし、引き続き、計画の推進に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、道道名寄停車場線老朽管更新工事ほか1路線が11月に完成しています。

浄水場設備の工事については、旧風連浄水場井戸撤去工事が11月に完成しています。

また、第2期拡張事業である配水管新設整備工事については10月に完成し、平成28年度から整備を進めていた陸上自衛隊名寄駐屯地までの配水管工事はすべて完成しました。

検定期間満了にともなう水道量水器取替工事は11月に完成しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠の更生工事については10月に完成していません。

個別排水処理施設整備事業については、5基の合併浄化槽の申込があり、このうち4基が9月までに完成しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北3丁目通と南10丁目右仲通は10月に完成しています。

本市単独費により整備を進めている風連東4号線は10月に、南2丁目通、東5号線、風連26線は11月に完成しています。

また、都市構造再編集中支援助事業補助金により整備を進めている西3条仲通は11月に完成しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備を進めている大沢橋の修繕工事は10月に着工しています。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長437キロメートル、排雪延長147キロメートルを実施する計画としています。

10月18日に風連地区、名寄地区の除雪事業の契約を締結し、本年度においても効率的で効果

的な除排雪体制の確立に努めるとともに、安全な道路空間の確保を図るため、幹線道路ではこれまで同様に複数回の排雪と積上げ除雪を行ってまいります。

また、本年度よりデジタル田園都市国家構想交付金を活用した除雪管理システムの導入に着手しており、デジタル技術の活用による市民満足度の高い除排雪の確立に努めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

11月1日より、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」の運行を開始しました。新たな交通手段としてより多くの皆様に利用されるよう、周知に努めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに主要農作物の作柄などについて申し上げます。

水稲については、10月25日現在の農林水産省の作況指数では、全国で101の「平年並み」となり、北海道は104、上川では105の「やや良」となりました。本市の11月8日現在の出荷状況は概ね7割で、もち米23万5千俵、うるち米1万9千俵、合計25万4千俵となり、昨年度より若干下回る見込みとなりました。

畑作については、作柄は順調でしたが、8月前半の大雨の影響により、かぼちゃ、スイートコーンにおいては昨年に比べ収量の低下が見られ、馬鈴しょ、てんさいについては平年並みの収量となっています。

畜産については、9月末での過去1年間の生乳生産量は1万5,690トン、乳代は平均で1キログラムあたり108.7円となり前年比112%となりました。

次に、薬用作物推進について申し上げます。

カノコソウ生産組合において、作業負担の軽減を図るための収穫物洗浄機を9月29日に設置完了し、生産基盤の確立が図られてきています。

次に、経営所得安定対策について申し上げます。

転作作物では、10月31日時点で対象農家4

34戸、対象面積2,996ヘクタールで、水田活用の直接支払交付金が8億1,859万円、畑地化促進事業が6,138万円、コメ新市場開拓等促進事業が2億8,147万円、畑作物産地形成促進事業が2億135万円となり、合わせて13億6,279万円の交付を予定しています。

畑作物では、直接支払交付金のうち、既に営農継続払い4億1,003万円が交付されており、今後は数量払いの交付を見込んでいます。

次に、畜産振興について申し上げます。

食肉センターについては、と畜場の利用増加に対応する焼却施設が10月20日に完成し、運用を開始しています。

公共牧場については、5月25日から10月21日まで、市内酪農家12戸から264頭を受入れ、適正な飼養管理により個体の資質向上を図りました。

次に、労働力確保対策について申し上げます。

名寄市立大学生の農作業従事では、アスパラガス、スイートコーンの収穫期において、受入農家26戸に学生81人が参加しました。

スマートフォンアプリによるアルバイト募集では、農家6戸、延べ644人の募集に対し522人が成立しました。

また、外国人技能実習生は農家2戸へ4人の受入れとなったほか、人材派遣会社の特定技能実習生の利用は農家12戸21人の受入れとなりました。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

10月31日現在で、エゾシカ駆除については、484頭で前年比63頭増加し、アライグマ駆除については、328頭で前年比56頭増加しています。

ヒグマ対策については、本年度の捕獲許可期間を12月30日までとしており、10月31日時点の出没情報は59件と前年比8件増加しています。

次に食育・地産地消について申し上げます。

11月11日に「2023地産地消フェア in なよろ」が開催され、生産者や加工グループなどの出店に加え、本年度は会場での飲食も再開し、地場産の農畜産物、加工品などの販売を通じて地産地消の推進に取り組みました。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林環境譲与税の活用については、これまでに「森林整備」では間伐や下刈りなど130ヘクタールを、「人材育成と担い手確保」では、事業者が実施する新規就業奨励金の支給など、林業担い手確保の取組に対し支援を行うほか、「普及・啓発」では、10月21日に開催された名寄川堤防の桜並木を守り育てる会の植樹活動などに支援を行いました。

次に、商工業の振興について申し上げます。

名寄市中小企業振興条例に基づく支援については、これまでに企業活力強化支援事業3件、創業支援事業4件、販路拡大支援事業2件、新事業創出支援事業2件、ホームページ制作支援事業1件、街なかにぎわい創出事業4件、名寄で人づくり事業15件、プロフェッショナル人材確保支援事業1件の交付決定を行い、事業者の関心も高く、広く制度を活用いただいています。引き続き、中小企業の設備投資、販路拡大及び人材確保を促進するため、支援メニューの周知・利用促進に努めてまいります。

「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、10月2日より下半期の受付を開始しました。

電子地域通貨「Yoroca」については、11月23日に開始されました。本市としても、事業実施主体及び関係団体との連携を強化し、行政ポイント・公共施設での利用をはじめ、今後における市内DXも踏まえ、市内経済の活性化はもとより、市民の健康増進や本市の知名度向上、コミュニティづくりなどの地域振興に資する取組を進めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の雇用情勢について、有効求人倍率が1.51倍と求職者に対し求人数が上回る人手不足の状況が継続しています。

また、9月末現在の来春の管内新規高等学校卒業予定者は439人で、このうち、求職者数は81人、管内での就職希望者は38人となっています。

引き続き、ハローワークをはじめ、関係機関と連携し、最低賃金の改定が雇用情勢に与える影響に注視しつつ、雇用の安定と促進に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、9月末までの上半期の入込客数は24万3,918人で前年比3,087人の増加、売上額は前年比3.6パーセントの増加となりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と対比して、入込客数は81.7パーセント、売上額は98.3パーセントとなっており、徐々にではありますが回復しつつあります。今後とも、入込客数、売上額がいずれもコロナ前の水準まで戻るよう、指定管理者と連携し、魅力ある施設づくりに取り組んでまいります。

9月9日、10日から3週間にわたり土日に豪華観光列車「ロイヤルエクスプレス」がJR名寄駅を訪れました。この間、総勢300人を超える市民の皆様がお出迎え・お見送りに訪れるとともに、NPO法人なよろ観光まちづくり協会と連携して“餅つき”を披露し、もち米日本一をPRするなど、乗客の皆様の記憶に残るおもてなしで、大いに盛り上がりました。

ピヤシリスキー場では、スマートゲートの設置工事が終了し、リフト業務にかかるスタッフの負担軽減を図り、安全対策の強化に注力するなど、利用者の利便性・安全性の向上に努めてまいります。

また、時間単位の管理が可能なシステムとなる

ことから、10時間券・20時間券を設定するなど、新たな需要の開拓を図っていくとともに、利用実績データを活用し、ターゲットに応じた新たなアプローチを行っていくことに加え、将来的には、ほかのスマートゲート導入スキー場との連携の可能性など、利用者の増加を目指してまいります。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

生きる力を育てる教育の推進として、確かな学力を育てる教育の推進については、11月10日に名寄東小学校と風連中学校を会場として、名寄市教育研究大会を開催しました。名寄東小学校では、「学びを自覚し、自立した読み手となる子供の育成～個別最適な学びと協働的な学びを生かした文学的文章の学習を通して～」をテーマに、国語科の授業を公開し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の授業のあり方について、理解を深めました。

風連中学校では、「主体的に学びに向かう生徒の育成～自己肯定感を高める手立てを通して～」をテーマに、数学科、理科、音楽科の授業を公開し、数学科では、デジタル教科書を活用した授業について協議を行いました。

豊かな心を育てる教育の推進については、9月28日に市民文化センターEN-RAYホールにおいて、子ども達の豊かな情操を育むため、名寄市小中学校音楽発表会を開催しました。児童生徒は練習してきた成果を発表できる良い機会となりました。

学校給食については、旬な名寄産食材を中心とした「なよろ給食の日」を10月3日と31日に実施し、児童生徒が地場農産物に対して理解を深めたところです。

なお、近年の物価高騰による影響で食材費の値上げが続き厳しい運営となっている名寄市学校給食会では、保護者に学校給食費アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、来年4月より給食費

の改定を行うこととされました。そのため、本市では、子ども子育て支援の推進と急激な物価高に対する保護者の負担軽減を図るため、今回値上げとなる金額については市が支援を行うものとし、関連する補正予算案を本定例会に提案させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

信頼される学校づくりの推進として、地域とともにある学校づくりの推進については、9月から11月にかけて、各地区において、本年度2回目となる学校運営協議会が行われ、学校評価に基づく教育活動の進捗状況や地域学校協働活動について協議が行われました。

小中一貫教育については、9月14日に北海道教育委員会主催の「学校種間連携サポート事業」全道研修会に智恵文小学校、智恵文中学校の教員が参加し、義務教育学校開校に向け、小中学校9年間を見通した教育課程の編成と実施について理解を深めました。風連地区においては11月1日に、風連地区小中一貫教育推進委員会小中合同研修会を開催し、小中一貫の教育課程編成に向け、各教科部会に分かれて協議を行いました。

学校における働き方改革の推進については、学校において働き方改革コアチームを編成し、ミドルリーダーを中心に、ICTを活用した業務の効率化、教育活動の改善に取り組んでいるところです。

社会の変化や多様な教育のニーズへの対応として、特別支援教育の推進については、9月12日に、市内小中学校をはじめ、上川管内北部9市町村の教職員等を対象とした特別支援教育研修会を開催し、特別支援教育におけるICTの活用と支援のあり方などについて研修を行いました。

不登校児童生徒等の支援体制の強化については、10月13日に「不登校児童生徒に対する支援の在り方交流会」を開催し、各学校の不登校対応担当者とスクールソーシャルワーカーが市内小中学校の不登校児童生徒の状況から、今後の対策につ

いて協議を行いました。

キャリア教育の推進については、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てるため、小学校では専門学校と連携し、ホテルや声優などの職業紹介や、市内の商店、公共施設などの社会見学を行いました。中学校では地域企業等に協力を依頼し、職場体験活動を行いました。

部活動改革の推進については、NAYOROSスタイル部活動改革推進事業の取組の一つであるICT部活動支援事業として、9月28日にアメリカ合衆国のプロバスケットボール独立リーグの選手として活躍している松田鋼季氏を、10月22日に北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーインストラクターの牧谷宇佐美氏を招聘し、選手や指導者に対して直接対面指導をいただきました。今後は、外部コーチとして、撮影した動画を通じてアドバイスをいただくなどICT機器を活用した遠隔指導を行っていただく予定です。

安全・安心な教育環境の整備として、名寄中学校整備事業については、名寄中学校校舎等改築検討委員会を中心に検討協議していた基本設計業務が完了し、実施設計業務を進めています。

智恵文小中学校整備事業については、太陽光パネル設置工事が完成し、中学校校舎改修工事及び外構工事は施工期間内の完成に向けて順調に工事が進んでいます。

11月11日に、実行委員会主催による智恵文小学校・智恵文中学校の統合記念事業「お別れ会」が智恵文小学校で行われました。

当日は、児童生徒、保護者、地域の皆様の参加のもと、両校のスライド上映や校歌斉唱により、思い出の詰まった智恵文小学校、中学校の歴史を振り返りました。

また、令和6年4月に開校する智恵文小中学校の新たな校章の紹介と考案者の遠藤百々花さんに感謝状を贈呈しました。

危機管理体制の確立では、10月13日に名寄市通学路安全推進会議を開催し、児童生徒が安全

に通学できるよう各関係機関が連携し、通学路の安全対策を図るよう協議を行いました。

10月から私と教育長は、市内全小中学校の学校訪問に行っています。授業の参観や児童生徒と給食を一緒に食べて過ごすことで、日常の子どもたちの様子や学校の状況を把握する良い機会となりました。

なお、学校訪問でも、多くの子どもたちから要望がありましたが、近年の酷暑対策として、児童生徒の生命と健康を守り、学ぶ意欲が高まる環境の中で教育活動を進めていくため、市内小中学校への冷房設備の設置に向け、関連する補正予算案を本定例会に提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

令和6年3月末で任期満了となる名寄市立大学の学長選挙が11月15日に行われ、家村昭矩氏が当選されました。

なお、任期は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間となります。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、高校生と保護者を対象に本年度3回目のオープンキャンパスを9月30日に行いました。来場型で行い、高校生127人、保護者96人の参加がありました。

各学科教員による模擬授業や学生との交流、保護者には「なよろを観るバスツアー」にて、在学生の生活スポットや実習先など各所を巡り、本学及び本市の魅力を伝えるとともに、学内ツアーでは、学生の修学及び生活環境をより身近に感じていただきました。

今後、11月に行われる学校推薦型選抜・社会人選抜入学試験から2月及び3月に行われる一般選抜前期・後期へと続いていきます。

今後も、地域に根ざした教育活動の展開と名寄市立大学の特色と専門性を活かした学生確保の取組に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

す。

9月24日に、市民文化センターを会場に「生涯学習フェスティバル2023 in なよろ」を開催しました。出会いの広場には3団体が出演、ワークショップブースには飲食販売ブースも含め13団体が出展し、そのうち8団体が体験教室を行いました。

名寄ピヤシリ大学では大学祭を開催しました。作品展示は、10月17日から24日まで、市民文化センターにおいてクラブ活動で制作した作品のほか、修学旅行や研修旅行のまとめなど学生の力作84点が展示されました。また、10月24日には、芸能発表を行い、学年やクラブ活動で練習を重ねてきた歌や踊りを発表しました。

風連瑞生大学では、9月28日から1泊2日の日程で札幌、小樽方面へ4年ぶりの研修旅行を行いました。16人の参加者は、施設見学を通して学生間の交流を深めました。

智恵文友朋学級では、地域包括支援センターと連携のもと、楽食健幸講座を8月から9月にかけて3回開催し、フレイル予防のゲームや軽体操、食事を通じた健康維持について実習を交えながら学習を深めました。

名寄市公民館では、10月3日から全7回の日程で、市民講座「アコースティックギター体験教室」を開催しています。初心者をはじめ16人の受講者は、チューニングやコードの押さえ方など、演奏方法を学んでいます。

次に、市立図書館について申し上げます。

読書週間企画として、10月29日に「ハロウィンおはなし会」を開催し、家族連れなどの参加をいただき記念撮影コーナーもにぎわいました。

11月3日の「文化の日特別開館」では、雑誌リサイクルやフィルムコートサービスを行い、多くの参加をいただき好評を得ました。

次に、北国博物館について申し上げます。

10月13日から11月7日まで、企画展「懐かしの建屋・昭和の暮らし展」を開催し、今はな

い市内の建物と昭和時代の手仕事を、水彩画やスケッチ画、実際に使われた道具を展示して紹介しました。

また、11月10日から12月5日まで、企画展「木原康行銅版画展」を開催し、フランスで活躍した名寄出身の銅版画家木原康行氏の作品と、御親族から寄贈された制作に関わる資料を展示しています。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

10月21日のプラネタリウム誕生100周年を記念し、なよろ市立天文台プラネタリウムにおいて、オーロラ映像の投影など3週連続で様々なイベントを行うとともにプラネタリウムに関する展示を行いました。

11月3日から5日間、移動式天文台車ポラリスⅡを東京都杉並区へ派遣しました。小学校3校などで観望会を行い、延べ1,782人の区民の皆様にご覧いただきました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備では、利用者ニーズや利用頻度が高いスポーツセンタートレーニング室のセットダンベル・ダンベルラック及びスミスマシンを更新し、より良いトレーニング環境を整えました。

また、8月5日から6日にかけて続いた大雨の影響により、ピヤシリシャンツェアウトランの土砂が一部流出したため、コンクリート補強を含めた埋め戻し等の災害復旧工事を行いました。

スポーツ振興事業では、子どもたちの運動機会の提供、市民の健康づくり、商店街の賑わい創出を目的とし、Nスポーツコミッション主催の街なか運動会が9月10日に開催され、延べ443人が参加されるとともに商店街の御協力により飲食ブースを設け、イベントを盛り上げていただきました。

また、市内の中学校部活動やスポーツ少年団等で活動している小中学生及びその指導者が北海道

名寄高等学校の部活動を体験する、名寄高校部活動版オープンスクールを同校、名寄市、名寄市教育委員会の共催で10月21日に開催し、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化活動に親しみ、継続できる環境を地域全体で改めて考え直す機会となりました。

さらに、11月1日には、ジュニアスポーツエコシステム形成事業の説明会が参加希望競技団体に対し行われました。本事業では、Nスポーツコミッションが主体となり、部活動地域移行を含めた、小学から高校にかけて地域内で一貫した指導体制の構築を目指します。

スポーツ合宿推進事業では、JOCジュニアオリンピックカップ2024全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本小・中学生選抜スキー大会が本市で開催されることが決定しました。市内関係団体の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

大会は来年3月6日から10日の日程で開催が予定されており、地域一体となって選手をお迎えできるように、準備を進めてまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

11月19日に家庭教育学級合同研修会「幼児期からの強い足づくりケア教室」を、市民文化センターで開催しました。参加した親子は、幼児期からの足ケアの重要性を学びました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月23日にスポーツセンターにおいて、第17回名寄市子ども会フットサル大会を開催しました。小中学校や子ども会を通じ参加した児童生徒は、ゲームや応援などを通じて交流を深めました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

10月26日に名寄市青少年表彰式を行い、学校や地域活動などにおいて顕著な功績のある3個人、2団体を表彰しました。

また、小学生から高校生までを対象に、10月から名寄市青少年健全育成標語を募集し、11月28日に最優秀作品の表彰を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

9月19日に市民文化センターENRAYホールを会場に、落語家の蝶花楼桃花さんらをお招きして、市内の全中学生を対象に落語教室を開催し、伝統文化である落語について学びました。

11月2日から3日にかけて、ふうれん地域交流センターを会場に、風連文化祭を開催しました。作品展示では15団体、2個人から560点を超える力作が出展されました。

また、演芸発表では、小学生から高齢者まで16団体から192人が演奏や踊り、歌などを披露し、会場に集まった750人を超える市民が、大きな声援を送り、楽しいひと時を過ごしました。

また、第66回市民文化祭は、11月4日から5日にかけて、市民文化センターを会場に開催しました。市民文化センターENRAYホールで行われた芸能発表には、日頃から練習を重ねてきた歌や踊りなど24団体から303人が出演し、東館を中心とした展示発表には、29団体、3個人から1,143点の作品が展示されました。約1,300人の市民が会場を訪れ、芸能発表や展示作品を楽しみました。

11月23日には、名寄駐屯地音楽隊と名寄朔北太鼓の御協力をいただき、市民文化センターENRAYホールを会場に、避難訓練コンサートを開催しました。公演中の災害を想定し、当日訪れた観客とスタッフが一緒に避難訓練を行う貴重な体験となりました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第1号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和6年4月1日から義務教育学校として智恵文小中学校を開校することから、小学校及び中学校等と限定をされていた関係条例に義務教育学校を追加をするため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第2号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、令和6年1月1日から産前産後期間

に係る国民健康保険税の軽減措置が講じられたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正の内容につきましては、国民健康保険の出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を当該出産被保険者の出産予定日に属する月の額を単胎妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月軽減しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 1点確認をさせていただきたいというふうに思います。

該当する出産被保険者の出産予定の月の前月から出産予定月の翌々月までの間ということであり、最近早産という形で早い、月が満たない前にといいところも多いのかなというふうに思います。予定月の翌々月というのは理解できるのですが、また該当のする前月で区切っているところら辺、また早産してしまった、今医療も進んでいますから、頑張って元気に育ってくる子も多くいるのですが、そういった部分についての対応をどのようにされるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 早産の関係御質問いただきました。基本的には出産予定月ということで、今回来年の1月1日から施行になりますので、一番直近で該当になるのが今年の11月に生まれる方がちょうど翌々月の1月から該当してくるということでございます。今回のこの制度につきましては、出産予定の半年前ぐらいから申請が可能です。実際に今言われましたように早産という場合もありますので、そこは状況見ながら、その月を起算しながら算定をしていくという形になりますので、ちょうど今制度が始まった時期で

ございますので、今後満額といたしますか、12分の4か月対象になるときにつきましては、そこは一定程度整理しながら対象になるような形で申請をいただいて、減免をしていくという形になると思いますので、細かい要綱といたしますか、詳細な部分についてはこれから国のほうからも来ますので、そこはまた条例改正をさせていただいた後に規則もそれに合わせて改正をしますので、その中で適用の仕方の部分につきましては規定をしていきたいというふうに考えておりますので、そこも含めて状況に応じながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 該当される方はそんなに多くはないと思うのですが、しかしいろいろそういった条件が重なると心労も負担になっているという方々が多くなりますので、ぜひとも、なかなかこれ読んでも難しくて分かりづらいなというふうに思いながら見せていただいているのですけれども、分かりやすく御説明をいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第3号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、各共同飲料水施設事業組合における受益戸数の減少や施設改修等の費用上昇への対応として、事業に対する補助限度額の引上げを行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第4号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第5号 名寄市博物館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市博物館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市北国博物館の分館であります名寄市風連歴史民俗資料館の開館方法について、開

館時間を午前10時から午後4時までに、開館日を市内の学校及び団体が希望する見学日と教育委員会が定める日のみに変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第6号 名寄市下水道条例の一部改正について、議案第7号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市下水道条例の一部改正について、議案第7号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本条例において規定をしている手数料については、平成18年3月に制定をされてから現在まで改定を行わずに適用してまいりましたが、排水設備の計画確認等の手続に要する経費と徴収する手数料に乖離が見られることから、手数料の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするもの

でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) これより、議案第6号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

高野美枝子議員。

○11番(高野美枝子議員) ただいま御説明がありましたように、平成18年3月から改定が行われなかったということで、今回乖離が見られるということで改定するというこの、その経過についてもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長(山田典幸議員) 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長(佐藤美香君) この条例改正の経過についてですけれども、まず排水設備といいますのは住宅の台所やお風呂、トイレなどの汚水を公共下水道や市で設置した合併浄化槽に流すための設備なのですけれども、この排水設備を設置する工事につきましては市が指定した排水設備工事業業者以外では施工することができないこととなっております。今回の改正では、指定工事業業者となるための申請と、2年ごとに更新が必要なのですけれども、その更新の手数料の変更、それと併せまして排水設備の工事を実施する際に工事の申請が必要でありますので、その工事の確認手数料の変更となっております。今回下水道の手数料なのですけれども、この間下水道使用料につきましては減少傾向にあるということで様々な機会に説明してきているところなのですけれども、さらには下水道の施設が老朽化に伴って改築更新費用が増えてきて、経営の運営が厳しさを増しているということで、経営戦略の中でも実は下水道使用料の水準の検討を今後進めていかなければならないということで経営の健全化を図るということをやっております。その収益の増収ですとか支出の見直しをして、事務コストの精査をしたその一つとして今回手数料の変更を考えまして、進めてき

ているところです。乖離が見られるということですけれども、実際に1件1件の申請の申請におきまして確認する職員の事務経費、現地の確認等もありますので、それを精査した中では今回の金額になったというのが経過となっております。

○議長(山田典幸議員) 高野議員。

○11番(高野美枝子議員) 下水道事業、これから老朽化する中で大変なのは分かるのですけれども、新規で1件につき5,000円が1万円とか、継続でも新規1,000円から5,000円、そしてまた手数料においても1,000円から5,000円ということで2倍と5倍という大幅な値上げになっているわけなのですけれども、その算出根拠についてということなのですけれども、どのような算出根拠なのかということと、業者の方を通してということですよ。例が多いのかと思えますけれども、年間の件数と歳入でどのくらいの金額になるのか、そしてまた差額についてはどのくらい歳入増ということで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長(佐藤美香君) 算出の根拠ですけれども、過去3年間の状況を基に手続に係る1件当たりの業務時間の和に対して1分当たりの人件費を乗じたものにその他の経費を足して算出しております。例えば申請に関していきますと、受付してから審査、報告、記録ですとか技術的な指導も含めて時間を計算しておりまして、さらには先ほども言いましたが、現地の検定の時間もありますし、そのほか申請後に登録して、事務管理をしなければならない。その時間も含めて計算した結果が新規については5,000円から1万円、継続については1,000円から5,000円、そして計画確認手数料についても同様な形となっております。今回計算した中で、件数につきましては工事業業者の登録、新規ですけれども、3年間の平均で新規につきましては1件程度となっております。継続については、その年の、登録した

年の2年後に継続の申請となりますから、年間に、その年によってばらつきはあるのですけれども、平均しますと9件となっています。

排水設備工事の申請件数ですけれども、3年平均で新規につきましては56件、改築につきましては16件、撤去につきましては57件となっております、これまではそれぞれ1,000円、5,000円の金額となりますので、この件数で見込んだ金額としては増加する金額は36万2,000円となっております。

経営について、この金額で果たして経営が悪化が免れるのかということ、そうではないのですけれども、まず経営を安定させるための一つの手法として考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 異常な物価高で、水道事業も本当に大変だとは思いますが、市民も食料品や全てのものが値上がりしております、これから冬期に向けて灯油代の心配もしないといけない中で、やはり少しでも市民の負担が少ないような手数料、使用料であってほしいというふうに考えているところです。

周知期間なのですけれども、令和6年4月1日からとなっておりますけれども、期間が短いように思いますが、周知期間の考え方と周知方法についてお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 周知につきましては、今後広報等で説明していきますけれども、この工事申請手数料等は多くが事業者に対してお知らせするものでありますので、年に1回工事事業者の説明会がありますから、その中で周知をさらにしていくこととしております。

○議長（山田典幸議員） 川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 今経緯については御説明いただきましたけれども、経費と徴収する手数料の金額が説明資料によりますと大きく乖離して

いるというふうな御説明であります。大きく乖離していたのだけれども、この時期に、今お話があったように、景気も低迷した中、そして今年の10月1日からはインボイス制度も入ったというようなこの時期に実施、提案がされて、来年度から始まるということなのですが、この時期になったという理由についてお知らせをいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 時期についてなのですけれども、まずこの手数料につきましては、先ほどお伝えしたとおり、事業者に対してと、新たに住宅を建設する方がほとんどかと考えるのですけれども、それ以前の問題で、下水道使用料、水道料金もそうなのですが、そこをどうしていくかということがこの間私どもが考えてきた経過の中でなるべく支出を減らすというのが一つの経営努力かと思うのですけれども、さらには収入も何かしら増やして、使用者の負担を減らしていかなければならないという中の一つの手数料なり収入を増やす手だてではないものかということで、実は今年初めて上げたものではなくて、前回の使用料の改定からずっと考えてきたことであります。実は水道料金、下水道使用料、令和6年度からどのような料金にしていくかということを検討する時期に入っているのですけれども、検討する前に、検討している前に経営努力として収入を少しでも上げられる一つの努力としてできないものかということで考えてきたものを6年になる前にまずはこの手数料について手をつけようということで今回提案になったこととなっております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 御苦労していただいているなというのが今伝わってまいりましたけれども、業者さんの中でも景気低迷の中でインボイスも始まり、本当に大変だという声も聞いていますので、やはり先ほど周知の話もありましたけれども、事業者さんとのいろいろなお話も進んでいる

のだろうというふうに思うのですけれども、その辺でもしお聞かせいただける部分がありましたら、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(山田典幸議員) 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長(佐藤美香君) 実際に事業者に対してまだ全体的な周知というのは進めている段階ではありませんので、早めな対応をしていきたいと考えております。

○議長(山田典幸議員) 川村議員。

○8番(川村幸栄議員) 水道料、下水道料、これから私たちのところにもいろんな影響が出てくるのかなというふうに思いながら、ちょっとどきどきしながらこの提案を見ているところであります。極力負担が大きくなるような取組を進めていただくことを求めて、終わりたいと思います。

○議長(山田典幸議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

これより議案第6号外1件の一括採決を行います。

議案第6号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(山田典幸議員) 日程第11 議案第8号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第8号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

名寄東病院につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設でございます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(山田典幸議員) 日程第12 議案第9号 財産取得に関する賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第9号 財産取得に関する賃貸借契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和5年2月27日に第1回市議会定例会で議決をいただいた公共施設照明LED化事業に伴うLED照明器具の賃貸借契約について10月1日開始のインボイス制度により契約金額を変更するものでございます。変更前の契約金額は消費税を含め6,576万7,680円で契約をしており、インボイス制度により消費税額の計算方法が変更となり、変更後の契約金額は消費税を含め6,576万7,668円で、変更契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第10号 和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 和解について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市風連町大町14番地1及び16

番地1に昭和39年7月31日に建築、昭和40年7月6日付で上川郡風連町名義で登記をされていたことが判明した家屋について、取得時効の援用の申出があったものであります。本件家屋については、相手方が前所有者から購入後、善意無過失で占有していたと認められること及び本市としても本件家屋を市所有物件として認識しておらず、相手方が所有の未登記物件として認識をし、固定資産税を徴収していたことから、改めて所有権を主張する事由もなく、訴訟を経ずに和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第11号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和5年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由

を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ6億3,551万6,000円を追加をし、予算総額を251億504万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。6款農林業費におきまして持続的畑作生産体系確立緊急支援事業費1,658万5,000円及び産地生産基盤パワーアップ事業費6,837万2,000円の追加は、それぞれ農業機械、設備の購入等に対する北海道の補助が採択をされたことから、補助金を計上しようとするものでございます。

7款商工費におきまして商業指導育成対策事業費2,477万2,000円の追加は、地域通貨加入店舗で使用する端末の購入費について店舗数の増加により不足する分やそれに伴うシステムの追加等について補助しようとするほか、地域通貨の普及促進、地域経済の活性化を図るため年度内に行われる販売促進事業に係る経費を補助しようとするものでございます。

10款教育費におきまして小学校維持管理事業費、中学校維持管理事業費、智恵文小中学校整備事業費における学校空調設備設置工事実施設計委託料の計3,100万円の追加は、昨今の夏の猛暑を受け、市内小中学校等に空調設備を整備するために実施設計を行おうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加、変更等に伴う特定財源を追加をしたほか、前年度繰越金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、繰越明許費におきましては、年度内に完了しない橋梁長寿命化事業費ほか計2件を繰越ししようとするものでございます。

第3表、債務負担行為補正では、名寄庁舎エレベーター保守管理委託料ほか計24件を追加をし、名寄市下多寄デマンド運行業務委託料1件の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) 追加説明を渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 一般会計の補正予算につきまして、市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第11号の14から15ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費における基金積立金3,169万4,000円の追加は、これまでいただきましたふるさと納税寄附金を後年度の事業に活用すべく地域振興基金に積み立てようとするものであります。

16から17ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費における社会福祉一般行政経費1,881万7,000円の追加は、令和4年度における生活保護等福祉施策に係る事業費が確定したことに伴う国、道への返還金を追加しようとするものであります。

3款民生費、1項7目障害者福祉費における介護給付事業費2,981万2,000円の追加は、予算の不足が見込まれる障害介護給付費の追加をしようとするものであります。

3款民生費、2項5目児童母子等給付費における乳幼児等医療給付事業費1,600万円の追加は、RSウイルスの流行等により予算の不足が見込まれる乳幼児等医療給付費を追加しようとするものであります。

18から19ページをお開きください。6款農林業費、2項1目林業振興費における森林整備等振興事業費1,800万円の追加は、公共補助の配分額の減少等により不足が見込まれる私有林整備等事業補助金を追加しようとするものであり、財源につきましては森林環境譲与税を原資とする森林整備等振興基金繰入金を計上しております。

20から21ページをお開きください。8款土木費、5項2目住宅整備費における市営住宅建設事業費3億5,000万円の追加は、国の今年度予算の精査により交付金を先受けし、次年度に予定している事業の財源を確保するものであり、当該事業は繰越明許費を設定しております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 今の議案第11号の17ページにあります3款民生費、社会福祉費の中の介護給付事業費、障害介護給付事業費が約3,000万円ほど不足を補うために追加するというふうな内容でした。障害介護給付費ということなのですが、対象の方々の人数が増えたものなのか、またそういったことに今まで介護給付を受けていた方々の障がい、介護度が増してきたのか、そういったところら辺の状況が分かればお知らせをいただきたいと思いますが。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま障害給付費の関係の御質問いただきました。議員からありましたように、人数が増えたところの部分もちろんあるのですけれども、この部分につきましては施設に入所されている方々のサービス給付だとか、あと通所だとか在宅でサービスを受けられる場合の給付費の内容となっております。これ介護とかもそうなのですけれども、事業所によっては例えばレベルアップといいますか、サービスをよりよくすることによって加算が当たる場合もございますし、もちろん必要なサービスがその方にとって量が増えるという場合もございますので、そういう複層的な部分を含めまして、今後3月までの見込みで一定の金額が増額しないと運用としてはちょっと厳しいということの現場というか、私どもとしての考えがございまして、今回

提案させていただいている内容となっております。以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 障がいも含めてなのですけれども、介護保険利用されている方々がやはり認知度が上がって、介護度も上がって、いろいろ支援をしていただかなければならないという方々が今私の周りでも増えていらっしゃる状況にあります。自分自身も含めてなのですけれども、そういった状況ですので、やはり今後こういった不足というか、費用を補っていくというところら辺は今後も増えてくるのかなというふうに思っています。これから来年度の予算も編成も進んでいられる中で、やっぱりそういった見通しも持っていていただきたいなというふうな思いを込めて今発言をさせていただいています。その点についてのお考えをお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） これ障がいの部分につきましてもそうですし、介護は保険方式でやっていますが、障がいについては税方式を取らせていただいていますので、どちらも一定の国や道の支援をいただきながら、介護保険のほうは保険料頂戴しながら、障がいのほうは税の中でやらせていただくという形になっておりますが、いずれにいたしましてもサービスを実施していく場合の見込み量の算定というのが必要になってくるというふうに思っております。障がいの場合の計画について一応3年に1度サービスの内容とか量について、ちょうど今晚その会議を一応まだ予定して、来年の4月からまた新たな3年の計画を立てていくという形にもなっていくしますので、サービス量を見込む計画をただいま策定中でございまして、今後計画の原案ができましたら、市民の皆様にもおそらくパブリックコメントとかをお願いする形に多分なってくるというふうに思っておりますので、サービス量等々につきましては現在保健

医療福祉推進協議会の中で障がい者部会というところの部会の中で各委員の皆様から御意見頂戴しながら策定させていただいておりますので、今後もそのような形で意を配してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(山田典幸議員) 山崎真由美議員。

○3番(山崎真由美議員) 10款教育費について1点確認をさせていただきたいと思います。

ページ数でいいますと、議案第11号の23ページに当たるところになります。先ほど御説明いただきました3項中学校費、学校空調設備設置事業実施計画の委託料についてであります。現在、先ほどの市長の行政報告にもありましたように、名寄中学校については実施設計が進んでいる状況ということでもあります。中学校での委託料、実施設計についての教育部としての見通しをどのように持たれているのかお伺いしたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長(山田典幸議員) 再開します。

木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 今回の市内小中学校への冷房設備の設置につきましては、まず市内の全小学校、それと智恵文小中学校の義務教育学校、それと風連中学校への設置については事業費ですとか電気容量を確認するため設置に向けた設計業務を今回の補正予算で提案させていただいております。それが合わせまして3,100万円ということになっているところでございます。名寄中学校と名寄東中学校につきましては、両校ともそれぞれ、特に名寄中学校はもう既に基本設計も終えて、これから実施設計に進んでいきますし、東中学校につきましても今後改修、改築に向けて今検討を進めさせていただきたいというふうに考えている

ところでございますので、そういった改築、改修を控えていることから、窓用エアコンを購入させていただいて、設置させていただきたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(山田典幸議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 分かりにくい発言で申し訳ありません。名寄中学校と名寄東中学校の窓用エアコンということでの想定ということは、新聞報道でもちょっと見ておりましたので、その点について確認をさせていただきたかったわけなのです。現在名寄中学校は実施設計が進むところまできております。そして、名寄東中学校のほうはそれ以後ということでもありますので、時間経過についてはかなり年数がかかる状況があるのではないかとおぼやかし、名寄中学校と名寄東中学校の設計を同じに考えていいのかどうかということに対して少し不安があるものですから、名寄東中学校のほうの状況が窓用エアコンの設置で対応することが可能な環境づくりになるのかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 確かに名寄中学校のほうは今先行して基本設計、さらに実施設計を進めさせていただきまして、順調にいけば令和6年度から改築工事を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。名寄東中学校につきましては、この間もお話しさせていただいておりますけれども、改築、改修に向けて様々な手法が考えられるということから、例えば産業高校の跡地利用ですとか、そういったことも考えられることから、これからよりスピード感を持ちながら改築、改修に向けてお話をほうさせていただきたいというふうに思っているところでございます。今議員のお話にあったとおり、そういったことから確かにもう少し東中学校のほうについては年度がかかるのではないかとおぼやかし、改修、改築工事を控えている

ということに関しましてはここは間違いございませんので、ここについては窓用エアコンのほうをしっかりと設置させていただいて、対応のほうはさせていただきたいというふうに思っておりますし、この件に関しましては実は校長会のほうからも名寄中学校、東中学校にはまずは窓用エアコンのほうを設置していただけないかといった要望も来ておりまして、私どももそういったことも踏まえながら今回対応させていただきたいというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 校長会の意見もしっかり聞いていただいているということですので、現場の内容については確認していただいていると思いますが、この後も、とにかく救急車で搬送されるような熱中症の症状を訴える生徒の事例もかつてはあった状況がありますので、現場をよく確認していただきながらの設計を進めていただくことを求めて、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 議案第1

2号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ346万5,000円を追加し、予算総額を28億5,899万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費におきまして介護保険システム改修委託料176万円の追加及び3款地域支援事業費におきまして地域包括支援システム改修委託料102万9,000円の追加は、介護保険制度改正に伴いそれぞれ必要なシステム改修に係る経費を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加に伴う国庫支出金などの特定財源を計上したほか、収支の調整を前年度繰越金で実施しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(山田典幸議員) 日程第16 議案第13号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第13号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正しようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ283万9,000円を追加し、予算総額を18億1,394万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして名寄市立大学奨学金基金積立金166万円の追加は、これまでいただいた寄附金を基金に積み立てようとするものでございます。また、学生寮維持管理事業費75万9,000円の追加は、学生寮給湯ポンプに故障が生じたことから、修繕に係る経費を追加しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、6款繰入金におきまして一般会計繰入金、名寄市立大学奨学金基金繰入金をそれぞれ追加をし、収支の調整を図ってございます。

第2表、債務負担行為補正では、消防用設備点検委託料ほか計8件を追加しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(山田典幸議員) 日程第17 議案第14号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第14号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加をするもので、名寄東病院指定管理料等ほか計2件について追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第18 議案第15号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加をするもので、風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料ほか計2件を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第19 議案第16号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第17号

名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につい

て、議案第18号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第19号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第20号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第21号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第17号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第18号

名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第19号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第20号

名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第21号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月7日付人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定を実施されることに伴い、名寄市職員及び会計年度任用職員の給与並びに議員及び特別職の期末手当の額について同様の措置を講ずるために関係条例を改正をしようとするものでございます。

なお、議員報酬及び特別職の給与額を改定する際には、名寄市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされておりますが、平成26年5月1日に同審議会が出された答申により、期末手当の額の取扱いについては、人事院勧告等により一般職員に改定があった場合には、その改定に準じることが適当であるとされており、今回の人事院勧告に対して同審議会の各委員に確認をし、人事院勧告どおりに改定を行うべきとの意見を受けまして、

当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) これより、議案第16号外5件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

これより議案第16号外5件の一括採決を行います。

議案第16号外5件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号外5件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時12分

○議長(山田典幸議員) 再開します。

日程第20 議案第22号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第22号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、近年大雨等の災害やヒグマやエゾシカといった有害鳥獣等の対応のため勤務時間外や休日に緊急的な対応業務が増加をしていることから、特殊勤務手当を見直すために本条例の一部を改正

しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長(山田典幸議員) 先ほど休憩中に市長より議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてが提出されました。これについては、さきに行われた議会運営委員会にて日程に追加し、直ちに議題とすることと決定しています。

お諮りいたします。配付の追加日程表第1号のとおり日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

議案第23号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長(山田典幸議員) 追加日程第1 議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことから、勤勉手当の支給に関する3条例の規定の整備及び法改正に伴う2条例の引用条項ずれの修正を行うため、関係条例を一括して整備をする本条例を制定するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第21 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和5年8月6日午前9時30

分頃、建設水道部所管の公用車が市道日進智東線において道路冠水に伴う通行止めの作業を行うため冠水区域である名寄市日進539番地を走行中、エンジン故障により道路中央に停車をしていた相手方車両の左脇を通り抜けた際に当方車両の左側面が相手方の車両の左後方側面に接触をしたものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方への損害賠償として32万1,500円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第22 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和5年8月19日午後2時52分頃、名寄庁舎配置の共通公用車が道立サンピラーパークレストハウス駐車場から移動しようとして後退をした際、後方に駐車をしていた相手方車両の前方に衝突したものです。過失割合は本市が100%であり、相手方への損害賠償として37万2,200円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により

御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(山田典幸議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷聡議員。

○5番(谷 聡議員) 市役所のようにたくさんの職員が車を運転する業務を行っているという組織については、交通事故というのは避けられないものだろうというふうに思っております。しかしながら、市側の過失割合が100%という事故というのはこれは防げるものであると思ひますし、これは防がなければいけないものだというふうにも思っています。これらの事故を受けて、職員に対していつどのような形で注意喚起を行ったのかお伺いをしたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 谷議員から今回2件とも過失割合100%の事故を起こしたということで、私安全運転管理者という立場もありまして、この場をお借りしまして事故の相手方の皆さんですとか、あと市民の皆さんを含めましておわび申し上げますところでございます。今回の事故を受けてというわけでありませぬけれども、交通事故、特に公用車の部分含めまして、課長会議ですとか庁議ですとか、そういう機会を通じて毎年交通事故の防止のためにお願いを、周知をしているというところでもございますし、研修としましては新規採用職員が中心になるのですけれども、毎年名寄自動車学校を会場にしながらも運転技術講習会を開催しながらスキルアップに努めているという部分、講師については自動車学校の先生ですとか警察の交通課の皆さんにもお願いしているということでございます。事故を起こした職員には、所属長ですとか私どものほうでも厳しく指導しているというところもあります。課長会議でしたら対面でやるのが年に4回ほどあるのですけれども、今回12月にもありますが、その中でも交通事故

防止、この部分につきましてはまた周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長(山田典幸議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 以上で質疑を終結いたします。

報告第2号を終結いたします。

○議長(山田典幸議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日11月30日から12月12日までの13日間を休会としたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、明日11月30日から12月12日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(山田典幸議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時21分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 今 村 芳 彦

署名議員 高野美枝子

令和5年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年12月13日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長 16番 山田典幸 議員
副議長 10番 倉澤宏 議員
1番 中嶋孝幸 議員
3番 山崎真由美 議員
4番 水間健詞 議員
5番 谷聡 議員
6番 今村芳彦 議員
7番 清水一夫 議員
8番 川村幸栄 議員
9番 佐藤靖 議員
11番 高野美枝子 議員
12番 高橋伸典 議員
13番 遠藤隆男 議員
14番 東川孝義 議員
15番 東千春 議員

1. 欠席議員（1名）

2番 富岡達彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤慈生
書記 石橋恵美
書記 加藤諒
書記 川名桃代

1. 説明員

市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
教育長 岸小夜子 君
総務部長 渡辺博史 君
総合政策部長 石橋毅 君
市民部長 廣嶋淳一 君
健康福祉部長 馬場義人 君
経済部長 山田裕治 君
建設水道部長 東聡男 君
教育部長 木村睦 君
市立総合病院 佐々木紀幸 君
事務部長 佐々木紀幸 君
市立大局学 水間剛 君
長 事務局長 水間剛 君
こども・高齢者 松田慎司 君
支援室長 松田慎司 君
産業振興室長 田畑次郎 君
上下水道室長 佐藤美香 君
会計室長 鈴木康寛 君
監査委員 岡川進 君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 谷 聡 議員

12番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

条例を生かしたまちづくりについて外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） おはようございます。ただいま議長から御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目で2点質問させていただきます。

最初に、大項目1、条例を生かしたまちづくりについてお伺いいたします。名寄市は、平成18年の合併から数えて17年目を迎えています。その間、平成22年4月1日にまちづくりを進めるための基本ルールとして、自治基本条例を施行いたしました。この条例は、市民、議会、市が連携と協力をしながら市民が主体のまちづくりを進めていく上での基本ルールを定めたものです。さらに、他の多くの条例でルール化を図りながら新名寄市のまちづくりが鋭意進められてきました。

そこで、次の条例に関してお伺いいたします。小項目1、名寄市みんなを結ぶ手話条例に基づく優しいまちづくりについてお伺いいたします。市民憲章で誓う体と心の健康を大切に、安心して暮らせるまちをつくるための重要な手段は言語で

あります。その一つである手話についての普及啓発については、以前から広報などによる今月の手話の紹介、手話奉仕員養成講座開講など、具体的に取り組まれています。また、名寄市立大学でも手話サークルが活動されていると認識しています。これらの取組状況に対する反響についてお伺いいたします。

また、条例に明記された施策の推進としての環境づくりについては、手話通訳者の方々に活躍していただきやすい環境づくりが必要と考えます。取組状況と今後の計画についてお伺いいたします。

次に、小項目2、（仮称）名寄市子供の権利条例の制定についてお伺いいたします。急速に進む少子化と子供、子育てをめぐる複雑化する社会的背景を念頭に、国は平成24年8月、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立、法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されています。名寄市においても子育て支援施策や教育保育事業の充実に努めてきており、現在は第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画による取組が進められています。この計画の最終年である令和6年度が来年度に当たることから、ここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちを目指して、次のステージを見据えた（仮称）名寄市子供の権利条例制定に向けた取組が有効であると考えます。名寄市としての見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、2024年度予算編成に関わってお伺いいたします。今年も11月1日に市長から各部局に示された2024年度予算編成方針が4日置いた11月5日付地元新聞で「名寄市が予算編成方針、喫緊の課題に対応」と大きな見出しで報道されました。言うまでもなく、予算編成方針はまちづくりの方向性を決める極めて重要な方針であることから、市民の関心も高く、市民生活への影響も大きいと認識します。

そこで、2024年度予算編成に関わって、小項目で3点質問いたします。小項目1、予算編成

方針の重点となる基本方針についてお伺いいたします。基本方針として、総合計画、総合戦略の具現化、将来にわたる地域生活の維持への取組、子供、子育て政策の推進、持続可能で健全な財政運営維持への努力の4点が打ち出されましたが、基本方針に沿った予算編成において最重要視する喫緊の課題をどのように捉えているのかお伺いいたします。

小項目2、公共施設の維持管理についてお伺いいたします。老朽化が目立つ公共施設が多くなってきている現状を踏まえ、その維持管理について公共施設等再配置計画を基に長期的な視点も加味した中での来年度予算編成の考えについてお伺いいたします。

小項目3、財政の健全化を担保する予算編成の考え方についてお伺いいたします。市内4か所で開催された町内会連合会主催のまちづくり懇談会で説明のあった令和4年度名寄市の台所事情は、実質単年度収支で2億3,558万4,000円の赤字、その他基金等を加味した実質単年度収支では6億2,672万1,000円の赤字であると報告がなされ、基金を取り崩しての事業実施についても説明が加えられました。健全化判断比率の算定結果では、名寄市は国が示す基準以下であり、心配ないとのことでしたが、今後も基金の取崩しが想定されていることから、財政の健全化は十分注視していかなければならないものと考えます。基金の取崩しに関する考え方についてお伺いいたします。

また、財政の健全化を担保する上で鍵となる考え方についてもお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長(山田典幸議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) おはようございます。山崎議員からは、大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、条例を生かしたまちづくりについて、小項目1、名寄市みんなを結ぶ手話条例に基づく優しいまちづくりについてお答えいたします。障害者基本法第3条において手話は言語として定められており、障がい者は意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることとされています。本市においては、名寄市みんなを結ぶ手話条例、以下条例と称します、が制定された平成27年以前から手話及び要約筆記の協力員を派遣する名寄市聴覚障がい者協力員派遣事業を実施するなど、聴覚障がい者や聾啞者の方々への支援策を講じてきました。名寄市聴覚障がい者協力員派遣事業は、平成12年度より事業を開始し、当時旭川市を除く道北初の事業で、その制度を支える人材育成の一環として、事業開始の前年の平成11年度より手話奉仕員養成講座も取り組んでおります。本市の聴覚障がい者協力員派遣事業は、名寄市社会福祉協議会へ委託しており、委託先が利用者と協力員のマッチングを行い、事業運営しております。派遣する協力員は、名寄手話の会などからの推薦者7名、名寄要約筆記通訳サークルかえでからの推薦者6名で構成されております。名寄市手話の会につきましては、平成12年度の名寄市聴覚障がい者協力員派遣事業の開始当時の会員数が28名で、令和4年度末の会員数が23名となっており、担い手育成が課題となっております。手話奉仕員養成講座につきましては、平成11年度より継続的に取り組んでおり、平成27年度から現在の中川町から和寒町までの上川北部8市町村による合同の取組となり、上川北部聴覚障害者協会名寄支部への委託事業として現在に至っております。令和5年度の講座終了時点で通算2,208名の方々に修了証書を交付しております。また、本年度は受講者のうち4名が名寄手話の会への入会につながったことも大きな成果として捉えております。養成講座の開催方法につきましては、

本市と土別市の交互開催を基本としておりますが、ここ3年間は受講希望者のニーズや運営協力に当たる地元サークルの体制などにより本市で開催しております。なお、令和6年度につきましては、土別市での開催予定となっているところでございます。

御質問の手話の普及啓発に係る取組の取組状況の反響について、アンケートなどの具体的な調査は行っておりませんが、条例制定以降の8年間に開催された養成講座の受講者数が51名となっております。これまでの広報なよろによる今月の手話の周知活動や名寄市社会福祉協議会などが市民ボランティア講座として実施していただいているシンポジウムや映画会により市民の皆様へ手話への理解が広がった成果があったものと考えております。条例第3条において、市の責務として市民の手話に対する理解を広げる施策と手話を使いやすい環境とする施策の推進に努めることとされており、まずは市民が手話を身近に感じていただくこと、実際に手話に触れていただくことが重要であると考えております。本市では、平成28年度より理解促進研修啓発事業の出前講座として、コロナ禍で実施できなかった2年間を除き、5年間で11か所の企業、官公署、団体に足を運び、手話の普及啓発に取り組んでまいりました。今後においても、市民が手話を身近に感じられるよう関係機関と連携しながら広報、普及活動に努めてまいりますので、御理解を願います。

次に、小項目2、（仮称）名寄市子供の権利条例の制定についてお答えいたします。昨年6月22日に公布されたこども基本法が本年4月1日に施行され、全ての子供が個人として尊重され、差別的取扱いを受けないようにすること、適切に養育され、その生活が保障されること、年齢及び発達に応じて意見を表明する機会が保障されることなど6つの基本理念が明文化されました。また、子どもの権利条約の基本的な考え方は、差別の禁止、差別がないこと、子供の最善

の利益、子供にとって最もよいこと、生命、生存及び発達に対する権利、命が守られ、成長できること、子供の意見の尊重、子供が意味のある参加ができることの4つで表されており、こども基本法にも取り入れられております。現在令和7年度から始まる次期名寄市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子ども・子育て会議において協議を開始したところであり、今年度中には保護者向けのアンケート調査を実施する予定です。計画の策定に当たっては、こども基本法や子どもの権利条約の理念にのっとり進めていかなければならないと考えており、こども基本法第11条において子供の施策に対する子供や子育て当事者などの意見を幅広く聴取して、反映させるために必要な措置を講ずることと定めていることから、子供たちの意見をSNSなどを活用して直接聞ける機会を設けるなど、新たな取組を実施する協議を進めてまいります。本年度からこども家庭庁が設置され、子供真ん中社会の実現に向けた取組が進んできており、子供施策を総合的に推進するためのこども大綱も今年中には示される予定となっております。こども大綱で示された内容をしっかりと精査し、子供担当部局と教育担当部局が連携を図りながら判断してまいりたいと考えておりますが、現在のところ条例を制定する予定はございません。条例のある、なしにかかわらず、こども基本法や子どもの権利条約の理念に基づき個別の計画を実施していくことが重要と考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、2024年度予算編成に関わって、初めに小項目1、予算編成方針の重点となる基本方針についてお答えします。

令和6年度の予算編成につきましては、11月1日付で、各部局に市長訓令及び予算編成資料提出についての事務連絡を周知いたしました。本市

の財政運営には、社会保障施策に要する経費の増加や老朽化が進む公共施設、公共インフラへの対応など、多くの課題が山積している状況であり、また電気料金や燃料単価の高騰、それに伴う各種委託料の増加などにより基金を取り崩しての財政運営が続いており、今後も厳しい財政運営が続くものと認識しております。その一方で、社会は大きな変革期にあり、多様化する市民ニーズを的確に捉え、名寄市総合計画(第2次)に掲げた将来像を実現していくために組織機構の垣根を越えて、スピード感を持って早急かつ的確に対応していかなければならないものと考えております。このような状況から、令和6年度予算編成に当たっては総合計画、総合戦略の具現化、将来にわたる地域生活の維持への取組、子供、子育て政策の推進、持続可能で健全な財政運営の維持の4点を基本的な考えとして、全職員一丸となって予算編成に当たるよう指示があったところであります。お尋ねの最重要視する喫緊の課題については、本定例会初日に御議決いただいた補正予算に計上した学校施設の空調設備の整備やこの間継続して推進しているDX施策などが挙げられますが、令和6年度予算は現在各部署からの要求についてヒアリング、査定を行っているところであり、各級の予算査定において限りある財源を重点的かつ効果的に活用し、市民の安全、安心な暮らしを支えていくことができるようしっかりと議論してまいります。

次に、小項目2、公共施設の維持管理についてお答えします。御質問のとおり、本市には老朽化した公共施設が数多くあり、本市の大きな課題の一つであると認識しております。それぞれの公共施設では、公共施設個別施設計画や公共施設等再配置計画などにおいて一定程度今後の方針を定めており、維持管理についてもこの定めた方針にのっとって実施しているところであります。公共施設等再配置計画に掲げている施設については、庁内及び関係団体と協議を進めているところでありますが、検討が必要な課題も多く、現在予算も含

めて具体的にお示しできる段階ではありませんので、御理解いただきたいと思っております。

次に、小項目3、財政の健全化を担保する予算編成の考え方についてお答えします。令和4年度一般会計決算は3億5,023万9,000円の実質収支でありましたが、財政調整基金等各種基金を活用しての決算であり、実質単年度収支は2億3,558万4,000円の赤字となっており、今後も基金に依存しながらの財政運営にならざるを得ない厳しい状況が続くものと推測しております。しかしながら、市民の安全、安心な暮らしを支えていくためには、健全な財政運営の維持が不可欠であります。そのため、事業の選択、執行に当たって、事業の有効性、公益性等についてしっかりと議論していくとともに、特定財源の確保に努め、基金についても市債とのバランスを考慮した効果的、効率的な活用に努めなければならないものと認識しております。先日の議員協議会では、名寄市総合計画(第2次)後期実施計画の見直しに当たり、裏づけとなる中期財政計画をお示しさせていただきました。後期計画期間におきましても、老朽化が進む公共施設の対応などにより厳しい財政状況が見込まれる状況ですが、将来に多大な負担を残さず、市民生活を維持していくために本市では1つ目として実質公債費比率及び将来負担率の上限、2つ目として市債発行額の上限と市債残高に対して交付税措置されない割合、3つ目として財政調整基金及び減債基金の残高の3点について財政規律を設けているところであります。令和6年度予算におきましても、財政規律をしっかりと遵守しながら持続可能で健全な財政運営を維持していく方針であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(山田典幸議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、名寄市みんなを結ぶ手話条例についてあります。継続的に取り組まれている内容については新聞報道等でも耳にしておりますし、実際短期的な、例えば手話の講習会などがあったときに参加させていただいたりした経緯もございます。その中で本当に丁寧に指導していただいている、また指導に当たってくださっている手話の会の皆さんの御活躍の様子も目の当たりにこの間させていただいているところであります。その状況の中で、会員の担い手不足についても先ほど馬場部長から御答弁がありましたけれども、この中で例えば子供たちへのアプローチといたしますか、この間講習会等に子供たち、若い人材が参加しているかどうかというところの情報、分かりましたらお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 人数は一定把握させていただいております、この5年間で元年度はゼロ人だったのでありますが、元年度、2年度がコロナの関係も一部ありましてゼロ人だったのでありますが、令和3年度が4人、令和4年度が2人、令和5年度が3人というようなことになっておりまして、その中で実は約半年の中で54回ほど、週2回の講習をするというようなことが手話奉仕員養成講座の規定になっておりまして、それを全て出ただけということが一応条件になっていて、それで修了証書をお渡しするという立てつけになっているのです。ですので、なかなか厳しくて、実際今年いらっちゃったのが、最後の修了式のときには来ていただいたのですが、残念ながら修了証書をもらえることができなかった学生さんがいらっちゃって、どうもお聞きになっていると実習とぶつかってしまって、その関係でどうしても修了証書をもらうところのカウントまでいけなかったと。やっぱり社会福祉学科の学生さんだったようでございますけれども、中には市内を離れて、違う地域で臨床実習というか、現場実習をされるという方もいらっしやいま

すので、そうしますとその期間中1か月丸々穴が空いてしまうということになるとちょっと修了証書をもらうということができないというふうに言っていました、修了の中でぜひ手話を生かしながら自分の仕事もそういう方面に進んでいきたいというようなお言葉もいただいておりますので、修了証書はもらえなかったですけども、何らかの形でそういう形に進んでいければいいのかなというふうに思っています。ただ、今申し上げたように、回数が相当数あるということなので、何年か前から自分の仕事とか職場調整をしながら受講に至るまで相当年数をかけて準備して今回に臨んでいるという受講生の方々もいらっしゃるということでもございましたので、そういうような配慮も、配慮というか、そういうようなことも検討しながら今後続けてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） そのとおりなのです。スペシャリストを養成する講習であれば当然それだけ日数もかかりますし、やり方についても決まりの中で動いていくということではあるのですが、スペシャリストとしての手話奉仕員ということで、その講座はその講座として、また別な講座で親しみを持って手話に触れるというような講座の開設が今までもされてきていると思うのです。この庁舎の中でも1時間に当たるぐらいの時間だったでしょうか、私たちが参加させていただいて、本当にこんにちはずととか日常的な自分の名前を手話で表現するとか、そういう講座に参加させていただいたこともあるのですが、その中で一緒に出会った人たちが忘れないように出会ったときにこんにちはずという、そういう手話の使い方に触れさせていただいたこともあるものですから、特に若い方たちで日程をきちっとクリアできない可能性の方も参加しやすいような取組をしていただけないかと思っております。

いかがでしょうか。

○議長(山田典幸議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 先ほど壇上のほうでも答弁させていただきましたが、実は出前講座で手話の出前講座をやらせていただいております。先ほども申し上げましたが、市内の会社や官公署などなどからお申込みいただきまして、手話の講習会のほうを実施させていただいておりますし、たしか昨年だったと記憶しているのですが、実は社会福祉協議会さんのほうで市民ボランティア講座の一環として、聴覚障がいをお持ちの方々が出演されている映画会を上映していただいて、その後シンポジウムもしていただきました。シンポジウムには市長も参加していただいておりますが、そういった中でそういう普及啓発には努めてまいりたいというふうに思っておりますし、一定手話奉仕員の派遣についても手話奉仕員養成講座につきましても手話の会の方々の多大なる御尽力と手話の会の方々のアドバイスをいただきながら実施させていただいて、私たちもそちらのほうに委託をさせていただいて、実施をさせていただいているものですから、今議員からお話しいただいた部分も今後進める中での参考にさせていただきながら、今後協議を進める際には参考にしていまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(山田典幸議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) やっていただいていること本当にありがたいと思っています。手話通訳の会の方たちの姿、本当に、出会って、その場に立っていらっしゃるだけでやはりその会場の空気が変わりますので、名寄市の様々なところでのまちづくりに多様な方が参画できるというところの状況も感じ取っているところでもあります。今までの状況に感謝を申し上げるとともに、さらなるというところでお話をさせていただいているのは、せっかく名寄市みんなを結ぶ手話条例を持っているまちでありますので、一層若い世代の方たちに

もこの条例があるまちである、そのまちで育っているということを認識していただけたらなと思うところでの発言であります。例えば小学校の中でもいろんな総合的な学習なども進められていて、手話を取り上げるケースも過去あったのではないかと思っているのですけれども、例えばです。それぞれのフレーズを手話で、手で表現をするということもありますけれども、五十音が1つずつ、アですとかずっと出来上がっていると思いますので、五十音表を子供たちにお配りをするですとか、例えばどこか幼稚園で朝挨拶をするときにおはようございますという言葉かけをするだけではなく、こういう言葉もあるのだよということで、子供同士、または誰かと誰かが出会ったときにおはようございますという、これがおはようございますなのかどうかも私もよく認識はしていませんけれども、おはようございます、またおはようございますで、こんにちははこんにちはという手話を過去教えていただいたような気もいたしますが、そういう普通に生活の中に手話が入り込んでくるようなつくりをつくっていけないかと思っているところです。そういう提案をどこがするかという、やはり馬場部長のところかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(山田典幸議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 今御質問いただきましたけれども、障がい者に優しいというか、障がいのある方々、いろんな障がいもありますから、多様な障がいの方々が社会の中で包括しながら暮らしていけるとということがとても大事なことだなというふうに私たちも思っておりますし、健康福祉の中でもたまたま障がい福祉を所管しているというところと一定手話にたけている職員が1人ちょっといるというようなこともあって、実は毎朝朝礼をやっているのですけれども、課ごとに。その社会福祉課と基幹相談支援センターばっけの合同の朝礼は、実は毎日朝礼の中に手話の言語を1つずつ入れています。今日は何だったかな。

ちょっと忘れてしまいましたけれども、時には健康だったり、雷が起きた日は今日は雷ですとかというふうにして話して、私はいいことだなと思っていつも聞かせていただいているというか、横目で見させていただいていますが、そういった一つ一つが大事だなというふうに思っております。ただ、今議員にいただいた御提案も今後いろんな障がい者の施策を進めていく中ででき得る部分につきましては取り入れていくことが可能かどうかということも含めて、今後施策を進めていく中で考えてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 具体的なすばらしい取組の事例を教えてくださいました。ありがとうございます。そういう取組が広がっていくことを望んでいるということでもあります。手話、言語の一つということでもありますので、言葉はやっぱり小さいときから覚えていくものだと思います。生まれてすぐの赤ちゃんが言葉を覚えるのはやはりお母さんだったり、お父さんだったり、御家族の表情と口から出てくる音を聞いての言語であります。母国語の日本語だけではなくて外国語についても小さいときから親しむということそのものが日常的に身につくということがありますので、ぜひその一つに手話を加えたいなという思いが私の強い思いであります。馬場部長にいろいろ御答弁いただいておりますが、ちょっと教育の関係でこの考え方で、幼稚園ということ、保育所ということであればまた管轄は違いますけれども、教育という観点で御答弁をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 手話に関して小さいうちから子供たちに親しませることについての御提案というふうに受け止めましたが、こうしたいわゆるインクルーシブな教育ということで、障がいのある、なしにかかわらず子供たちが平等な中

で育っていくということはとても大切なことだというふうに思いますし、私もまだ把握していませんが、総合的な学習の時間の福祉の分野の中でそうした様々な障がいの方々とは触れ合うですとか、もしくはそういう器具を使って自分が経験してみようという学習などもしているところですので、手話に限らず、やはり教育においては子供たちが障がいのある、なしにかかわらず一緒になって共生して育っていくというような環境をつくっていくように努めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 突然でしたが、御答弁ありがとうございます。とにかく大上段に構えるということではなく、日常的な取組の中から名寄市の持っている名寄市みんなを結ぶ手話条例の目的なり理念なりがみんなの中に広がっていくような、そんな取組ができていくことを願っての今回の一般質問をさせていただいておりますので、この後日常的なところでということでもまた活動を一緒にさせていただきたいと思いません。

次の小項目2のほうに移らせていただきたいと思います。子供の権利条例です。先ほど国の状況ですとか今後の見通しですとか、御答弁いただきました。実は11月に市民ネット会派で、岩手県の遠野市に行政視察に出させていただきます。遠野市は、子供の権利条例に当たるわらすこ条例というものを持っております。ぜひその状況を確認させていただきたいということで、行政視察に出させていただきます。その中で同じようなやり取りをいたしました。国の動向、そしてこれからの進んでいく状況、遠野市の中でも改めて条例を制定しなくてもいいのではないかという考えを持っていたという方がいらっしゃいましたけれども、条例をつくることの意味ということは、つくってみて初めて分かったという言葉もその方は述べられておりました。議員の方でありますけ

れども、そんな言葉も頂戴して帰ってきました。何かといいますと、条例に入れ込む理念は結局大人がつくるものだけでは足りないと思っているのです。この子供の権利に関する条例は子供の権利に関するものであるので、子供たちがこのことを認識できるような状況で条例をつくるべきだと思っています。ここに遠野市のわらすっこ条例、子供たちが分かりやすいようにつくられたものを持ってまいりましたけれども、まずは子供の皆さんにこの条例の趣旨を理解していただくところから出発しています。自分たちがどういう存在で、何で守られていて、今後どういうことで自分たちが安心して自分たちの素質を発揮することができるのかということが明文化されています。ですので、今ある例えば国の条約、ある道の決まり、その中で名寄市は十分施策を展開していけるということではなく、やはり名寄市としての条例をつくるべきだと思いますが、再度御答弁をお願いいたします。

○議長(山田典幸議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 私ども独自に調査した内容でございますけれども、令和5年5月時点で子供の権利に関する条例を制定している自治体は全国で64自治体、北海道では6自治体という状況だというふうに把握をしております。自治体に条例をつくる際には、当然今議員がおっしゃったように、理念というものが大変大事になってくるというふうに思います。制定の際にはそこをしっかりと押さえた形の中で条例をつくっていくというようなことが必要なのかなというふうに思っておりますが、調べていく中では、理念のことなのかちょっとあれなのですが、一部の自治体においてはパブリックコメントを募集した際にその条例の考え方等々について弁護士会から公開質問状をいただいているというような市町村もあったようでございます。ですので、つくる際には一定職員ないしはつくっていくための土壌というのがやっぱり大事なのかなというふうに思っており

ますので、先ほども答弁で申し上げましたように、まずは今後示されますことも大綱、先日委員会というか、部会の中で答申がされて、今年中には制定というか、大綱が示されるというふうに言われておりますので、私たちもそこを注視しながら今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(山田典幸議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 慎重に進めなければいけない、順を追って、また今はその時期ではないというような内容だと受け止めさせていただきましても、全国で子供の権利に関する条例を制定しているところ、そう多くない、北海道でも多くないということではありましたけれども、でも実際に条例を持って、その条例があることによってより子供たちの権利について安心した暮らしづくりができていているということも事実であると思っています。子供たちの権利ということを大人が守るだけの権利ではなくて、子供たち自身がその認識に立って、自分は年齢は低けれども、一人の人間として大切にされる存在であるのだということの認識を植え付ける、持っていただく、その上からもこの条例は有効であると考えているのです。この間子供たち、小学生、中学生のまちづくりに対しての意見を聞く場も設けていただいて、市長、教育長が学校訪問をしていただいて、子供たちと親しく話をさせていただいたり、給食も共にさせていただいたりというところでいろんな子供たちとの触れ合い、それから意見を聞く機会を設けていただいているのですけれども、その上で一層この条例の意味があるというふうに思っているのです。これは市長にお考えを伺いたいと思うのですけれども、この子供の権利に関する条例、子供たちは必ず大人になります。このまちの宝です。それに関してのこの条例の意義というのは大変重要であると考えているのですけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 馬場部長から答弁させていただきましたが、今年度こども基本法が制定をされて、そして今大綱がまさに出来上がる、12月中にはできるということであります。この中で、既に国として子供を真ん中に据えて、権利も大事にしなごらという法律をつくっているわけでありまして、そこに基づいた具体的な指針が大綱で示されると。これに基づいて各市町村もそれぞれの計画をそこを参照にしなごら進めていく、そうしたことが示されているということであります。たまた来年度名寄市の子供計画の6年度で、いわゆる一つの節目を迎えて、新たなまた計画をつくっていくという段階にありますので、先般委嘱状を交付させていただいて、新たな委員も選任させていただきましたけれども、その中でもしっかりとこの理念や大綱を見据えた中で、名寄市の子供たちがしっかりとこれからも憂いなく、子供たちを真ん中に据えて、様々な施策を打っていくための具体的な議論をここで進めて計画をつくっていくということになろうかと思ひます。条例と何と何かということ、またいろいろな条例つくるありきということではなくて、中身で具体的に子供たちのためにどういふ施策を打つのかというのが大変重要だというふうには思ひますので、今回の大綱をしっかりと見定めた上で具体的な議論を議員の中でも進めていくということになろうかと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 条例ありきではないということは、まさしくそのとおりで思ひます。国の法律、道の考え方、だからこそ余計には名寄市はどなのだというところで条例ということをおもうわけです。今後いろいろな動きが出てくると思ひます。第3期の子ども・子育て計画、進めていっていただひている途中であります。決して急ぎはしませんけれども、でもやっぱりしっかりとしたものについてはスピーディーな取組も必要であると思ひますので、いま一度条例について

のお考えを心の隅に留めておひていただきたいということをおし上げて、次の大項目2のほうに移らせていただきたいと思ひます。

先ほど渡辺総務部長から予算編成方針等々についてお答えいただきました。とにかくみんなが心配しているのは、名寄市の財政状況であります。まちづくり懇談会、毎年参加させていただいて、たくさんのお市民の皆さんにもお聞きさせていただいて、名寄市大丈夫ですよということでおちよつと安心するのです、あの場では。でも、よくよく考えると、日常的に老朽化している施設が多いですとか様々な問題は、誰の目にも明らかであります。そこで、公共施設の維持管理に関わるところの公共施設再配置計画、令和17年度までに13%の総床面積減少、この件に関わりまして、建てるほうの重要性はもちろんのことですが、利用されることがはつきりしていない老朽化した施設の取壊しに関わるところの状況について、これは喫緊の課題になるのかならなひのか、お考えをおひたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 老朽化している施設、今現状でも旧学校施設等で基本的な用途、本来の用途が終わりまして、普通財産になっているような施設もござひますし、今後も例えば新しく建てれば古いものがあるわけですから、そういう部分もあろうかと思ひます。基本的には、普通財産は取壊しをするということが、用途が終われば、そしてその後の活用がなければ取壊しという形になろうかと思ひます。ただ、冒頭で議員もおっしゃりましたけれども、大きな施設になれば当然取壊しの費用も大きくなるということであります。私どもとしても、課題とは認識しているところはあるのですけれども、そういう財源面も含めて課題があつて、今現状でもなかなか取壊しに着手できないという部分あるということで、私どもとしても課題として捉えておひます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長の胸のうちは十分分かるとは申し上げませんが、本当に喫緊の課題というこの文字を見たときに、では喫緊の課題をどこに絞り込むのかって物すごく難しいことだなと思って、日々考えています。待ったなしで必要とされている例えば施設に係る費用、それだけではなく、日常生活的にしなければいけないインフラ整備、社会保障の経費、どれを見ても喫緊の課題なのです。その中で限られた財源を振り分けていく。今まさしく予算をやっている最中ですので、それを今全部議論するという場ではありませんけれども、本当に喫緊の課題の捉え方をどんなふうにそれこそ捉えていけばいいのかということでは大きな関心事であります。その点に関して再度お答えいただけますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 基本的にまず議論の場としては後期実施計画のローリングというのがありまして、その中である程度事業がそこで出てきまして、その裏づけとして中期財政計画が策定されるという形で、初日でしたか、議員協議会でも後期実施計画の見直し、ローリングの状況と中期財政計画についてお示しさせていただいたところでございます。また、その後にも新たに財源が出てきている予算の部分が見えてきている部分もあります。今財政課長、予算要求を締め切って、財政課課長査定を行っているというところでありますが、今後理事者の予算査定もございます。今後はそれぞれの各級の予算査定の中で、喫緊の課題の中でも限りある財源でありますので、それは効果的に活用できるように各級の予算査定の中で改めてまた協議していくということでございまして、今財政課長査定をやっている最中ですので、詳しい中身はここで申し上げることができませんが、そういう形で進めていくということ御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 全く今現在進行形で進めていただいているところだと思っております。先ほど老朽化施設の話させていただきましたけれども、公的なところで老朽化施設ということでありますが、私的なところではやはり空き家対策は大きな問題になってきていると思います。名寄市全体の中でやはり大きな資金を投入しなければいけないものについては、いつきに全部というわけにはいきませんので、空き家対策についても老朽化施設の取壊しについても具体的な進め方をさせていただかなければいけないのだろうなと思っております。これも当然恒常的に喫緊の課題と言うと変な言い方ですけども、常にこのことは取り組まなければいけないけれども、大きく何年計画でということにはできない課題であると思っておりますので、十分加味していただくことをお願いしたいと思います。さらに、やはり財政規律ということについて、大丈夫ですという話の大丈夫加減がなかなか市民には理解できない、私が理解できていないのかもしれませんが、ということでもあります。ちょっとお伺いしたいのですけれども、以前から返す以上に借りないというフレーズをよく耳にしておりました。財政の話が出るときに名寄市の財政、長期的に安定させていかなければいけない、その考え方の中で返す以上には借りない、この言葉は今も大丈夫でしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 財政規律の中で市債の絡み、借金の部分でございます。去年の中期財政計画、課題、昨年財政規律の見直しを図ったということで、これまでは単年度ベースだったのが後期計画期間という形にさせていただいたところでありまして、これはそういう財政規律ですか、返す以上に借りないという、それを単年度でこだわるあまりなかなか事業ができないという部分があれば市民生活に直結するという部分で、

変更させていただいたという部分であります。今現状におきましては、後期計画期間中で全体、計画期間中におきましてはそれは遵守できるという形で考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今後も重視していけるということよろしいということですよ。もう一回お願いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 財政規律の絡みが総合計画の期間ということで、後期計画期間という形でありますので、その期間中という形で押さえていただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 後期総合計画の期間中ということであれば、今年を含めて4年間ということになると思いますが、その先はどうなりますか。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 後期計画期間より先ということ。返す以上に借りないということで、一つ的手段としては持っている基金を使うという手段があります。幸いにしてまだ基金はありますけれども、この間の実質収支のところでも御説明したように、基金の取崩しは毎年行っておりますので、言い換えるとこれがどこまでその基金で支えることができるのかというのが大きなポイントになろうかと思っております。私自身は、非常にここ危惧しております。というのは、物価高、それから人件費の増嵩、部材の上昇などがありますので、今後大きな起債をするとすると、やはり公共施設の建て替えのときにどれぐらいその影響が出るのかというのが非常に大きな課題だと思っております。御案内のとおり、老朽化施設がたくさんありますので、そこにどれぐらいの基金を使えるか非常に大きな問題ですが、今予算査定の中で基本設

計あるいは実施設計の部分も含めて事業の棚卸しという形も予算査定ありますので、しておりますけれども、改めてその辺についてはシミュレーションしなければならない時期だと思っておりますので、今後基金と起債、借金と貯金のバランスにはそういう意味もございますので、改めて整理してまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 財政的なことについて一般質問で取り上げさせていただくのは初めてでありますけれども、やはり一番大きな屋台骨につながる場所の議論であると思っております。橋本副市長、ずっと財政に明るく、御尽力いただいておりますので、ある意味安心もしているところではありますけれども、だからといってある日突然財政が豊かになるということも見通せない中でありますので、本当に財政的なところの見通しだけは順次様々な場で議論をさせていただかなければいけないなというふうに思っています。当然そのための基金として、今まで名寄市がずっと歴史的なまちづくりの中で蓄えてきたものでありますので、家庭であれば貯金ということでもあります。必要なときに必要な使い方をする、そこでまちづくりを進めていくというのは当然のことだと思っています。基金の見通しについても、やはり少なくなっていくときに大きく急に基金が増えるわけでもありませんので、使い方については注視させていただきたいと思っております。とにかく市民にとって分かりやすい財政状況についてお示しをいただける機会が何回かありますし、広報なよろでも丁寧に説明はしていただいております。そこを今後も注視させていただきたいということでお話をさせていただいて、私の一般質問終わりにさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

令和6年度予算編成に向けて外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問してまいります。

大項目の1番目、令和6年度予算編成に向けて伺います。小項目の1番目、令和6年度予算編成の基本的な考え方について。令和6年度の予算編成は、11月1日の市長訓令に基づき具体的な作業が進められていると思います。令和6年度は、今年5月より新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更となり、各種事業はコロナ禍前に戻りつつある中で、一方では原油価格を含めた物価高騰の影響に加えて、各業種における人手不足などにより事業推進における課題も多いと考えます。令和6年度予算編成に当たり、健全な財政を基調としながらも、喫緊の課題解決に向けて力強くスピード感を持って取り組んでいくとの方針が示されています。そこで、具体的な取組に向けて4つの基本方針が示されており、どれも重要な施策であります。未来に夢のあるまちづくりに向けての施策についての考え方について伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、名寄市総合計画（第2次）後期実施計画推進に向けての具体的な施策について伺います。令和6年度予算編成の基本的な柱の一つとして、総合計画や総合戦略の具現化に取り組むとされています。今年度のローリング結果を踏まえて、重点プロジェクト4件を含む11件の新規事業が追加されています。重点プロジェクトは、名寄市の魅力と課題を分析し、誰もが幸せに暮らせる名寄市をつくるために複数の分野の連携により取り組むこととされており、特に後期計画より追加されました生涯活躍プロジェクトと今までの重点プロジェクトの推進と併せた整合性について伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、市民生活向上に向けての具体的な施策について伺います。名寄市では、毎年町内会連合会主催で町内会会長と行政の懇談会、まちづくり懇談会を定期的で開催し、その時

々における行政の推進の報告や新たな取組における説明会が実施をされています。そこで、例年実施をされています町内会長と行政の懇談会、まちづくり懇談会事業についてどのような評価をされているのかお伺いをいたします。

また、市民生活の向上に向けて11月1日より運行を開始しましたAI活用型オンデマンドバス、のるーと名寄、そして11月23日より運用開始した地域通貨との新規事業がスタートして僅かの期間ではありますが、現段階での評価についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、水道事業の取組について伺います。小項目の1番目、水道事業の現状について。名寄市の水道事業は、昭和32年の創設事業から始まり、平成7年度からは第2期拡張工事の認可を受け、新たにサンルダムに依存して、給水区域の拡張による水需要の増加と浄水施設の更新を目的として、現在も配水管の拡張工事を継続していると認識をしております。また、緑丘浄水場から風連浄水場への送水により安定的な水供給に向けて送水管布設工事を実施をして、令和2年より供給が開始をされています。そこで、現在における計画給水人口に対する給水人口、年間総配水量に対して年間総有収水量はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、水道事業の経営状況と今後の課題について。名寄市の給水人口は、人口の減少とともに減少を続け、令和3年度以降王子マテリア名寄工場の生産品集約による工場撤退の影響もあり、減少幅が大きくなっていると思います。一方、給水収益は令和元年度に料金改定で増加し、また令和8年に見込まれる自衛隊への給水で一時的に増加はするものの、将来の人口予測を見るとき決して楽観視できる状況にないと考えます。そこで、市民の日常生活インフラを支える上水道事業は一日たりとも止めることができない事業の一つですが、現段階における経営状況と老朽管の更新を含めた今後の事業の見通しと、

またそれを進める上での課題についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、将来の投資、事業計画についてであります。名寄市水道事業投資・財政計画において現在幾つかの項目が検討されております。そこで、具体的な検討項目の中で、有収率向上につながる老朽管更新事業、水処理設備を制御する心臓部とも言える浄水場施設改修事業、そして令和6年度より給水区域内において水道が供給されていない地区に水道供給できるよう配水管の整備を行ういわゆる第2期拡張事業における投資の規模並びに事業計画の考え方についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 東川議員からは、大項目で2点の御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私から、大項目1の小項目2と小項目3は総合政策部長から、大項目2は上下水道室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目1、令和6年度予算編成に向けて、小項目1、令和6年度予算編成の基本的な考え方についてお答えします。令和6年度の予算編成につきましては、11月1日付で各部局に市長訓令及び予算編成資料提出についての事務連絡を周知いたしました。令和6年度予算は、本市が抱える各種課題に対し力強くスピード感を持って取り組むため、総合計画、総合戦略の具現化、将来にわたる地域生活の維持への取組、子供、子育て政策の推進、持続可能で健全な財政運営の維持の4点の基本的な考え方に基づき編成することとし、全職員一丸となって予算編成に当たるよう指示があったところであります。市長訓令にも記載しておりますが、社会は大きな変革期にあり、本市においても例外ではないと考えております。少子高齢化、人口減少に起因する人材不足など、従前の施策の考え方、進め方では解決できない課題

が山積しており、デジタル技術の活用やコンパクトなまちづくりなどこれまで展開、議論してきた事業を継続、発展していかねば、この地域での生活を守っていくことはできないものと認識しております。令和6年度予算は現在各部署からの要求についてヒアリング、査定を行っているところであり、現段階では申し上げることはできませんが、限りある財源を重点的かつ効果的に活用し、市民の安全な暮らしを支えていくようしっかりと議論してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目1の小項目2と3についてお答えいたします。

まず初めに、小項目2、名寄市総合計画（第2次）後期実施計画推進に向けての具体的な施策について申し上げます。今年度から開始された名寄市総合計画（第2次）後期基本計画における重点プロジェクトは、3つの基本理念や名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を重視し、施策間連携を図ることにより一層効果を発揮する取組として経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに後期計画から新たに生涯活躍プロジェクトを加えました。重点プロジェクトの具現化に向けた取組として、後期当初の実施計画台帳85事業に加え、今年度のローリング結果により新たに経済元気化プロジェクトには電子地域通貨普及拡大事業、若者地元定着奨学金返済支援補助事業の2事業を追加し、安心子育てプロジェクトには学校給食提供継続支援事業、小中学校冷房設備設置事業を追加したところです。施策間連携につきましては、計画内の重点プロジェクトと基本構想及び基本計画との関係において各基本目標との関わりを可視化しており、特に関わりが強い箇所を星印で表記しております。後期計画から新たに加えた生涯活躍プロジェクトについては、地域DX推進事業やファミリー・サポート・センター事業、冬季スポ

ーツ拠点化事業など、複数の重点プロジェクトに関連した推進をすることにより、事業を深化しているところです。これらの重点プロジェクトにおける実施計画事業については、成果指標、KPIを設定しており、それぞれの取組を推進することにより行政評価やローリングにおいて進捗管理を行い、PDCAサイクルを回しながら目標達成に向け取り組んでまいります。

次に、小項目3、市民生活向上に向けての具体的な施策についてお答えいたします。町内会長と行政との懇談会は、担当部局から今年度の主要施策と事業概要の説明や各町内会から寄せられた要望などを意見交換する場として開催しています。まちづくり懇談会は、市政に関する身近な意見交換の場として毎年開催されています。今年度は、地域の意向もあり、名寄地区で2か所、智恵文地区で1か所、風連地区で1か所、合計4か所で開催いたしました。いずれも町内会連合会の主催で開催されており、市民や地域の皆様からいただきました御意見や御要望につきましては、可能な限りその場で回答するほか、現地確認を要するものについては、速やかに対応させていただいております。また、市のみで対応が困難な内容につきましては、必要に応じ国や北海道をはじめ、関係機関への要請を行っております。さらに、いただいた市政やまちづくりに対する意見や御提言については、市役所内部における会議において御要望内容の周知や再確認を行い、全職員に対し周知と情報共有をして、市政に反映できるよう努めており、今後のまちづくりにつながる有意義な意見交換の場であると考えております。

11月1日より運行開始したのーと名寄は、ドライバー不足の課題解決や移動手段に困らないまちづくり、これまで公共交通を利用していなかった新たなニーズの掘り起こしにより経済活性化を図ることなどを目的に、名寄市地域公共交通活性化協議会で新たな交通モードを検討して、導入いたしました。運行開始から現段階での評価につ

いては、11月の利用者が381人、1日平均19人ですが、徐々に利用者が増加傾向にあり、目標としている1日30人を達成する日も出てきております。また、利用者の満足度評価では、満足度96.3%と目標の85%を上回っており、ドライバーの対応や快適さ、価格や時間の正確さについて評価をいただいております。今後も人口減少、少子高齢化が進展する中で、持続可能な公共交通となるよう交通事業者とも連携しながら運行してまいります。

名寄市地域通貨Yorocaにつきましては、事業実施主体であります名寄商工会議所によりまして11月23日より運用が開始されております。運用開始に先立ちまして、プレミアムポイントの付与キャンペーンが11月1日より行われ、また運用開始の23日から4日間にわたり、ポイント10倍キャンペーンが実施されるなど、市民の利用普及、定着に向けた取組が行われております。運用を開始したばかりで、相対的な評価を行えるデータとしては不足しておりますが、10月30日時点、7日間で187事業所、217店舗で利用可能、カード配付枚数2,363枚、チャージ金額5,143万1000円、電子マネーでの支払い額1,579万9,000円、ポイント利用が114万2,000円相当のポイントとなっており、キャンペーンによる効果も大きいと考えられますが、カードの配付枚数に対するチャージ金額や利用額は好スタートと評価できる一方で、カード配付枚数のさらなる伸びに期待するところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私からは大項目2、水道事業の取組について、初めに小項目1、水道事業の現状についてお答えいたします。

水道事業における令和4年度末の状況につきましては、計画給水人口2万5,820人に対し、現在給水人口は2万3,228人となり、1割程

度の減少で推移しております。また、年間総配水量277万3,773立方メートルに対し、年間有収水量は215万5,799立方メートルとなり、有収率は77.72%となっております。令和4年度におきましては、王子マテリア撤退の影響から給水人口や給水収益の減少幅が大きくなったところですが、今後におきましても、人口減少や少子高齢化、節水型機器の普及といった社会環境の変化による有収水量の減少により給水収益は減少傾向にあるものと見込んでおります。第2期拡張事業につきましては、平成9年度から平成14年度において緑丘浄水場の施設改修拡張工事を実施しており、平成25年度から平成28年度には風連地区への送水管整備を実施し、令和2年6月より、地下水の取水から緑丘浄水場からの送水に切り替え、給水しております。また、平成29年度から進めてまいりました陸上自衛隊名寄駐屯地への配水管の整備が本年10月で完了し、今後は自衛隊で進めている駐屯地施設の給水工事を令和6年度から2年間で実施すると伺っておりますので、工事完了後には駐屯地の給水が開始されるものと見込んでおります。

次に、小項目2、水道事業の経営状況と今後の課題についてお答えいたします。現在の経営状況は、令和4年度の給水収益における王子マテリアの影響として、前年度と比較し、水量で5万6,220立方メートルの減少、給水収益で1,873万1,800円の減額となり、給水収益においては全体減少額の約半数を占める状況となっていることから、かなり影響があったものと認識しております。また、前回の料金改定では、自衛隊への給水開始を令和4年から予定しておりましたが、自衛隊側の工事が遅れている影響により遅くとも令和8年に開始するものと見込んでおり、王子マテリアの影響を含め、料金改定の算定に含めていない減収の要素が生じております。支出につきましても、物価高騰などの影響により燃料費や動力費など施設の維持管理に関わる経費のほか、浄水

処理のための薬品費など安全で良質な水道水を提供するために必要な経費が増加しており、水道事業の経営に大きな影響を与えています。一方で、今後水の安定供給確保のためには老朽管の更新や浄水場の電気設備の改修についても早急に進める必要があります。これまで建設改良費の上限を4億円として進めてまいりましたが、このままの事業計画では4億円を大幅に上回る見込みとなっているほか、企業債においても返す以上に借ることが想定され、その残高が大きく膨らむことにより、今後における経営上の負担が生ずるものと見込んでおります。なお、老朽管更新につきましては、平成19年度から令和4年度まで年間で約9,000万円の事業費により約2.6キロメートルの整備を進めており、今後も年間で約1億円の工事費を見込み、更新を続ける計画ではありますが、年間約5.8キロメートルのペースで老朽管が増加するため、更新が追いついていないことが課題となっております。また、全国的にも問題となっている水道工事事業者の高齢化、人手不足についても深刻化している状況にあるため、今後計画している事業費ベースで更新を続けていけるかどうかを懸念しているところです。

次に、小項目3、将来の投資、事業計画についてお答えいたします。老朽管の更新につきましては、年間約1億円の事業費では不足している状況ですが、現在の水道事業の経営状況や施設の老朽化を鑑みますと、これ以上の投資が非常に厳しく、今後は道路改良工事に併せて更新を行うことや通常耐用年数40年である配水管の中でも低コストで100年間の耐用年数が見込まれる水道配水用ポリエチレン管の採用などによりコスト縮減や更新サイクルの長期化を図りながら、着実な更新を進めてまいります。浄水場施設につきましては、緑丘浄水場の機械設備は平成27年度から更新を進めておりますが、受変電設備や監視制御設備などの電気設備は10年から20年の標準的な耐用年数を既に経過しており、故障が発生した場合に

は復旧に多大な時間と費用がかかるため、計画的な機器更新が必要であると考えています。更新は、令和6年度から令和15年度までに毎年2億円前後の事業規模を予定し、大規模なトラブルにつながる可能性のある施設から優先的に改修を進め、劣化度合いや稼働状況、耐用年数を総合的に判断し、更新を計画します。第2期拡張事業につきましては、令和6年度から郊外地区への拡張事業を進める予定としておりましたが、昨今の物価高騰や資材、労務費などの高騰による工事費の上昇のほか、人口減少や大口需要家の撤退などによる給水収益の減少も踏まえ、水道事業の投資規模としては全体で5億円が限度であると考えております。一方で、浄水場の電気設備の改修は総額で20億円を見込んでいることから、今後の10年間は最優先で電気設備の改修を進めることとし、老朽管更新や水道量水器取替えのほか、老朽化した既存施設についても計画的に少しずつ更新を進め、条件や規律を設けながら適切な投資・財政計画の中で事業を進めていく必要があるものと考えております。本年7月の上下水道事業経営審議会において、新たな郊外地区への配水管を拡張する第2期拡張事業につきましては総事業費が20億円を超える整備となることから、経営の安定化を図るためにも令和6年度以降の事業を凍結することとし、協議いただいたところです。今後料金水準の見直しや経営戦略の改定などにつきましても経営審議会の審議を図りながら進め、効率的で安定的な水道事業経営に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問させていただきたいと思っております。

令和6年度の予算編成、その前段で山崎議員からもお話がありました。できるだけ重複しないような形で再質問させていただきたいというふうに思っております。4つの基本方針というふうな

ことで、それぞれ御答弁をいただきました。1点目の総合計画や総合戦略の具現化と。この中では立地適正化に基づく公共施設の再配置、2点目の将来にわたる地域生活維持向上への取組においても公共施設の再配置というのが項目の中でうたわれております。名寄市公共施設の再配置計画というのは、計画期間を2022年度から2051年度までの30年間というようなことで定められて、計画期間をそれぞれ3つの期間に分けて整備が進められているというふうに思っております。その中でフェーズ1の期間ですけれども、2022年から2026年度、いわゆる令和4年度から令和8年度の5年間であります。既に令和6年度の予算編成を進めているわけですけれども、令和6年度におけるフェーズ1に対する具体的な取組というのは、現在考えている中での御考えをお伺いをしたいと。

加えて、6月のときに私が一般質問でさせていただいた6月15日に発足したワーキンググループ、ここの取組、協議結果も含めて再度お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 再配置計画フェーズ1の取組について、来年度の予算にどんな形でつながってくるかといったような趣旨の御質問かなというふうに思います。まず、この間、議会でも報告させていただきましたとおり、図書館を含む対象5施設について多機能の建物を構想として持っておりまして、その中でそのベースとなるのが、市民を中心として構成されたワーキンググループの中で議論していただいた結果、この春に報告をいただいたものをベースにこの間庁内でも調整をさせていただいております。前回の議会の中でも年度内に図書館を含めた我々が今構想している建物については場所を一定程度決めていきたいということで、副市長のほうから発言があったところでございまして、今現在まずはその場所をしっかりと選定しなければ、次の段階の計画も立

てれませんし、あと全体的な、今回対象5施設になっていますけれども、今いろいろ報告もさせていただいておりますけれども、学校の教育施設だったり、いろんな場面でやはり対応しなければならない建物がこのフェーズ1の対象施設以外にも当然抱えておりますので、そういった中をしっかりと調整しながら進めさせていただいておりますので、今のところ来年度にどのような形でお示しをしていけるのかというのはまだ確定はしていないところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今部長のほうから6年度では明確になっていないというふうなお話、御答弁をいただきました。今回のフェーズ1の取組の建物、今部長からお話あったように、多機能施設ということで、対象施設、それぞれの評価項目において図書館のD評価だとか、あるいは児童センターのC評価だとか、フェーズ1というのは、先ほどもちょっとお話をさせていただいたように、令和4年度から令和8年度の計画という中では残された期間は令和6年度含めて3年間しかないわけです。今後やはり基本設計だとか実施設計、これらのことを考えると、令和6年度の中で一定の指針が明示されないと、このフェーズ1の期間でのいろんな取組というのは間に合っていないような気がするのですが、改めてその辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 公共施設の再配置、非常に大きな問題であると認識しております。前段石橋部長のほうからお答えしましたけれども、フェーズ1の中で出てくる建物についてお話ししましたが、もう少し幅広に捉えますと、この公共施設再配置の中で検討されている5施設のほかに老朽化している施設があります。例えば学校教育施設であります名寄中学校、名寄東中学校の建て替えをどうするのか、そして議会の中で私も答弁

させていただきましたが、やはり老朽化の著しい東病院をどうするのかということがありますので、たしかその前にごみの中間処理施設についても大きな事業ということで、財政に与える影響も考慮しなければならないということで、対象となる公共施設を幅広に捉えて、しかも中間処理施設の入札も終わりましたので、徐々に財政シミュレーションができてくる段階に来ていると認識しております。端的に言いますと、公共施設だけで、複合化というところはありますけれども、並べると、名寄中学校、名寄東中学校、東病院、そして複合化される図書館、この中には児童センター等も入ってくると思いますが、これらの施設をどのように順序づけて配置していくか、非常に大きな課題であります。一方、都市機能誘導区域の中を見ますと、市の持っている土地が少ないと。比較的大きな面積を有しているのは南広場ということもありますが、そこも踏まえてどのような配置をしていくかというのは非常に大きな課題だと思っております。御指摘のとおり、もう時間はありませんので、複合図書館、どこにするかということ、恐らく複数の候補地を選定しながら、さらに議論を活性化していく、東病院についても同様な形ではないかというふうに認識しているところです。まだ残されているような時間はあるようで少ないですので、財政シミュレーションとともにどういった手順でやっていくのが一番いいのか、そして今ハードのところでの御説明ですけれども、本来はその施設でどのような事業を展開するかというのもこれ裏のテーマとしてあります。ですので、東病院だけ取りますと、療養病床ですけれども、例えば在宅に向けてそこでどのようなシステムが必要なのか、どのような組織が必要なのかということもありますので、非常に難しい議論にはなりますけれども、少なくとも複数の候補地、複数のパターンというのをお示しながら議論が活性化していかなければならないと思っておりますので、残された時間あまりありません

けれども、一層スピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。

○議長(山田典幸議員) 東川議員。

○14番(東川孝義議員) 副市長のほうから今それぞれ進めていかなければならない公共施設、学校施設、病院、あるいはそのほかの部分というふうなことで、既にごみの中間処理施設は金額が確定をしたというふうなことで御答弁をいただきました。当然進めていく上では財政的なシミュレーション、それも十分大切だと思いますし、実は今副市長からお話ありましたけれども、施設の在り方という部分では確かに金銭的な部分、非常に重要なウエートを占めると思うのですけれども、今お話もありました複合的な施設、当然同じ建物を同じような、今回13%削減をしていくという形の中ではいろんな施設、同じものが建つわけではないので、ある面では複合的な施設になっていくのかなというふうなお話も今ございました。私がかちょっとお願いをしたいのは、たまたま今年10月に常任委員会で香川県の丸亀というところに視察に行っていました。ここは公共施設で市民会館の整備事業というふうなことで取り組んでいるということの視察をさせていただきました。今金額のことが非常に議論の的になっていますけれども、実際その設備をつくる時に施設の運用、在り方をどうしていくのかという市民との話し合い、どういうふうな施設が望ましいのかと。このときにお話で非常に印象に残ったのは、市民会館でその中に劇場の施設もあったのですけれども、それを本当に次のところにも移すのかというふうな議論が相当白熱をしたということで、その中で担当者が強調されていたのは、劇場をどうするかということではなくて、劇場でまちをどうしていくのかというふうなお話を非常に強調されて、心に残った言葉でありました。ですから、今名寄市で進めようとしている公共施設の再配置も当然金銭的なものは必要に検討は深めていかなければならない。いろんな施設を造っていくために市民の意見、

あるいは取り組んでいく過程、これも非常に重要なウエートだというふうに思います。先ほど東病院の中で副市長もちょっとお話をされていましたが、この辺の取組についてどのように進めていこうとされているのか、この辺の考え方について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(山田典幸議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) この間も市民のワークショップ、ワーキンググループをつくりながら、まずは意見、基本構想的なところも話していただきながらこの3月に提案を図書館の関係についてはいただきました。この間もいろいろなフォーラムだったりということで、考え方をお伝えする機会というものづくりながら場をつくってきたところでございます。この後も当然今度そのもの自体を、具体的に場所が決まれば基本設計等に入っていく手続になるわけなので、そういったところでは、今御指摘いただいたとおり、しっかりと市民の皆さんに利用していただける施設になるのがやっぱり目的ですから、いろんな機会をつくりながらそのような場面をつくっていったらいいなというふうには今考えております。

○議長(山田典幸議員) 東川議員。

○14番(東川孝義議員) できるだけ多く情報の提供をしていただいて、少しでもその中に多くの市民の声を取り入れて、有効的に、あるいは本当にこれはよい施設だったよねというふうな評価をいただけるような形の取組をお願いを申し上げたいというふうに思います。

その中で、1点目の中でこれ渡辺総務部長にお聞きをしたいのですが、先日まとめられた令和5年度の56事業の行政評価を見ますと、C事業が12、D事業が10というふうな結果で報告、全体の39.3%がC、D事業というふうなことで、この具体的な内容は今後また新たな別の場でちょっとお聞きをしたいというふうに思うのですけれども、令和6年度の予算編成資料事務連絡で歳出予算に関わる注意点のところの旅費のと

ころです。今回注意点で1用務1人を原則とするというふうな、アンダー波線で非常に強調されておりました。先ほど来財政のお話も一部出て、昨年までは事業の目的や効果、出張人数等については十分部内で検討するという項目が今回消えているのですけれども、必ず1用務1人を原則とするといった考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 旅費の1用務1人を原則とするというアンダーライン引いてあります。もともと記載はなかったかもしれませんが、基本的には課で行ったり、係の中で1人が行って、その旅費の行った研修会なり、そういう会議の内容を報告するという形で以前から、厳しい財政状況でありますので、そういう形で取り扱っていたところではありますが、今回この下線のとおり明文化したというところなのだろうと思いますけれども、その状況によって、一応原則という形なので、例外もあるというところで押さえていただければと思います。ただし、これまででもそうだったのですけれども、基本的に行くときには1人で行って、課内で共有するという形で取り扱ってきたということでもあります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 原則という表現はないのですけれども、原則ということで受け止めさせていただきます。といいますのは、今公共施設、いろんな再配置の検討だとかとされている中で、議員として私も、先ほど言ったように、委員会で視察をさせていただいたのですけれども、今後本当に具体的に検討する施設だとかというところを見に行くとき、あるいはお話を聞きに行くときは、やはり1人よりも2人のほうがいろんな形の中で受け止め方も違うと思いますので、ぜひその辺は原則という言葉信じて、いろんな形の中でしっかり対応をしていただければなというふうに思い

ます。

次、総合計画の2番目、重点プロジェクトの関係でお聞きをしたいというふうに思います。先ほど石橋部長のほうから重点プロジェクト等基本目標の関係で黒丸印と星印、星印がかなり強いところを指しているのだというふうなお話を承りました。確かに今回ちょっと振り返ってみたのですが、中期計画スタートのときには星マークというのは正直言ってないのです。中期計画のときに4個、今回の後期計画で8個という中で、生涯活躍プロジェクト、これは全基本目標にわたって、基本目標の3が黒丸で、あと全項目にわたって星印と。非常にそれだけウエートが高いのだなというふうな認識を改めてさせていただきました。それで、冒頭壇上で今回の予算編成に当たって未来に夢のあるまちづくりに向けての考え方、この施策というのは何なのかなということでお聞きをしたのですけれども、総括的な予算、私が質問させていただいた内容の答弁はいただいたのですけれども、どうもこの部分についての具体的な考え方がよく、私が聞き逃したのかもしれないのですけれども、改めて今回の令和6年度の予算編成に向けて、未来に夢のあるまちづくりに向けての施策についての考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 予算の中で将来夢のあるまちづくりということですが、この間コロナというのが一つ大きなターニングポイントになったかなというのがありますが、やはりコロナが落ち着いたとはいえ、様々な課題が山積している状況だと思っております。1つは、人口減少に伴って、様々な課題がさらに浮き彫りになってきている。人材不足というところも一つの点でありましょうし、市内の地域経済の活性化が、王子の撤退等にもよるかもしれませんが、少し難しい局面に来ているということがあります。それらを踏まえて、今後この名寄市がどのような在り方

をしていくのが一番いいのか。そこで出てきたフレーズとして、将来に夢の持てるということですが、やはり市民の皆様の中にはこれから名寄、こういう状況でどうなるのだという不安があるのは我々もひしひしと感じているところですので、そこを1つずつ解決していくための手法を今後積み上げていくと。私自身はそういう形で、今後上部査定等もありますので、臨んでいきたいなと思っています。職員についてもそういうような形でやれることはないだろうか、もし予算査定で新しい事業をやるのであれば、今はこうなのだけれども、将来こうなるという、そういうビジョンもともに示してくれと、私のほうはそういう形で予算編成の会議で指示したところです。様々なものが出てくるかと思えます。例えば御質問ありましたYorocaとか、それからのるーと名寄については、これからさらにそこを起点にして、例えば冬になったら雪が降っているのだけれども、車運転するのは怖いよという方に対しては、非常に有効な手段になるでしょうし、Yorocaを通じて行政ポイントも始まりました。健康づくりのところでも様々な取組もできるでしょうし、こういったことも一つあるかと思えます。課題はたくさんありますけれども、1つずつこういう形はどうでしょうという施策を展開して、将来心配がないような名寄が一番いいと思っています。これが1つです。それと、もう一つ、名寄を外れて地域そのものを考えると、周辺の自治体との連携によって一定の不安を解消できるというような手法もあるかもしれません。ここは人材不足や何かのところ非常に大きな手法となるかと思えます。具体的なものについてはこれからなのですけれども、私のほうから指示したのは、必ず新規事業を上げたときには将来こうしたいのだというビジョンとともに上げてくれと。やはりそれが我々市職員、これから市民の皆さんにお話しするときも非常に大きなことだと思っていますので、その積み上げから令和6年度の予算については進めてま

いりたいと思っています。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ありがとうございます。今副市長からお話いただいたように、課題等はいっぱいあるとは思いますが、やっぱり今このビジョンであれば、多少今苦しいかもしれないけれども、こういうふうにつながっていく。その辺のやはり市民に伝わる形の施策というのをぜひ令和6年の中で織り込んでいただきたいという要望と、当然単一の自治体だけでできない部分は周りの市町村との連携というのも非常に重要な、既にいろんな形の中で取り組んでいる部分もありますけれども、新規事業の中ではそういうもの必要であれば取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきたので、お話ししたいことまだあったのですが、ただ最後にあったAI活用型デマンドバス、それからYorocaの関係、短期間の中の実績ではありますけれども、非常によい評価かなというふうに。市民の方からも非常に、先ほどちょっと副市長もありましたけれども、特に冬場になってからデマンドバスの活用というのもまた非常に増えてくるのかなというふうに思います。ただ、一方ではちょっとやっぱりまだ認識をどういうふうな形でという認識をされていない方も結構いらっしゃるみたいなので、あらゆる機会を通じてまた広報、PRをお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、大項目の2番目、水道事業について再質問させていただきたいというふうに思います。現状について御答弁をいただきました。計画給水人口に対する給水人口は1割程度減っているというふうなことで御答弁をいただきました。また、配水量ですけれども、細かい数字はちょっと分からない。277万に対して215万何ぼだったと思うのですが、ただ有収率だけは77.72ということでちょっと記録もさせていただいた

のですけれども、あと今後の拡張工事だとか、その辺も当初の計画どおり進めるのは厳しいというふうなことのお話もありました。そこで、有収率77.72という数字なのですけれども、今回も質問するに当たってちょっと調べて、全国平均というのが大体90%前後という数字になっておりました。実際に12%ぐらい開きがあるのですけれども、非常に今設備が老朽化をしているということで、老朽管の工事だとか進めているというふうなことでの御答弁もありましたけれども、仮にこれ10%上がったと想定した場合に、ちょっと数字が出るか出ないか分からないので、もし分かれば、これ当然水の量が減るわけではなくて、これを防止することによって経費が削減されるはずなのです。せっかく浄水場から出た水がどこにも行かないで全部使われるということなので、これが10%上がった場合にコストとしてどれぐらいプラスになるのかもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 有収率が例えば10%向上した場合ということなのですけれども、この質問にありましたとおり、収入が10%上がるから収入が増えるということではなくて、漏水量が10%減るという過程で浄水場でつくる水量が減るということで計算しましたら、まず浄水場に係る費用で、主に水をつくるのでしたら薬品費ですとか電気代もそうなのですけれども、水をつくる費用が減るということで、約1%で40万円程度の金額になるということなので過去に実は計算をしていますので、10%もし上がるとしたら、400万円程度の金額になるのかなと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今室長からお話あったように、売上げは増えないのですけれども、経費、薬品、電気代、10%すると約400万円ぐらい、非常に大きな金額だなというふうに思っ

ております。いかにやっぱり漏水等を防止をしていくというのがコスト削減につながっていくのかなというふうに思います。そうはいいながら、今定期的にやってもなかなか、先ほど経営状況と今後の課題という中ではそれぞれ老朽管の更新工事、今後約1億円ぐらい、それから建設改良、上限大体4億円というふうなことで、今2.6キロぐらいだけれども、今後5.8キロぐらいの計画で進めていかないと。ただ、それを進める上で課題という中で、これは恐らく水道管事業だけに限らないのかもしれない。非常に高齢化、人手不足というお話もされました。実際に今回自分の知っている方も今年の夏頃に自分の水道の調子が悪いと、見てくださいというお願いをしたら、3か月待ってくださいというふうなお話を聞いた方も実はいます。私も実は管工事組合の担当者のところに行き、どうなのというふうなお話を聞いたら、土日、祝祭日は直接なのですけれども、平日は行政の窓口のところ、それはちょっとどちらの窓口に行ったか分からないのですけれども、非常に人手不足なのだというふうなこと、今の事業も非常に厳しい状況だというようなこととお話を伺ったのですけれども、先ほど御説明があった今後進めていく浄水場の施設工事だとか、いろんなもの、拡張工事は取りあえず凍結をしていく、費用がかかり過ぎるというようなことで当面、メインのところを、中心部を中心としながら進めていく、年間2億円程度、10年間で約20億円というふうな、本当にこれ計画は分かるのですけれども、今の管工事組合の状況の中で、住宅だとか、そういう水道工事だけでなく、住宅が建てば当然そういうところにも水道業者の皆さんはお仕事をされるわけで、また不備な箇所だとかというところにも行くと思うのですけれども、この辺について本当にこれ可能なかどうなのか、実際にどういうふうなことを例えば管工事組合とのやり取りをしていただいているのか、ちょっとその辺の考え方について改めてお伺いをしたいというふうに思い

ます。

○議長(山田典幸議員) 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長(佐藤美香君) 先ほど答弁でも工事業者の人手不足によりということをお話したのですが、実際にお客様から漏水があっても工事をなかなか請けてもらえないという苦情も私どものところにも届いているのですけれども、私たちの工事、緊急の修繕もなかなか請けてくれないという時期が昨年ぐらいから続いているのは確かなところですが、老朽管更新工事を約1億円程度この先も続けていくということで話したのですが、それ以外にも水道メーターの交換とかたくさん工事がある中で、果たして事業費以上に工事ができるのかということも危惧しているところなのですが、管工事組合との委託業務の中で人手を補充しながら今後も協力して進めていきたいと考えているところです。

○議長(山田典幸議員) 東川議員。

○14番(東川孝義議員) 行政で管工事組合、どこまで入れるかという課題もあると思うのですが、いずれにしてもその管工事組合の人がいないことには何をやるにしても、事業を進めていくのも厳しいのかなというふうに思います。いろんな形で支援もいただいて、あるいは指導もいただいているよというお話も先日も伺ったのですが、できれば今中小企業の中でやっていただいている担い手の育成だとか、そういうふうなメニューをこういうところにもちょっと生かしていただいて、もっと採用ができるだとか、いろんな形のもの、この辺のもし対応が可能であればぜひ進めていただけて、今進めようとしている将来の投資事業計画、これがやはり計画的に進むためにも、たしか今名寄が4業者、風連が2業者、6業者だというふうに聞いたと思うのですが、それぞれの企業の皆さんの事情もあると思うので、今後これを進めていかないことにはだんだん、だんだん老朽化だけの分だけは年数がたっていくと思いますので、ぜひ計画的な事業を

進めていただくように要望して、私の質問を終わりたいというふうに思います。また、この点については改めて何か機会があれば、お聞きをしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(山田典幸議員) 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長(山田典幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

安全、安心なまちづくりについて外2件を、遠藤隆男議員。

○13番(遠藤隆男議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で3点順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、安全、安心なまちづくりについて、小項目の1、旧豊西小学校の管理等についてお伺いをいたします。児童生徒数の減少による統廃合により平成28年3月に豊西小学校が閉校してから早いもので7年が経過し、旧耐震基準で建設されているため、再活用するためにも耐震補強等が必要となり、いまだに活用方法も決まっておらず、遊休施設となっております。名寄市立小中学校施設整備計画、平成30年5月に策定された閉校学校施設の今後の取扱いにおいて、旧耐震基準で建設され、その後閉校となった学校施設については再活用するには耐震補強等が必要と考えられることなど今後の活用方法が決まっていないことから、再活用の方策を検討していきます。また、長期間放置すると、校舎の廃屋化や土地の荒廃により生活安全や防犯、周辺環境や景観等に問題が生じることから、解体とその後の跡地利用についても検討を行っていきますと記載があります。現在所管は替わっておりますけれども、閉校から7年間、現在までどのように検討され、

維持管理をされてきたのか、年間維持管理費を含め、検討内容及び管理要領についてお伺いをいたします。

また、この7年間再活用に関する問合せもあったと思いますけれども、問合せの件数、内容についてもお聞かせください。

次に、通学路の安全確保対策についてお伺いをいたします。全国的に登下校中の児童生徒が死傷する事故や事件が発生している状況において、本市においては登下校時における安全確保をさらに確実に図るため、平成30年10月、関係機関の連携体制を構築し、名寄市通学路安全プログラムが策定、令和4年10月に改正され、本プログラムに基づき関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう計画的かつ継続的に通学路の安全対策に努められていることと思いますが、これまで具体的にどのように取り組まれてきたのかお伺いをいたします。

また、名寄市交通安全計画、令和3年度から令和7年度、第11次における子供の安全確保において、少子化の進展に対し、安心して子供を産み育てることができる社会を実現するためには防犯の観点はもちろんのこと、子供を交通事故から守る対策が必要であり、通学路等において歩道等の歩行空間を通年で確保するなど、交通環境の整備を推進しますとあります。積雪寒冷地である本市は、ほぼ半年間にわたって雪氷による交通環境への影響を受けるため、冬道における交通安全の確保は重要な課題であると考えますが、通学路等において歩道等の歩行空間を通年で確保するために行われている取組内容についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2、農業振興について、小項目の1、農業振興センターの役割等についてお伺いをいたします。農業振興センターは、農作物の生産振興を図るために必要な栽培技術や営農情報などを提供する拠点施設として実証展示圃場における栽培試験、土壌診断や施肥設計及びそれに基づ

く指導のほか、組織培養施設を活用した優良種苗の提供などに取り組まれていると思います。今後も農業者の高齢化は進み、労働力不足が深刻となり、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されるスマート農業を活用した農作業における省力化、軽労化が進められる時代が来ており、近年の気候変動に適応した農作物の実証試験等を含め、これからの地域農業において農業振興センターは重要な位置づけにあると考えます。そこで、農業振興センターの役割及び今後の運用についてのお考えをお伺いをいたします。

また、これから行われるアスパラ大苗提供事業のスケジュール及び気象変動に適応した農作物の実証試験のお考えについてもお聞かせください。

次に、小項目の2、担い手の確保と育成について。新規就農者は毎年確保されているものの、高齢化等による離農者数が増えている状況であり、地域農業を守るためにも今後も引き続き農外からの新規参入を含め、新規就農者へ対するさらなる支援及び体制整備が必要であると考えますが、新規就農者の現状と今後の推移及び担い手の確保と育成の実現に向けた今後のお考えについてお伺いをいたします。

大項目の3、地域おこし協力隊について、小項目の1、近年の状況と課題について。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組であり、団員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年とされ、令和4年度で6,447名の団員が全国で活動していると言われ、地方への新たな人の流れを創出するため、総務省ではこの団員数を令和8年度までに1万人とする目標を掲げており、目標の達成に向けて地域おこし協力隊の取組をさらに推進することとしております。本市においても協力隊員から既に就農された方や

農業、観光分野で協力隊員として現在活動されている方もおります。コロナ禍の影響を含め、委嘱にまでつながらなかった時期もあったと思いますが、本市における近年の地域おこし協力隊の募集、応募、委嘱の状況について、移住定住コーディネーターの状況を含めお伺いをいたします。

また、これまでの本事業の評価と課題についてお伺いをいたします。

最後に、小項目の2、今後の進め方について。現在本市では地域振興支援員、観光振興と農業支援員の方が地域おこし協力隊員として活躍しておりますが、新たな分野での募集を含めた今後の進め方についてお考えをお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長(山田典幸議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 遠藤議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私から、大項目1の小項目2は教育部長から、大項目2は経済部長から、大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、大項目1、安全、安心なまちづくりについて、小項目1、旧豊西小学校の管理等についてお答えします。旧豊西小学校については、比較的大きな面積を要する未活用施設ということもあり、現在は観光協会などの備品倉庫として施設の一部を活用しておりますが、旧耐震基準の建物であり、既に行政としては用途を終えた普通財産として管理しております。普通財産は個人、団体への貸付けや売却などで活用の見込みがない場合、取り壊すことを基本としておりますが、旧豊西小学校におきましては多額の費用を要することから、解体には至っていない状況であります。お尋ねの閉校後の維持管理状況についてですが、当該施設は用途を終えた施設ということもあり、最低限の管理としております。具体的には、敷地内の草刈り、樹木の剪定、破損した窓の対応などでありま

して、費用はほとんどかけていない状況にあります。

また、施設の活用に関する問合せにつきましては、この間市外の事業者から介護施設等での活用について電話での問合せがありましたが、具体的な話までは進みませんでした。要因として、当該施設が耐震基準を満たしていない施設であり、改修には多額の費用を必要とすることや浸水想定区域に位置している、それが要因と推測しているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(山田典幸議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 私からは大項目1の小項目2、通学路の安全確保対策についてお答えいたします。

本市では、平成30年10月に登下校時における安全確保を図るため、国や北海道の道路管理担当部署や名寄警察署、名寄校長会、名寄市PTA連合会、市役所内の各関係部署で構成した名寄市通学路安全推進会議を設置しております。通学路安全推進会議では、名寄市通学路安全プログラムを策定し、本プログラムに基づきながら各関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう計画的かつ継続的に通学路の安全対策に努めているところです。具体的には、毎年度各学校から要望のあった安全対策が必要な箇所を通学路安全推進会議において合同点検などで状況を確認し、通学路危険箇所を位置図としてまとめるとともに、改善への方策等について協議し、各関係機関においてでき得る対策を講じてきているところです。また、各学校においても校区内の安全マップを活用した情報共有や教職員による街頭指導、PTAや地域の方々の御協力による通学路上での見守りの実施、日常的な通学路の安全点検を行っております。教育委員会といたしましては、引き続き名寄市通学路安全プログラムに基づき学校や各関係機関と協力、連携しながら通学路の安全確保に取り組んでまいります。

次に、冬期間の通学路の確保については、各小中学校が指定している通学路のうち歩道用ロータリー除雪車で除雪が可能な歩道幅員が確保されていることと、歩道除雪車は車道側に除雪した雪を積み上げることから、堆積が可能な道路幅員がある区間を中心に歩道除雪を行っております。歩道除雪を行う区間については、原則として前年と同様としておりますが、新規で通学路に指定された区間など、各学校から歩道の除雪区間の追加要望があった場合には、道路や歩道の幅員など、現地の状況を考慮した上で、新たな箇所を追加するなどの対応を取っております。通学路の歩道除雪の出勤基準につきましては、車道の除雪と同様であることから、深夜のパトロール時点で10センチ以上の積雪や10センチの降雪の見込みがあれば歩道、車道ともに出勤し、除雪することとしております。しかし、パトロール時点で積雪がなく、パトロール後の朝方等に降雪がありますと、通学時間までに除雪を終了させることができないため、除雪の出勤はしておりません。そのため雪の降り積もった状況での登下校となる場合もございますので、登下校時においては気象や積雪状況に十分注意し、歩行していただくようお願いしております。また、各学校においても気象の状況に応じ、児童生徒や保護者に対し冬道の交通安全について注意喚起等をさせていただいております。今後とも除排雪業務を行う委託業者や市の直営班によりしっかりと除雪、排雪作業を行い、通学路の安全が確保されるよう努めてまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは大項目2、農業振興について、初めに小項目1、農業振興センターの役割等についてお答えいたします。農業振興センターについては、本市農業の特色である多様な作物づくりを支えるため栽培技術や営農情報などを提供する拠点施設として位置づけ、J A

と共同で運営しており、実証展示圃における試験栽培、土壌診断と施肥設計に基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組んでおります。また、ここ数年の極端な気象条件への対応や省力化及びICTを活用した先進技術など様々な技術が出てくる中で、効率的に地域に適した栽培技術として確立し、普及していくため、農業振興センターでの試験に限らず、地域の農業者の協力を得ながら検証に取り組んでおります。今後の運用につきましては、既存のハウスを活用しましたアスパラ大苗提供事業の実施や実証試験では化学肥料を有機物資材に置き換えた場合の生育比較に取り組むなど、現状の課題や作物の絞り込みをしながら生産振興を図るとともに、引き続き振興センターの施設、設備で対応が難しいICT技術など特定の機器や専門知識を必要とするものについては、道や試験機関、各メーカーなど連携、協力を進めていきたいと考えております。

次に、アスパラ大苗提供事業のスケジュールにつきましては、現在育苗に必要な培土づくりや施設の改修を実施しております。今後は、来年3月頃にセル苗を購入し、ポットへの鉢上げ後、育苗を経て、5月から6月にかけて生産者へ大苗の提供を行う予定です。また、事業計画としましては、作付面積で5ヘクタール相当分の大苗提供を5か年間継続をする予定としております。

次に、気候変動に適応した農作物の実証試験についてですが、高温多雨といった極端な天候が増加していることから、間伐や滞水に強い土づくりを目指し、堆肥を数年にわたって連用する圃場試験に取り組んでおります。また、これまで温暖な地域で栽培されてきた作物の作付が道内でも増えており、市内におきましても、小面積ですが、サツマイモの栽培が数件の農家でされ、道の駅などで販売をされております。現時点ではこうした作物の実証試験は計画しておりませんが、市内での生育状況の把握と必要に応じて情報提供などに努

めてまいります。

次に、小項目の2、担い手の確保と育成についてお答えいたします。本市における新規就農者の確保につきましては、地域おこし協力隊、農業支援員を募集し、3年間の地域での農業研修、地域活動を通して、新規就農を目指すものが主となっております。これまで現在委嘱している隊員2名を含め、8名を委嘱し、農業研修を行っており、そのうち2名が新規就農者として市内で営農に励んでいるほか、現在委嘱しております隊員1名が来春の就農に向け準備を進めているところです。また、新規参入や農家子弟における後継者につきましては、令和2年度から令和4年度まで8名、令和5年度には7名が就農しております。今後の担い手の確保と育成につきましては、農外からの新規参入では就農希望者と直接面談できる募集イベントへの積極的な参加や市ホームページ等への募集情報の掲載、北海道の就農相談窓口である北海道農業公社との連携等を通して、地域おこし協力隊をはじめとする市外からの新規就農希望者の確保につなげていきたいと考えております。

また、就農後の早期経営安定に向けて関係機関や団体、集落支援によるサポート体制の充実により技術向上や資金面での支援を行ってまいります。農業後継者につきましても就農への意欲や誘導につながるよう必要な農業用機械や設備、技術習得を目的とした先進地視察研修費助成など将来の経営継承に向け、JAとの協調の下、継続した支援を行ってまいります。これらの取組により、引き続き将来地域の中心となる意欲的な担い手の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(山田典幸議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 私からは大項目3、地域おこし協力隊について、小項目1、近年の状況と課題等について及び小項目2、今後の進め方につきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

本市における地域おこし協力隊の活用は、平成25年度から開始し、現在までに農業支援員8名、地域振興支援員2名の計10名を委嘱してきました。農業支援員においては、先ほどの答弁のとおりとなっており、現在は農業支援員が2名のほか、観光分野の地域振興支援員が1名、活動中であります。近年の募集、応募、委嘱状況としましては、農業支援員では募集イベントへの参加など募集活動を行ってきており、応募状況としては昨年度が3名の応募の中から1名を委嘱、今年度は現在までに3名の応募があり、委嘱予定2名1組、審査中が1名となっております。地域振興支援員においては、令和2年度に豊かな観光資源を活用した観光客誘致への取組に協力隊を活用する検討を行い、令和3年3月に募集開始後4名の応募があり、同年7月に1名を会計年度任用職員として任用いたしました。将来のアウトドアガイドを目指して、なよろ観光まちづくり協会を活動拠点とし、来年7月に3年を経過しますが、新型コロナウイルスの特例及び本人の意向により任期を来年度末まで7か月半延長しており、スキルアップに努めていただいております。また、この間北海道アウトドア検定カヌー分野をはじめ、サイクリングガイド、自然体験活動指導者、レスキュー等の資格を取得しているほか、各種講習を受講するなど主体的に取り組んでおり、本市における将来の観光人材として期待しているところであります。

移住定住コーディネーターについては、本市での暮らしを楽しみ、名寄の魅力を発信していただける方を募集してきたところ、10月に大阪市で開催された北海道移住相談会において、相談を受けた方から御応募があり、近く採用試験等を予定しているところであります。今後の進め方については、これまで農業支援員の活動が中心でありましたが、観光分野、移住施策においても活用の場を広げてきております。新たな活用分野としましては、北海道ジュニアスポーツエコシステム形成事業、健康科学を活用した市民の健康づくり事業

を推進するため、スポーツ振興部門におけるスポーツトレーナーなどを検討しているところであります。また、農業支援員についても農業分野の選択肢を広げる取組として、日本最北のワイナリー創生・名寄ワイン特区の特徴を生かし、ワイン用ブドウ栽培、醸造、販売などワイナリーを持続、発展させるワイン特区活用隊員など地域活性化の新たな展開も検討中であります。今後も募集イベントへの参加、農業体験実習事業等により本市での活動を希望していただけるよう関係部署や団体と連携し、継続的な確保に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 大変丁寧に詳しく説明をいただきましたけれども、確認事項等含め何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、大項目の1、安全、安心なまちづくり、旧豊西小学校の管理等についてですけれども、今までどのように検討され、維持管理をされてきたのかという部分でお伺いをいたしましたけれども、管理要領では最低限の管理となっているということで草刈り、樹木の剪定ですか、あと年間維持費はほとんどかかっていないという御答弁をいただきました。また、再活用に関するお問合せですが、介護施設から1件、具体的な話まではなっていないということで、当然改修等多額の費用がかかりますので、そこまではいかなかったのだなというふうにお察しいたします。

まず、ちょっと1点確認をさせていただきますが、先ほど一部資材、観光協会の資材と言いましたか、を格納しているとおっしゃっていましたが、その資材というのは体育館の一部に格納されていて、校舎は使われていないという認識でよろしいのか、その部分ちょっと、あとほか何か、どういうものが格納されているのか、それ分かりましたらお知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 観光協会のいろいろなイベントだとか、そういうふうに使ったような備品類ですとか、そういうものを体育館のほうに保管しているという部分と、あと学校施設とかで使ったようなものが校舎の古い教室だとか、そういうところにちょっと保管してあるという形で、全部ではないですけども、少し物置として活用しているというところであります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。イベントの備品であったり、校舎の一部にもちょっとしたものが格納されているということです。閉校からいずれにしても7年が経過していることから建物もかなり傷んできているのではないかなというふうに思います。旧豊西小学校の建物の安全性の部分についてですけれども、現在安全性についてはどのように捉えられているのか、また危険箇所というか、増えてきているのではないかなというふうに思うところなのですけれども、旧豊西小学校への侵入防止対策というのはどのようにされているか、その部分ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 過去にガラスを破損されて中に入ったような形跡もあるようなところもあったのですが、そういう部分については板を張ったり、中に入れないような形で修理させていただいて、今現状としては恐らく鍵を開けて入る以外は入れないような形になっているのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 安全性の部分については今の校舎、どういう状況に捉え、どのような状態になっていると捉えられているのか、その部分ちょっともう一回お聞かせください。

○議長(山田典幸議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 校舎自体で基本的に耐震化していないので、もし大がかりな地震があればちょっと危ないという部分ありますけれども、基本的には校舎の中には入れないようにしているという部分と草刈りも年に1回程度ですけれども、直営でやったり、社会貢献で企業さんにもやっていただいたりという形であります。また、地域の方からもこの間、今年ありませんでしたけれども、まちづくり懇談会ですとか、そういう部分である校舎どうするのだという話もありまして、あと何か中に動物入っているのではないかだとか、そういうものもありますので、その都度見回りなんかしながら地域の方に御迷惑かからないように対応させていただいているという部分はあるということで御理解いただければと思います。

○議長(山田典幸議員) 遠藤議員。

○13番(遠藤隆男議員) やはり今部長からもお話ありましたけれども、まちづくり懇談会等でも豊西小学校の話が出てくるということで、本当に市民の関心が高まってきているなというのは感じているところであります。何せ廃校から7年がたって、何の動きもなく、何の情報も発信されていないわけですから、旧豊西小学校について市民の方々から、ここにおられる方、ほとんどの方だと思っておりますけれども、聞かれているのではないかなと思います。我々議員側としても多分いろんな方からそういうお問合せがあって、聞かれているというふうに思っております。私は今まで一部倉庫として使っていますし、また壊すにもお金がかかるのですよといった回答させていただいたところなのですけれども、今になってはこういう回答にも、その理由も今では何だか言い訳になっているような感じで、そういった回答にもそろそろ限界が来ているのではないかなというふうに思っているところでもあります。当然ここにおられる皆さんもそう感じているとは思いますが、私個人的にはやはり旧豊西小学校のグラウンドの

スケートリンク、あれが終わったあたりからまた関心が増えて、御意見などが増え出したような気がしております。また、先ほど部長からもちよつと話あったのですけれども、一年を通して敷地内の人の出入りですか、これが少なくなったということからだと思っておりますけれども、やはり最近旧豊西小学校の南側の木の生えているほうですか、キツネをよく見かけるといっておられます。結構多くの方からそういったことをお聞きをいたします。また、キツネを見るだけならいいのですけれども、キツネのふんが落ちています。これは、やはり衛生上の問題も出てきているのではないかなと私思っているところであります。また、その近所に住まれている方もやはりエキノコックスを注意をされて、犬の散歩されている方もなるべくそっちに近づけないように散歩しているというふうなお話も聞きますし、本当にそういった面でそろそろそういった衛生上にも問題が来ているのではないかなというふうにも感じているところであります。

旧豊西小学校のグラウンドについては、E N—R A Yホールといったすばらしい施設に隣接していますし、様々な活用方法というのはあるというふうに皆さん思っていると思うのですけれども、やはり例えば夏場にはE N—R A Yホールの駐車場をイベント会場にすれば豊西小学校のグラウンド、駐車場としても使えますし、冬にはグラウンド、冬祭り、雪フェスの会場にすれば、E N—R A Yホールに立派な駐車場があるわけですから、そういった手法があって、最高に適している場所だと私は思っております。そういった部分で、今後のグラウンドの活用方法についてそういったお考えはあるのかなのか、その部分だけちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) グラウンドの活用方法についていろいろ議員のほうから御提言いただいたという部分もあります。私どもとしては、基

本的には水がつくというのもあって、なかなか使いつらいところもあるのですけれども、いろんな団体、市内でありますので、その活用方策なんかいろいろ協議しながら、可能であれば何かしらの取組を進めていきたいなと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） やはり何らかの形で人の出入りが多くなれば、そういった野生動物も近づかなくなるのではないかなと。そういった衛生上の問題なんかも解決できるのではないかなと思って、ちょっと今提言をさせていただいたところですけども、何せEN-RAYホールには多くの方が集まってこられます。一年を通して豊西小学校を見たときに、何にも活用されていないという状況見たら、誰でも思うところがあって、やっぱりそういう御意見が増えてきているのではないかなというふうに私も感じているところがあります。前任期も総務文教常任委員会に所属させていただきまして、旧豊西小学校に関わる部分のちょっと資料を一回見直したのですけれども、そのとき令和元年9月10日に行われた第6回総務文教常任委員会の中の質疑の中に施設を残すことに伴う公共施設等総合管理計画の市内公共施設面積の13%削減目標との整合性という委員からの豊西小学校に関する問いに対して、担当部署のほうから校舎のみを解体することで面積は削減はできる。財源確保が問題であるけれども、解体は利用状況の推移を見ながら検討するが、旧豊西小学校についてはやはり検討したが、ボイラーや水に課題があって、対象施設として適さないと判断した。また、市民文化センターに隣接して、立地条件がよいため、市民アンケートも実施しながら庁内で利用について検討したが、有効活用策が見つからない状況、解体が妥当としているが、財源確保の見通しも立っていない状況であるとの答弁の記録がありました。しかしながら、もう閉校から7年間です。長期間放置することによって

校舎も傷んできておりますし、グラウンドも荒れてきています。また、今では体育館の裏のはしごですか、あれ多分雪の影響だと思うのですけれども、曲がって、そのうちあれ外れて、何かの風、強風があれば飛ぶ可能性もあります。今では生活安全といった防犯や周辺環境、本当に景観等にも問題が大きく生じているというふうに私も感じております。旧豊西小学校は、本当に多くの卒業生を出した歴史ある小学校でありますし、私の子供たちも卒業生でありますけれども、私にとっても豊西小学校はやはり特学を一番最初につくっていただいている、物すごく思い出が残る学校でもあります。たしか令和4年6月だったです、私もちょっと調べたら。前教育長の一般質問の答弁の中でも豊西小学校についての思い出というのですか、敷地内には開校記念時の石碑のようなものがあつたり、閉校記念碑もあって、多くの卒業生が出てきた地域であり、その辺はきちんと整備をして後世に残す必要があると。また、卒業生が学校の建っていたところに来て、思い出を語り合うことも非常に大切なことであると考えていると御答弁されたなというのをちょっと記録を見て思い出したところでもありますけれども、いずれにしてもやはり水やボイラーにも課題があって、解体が妥当とされているというふうな結論を出して、廃校から7年も経過しています。本当にこの辺で校舎及び体育館、今後どうするのか、やはり市民の皆さんに納得できる理由を含めて説明するべきであると考えますし、またその時期に来ているというふうに私は思っております。市内公共施設の面積13%削減目標であつたり、先ほど申し上げました野生動物、また後世の負の財産とならないためにも速やかに今後の方向性といえますか、活用するのか、解体するのか、解体するならばいつ解体するのか、その部分ここは市長にちょっとお考えをお聞きしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 遠藤議員のお住まいに隣接しているということもございまして、大変な関心もあるし、近隣の町内会の皆さんからも相当いろんなお叱りも受けているのかなと思って、大変申し訳なく思います。経過はるる御説明をいただいたとおりでございまして、当初は立地環境もよいということでありまして、何らかの有効な活用がないかということもあらゆる部分からも検討はさせていただきましたが、なかなかそれが見当たらなかったということでもあります。今後校舎を、あるいは公共施設を統合、再編していくに当たっては、必ず利活用の方法を確認をした上で、それがなければやっぱり取り壊していくという原則をこれからは決めていきましたので、ああいったような、ああいう校舎というのはできるだけなくなるというふうに思いますけれども、その方針を固めた以前のものであったということもありまして、なかなか、先ほどから言っているように、財源がないということが現状であります。たくさん、財政的に厳しい中で今いろんな計画もやらなければならないという中におきまして、しっかりと財源をまずは確保して、解体をしていくという方向性を示していかなければならないと思いますけれども、まだなかなかそこは決まっていないということで大変申し訳なく思います。グラウンドについては、今シーズン観光協会から御提案をいただいて、今回あそこのグラウンドを雪祭りの会場で使いたいということでありまして、この冬はまた違った動きが出てくるのかなというふうに思いますが、先ほど来キタキツネの問題でありますとか管理上にどうしても不安や不具合があるというところは改めて点検をさせていただいて、そうしたことが起こらないように配慮していきたいというふうに思いますし、また何かあればそうしたことお知らせいただきたいと思っておりますけれども、解体すべしという方針ではありますけれども、なかなかその時期はまだ示せないということでありまして、できるだけ早い段階でそうしたことに目

途がつけば、その方向で進めていきたいというふうに思っているところでありまして、いましばらくお待ちいただきということで御理解いただきたいと思っております。煮え切らない答弁で大変申し訳なくございませぬけれども、よろしく願いいたします。

○議長(山田典幸議員) 遠藤議員。

○13番(遠藤隆男議員) ありがとうございます。この場ではなかなかいつ壊すとか、そんなことは言えないと思っております。財源の部分、本当にいち早く確保していただいて、本当いろんな問題があります。また、今年観光協会のほうからそういった御提言があって、雪フェスをやっていただけるといような市長からの御答弁も今ありました。そういった人の動きがないと、やはり野生動物もどンドン、どンドンやってくると思っております。そういった人の動きがあれば、また野生動物も出ていくと思っておりますし、いろんなところで活用することによってまたちょっと変わってくるのかなというふうにも思います。しかしながら、いつも市長言われている力強くスピード感を持った対応というのもなかなか厳しいとは思っておりますけれども、財源を確保しつつ、やっぱり速やかにそういった対応していただきたいと思っております。もう検討はしなくて結構ですので、解体の方向でということで分かりましたので、いち早くそういう財源確保等も終わりましたら、しっかりと市民のほうへも情報提供していただいて、進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、通学路の安全確保対策についてですが、御答弁の内容で関係機関と連携して、児童生徒が安全に通学できるよう本当に計画的に進められているということを理解させていただきました。いろんな学校要望、合同点検だとかですか、安全マップ、また教職員の交通指導、PTA等も含めた見守り等も含めていろいろやっていただいているということで理解をいたします。今現在では雪で見えなくなっていますけれども、私の家の近くに

も信号機のない横断歩道の手前といますか、あそこに止まって左、よく見てみて右と望遠鏡のぞいた市の鳥のアカゲラの描いてある表示、知らない方もいるかもしれないです。あれ本当すごく目立ちますし、あれあくまでも雪が降る前の通学時の交通安全に非常によくつながっているのではないかなというふうに私思っております。しかしながら、多分知らない方もいっぱいいるのです。できれば車を運転する市民の方にもそういった、こういう表示のあるところはお子さんが通学時に横断するところなのですよというような、そういった周知も含めて行っていけば、またさらにそういった安全確保につながっていくのではないかなと私思っておりますので、そういった周知を含めて関係機関との連携した安全対策を取っていただきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

ここからがあれなのです、私の。今年も積雪の季節となりました。重々承知しております。冬期における通学路等において、歩道等の歩行空間を通年で確保するためというのはなかなか厳しいことだと思っております。御答弁にありましたけれども、理解はさせていただきます。しかしながら、冬期の通学路の安全確保という部分については降雪時、早朝から歩道の通学路の除雪ですか、通学時間帯に間に合うように本当に朝早い時間帯からやっていただいて、非常に感謝をしているところであります。しかし、本市は半年間は積雪寒冷、半年間にわたって雪や氷の影響、そういうものを受けている市であります。降雪量によっては本当に通学路等において、歩道等の歩行空間を通年で確保するということは本当に厳しいことは分かっておりますけれども、本当降雪量が極端に増えると歩道を歩くことができなくて、車道を歩いている児童生徒というのを見かける機会が、ここにいる皆さんも多分見かける機会が多いと思うのですけれども、増えます。また、交差点においては積雪量が増えてくる、積み上げ方式やっていますので、増えてくると感じる部分なのですけれども、

特に大きいお子さんはいいのですけれども、小学校の低学年の小さいお子さん、やはり雪山といますか、壁といますか、本当に見えづらい。また、運転するほうからしても本当見えづらいような状況になっているというふうに思っております。本当この部分について多分毎年そういった学校からの要望、保護者からの要望等も含め、そういった御意見等はあるというふうには思っております。すけれども、こういった状況をどのように捉えられているのか、また対策等どのようにしていこうと考えているのか、その部分ちょっとお聞かせいただければと思いますので、建設水道部長、よろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） ただいま冬期間の歩道の除雪の状況について御質問いただきました。議員おっしゃられますとおり、なかなか冬期間の除雪につきましては、夏のように歩道を全部空けられるというような状況であればいいのですけれども、いかんせん私どももそもそもの道路の状況もございまして、歩道夏場は通れるのだけれども、歩道狭くて、冬、機械歩けないというようなところは歩道空けないでというような通学路もございまして、今言われたとおり、除雪も朝までに終わらないときには歩道空けてございませぬので、どうしてもお子さん方、帰りもそうです。途中で雪の吹き込み等ございましたら、帰りも歩道半分雪に埋まっているようなという状況の日もございまして、その部分につきましてはこれまでも学校、PTAの皆さんに対しましてはそういう日もありますので、それはお子さんに言ってもなかなか難しいことだと私どもも判断してございまして、大人の方から、学校から、親御さんのほうから、そういう状況の日もあるので注意をきちんとしてくださいというような注意喚起のほうを重ねて行うようにするにはしています。どうしてもお子さんが初めて入学されて、そういう状況で親御さんのほうから歩道空いていないのだ

けれどもというようなお話毎年やっぱりいただきますので、これは継続してやっていかなければならないなというふうにも思っております。また、歩行空間の確保につきましては、そもそもの道路整備を行って、歩道をつけなければならないということも併せて必要になってきますので、その部分につきましてはそういうことも鑑みながらこれから道路計画のほうも併せてやってまいりますし、対応できる箇所につきましては、先ほど言いました雪山の対応や何かにつきましては排雪を十分な状況で行えればいいのですけれども、どうしても時期的には雪山が大きくなってしまいうということもございまして、業者委託の分、直営の分で交差点の排雪を行うようにして、交差点の雪も小さくするような形で今も進めてございまして、その部分につきましても継続して行ってまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長(山田典幸議員) 遠藤議員。

○13番(遠藤隆男議員) ぜひよろしくお願いたします。今回検討という言葉出ませんでしたので、やっていただける、引き続き厳しい状況の中においてもやれるところやっていただけるということで、1つ、時間がないので、お願いしたいのですけれども、除雪にしても安全確保にしてもやる場合、大人目線で考えてやってしまう部分があると思うのですけれども、やはりちょっと子供の立場、子供の目線というところでやっていただければさらに安全確保できるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願をいたします。

ちょっと時間がなくなってきましたので、本当はもっとここで聞きたいことまだいっぱいあったのですけれども、次に移らせていただきます。次に、農業振興センターの部分について、振興センターの役割については十分理解をいたしております。また、アスパラの大苗提供の部分ですか、3月から始めて、5、6月生産者へということで、5ヘクタールを5か年計画ということで御答弁が

あったと思います。このアスパラは、本市にとっては本当重要振興作物でもありますし、本当に重要な事業であることは認識をしております。しかしながら、これアスパラ事業を行うことによって農業振興センターの大部分のハウス、これを使用してしまうということだと思っておりますけれども、これ今まで行われてきた実証試験への影響、場所への影響とか、試験内容の影響も出てくるのではないかなと思っておりますけれども、その部分影響についてちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 今の議員のほうからございましたアスパラの大苗事業に係りましては、今振興センター内に既存のハウス10棟ございまして、そのうちの5棟を活用してアスパラの育苗に振り向けているというところでございまして。これに伴いまして、これまで実施しておりましたミニトマトの栽培展示の部分と施設アスパラの栽培法試験につきましては実際行えないことにはなりません。ただ、ミニトマトにつきましては、一定程度の間長年栽培をしてきたということもありまして、実証試験という目的というよりは新規就農者の方が新たに品目を検討するに当たってミニトマトという場合も想定されましたので、そういった試験展示をこれまでも行ってまいりました。実質的には今栽培を選択される新規就農者の方も減ってまいりましたので、ここにつきましては必要に応じて市内の生産者の方に御協力をいただくなどしてカバーをしていきたいというふうに考えております。また、施設アスパラの栽培につきましても、ここも一定程度試験期間を設けてございましたので、結果をある程度積み上げた試験でございましたので、これについては継続の必要性がかなり低くなったということで整理をさせていただきました。いずれにつきましても、そういった、先ほど答弁でもさせていただきましたけれども、今後様々な課題がありますけれども、今市の農業振興に当たって優先順位をつけながら振興

センターの中での試験やそれぞれの施設の運用、活用について検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 本当時間がなくなってきましたので、次々いきたいと思っております。

気象変動に順応できる新たな作物の実証試験の考え方について御理解をさせていただきますけれども、本当に以前北海道で不可能とされてきた作物等についても北海道で可能になってきたというものがたくさんあると思っております。やはりこの部分、農家さんがいきなりやれる部分ではありませんし、当然JA、農家さんの御意見をいただきながらやらなければならないと思っておりますけれども、そういった収益性のある新たな作物の実証試験を行うという部分においても農業振興センターの役割であるというふうに私は考えておりますので、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

また、これから極端な気象条件へ対応した試験を含め、労働力不足を補う省力化だったり、ICTを活用した先進技術の活用であったり、そういった部分で振興センターで今後いろいろ対応していかなければならないと思うのですけれども、私思うところがあるのですけれども、やはり現在の圃場面積でこれらの様々な新たなことに対応していくことに限界があるのではないかというふうに思っているところであります。これからの時代に適合した、そういった農業の在り方ですか、そういうのを考えて、農業振興センターで限られた圃場、現在の人員ですか、これからの実証試験、今後も対応可能であると思われるのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今遠藤議員のほうからありましたとおり、振興センターの人員的なものも含めて、実証展示圃の面積の部分も含めまして一定程度限界があるというふうには私どものほうでも理解をさせていただいております。先ほど

も答弁させていただきましたが、振興センターでやはり賄い切れないというか、試験し切れない部分につきましては、今の地域の農業者の方にも一定程度試験の栽培の御協力いただいたり、また普及センターさんですとか、そういった様々な機関と連携をしながら、限られた振興センターの人員、圃場でありますので、そこを超える部分についてはそういったほかの部分もうまく活用しながら試験等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） そのとおりだと思いますけれども、今の状況では今部長の答えられたできる限りの部分しかできないかなと思います。でも、これからの時代に適合した、そういった部分考えた中では、私的にはやっぱり農場、圃場ですか、拡充する必要もあるだろうし、そこで拡充できないのであれば移転等も考えて、私的に名農キャンパス、最高の適地だと思っているのですけれども、ここまた再度部長からお聞きするのですけれども、行政としての考えではなくて、山田部長のお考え聞きたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 名農キャンパスの跡地の利用につきましては、今様々な観点で検討が進められているというふうにお聞きしておりますので、その部分でまた新たな活用に向けて議論が進むのかなというふうに思っておりますが、振興センターにつきましては確かに面積ですとか人員の部分について一定程度制限があるというところでありまして、今名寄市内の経営規模の拡大ですとか、そういったところを見た場合に振興センターの面積をどんどん広げて、では果たして実装できるというか、実際の今の農業者の方の経営規模に合った試験研究といったものが十分に行えるかという、やはりそこはなかなかまだ難しい部分があるのかなと。圃場の小さい面積では

一定程度効果が得られたものが果たして実際の作付に移行した場合にうまくいくのかということも課題の一つというふうになっているかと思っています。ここ農協さんのほうともそういった議論もさせていただきながら、農協のほうからも試験圃場でうまくいってもやっぱり実際の農家の方が成功できないと意味がないのではないのかというような御意見もいただいて、そういった御意見も踏まえながら、農家の方にもある程度の規模の中での試験といったことも御協力いただきながら、より実際の営農の役に立つような、そういった試験が展開できればというふうに考えておりますので、私個人としても今の施設、また規模の中でそこは十分にできるものというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 遠藤議員。

○13番(遠藤隆男議員) 部長の思いはよく分かりました。この部分、ちょっと時間がありませんので、機会を改めてまた質問をさせていただきたいというふうに思います。新規就農の部分についてもやはり厳しい状況が続いているということでもありますけれども、農業振興地域整備計画書内においても8年度までにいろいろ人数を確保されて、令和8年まで28名の確保というような目標も掲げられておりますけれども、そういった部分しっかりといろんな対策を取っていただいて、具体的な取組をしていただければというふうに思いますので、時間がないので、ここの部分については終わらせていただきます。

最後に、もう2分しかありませんけれども、地域おこし協力隊、近年の状況については理解をいたします。また、私が一番聞きたかった移住定住コーディネーターの部分ですが、今現在いい方向に向かって動いているということでありましたので、本当この部分しっかりお願いをしたいというところでもあります。本当に移住定住コーディネーターですか、私も本市にとって非常に必要な方だというふうに思っております。各自治体において

も本当いろんな活躍をされているホームページを見ることができます。そういった自治体の状況を若干調べてみると、羨ましいことに移住定住コーディネーターが配置されているところとか、移住者からなられた方とかもともとここにいた方がふるさとにUターンして、なられた方という方が結構おりましたので、もし今回うまくいけばいいのですけれども、なかなか厳しい状況が起きるのであれば、多分もしかしたら、前の一般質問で言ったかもしれませんけれども、身近にそういった方がいる可能性はあると思しますので、そういったところにもちょっと視点を置いて、また募集をしていただければという。何せ今の方がうまく採用につながることを祈っておりますので、石橋部長、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

時間参りましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山田典幸議員) 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

農業に関わって外1件を、今村芳彦議員。

○6番(今村芳彦議員) 議長より御指名をいただきましたので、順次発言をさせていただきます。大項目の1、農業に関わってお伺いいたします。第2次名寄市農業・農村振興計画の後期実施計画が本年5月に施行されました。本市における農業、農村の役割や今後の課題に対応すべく、将来に向けて持続的に発展していけるよう策定されたものであり、JAによる中期振興計画ともリンクしながら包括的に農業、農村の振興を目指した施策が展開されております。策定後初めての収穫期を終えた現在、11月13日付北海道農政事務所の発表する作況指数によりますと、北海道全体で104、上川においては105のやや良、予想収穫量も609キログラムと豊作と呼んで差し支えのない一年となりました。しかしながら、JA道北なよろにおけるモチ米の収穫量は、速報値で590キログラム台と全道平均を上回るものの、上川全体から見ると若干下回る結果になることと考えて

おります。小項目の1点目、本年名寄市の農業生産をどのように評価されているのかお知らせください。

小項目2、国策との連携についてお伺いいたします。農林水産省の発表によりますと、令和5年度の農林水産関係補正予算並びに令和6年度の概算要求がありました。共通の重点事項として、食料の安定供給に向けた構造転換対策が打ち出されております。過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換、さらには海外依存の高い品目の生産及び拡大、輸入原料の国産転換等を進めるとあります。本市としましても麦、大豆といった従来からある農産物はもちろん、最近では子実コーンの栽培や飼料米、WCSといった新たな需要に適合する農産物の生産が行われることを踏まえ、今回の補正予算、あるいは来年度の予算執行における事業採択に向けた市内農業者の取組の動向についてお伺いをいたします。

続きまして、大項目の2点目、高校再編に関わってお伺いをいたします。令和5年度、名寄高校が新体制でスタートしました。これまでの普通教科に加え、情報技術を学ぶ学科の2本立てとして多くの新入生を迎えたところであり、本市としてもJR名寄高校駅を実施、実現するなどの支援を行っております。しかしながら、再編に当たっては、産業高校が有している施設設備、今後どのようになるのかまだ不透明な部分も多いと考えております。この産業高校の不必要となってしまった施設について所管される北海道との協議、あるいは取組について現状をお知らせをください。

小項目の2、跡地の取得に向けてお伺いいたします。東中学校の耐震化に向けた協議の中で、産業高校の校舎を再活用する案が浮上していると聞いております。今後の人口動静や現在の財政状況を考えますと、再活用する案は大変に現実的であると認識するところではありますが、現在の管理者でもある北海道の了承を得た協議なのか、状況をお伺いいたします。

続いて、小項目の3点目、高校生への支援についてお伺いします。高校再編に伴い名寄市における後期中等教育のメインステージが名寄高校に一本化をされました。間口の再編も伴い、新入生は129名を数えましたが、それでも定員に対する入学者は1.0を割り込んでいる状況であります。入学希望者の増加、あるいは保護者負担の軽減に向けた支援など、本市として検討すべき課題ではないかと思いますが、見解についてお伺いいたします。

以上、大項目2点にわたりお伺いいたしました。これからも名寄市に必要な農業の継続的な発展と将来を担う子供たちの教育環境について前向きなやり取りができるよう期待を申し上げて、壇上からの発言とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今村議員からは、大項目2点について御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1は総合政策部長から、小項目2、3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、農業に関わって、小項目1、第2次名寄市農業・農村振興計画策定後の状況についてお答えいたします。第2次名寄市農業・農村振興計画につきましては、本市における農業農村の現状や役割を踏まえ、情勢の変化や課題に対応し、持続的な発展に向けて振興施策を計画的に進めるため、策定をしております。後期実施計画は、令和5年度から令和8年度までを期間とし、基本計画に基づき具体的な事業等を示すものとして昨年度作成し、現在計画に沿って各種事業に取り組んでおります。今年の本市の農業生産における評価につきましては、モチ米では7月から9月上旬にかけての高温により生育が旺盛な圃場を中心に広い面積で倒伏が見られ、収穫量では昨年より下回るものの、反収では10俵近い収量となり、JAの計画数量に対して大幅に上回る結果となりました。また、重点振興作物であるアスパラガス

においては、4月からの温暖な気温と適度な降雨により本年も高収量となりました。あわせて、他産地での生産量の減少なども影響し、高単価での取引による販売価格の増加にもつながりました。スイートコーン、カボチャ、パレイショにおいては、8月の大雨の影響が一部ありましたが、おおむね平年並みの収量を確保できたところです。農作物総体としましては、平年並みの収量が確保されましたが、高温や多雨などの影響で定植、追肥、防除、収穫などの作業遅延が見られ、品質の低下などが一部で見られたところです。市内におきましては、資材高騰などによる経費の増大や水田活用の直接支払交付金の交付基準の見直し、また水田の畑地化促進事業など国の政策による経営の見直しなどの影響も想定されますが、地域の担い手となる農業者への農地集積により経営規模の拡大と土地利用型の農業生産が進んでいくものと思われれます。引き続きJAの地域農業振興計画と整合性を図りながら第2次名寄市農業・農村振興計画を推進してまいります。

次に、小項目2、国策との連携についてお答えいたします。国においては、世界的な人口増加等による食料需給の増大、気候変動による生産の不安定化など国内外の様々な要因によって食料供給に影響を及ぼす可能性があり、食料安全保障を抜本的に強化するための政策を確立するとしております。食料安全保障の強化に向けた対策として、食料や生産資材について過度な輸入依存を低減していくため海外依存度の高い品目の生産拡大を行う構造転換が言われており、水田活用の直接支払交付金等を活用した水田での麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や飼料作物等の導入、定着が推し進められてきております。また、生産資材のうち肥料につきましては、化学肥料から堆肥などの国内資源の利用拡大や肥料の使用、低減に資する環境負荷低減の取組を推進するとし、飼料については耕畜連携や飼料生産組織の強化等の取組による稲わらを含む国産飼料の生産、利用拡大を

促進するとしております。市内における取組といったしましては、麦、大豆の作付面積拡大に向け作業効率の向上を目的として産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、農業用ドローンや自動操舵ロボットトラクターの導入など、ICTを活用した農業機械の導入が取り組まれております。飼料につきましては、昨年度から水田において飼料用のホールクroppサイレージ、いわゆるWCSの作付が行われており、本年はさらに拡大している状況にあります。また、肥料につきましては、国の肥料高騰対策を活用した取組として土壌診断による施肥設計、堆肥や低成分肥料の利用に取り組まれております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(山田典幸議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 私からは大項目2、高校再編に関わって、小項目1、産業高校跡地における北海道との協議についてお答えいたします。

名寄産業高校につきましては、本年4月に名寄高校が新設校として開設したことにより、在校生が卒業となる令和6年度末に名寄産業高校が閉校となり、新設名寄高校の校舎としては使用されないことが決定されているため、光凌キャンパス、名農キャンパスともに校舎としての使用が廃止されます。これまで北海道においては、令和4年度に若手職員による政策科学研修において廃校舎を有効活用した地域づくりをテーマとして、名寄産業高校の活用について研究いただきました。さらに、本年2月に上川教育局が事務局となり、名寄産業高校学校跡地等利活用検討準備会議を立ち上げ、両キャンパスは新たな活用の可能性を秘めた空間、資産であり、地域振興に資する有効な活用が望まれることから、名寄市も委員として参加しております。これまで3回の会議が開催され、文部科学省主催の廃校活用イベントへの参加、廃校舎の活用事例、関連する補助制度等の情報共有がされるとともに、地域等のニーズ、意見、要望を

踏まえた地域振興に資する活用方策について意見交換をしているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目2の小項目2、跡地の取得に向けた考え方についてお答えいたします。

名寄東中学校の今後の整備については、令和3年度に行った耐力度調査結果や躯体状況及び今後の生徒数の推計などから改築ではなく、耐震化に向けた整備を基本に現校舎を耐震化するか、または令和6年度末に閉校となる耐震化された名寄産業高校の光凌キャンパスを活用するか、庁内においてこの間継続して協議をしてきており、様々な機会 で情報提供もさせていただいているところで す。御質問の産業高校の校舎の活用について、北海道の了承を得た協議かどうかであります。先に答弁している北海道名寄産業高等学校跡地等利活用検討準備会議での意見交換や北海道教育委員会の担当部署には本市では東中学校の耐震化に向けて光凌キャンパスの活用についても検討していることなどをお伝えしており、北海道教育委員会においても一定程度御理解いただいているものと認識しております。

次に、小項目3、高校生への支援についてお答えいたします。今後も中学校卒業生数の減少が見込まれる中、市内唯一となる名寄高校が生徒や保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう本市においても支援策を工夫してきております。その一つとして、道立高校では令和4年度入学生から生徒が使用するパソコンは各家庭で用意することとなったため、市内高校に通学する生徒の学習環境の向上及び家庭の負担軽減が図られるよう新入学生に3万円補助する学習教材支援事業を創設しました。また、平成29年度から行っている資格取得等に要する経費の一部を補助する資格取得支援事業についても、生徒のニーズを捉えながらしっかり支援を継続してきてお

ります。さらに、今年度においては進学率向上の一助となるよう名寄高校の周知活動の支援策として、学校紹介パンフレットの作成や部活動の視点から名寄高校の魅力を小中学生などに発信することを目的とした部活動版オープンスクールの開催など新しい事業にも取り組んできております。引き続き市内唯一の高校が魅力ある高校として発展し、地域の高校として地域の未来をつくっていく生徒をしっかりと育てていく高校となるよう、名寄高校はもちろんのこと、学校運営協議会や北海道教育委員会と十分に連携を図りながら、限りある財源の中でできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、丁寧に説明をいただきましたので、順次再質問させていただきます。

まず、名寄市農業・農村振興計画後期実施計画ということで、今年度いろんな天候状況もありましたけれども、今までの過剰に豊作だったという話も私も感じております。少なかつたからといって決して凶作だったわけではなく、十分に豊作の範囲だなというふうに感じておりました。これやはり基礎的な研究の積み重ねから、そして農業者へのフィードバックがあって、その積み重ねでようやくここまでできたのかなというのは私も強く思うところであります。その中で、この農業振興計画にはいろいろな事業が掲載をされて、動いてきております。大きな本市の計画の特徴であります農協の計画とのリンク、連携というのは、ほかの行政の区画ではなかなかあり得ないぐらい恵まれた環境だなというふうに思っております。ではこの農協の計画と本市の計画と照らし合わせた場合に現状どういう動きがあるのかという点、確認をさせていただきたいなと思ひまして、今回質問させていただいているところでございます。まず、先ほど遠藤議員でもやり取りがありましたけれど

も、農業振興センターの役割は、農協も本市も出資を、お金を出しながら運営をしている非常に重要な施設だということでありますけれども、土壌診断がメインな施設なのかなというふうに思っております。この土壌診断の利用の向上に向けた施策等々検討されていること、あるいはその実績あれば、かいつまんで教えていただきたいのですけれども。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 振興センターの土壌診断に関わっての御質問いただきました。まず、実績でございます。近年様々な国の事業、先ほど紹介させていただきましたけれども、水田活用の直接支払交付金に関わってですとか、今様々な肥料高騰対策ですとか、要は土壌診断を活用して肥料を削減しようといった国の流れですとか、生産者の中にも一定そういった意識が少し広がってきているのかなというふうに思いますが、実績でこれ今年の10月末現在で、前年との比較ということで紹介させていただきますけれども、令和4年度の、令和4年4月1日から10月末までで全体では2,177件の試験、様々な試験がありますので、全部合わせてということになります、の実績がございました。取り組んでいただいた農家の方も、236戸のほうから提出があったということになります。令和5年4月から令和5年10月末まで、件数でいいますと2,588件で、生産者の方で326戸ということで、昨年よりも100件近く提出いただいている農家の方が増えているといったことで、件数としては若干増えているというふうなことでありますけれども、やはりこういう形で土壌診断に取り組んでいただいている農家の方が大幅に増えているということが、これ国のそういった事業に関わってということが一つのきっかけかもしれませんけれども、そういった取組を、きっかけを機に次年度以降もぜひ土壌診断の効果といったものを実感していただく中で、これがぜひ国の事業が仮にそういう要件がなくな

っても引き続き取り組んでいただけるよう、そういった安定的な生産であったりとか、コストの低減といったところでうまく土壌診断を活用していただければなというふうに考えているところであります。

○議長(山田典幸議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 名寄市の農業戸数、ちょっと正確に把握はしていませんけれども、326戸ってかなりの割合に上るかなというように感じます。特にこの中でも平年連続して収穫量の多い方、また少ない方というのも実はいらっしゃるのかなと思います。収穫量の少ない方と言ってしまったら身も蓋もありませんが、ぜひ伸び代のある方に集中して使っていただけるような、あるいは振興センターさんの役割としてちょっと難しいかもしれませんが、例えば振興センターの職員さんが圃場に出向いて、勝手にサンプル採取していくよと。そして、土壌診断を行った上で施肥設計まで行って、あなたのところの経営にはこういう施策がこれからできるのではないのでしょうかというような、そういうようなサービスまで私は展開しても構わないというふうに思っております。ここまで本来すべきでないかもしれませんが、それぐらいこの振興センターの役割というのは大きいものだというふうに私は認識していたのですけれども、この辺のサービス拡大について可能性があるのかどうか、ちょっと見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 今の今村議員からの御提案につきましては、特に振興センターの内部ですとか、例えばJAさんとかと協議した経過はございませんので、あくまでもここは私の個人的な考え方ということでお話しさせていただきますけれども、確かにそういうふうな形で積極的に振興センターが出向いて、圃場の条件を調べて、情報提供してあげるということで、一定程度は今まで活用していなかった方がそれに気づくというこ

とも、そういう効果は期待できるのかなと思いますが、ただ私個人として考えるのは、それぞれ生産者の収量を上げたいですか、例えばいいものを作りたいという、そういった思いがなければ、どれだけこういうふうな資材を替えたほうがいいよとかいろんな情報を提供してもその後のやっぱり肥培管理に果たしてそれが結びつくのかというのが、なかなかそこは私としてはちょっと疑問が残る点かなというふうに思っています。ここは土壌診断のそういったデータをうまく使うというところ、そこは生産者の皆さんの意識ということが非常に大きく関わってくることというふうに思っていますので、現状ではかなり手間だと思いますけれども、やはりそれなりの自らの労力をかけて試験を出してもらって、結果を聞きに来るということで初めて苦労を多少してでもそういうことに結びつけるのだという意欲につながるのだらうというふうに思っていますので、現段階ではそういう考え方で進めていければというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かにそのとおりだと思います。肥料替えただけで収穫量が上がるなんていうような、そんな魔法のような話は全くございません。ぜひ実証展示の中で肥培管理を怠るところまで収量が下がりますよといったような展示も私は一部必要かなというふうに思います。名寄市農業振興センターが行っている、推奨する肥培管理を行えば比較してここまで収穫量が上がるのですよ、天候、差も同じ圃場であればほとんど感じないと思いますけれども、そういうような展示の仕方、今後検討されたりはするでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） いろいろな資材の比較試験といったものは現状取り組まさせていただいておりますので、そういったものを従来慣行で使っている資材と新たな資材が出てきたときにどういった違いが出るのかというようなことを展示し

たりとか、また今続けさせていただいているのは、堆肥の施用でどのように土壌が変わっていくのかということも、これは少し年数をかけながら慣行とどのように変化が出てくるのかということも試験をさせていただいております。反面教師的にまるっきり肥培管理しないというふうなところを見せるというのは、あまり振興センターに求める役割としてはちょっと違うのかなというふうな思いがありますので、先ほど言ったような形で、いずれにしても資材や管理でどのように変わりが出るとか、変化があるのかというのは当然それ試験機関として示す必要があると思っていますので、そういうところで今後も続けていきたいというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 分かりました。なかなか反面教師的な役割ではないというところではあると思いますけれども、先ほど遠藤議員とのやり取りの中で新規就農を希望される方でミニトマトの作付を期待される方が多いのだと。希望される方が多いというやり取りがあったかに思います。そして、同計画の後半のほうに参考にしてくださいというところで新規就農者の方にはトマトの栽培を勧めているくだりがあるのですけれども、なかなかトマトというのが農協における重点振興作物に該当しないと思うのです。この辺のお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 振興計画の中で新規就農者向けの一つの作付形態の例ということで、今言われたような栽培体系のほうを登載させていただいております。数年前はそういった形でそういったものを、ミニトマト、施設園芸を中心に小さな面積で一定程度の収益性が高い作物を作られる方、そういったものを希望される方ということが比較的多かったという時代がございました。今もそういった形で一つのそういう経営形態として新規就農者の方の極端な初期投資を控えるという

意味で、それも現在も提案させていただいているところでは。近年は、それも示してはいるのですけれども、やはり実際に就農された方の、新規で、農外から新規参入で就農された方、その方が現在水稲、モチ米とスイートコーンなどの作物を中心に経営をされている方がいらっしゃいます。その方の実感として、一定程度水稲、米の栽培といったもので経営の基盤となるような一定の収入、農業所得が確保される。プラスアルファとしてスイートコーンですとか、そういった高収益の作物を作ることによって経営基盤が結構安定するというふうな、そういうふうな、これ成功体験と言っていいのでしょうか、そういう事例として多くの、名寄市に農業体験とか就農希望で来られた方とそういう新規就農の方と面談する機会を設けさせていただくのですけれども、結構その話に来られた方が感銘を受けるといいでしょうか、影響を受けるということ、当初はお米ってあまり想定されていないという方が来られる方多いのですけれども、実際にそういうふうな実体験を基にお話を聞くことで、米の生産ということもいい面を見ていただいているということかなというふうに思います。そういったこともあって、最近ではミニトマトの施設園芸ということよりももう少し規模を広げたような形の作付体系といったことも検討される方も増えてきているという状況にあります。したがって、これは振興計画にのせることを今やっていないよということではなくて、いろいろなそういうふうな経営形態があるというところの中で、私どものほうもより新規で入られる方が望む形も少しそこは優先させていきたいというふうな思いもありますので、その辺のバランスを取りながら今研修、またそれぞれ就農相談に当たっているというところでございます。

○議長(山田典幸議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 確かにそのとおりだと思います。実際私の身近においても新規就農といっても第三者経営継承を基本にして検討され

る方のほうが非常に多いかなと思いますし、実例も多少あるように思いますけれども、就農してしまうと新規就農者ではなく、やっぱり農業者としてみなされるのです、地域から見ると。期待の若手というか、ホープというか、エースというか、結局そこに農地集中します。そうすると、今まで作ってきたトマトが足かせになる可能性も実は私はあるのではないかなというふうに思っていました、ぜひここは新規就農に向けた取組、名寄市としての支援体制として、今回も支援していますけれども、本当にアスパラで私は十分だというふうに思います。無理にハウスを造るのではなく、露地でも十分です。その程度の投資に関しては、アスパラの露地栽培、それほど高くありませんし、堆肥の投入についても今後施策展開されるということなのであれば、いよいよそっこのほうが入りやすい、また第三者経営継承に向けたやり方としても適しているというふうに考えています。この辺非常に有効なのですが、なかなか情報提供というか、周知をどうしたらいいのかというのは非常に難しいところでもあります。先ほどお話しになったように、話を、打合せをしている段階でこういう水田もいいのですねと気づく方も多いということでもありますけれども、ぜひその辺の周知を広めていくように私お願いしたいなと思いますが、この辺新たに広げていくような取組等検討されるのでしょうか。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 今のお問合せは、第三者経営継承についてということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○経済部長(山田裕治君) 第三者経営継承につきましては、現在、先ほど今村議員からありましたけれども、やっぱり経営基盤を引き継ぐということが大きな魅力、大きな初期投資が必要ないというところで有効な手段だというふうに私どもも今捉えております。来春、来年の春、1人就農される方、地域おこし協力隊から就農されると

いう方につきましては、この経営継承を活用して風連地区で就農される予定というふうになっております。今後もやはり肝腎なのは経営継承を受けていただける農家の方というのを広く求めていく必要があるというふうに思っていますので、令和2年度のときに一応地域にそういう継承の意向のある農家の方どれぐらいいるかということで調査をさせていただいて、そのときは6戸程度手が挙がったところでございます。ただ、それも令和2年度ですので、若干時間も経過しておりますし、新たな方の発掘もあるかなというふうに思っていますので、ここにつきましては今後また改めて地域の中でそういった意向のある方、どの程度の方がいらっしゃるのかということも含めて少し改めて調査といたしましょうか、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひ検討していただきたいなと思います。第三者経営継承、またあるいは新規就農というのは、広く見ると地域全体として働き手が増えると。地域全体の労働力を確保しているという認識にも私はなるなというふうに考えております。この振興計画の中でもうたっているといいましょうか、労働力確保対策の中で明言しているのですけれども、労働力確保対策として法人をつくりますよと。そして、そのほかに外国人の人材受け入れます、酪農ヘルパーさん、専門ですけれども、それもあります。そして、最近名寄大学の学生さんに有償でのボランティアに入ってもらえますよというのが大きな労働者確保対策としてうたっておりますけれども、酪農ヘルパーを除いてしまうと、それぞれが学びを基本にしているといいましょうか、専門的に農業を仕事にしたい、職業にしたいと思う方がなかなかそこには私は充当しないのかなというふうに考えておまして、その一発逆転を狙うわけではありませんけれども、先ほどおっしゃったように、地域の中に第三者経営継承で若い方が入って、例えばどなた

かの作業を引き受けて行うですとか、コントラクターの部分に入るのかなと思います。作業受委託の関係、ここ支援を行うというふうに書いてありますけれども、ちょっと私のほうでそういう事業の展開メニュー等見当たらなかったのですけれども、この辺についてはどうお考えなのでしょう。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） コントラクターですとか作業受委託組織の創設については、ここ私どももなかなか苦戦しているところでございます。例えば酪農家の方向けの意向調査ですとかでいろいろとお聞きしたりとかもさせていただいておりますが、課題となっておりますのは、一つはやはりオペレーターってなる方がなかなか確保できないということなんです。それぞれ出したい作業はあるのだけれども、それを受けるためにではどういうふうに組織化していくかといったときには、やっぱり新たなオペレーターとなるような担い手を持ってこなければならないということになるのですけれども、そこがなかなか難しいというところが一つ大きな課題かなというふうに思っています。今地域の中でそれぞれ例えば機械の共同利用組合ですとか、個人の方で作業受委託という形で受託されている農家の方も一定程度いらっしゃるというふうな私どものほうでも把握をしてございますけれども、それぞれ地域の中での合意形成といいましょうか、今皆さんの経営規模が大きくなってきておりますので、例えば大型の機械が1台あればそれで作業受託できるのではないのという話に思われるかもしれませんが、やはり現場行って実際農家の方とお話すると、確かに大型機械の投資は大きいものだけれども、共同機械で持つと自分がやりたいときにできなくなるであったりとか、そういう作業適期の問題とか、なかなかこれ地域内での合意形成といいましょうか、お互いにある程度譲り合う精神といいましょうか、そういったことも必要になってくるのかなというふうに思いますので、ここは今後地域の中でどの程度

そういったまとまりをつくる可能性がまずあるのかということも、地域に入って、いろいろな意向ですとか、多少そういう条件があるのかどうかということのようなことも含めて少し聞き取りなんかも今後進めさせていただきたいというふうに思っております。ちょっとコントラクターというところまで一気にいけるかどうかというのは分かりませんが、まずはそういった地域の中で一定程度そういう芽があるのかどうかということを検証する中から進めていきたいというふうに思っております。

○議長(山田典幸議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) コントラクターってかなり硬い言葉だと思いますけれども、例えば機械の余力にある人が手伝いに行ってもいいよという、そういうレベルの話も含めて大きな話題になるかと思っております。例えて言うならば、ICTを活用した事業でもありますドローンを使った水稲等の防除についても、これも十分コントラ部分に入るのかなと思いますし、今それを一手に担っておりますラジコンヘリの組合の方々も今状況等かなり変わってきている部分もあります。この辺については、いろいろな細かいそれぞれの生産者の課題があると思います。例えばソバの刈取りを委託できる人が今大変少なくなってきてしまっていたり、乾燥調製施設がなかったりといったところも今後課題にはなってくるのではないかなというふうに考えておりますので、これはぜひ検討してほしいなと思います。

続きまして、農業・農村振興計画ということにあります、農村の振興もうたっている部分があるということでもありますけれども、現状農村におけるまた女性や青少年の役割といいましようか、計画における位置づけと振興対策ありましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) それぞれ地域において農村の農業青年であったりとか、農村女性の活

躍というものはこれ農業の経営に関わる部分に限らず、地域のコミュニティー形成ということも含めて非常に重要だというふうに、そこは認識させていただいております。市としまして、それぞれ農業青年の活動組織2つございますので、そういった活動に対しての支援ですとか、また女性の方に対しては、これ経営参画するという分野を少し広げるという意味で資格取得の支援ですとか、さらに全体的に活躍する場をを広げていただけるように市としてもバックアップをしていきたいというふうに考えておりますし、それがそれぞれの各農村地域の中で活躍の中心、中核を担っていただける、そういう存在になればなというふうに期待しているところであります。

○議長(山田典幸議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 女性や青年団体への支援というか、取組、免許取得も含めてというのは農協さんも一緒になって取り進んでいる部分でありますので、これについても利用者等の実需というのでしょうか、利用者さんの意見ちゃんと聞きながら進めていただければなというふうに思っております。

ちょっと時間もなくなってきましたので、次の話題に行きたいと思いますが、大項目の2点目、高校の再編に関わってということで現在話が進んでいるように理解をさせていただきました。やはり気になるのが、先ほどからありましたけれども、公共施設の管理計画の中で13%の床面積を削除しますよと、削除、除却をするというのかな、そういう言い方があると思いますけれども、これキャンパスをまるっと名寄市が引き受けてしまうと、明らかに不要な面積増えてしまうと思うのですがこの辺はどう整合性が取られるのでしょうか。

○議長(山田典幸議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 名寄産業高校の跡地になりますと、光凌キャンパスほかに名農キャンパスもございます。当然名農キャンパスになりま

すと敷地面積も相当広くなりますし、そこにある施設自体もかなりたくさんあるかなというふうに思っています。光凌キャンパスは、御存じのとおり、高校のキャンパスがあるということでございまして、先ほど総合政策部長、また私のほうからも答弁させていただきましたけれども、現在施設の活用について北海道名寄産業高等学校跡地等利用活用検討準備会議という中で名農キャンパスと光凌キャンパスそれぞれ分けてといたしましょうか、大分物が違いますので、そこら辺の活用方法も違いますから、そこら辺は少し区分しながら活用検討準備会議の中でそれぞれの立場、関係機関がそれぞれの考え方並びに活用方法を今現在検討させていただいているところというふうに伺っているところでございます。名農キャンパスの話はちょっと置いておかせていただきたいと思いますのですけれども、今現在の名寄市としては産業高校の光凌キャンパスを東中、名寄東中学校に活用できないかというお話につきましては、この間いろんな場面でもそういった活用についても検討させていただいているというふうにお話もさせていただいていますし、そういった話を、先ほどの答弁にもございますが、現在北海道教育委員会のほうともそういう考え方も名寄市としては持ち合わせているというようなお話もさせていただいているので、一定程度御理解いただいているかなというふうに思っています。その際に、では仮に光凌キャンパスが活用するとなった場合なのですけれども、先ほどの公共施設等総合管理計画の13%とどの整合性を取るのだというお話かというふうに思うのですけれども、当然東中学校については光凌キャンパスを東中学校と仮にした場合、現存している東中学校につきましては、先ほど市長のお話もございましたとおり、活用があるかどうか一定程度は協議はさせていただきますけれども、耐震化されていない施設でございますので、市といたしましてはなかなかほかの用途での活用は難しいのではないかなというふうに考えておりますから、そ

ういう点から最終的には解体を見込みながら所有する見込みのないものということで考えていきたいなというふうに今のところは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 何が言いたいかといいますと、公共施設、不要な部分の解体は進めるべきだと私も思っております。といいますのも、名寄市の筋とはちょっと離れてしまうのですけれども、課題の多くの中で空き家の対策とよく言われています。その特別措置法が今年の6月に公布されて、たまたま今日12月13日、これ施行された日というところでありました。一般の空き家についてはかなり厳しく、解体または再活用に向けて取り組みという国の方針はあるのは分かっておりますけれども、なかなかそれが公共施設になってしまうと強い方向が、方針が取れない状況になると思います。実際除却に関する何か補助みたいなのはないのかなと思って、私も調べましたけれども、辛うじて地方債が起こせるのかなというぐらいで、あるいは新しく建物を建てた場合にそれに付随して除却が可能であるとか、それぐらいの大変使い勝手の難しい補助しか見当たらないのが正直なところですよ。ぜひここは、先ほど来から議論があったとおり、この公共施設の除却については前向きに取り進めてほしいなというふうに思っております。この除却なのですけれども、ある程度期間を決めて一遍に行うとなってしまうと、なかなか予算も膨らんでしまって、大変だなと思うのですけれども、ぜひこれ細切れにするといいたしましょうか、複数年度にわたっても構わないので、業者さんの例えば人工の手配のつく時期に分けて解体工事の受注、発注していったりだとか、そういう、特に学校施設に限るわけではないのですけれども、学校施設は最後解体されるまで次の世代に向かって学習になるような、そういうものであってほしいなという気持ちもありますので、そう

いう解体に向けて、少しずつでもいいので、取り進めさせていただきたいということをここで求めたいと思うのですけれども、ちょっとこれについて見解がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 公共施設の除却の関係でありまして、本日も御意見いろいろいただきましたところでもあります。先ほど市長の答弁にもありましたけれども、今後の公共施設の部分のルールといいますか、そういうやり方としましては、既に行政として用途を終えたいいわゆる普通財産という形で管理している施設につきましては、今後活用する見込みがないという場合につきましては取り壊す、基本的に、先ほど教育部長も言いましたけれども、市としては所有しないという形で考えておりますし、例えば今ある建物が老朽化して、まず新築もしくは増築なんかしながら更新していくという場合でありましたら、当然古い建物につきましてはほかに活用することがなければ取り壊すことを基本としながら手放していくということで、今回の智恵文小中学校ですか、につきましても基本的には既存の智恵文小学校については取壊しが基本ということでありまして、認定こども園につきましても今の南保育所ですか、それについては認定こども園できれば取壊しという形で考えております。また、先ほどあった豊西小学校ほかいろいろ学校施設、古い学校施設ありますけれども、今例えば複数年だとか業者さんの空いている時間にだとかという形の契約、そういうのも可能な部分はあるのかなとは思っているのですけれども、あとは足場だとか、ああいうのが一回建ててしまうと、ずっと置いておくといろいろお金がかかるだとか、そういうところもあるので、いろんな手法を御提言いただきまして、研究していければと思います。

以上です。

○議長(山田典幸議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 割高になるかもしれな

いなというのは承知の事実ではあるのですけれども、それでもある程度細かく刻みながらとなれば、暇な時期の公共事業の発注を出して、事業者さんへのある程度のアプローチにもなるなという部分も加味していただければなと思います。

ちょっとすみません。大項目の1点目のほうで聞き忘れていたことがあるので、ちょっと戻らせてもらいますけれども、名寄市の米麦の乾燥調製施設がございます。かなりの床面積を誇っている部分と、なおかつ名寄市内のほとんどの麦、大豆が集まる施設と、乾燥調製かけている施設ということで利用率といいたいまいしょうか、損耗も非常に激しい施設です。これ一応名寄市の農業・農村振興計画の中では、こういう施設関係について更新をする等々一切うたわれていない状況なのです。現状管理者でもありますJA道北なよろさんのほうで修繕ですとかある程度の更新を行ってきておりますけれども、これが本当に使うのが難しくなってしまった場合、どういう手段が取られるのか、ちょっとこの辺だけお考えを聞きたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 基本的には、それぞれの出荷調整施設に関しましてはJAさんが適宜計画を持ちながら改修ですとか更新ですとか取り組んでいただいているところというふうに思っております。今お話にあったようなそれぞれ例えば施設の改修ですとか増強ですとか、そういった事案が出てきましたら、これまでも都度JAさんのほうから国の事業の活用ですとか、どういう手法でやるのかというようなこともある程度想定をされた上で、必要に応じて行政のほうにも相談があるというふうに、来ましたので、今後もそういった場面が来ましたら、そういう御相談なり計画等の話が来るのかなというふうに思っておりますけれども、現時点でそういったお話についてはお伺いしておりませんので、どういうふうに、まずはJAさんの中で今考え方がいいまいしょうか、今後の施設整備の在り方についてお考えを持たれてい

るのかというところをお聞きするしかないのかなと思っておりますけれども、以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） まず、先ほどちょっと国のほうの予算の関係お話しさせてもらったといましようか、触れさせていただきましてけれども、麦、大豆関係増産するのであればという条件がつくのでしょうか、施設の設備投資についても使える助成の部分があるかというふうに考えております。これ計画になかなかのっていないことですし、現状今使えるのだからという部分も大きいと思いますが、いざあれが止まってしまうと、名寄市内の麦、大豆が非常に困ることになります。ほとんど1か所で引き受けていると言っても過言ではない施設ですので、この辺についてはちょっと危険性が私はあるのかなというふうに思っております。複数の施設で行うことがよろしいのでしょうか、それについても建物、いつかは終わりを迎えてということになりますので、この辺農協との連携を取りながら、振興計画に含まれるかどうかというのは別にしましても、今後の大きな課題だと思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

そして最後、ちょっと時間があります。この中で、農業・農村振興計画の中でモチ米の消費拡大に関わる部分があると思います。ぜひモチ米の消費拡大ということで、餅……何でしたっけ。プロの人。

（何事か呼ぶ者あり）

○6番（今村芳彦議員） もち大使さんなのですからけれども、現状5名ぐらいで動いていらっしゃるのかなというふうに思っています、これは私は機会があるごとに言いますけれども、ぜひ増やしていただきたいと。何なら名寄市民全員がもち大使みたいなものなのではないかなというふうに考えております。ぜひ学校等で部活なのか、そういうところでも今日天気がいいから餅つきしようかみたいな、そういう気軽にモチ米に触れられるよ

うな地産地消あるいは食育ですか、そういう面に絡めて、ぜひモチ米文化の市内への浸透、気軽に餅に触れられる機会というのをつくっていただきたいなと思うのですけれども、この辺について見解あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） それぞれもち大使の方には本当にいろいろな場面で、町内会ですとか、もしくはまたイベントですとか、いろんな場面で御活躍をいただいております。また、先ほど今村議員からありました小学生の、市内の小学校で田植体験等もやっておりますので、当然秋には収穫祭ということで、その際にも餅つきということでもち大使の方に御協力いただきながら、餅つきを実際に小学生が体験するという場面がこれまでもつくられてきているかと思っております。きっとそういうもち大使の背中を見て、自分もち大使になりたいという子が将来現れるということを私も期待はしておりますけれども、そういった様々な場面でモチ米や餅つきや餅を食べるということも通じて名寄市の特産品だということの認識も改めて子供の皆さんにも実感していただきながら、モチ米を多く食べていただきながら、農業に対しての理解も深めていただければなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思っております。名農キャンパスのほうで今度これから大きな課題になってくると思っておりますけれども、ぜひ農業関係の施設として再利用できる部分していただきながら、本市の農業生産、また農家の将来の生活に資する施策展開を取っていただきたいとお願いを申し上げて、一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

○議長(山田典幸議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。
大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 谷 聡

署名議員 高 橋 伸 典

令和5年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年12月14日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長 16番 山田典幸 議員
副議長 10番 倉澤宏 議員
1番 中嶋孝幸 議員
3番 山崎真由美 議員
4番 水間健詞 議員
5番 谷聡 議員
6番 今村芳彦 議員
7番 清水一夫 議員
8番 川村幸栄 議員
9番 佐藤靖 議員
11番 高野美枝子 議員
12番 高橋伸典 議員
13番 遠藤隆男 議員
14番 東川孝義 議員
15番 東千春 議員

1. 欠席議員（1名）

2番 富岡達彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤慈生
書記 石橋恵美
書記 加藤諒
書記 川名桃代

1. 説明員

市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
教育長 岸小夜子 君
総務部長 渡辺博史 君
総合政策部長 石橋毅 君
市民部長 廣嶋淳一 君
健康福祉部長 馬場義人 君
経済部長 山田裕治 君
建設水道部長 東聡男 君
教育部長 木村睦 君
市立総合病院 佐々木紀幸 君
事務部長 佐々木紀幸 君
市立大局学 水間剛 君
長 事務局長 水間剛 君
こども・高齢者 松田慎司 君
支援室長 松田慎司 君
産業振興室長 田畑次郎 君
上下水道室長 佐藤美香 君
会計室長 鈴木康寛 君
監査委員 岡川進 君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 中 畠 孝 幸 議員

4番 水 間 健 詞 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

除排雪体制と助成制度について外1件を、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について質問してまいります。

早いもので12月も半ばとなり、除雪のシーズン真っ盛りとなっております。私もこれまで長い間国道の除排雪を含む維持管理を行ってきた職場におりました経験を踏まえて、市民満足度の高い除排雪の実現に向けて小項目で5点ほどの名寄市の除排雪等について質問をいたします。

小項目の1番目、名寄市では排雪ダンプ助成や市道及び私道の除排雪助成制度を設けておりますけれども、これらの利用実績についてお伺いをいたします。

また、これらの制度は市が期待する効果を十分上げているかということについても併せて伺います。

小項目2番目、今年度の契約からこれまでの総価契約から単価契約へと変更しました。変更した理由や意図することは何か、また単価契約に変更

することによってどのような効果を期待しているかについて伺います。

小項目3番目、先日加藤市長が行政報告で述べられたデジタル田園都市国家構想交付金を活用した除排雪管理システムの導入とデジタル技術の活用による市民満足度の高い除排雪とは具体的にどのようなものかをお伺いをいたします。

小項目の4番目、風連地区におきまして合併以前から風連町市街地区環境整備協議会が沿線住民からの会費と市からの負担金により国道と道道の排雪を行っています。歴史的な経緯があるということのようですけれども、国道、道道はそれぞれ道路管理者が除排雪を含めた維持管理を行うという大原則に立ち返るべきであると。このことは、市から道路管理者に対して強く要請していただきたいと思います。

5番目です。市では毎年「なよろの除雪」という冊子を市の広報紙に掲載しまして、道路への雪出しをやめるよう呼びかけておりますけれども、市民に特に周知したいことは何か。去年の「なよろの除雪」では、路上駐車や道路への雪出しはやめましょうと呼びかけをしておりますけれども、道路への雪出しがいけないという理由と根拠は何か、もし罰則があればその罰則についてもお伺いをしたいと思います。

大項目の2番目、旧学校施設の利用実態と維持管理等について。小項目の1番目です。市内に現存している旧学校施設、これは豊西小学校、下多寄小学校、東風連小学校、日進小中学校、西風連小中学校の校舎が今一部残っているというふうを確認をしておりますけれども、その現況と利用実態及び今後の利用計画についてお伺いをいたします。

小項目の2番目、昨日の質疑でも取り上げられましたけれども、旧豊西小学校は平成28年4月に閉校となり、以降7年以上が経過しております。今年度まで旧豊西小学校の除草等の維持管理をどのように行ってきたのか、市費をどれだけ投入し

てきたのかお伺いをいたします。

また、取壊し計画の有無についても併せてお伺いをいたしますけれども、昨日の答弁では解体やむなしと。ただし、時期は示せないということでありましたので、解体計画ありという前提で質問を進めてまいりますけれども、取壊しに必要な費用につきまして、昨日の答弁では多額の費用がかかるということでしたけれども、閉校直後の平成28年時点と、それからもし今年度か、あるいは来年度の比較した取壊し費用の数字があれば、お示しをいただきたいと思っております。あわせて、取壊しに国または道からの補助金等は見込むことができるかについてもお伺いをいたします。

小項目の3番目、旧下多寄小学校体育館は、本校舎よりも古く、体育館の屋根は相当さびが目立ってきております。今後も残すのであれば、最低限屋根の塗装はやらなくてはいけないというふうに考えておりますけれども、市の管理計画についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） おはようございます。谷議員から大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、除排雪体制と助成制度について、小項目1、排雪ダンプ助成と除排雪助成の利用実績についてお答えいたします。本市では、冬期間の生活を確保するため市民との協働による除排雪を推進しており、市民が行う除排雪に対する助成制度として排雪ダンプ助成事業や市道及び私道除排雪助成事業などがございます。排雪ダンプ助成事業については、一般住宅や店舗併用住宅において運搬排雪を行う際に御利用いただく事業で、一般住宅は運搬排雪を行う10トンダンプ1台当たり2,000円、店舗併用住宅は1台当たり1,000円を助成する内容となっております。

さらに、今年度から町内会からの申込みの場合、1台当たり3,000円を助成するメニューを新たに追加をし、より御利用いただける事業となるよう制度の充実を図ってまいりました。市道及び私道除排雪助成事業については、主に商店街などの団体が一定程度の区間をもって除排雪を行う場合にその経費の一部を助成する事業で、要した経費のうち市道の排雪については50%以内の費用を、私道の除雪については30%以内の費用を助成する内容となっております。御質問をいただいた利用実績についてですが、排雪ダンプ助成事業については令和4年度は利用件数1,476件、ダンプの利用台数は4,385台、助成金額の合計は849万7,000円の実績がございました。過去5年の平均では、利用件数1,396件、ダンプの利用台数は3,966台、助成金額の平均は769万5,000円となっております。その年の降雪量により利用の増減はありますが、毎年多くの市民に利用をいただいております。本助成は道路のみならず、個人宅の排雪にも利用できる制度となっていることから、冬期の生活の一助となっていると考えております。また、運搬排雪を行うための費用の一部を支援する制度は、道路除雪により寄せられた雪の処理について御理解、御協力をいただく上で必要な制度であり、そういった面においても効果を上げているものと考えております。

次に、市道及び私道助成事業の実績については、令和4年では利用団体が4団体、利用回数が8回、助成金額が530万8,000円でありました。過去5年平均では利用回数が約7回、助成金額の平均で444万4,000円となっております。本助成は、道路延長がおおむね100メートル以上の市道、または受益戸数が3戸以上の私道という条件があることから、利用団体が固定される傾向にありますけれども、個人経営の店舗が多い商店街など広く市民の皆様が利用されている名よせ通りや南5丁目通などの除排雪に適した助成内容

となっていることから、有効に機能していると考えております。今後とも両助成制度が適切な効果が発揮できるよう制度内容の研究に努め、その効果を十分に発揮できるよう周知してまいります。

次に、小項目2、単価契約へ変更した理由と期待する効果についてお答えいたします。昨年度までの市道除雪の委託業務につきましては、出勤する回数を過去の実績を基に設計をし、委託金額を算出する総価契約で発注をしていました。その年の降雪の状況により出勤回数の増減がありますので、設計の出勤回数の上下限3割までは設計変更を行わない仕様とし、出勤回数が設計の7割以下になった場合は業務費の減額対象とし、また出勤回数がプラス3割を超えた場合には業務費の増額対象として設計変更を行う契約内容としておりました。これまでの契約内容では、出勤回数の増減に対して幅を持たせていたことから、予算の管理がしやすい部分もありましたが、雪の量が多い年は当初契約の出勤回数より多く出勤した場合でもプラス3割を超えない場合には請負業者の費用の持ち出し負担があることや雪の量が少ない年においては3割減までは当初契約が担保をされるものの、作業日数が3割以上減った場合には作業人員等の待機や準備費用の支払いが難しくなることもありました。今後については単価契約、いわゆる実績払いになることで作業時間の実績に応じた支払いとなり、また出勤回数ではなく、時間を単位とすることで多くの市道において除雪経費に充てる国の交付金申請が可能になります。また、市道排雪においてもこれまでは契約手法が分かれており、実績払いとしていた幹線道路の排雪を対象とする積込み運搬排雪業務と従来の除雪と同様に総価契約として生活道路の排雪を対象としていた市道排雪業務の2種類の契約とした業務を一本化をし、全てを実績払いといたしました。このことにより、排雪作業の進捗状況の把握や予算管理が効率的にできるようになり、排雪作業の工程も柔軟に対応ができる部分もあると期待をしているとこ

ろです。

次に、小項目3、除排雪管理システムについてお答えいたします。除雪管理システムの導入の主な目的は、作業時間実績の把握による除雪費用に充てる交付金の申請業務、日報、月報のデジタル化による市や業者の事務作業の負担軽減、そして市民満足度の高い除雪への活用としております。今年度より市道除雪を行う各車両にGPS機能を持ったスマートフォンを搭載しており、市担当者及び各業者はインターネットに接続しているパソコンやタブレットを使って除雪管理システムにログインすることで、その作業実績を確認することができます。日報などの報告書類がシステムにより自動で作成をされ、提出もシステム内で行うため、日報の作成や提出に係る手間の軽減を図ることができます。また、作業実績時間を除雪管理システムで把握、集計できるため、国の交付金申請に係る実績報告にも活用できることとなりました。将来的には、蓄積された作業データとそのデータの分析により作業の効率化に向けた研究や技術継承にも活用できると考えております。昨今は担い手不足が除雪業務の大きな課題となっておりますが、システムの活用が持続可能な除雪体制の構築に寄与するものと考えております。システムの活用による市民満足度の高い除雪の実現につきましては、システム内に除雪路線の注意箇所を登録することでその情報を業者、オペレーター、市の3者が共有をできることから、市民から苦情があった箇所への失念防止やふだんと違う路線の除雪を行うオペレーターへの引継ぎ漏れの防止にも活用することで道路施設の破損や市民の苦情軽減につながると期待をしております。また、市民からの問合せに対して市民満足度の向上につながる部分もあると考えております。これまでは、市民の皆様から自宅や付近の除雪に対しての苦情が寄せられた際にそれが市の委託除雪によるものなのか、また除雪が来ていないのは出勤をしていないのか、作業が遅れていて、これから入るのかななどの問合

せについても1件ごとに業者に連絡を入れ、作業中のオペレーターに確認をしてもらい、市役所に返信をいただき、それから市民に回答を行うなど多くの時間を要していましたが、今後はシステム上のデータを基に判断できる部分も多いことから、正確な情報を素早く提供できるようになると考えております。

次に、小項目4、風連地区の国道、道道の排雪についてお答えいたします。名寄市風連町市街地区環境整備協議会が行う運搬排雪に対しては、合併以前より風連市街地の中心である国道、道道の道路管理者が行う排雪に加え、協議会が排雪を行い、連立する商店街の活性化、環境整備を柱として合併後も事業継続をし、市道及び私道の除排雪助成事業と同様にかかる経費の50%を本市が助成をしている事業となっています。排雪の実施時期については、協議会と国道、道道の担当者との間で調整を行っていましたが、異動等により排雪の担当者が替わったときには協議会の排雪実施により道路管理者が排雪実施基準まで路肩の雪山が大きくなっていないと判断をされ、議員御指摘のとおり、排雪回数が少ない状況があったシーズンもございました。このことについては、協議会が全ての排雪を行うことは本事業が地域で集めた会費のほか、本市が助成をしていることから適切な状況ではないと確認をしておりました。この件については、令和3年度以降国及び市の担当者レベルで問題点を共有し、他地域と同回数の排雪を実施するよう要望をしておりました。令和4年度には本市と協議会、国道の排雪を担当している北海道開発局、風連地区の市道の除排雪を担当している風連環境保全事業協同組合の4者により協議の場を持ち、協議会における排雪はあくまでも国道の排雪が適切に行われた上で追加で実施するものという認識を共有をし、今後は国道の排雪基準に達していなくても協議会による排雪作業を鑑み、適切な回数の排雪を実施していただくことが約束されました。昨年度からはこの協議内容に基

づき、排雪開始前には本市と協議会、北海道開発局の3者によりあらかじめ排雪の実施時期について打合せを行っており、今年度につきましてもこの内容に基づき他地区の排雪回数を考慮した上でこの回数による国の排雪が行われる予定となっております。

最後に、小項目の5、除排雪に係る市民周知についてお答えいたします。広報「なよろの除雪」において道路への雪出しをやめるよう市民に周知している部分につきまして、雪出しがいけない理由については、1つ目には道路に雪を出すことで道路の幅員が極端に狭まり、路面が凸凹になり、車両の通行に支障が生じます。さらには、交通事故の原因となる危険性もあります。主に市内の生活道路においては、市道のかき分けた雪により車道の有効幅員がだんだんと狭まり、車両が擦れ違いにくくなる状況になってきますが、雪出しの行為によりその状況が早まることとなります。また、2つ目としては、道路の脇に一定程度の雪がたまって以降はかき分けた雪の逃げ場がなくなることから、かき分けた雪がそのまま除雪車に引きずられ、どうしても間口の空いている場所に置かれてしまうことから、次のお宅の間口にも入り込む状況になってまいります。これら通行の危険性や除雪作業の遅れ、バス運行など、公共交通への影響もあることから、道路への雪出しは控えていただくよう考えております。この道路への雪出し行為は、道路法で定める禁止行為に該当をし、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為として罰則1年以下の懲役、または50万円以下の罰金となっています。同様に、道路交通法でも禁止行為として交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない、罰則については3か月以下の懲役、または5万円以下の罰金と北海道公安委員会の定めている道路交通法施行細則においても道路に雪を出すことについて禁じられていることから、日常のパトロールにより雪出しの行為を発見した場合は雪出しをやめていただ

くよう注意を促しております。また、特に雪出しが多い箇所についてはのぼりを設置するなど、警告などの対策を講じております。今後におきましても道路への雪出し行為や路上駐車などの危険性や除排雪作業の妨げになる行為について、より市民に伝わりやすいよう引き続き国や北海道とも協力し、周知に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、旧学校施設の利用実態と維持管理等について、初めに小項目1、現況と利用実態、今後の利用計画についてお答えします。

それぞれ旧学校施設の現在の利用状況でございますが、旧豊西小学校については一部観光協会や小中学校備品の仮置場として利用しております。旧下多寄小学校は、市内福祉団体の就労事業所として利用しております。旧東風連小学校、旧風連日進小中学校は、職員室等を地域での会議で利用しているほか、地域の運動会などにグラウンドを、ミニバレー、ソフトテニス等で学校開放事業として体育館を利用いただいております。また、旧東風連小学校では、期間限定ではありますが、市内事業者による寒冷地エアコンの実証実験、多頭飼育崩壊が発覚した事例の動物の一時避難所として活用した例もございます。旧西風連小中学校につきましては、廃校からかなりの年月が経過しており、利用は全くない状況であります。これら旧学校施設におきましては、今後の利用計画はなく、取壊しを基本と考えておりますが、現存している間は、最低限の管理を行いながら地域からの利用要望等に応えたいと考えております。

次に、小項目2、旧豊西小学校の維持管理及び今後の計画についてお答えします。旧豊西小学校につきましては、敷地内の草刈り、樹木の剪定、破損した窓の対応など最低限の管理のみとしており、維持管理にかけた経費はほぼ職員の人件費のみであります。当該施設については、既に用途を

終えた施設でありますので、取壊しを基本と考えておりますが、多額の費用がネックとなっております。取壊し時期等についても現段階で未定となっております。当該施設の取壊しに要する費用につきましては、閉校直後である平成28年時点で敷地内の附属工作物などを除き税込み約1億3,000万円、平成30年度予算要求時では物価上昇を見込み、税込み約1億5,000万円と試算しております。なお、来年度取り壊す場合の費用の算定は行っておりませんが、解体材処分の受入れ費用やアスベストなどの特定建材の分別作業の労務単価などについて、この間の公共建築工事費の物価上昇を加味しても当時の試算額を大きく上回るものと想定しております。また、取り壊す場合の特定財源の見込みですが、跡地利用の利活用の状況によっては検討できる起債メニューもありますが、災害時には浸水が見込まれる区域ということもあり、跡地利用の活用についても現状でお示しできる計画がない状況であります。

次に、小項目3、旧下多寄小学校体育館の維持管理についてお答えします。旧下多寄小学校につきましては、平成31年3月に閉校し、同年11月より市内福祉事業者に就労事業所として貸し付けております。また、事業者への貸付けに際し、地域においても校舎の一部を物品庫として利用するほか、地元の野球少年団が冬期間の練習場所として体育館を利用することとなった旨お聞きしております。市といたしましては、旧下多寄小学校は既に本来の施設の用途を終えた施設であり、基本的には維持管理について、利用している団体にて検討するものと考えており、貸付事業者にもその旨考え方を伝えておりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それぞれ御丁寧な答弁をいただきました。時間の許す限り再度質問させていただきますと思います。

まず、大項目1番目の除排雪制度についてですけれども、これは例えば予算面から見たらまだ余裕があるので、もっと積極的に活用してほしいというようなことはございますでしょうか。

○議長(山田典幸議員) 東建設水道部長。

○建設水道部長(東 聡男君) 予算につきましては、これまで私どもの持っている予算はこれまでの実績などを踏まえまして持っている予算でございますので、その部分で市民からの実績が出てきたら、それにはなるべくついていこうという形で考えている部分ではございますし、その年の雪の降り方の状況にもよりますけれども、できる限り予算のほうはついていきたいというふうに考えているところではございます。

○議長(山田典幸議員) 谷議員。

○5番(谷 聡議員) それでは、ちょっと小項目の4番目に移りたいと思います。

これ風連地区の除排雪の問題です。これ私も昨年名寄に、こちらに住むようになって初めて知ったわけですが、国道の排雪に負担金を払うということに大変びっくりした思いがございます。当時は私は旭川まで自家用車で通勤をしております、揮発油税の多額の道路特定財源、負担しておりました。それにもかかわらず、さらに排雪で自分のお金を出さなければならないということに、ちょっとさすがにこんなことは、何かの間違いではないかと思ったぐらいなのです。そのとき勤務しておりました道路事務所、上司である所長にちょっと確認したのですが、残念ながら管轄が違うということで、事実関係不明のまま退職となってしまいました。その後分かったことは、先ほども部長がおっしゃっていたように、名寄市との合併以前から地域の要望により国で行う排雪のほか、独自に排雪を行っていたということでございました。ただ、合併以前と比べますと、国道沿いも駅前通も市街地部分についても相当環境が変わっております。商店も家屋も現在まばらと言っても言ってもいいぐらいです。環境整備協議会に

よる排雪の形式が今後も持続可能かどうかについてはこの協議会が判断すべきことだとは思いますが、国道や道道については道路管理者が除排雪を行うという当たり前のことをやってくれていたら、沿線住民は負担金を拠出しなくてもよいということだと思います。市から国と道に対して適切な時期に排雪を行うよう先ほど4者での協議も行っているというふうに、答弁ありましたが、強く要請をしていただきたいと思います。協議会によりますと、過去10年の平均で開発局が行った風連地区の国道の排雪は、1シーズン1.1回、道の建設管理部が行った道道の排雪は2.6回というふうになっておりました。国道については、ゼロ回という年も3回ありました。本来国道の除排雪は国が行うべきであるのに、地域住民から会費を徴収して、市が助成を行って、地域の団体が排雪を行うという現状は、本来あるべき姿ではないというふうに考えております。適切なタイミングで適切な回数道路管理者が排雪を行うという至極当たり前のことを申し上げているつもりでございます。恐らく昭和か、あるいは平成初期から始まったと思われまますが、その当時と現在とでは、先ほど申し上げましたとおり、市街地の国道、道道沿いというのは特に過疎化が進んでいるように見えます。残っている住宅についてもお年寄りが一人で住んでいるというようなところも結構あります。経済的負担を軽減するためにも排雪は道路管理者が行い、仮に協議会が解散したとしても不自由なく生活を送ることができるという方向に持っていかなければならないというふうに思います。また、そうすることによって市の予算の負担も減らすことができるというふうに考えております。これにつきましてもし部長から何か付け足しございましたら、お願いします。

○議長(山田典幸議員) 東建設水道部長。

○建設水道部長(東 聡男君) 谷議員から今風連地区における道道、国道の、旧利雪克雪事業と呼んでいたのですが、について再質問いた

だきましたけれども、議員おっしゃるとおり、そもそも本来は道路管理者が除排雪を行うべきということは全く私どもぶれてございませんで、どうしても道路管理者が行う除排雪、雪山が大きくなって、ある程度の水準に達していないと行わないということで、旧風連町の市街のつくりがどうしても国道縁、真ん中、駅前の道道縁に商店が張りついていたことから、それでは買物に来たお客様、車を止める場所もないし、大変不便をしているということで、であればそもそもの道路管理者が行う除排雪に加えて、協議会を設立して、排雪の水準を上げようということで開始をしたというふうに聞いています。恐らく全国的にふゆトピア事業という形で進んできた名寄地区でいいますと、融雪溝なりを整備した立てつけと同じで、風連地区も恐らくそのときに同様なことを検討したのだけれども、水源がないということで、市街地に水引っ張ってこれないということで、当時いろいろ検討を重ねた結果が排雪回数を増やすということで、それについては当時の町も協力をして、助成を行うということで現在に至っているというふうに考えております。だがしかし、議員のおっしゃるとおり、風連市街地の様相も大分変わってきてございます。協議会のほうからも昔はお店やっていたのだけれども、やられていないですとか、もう風連に住んでいないという方からも会費をいただかなければならない制度になっているので、少し制度としての見通しとしては厳しい部分もあるのだとちょっと相談をいただいておりますけれども、私どもは協議会のほうで行うということであれば、今あるお約束のとおり助成は行っていきたいなというふうに考えておりますけれども、もし、将来的に、その部分での除排雪ができないということになった場合でも、先ほども申し上げましたけれども、私どものほうでは、除排雪のダンプ助成事業ですとか、あと町内会単位でということでも構いませんけれども、そのような制度は残しておりますので、そのような制度を使っただけに

つきましても、国道、道道なので、ダンプ助成は使えませんということもないというふうに思っておりますので、そのような形もあるのかなと思っておりますけれども、その辺につきましてもこれから以降もちょっと協議会のほうとまた継続した協議をさせていただきながら進めていきたいと考えているところではございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、小項目の5番目、市民周知についてでございます。市民満足度の高い除排雪といたしますのは、行政側の努力だけではなかなか実現しないというふうに思っております。当然先ほど申し上げたような、先ほど部長がおっしゃったようなルールを守ってもらわなければいけないということだろうと思っております。それで、札幌市のホームページで道路法第43条や道路交通法第76条によって禁止されているということを北海道警察との連名で2ページにわたって大きく掲載しております。こういうものなのですけれども、後ほどお渡ししたいと思いますけれども、これを見ると相当厳しく言っています。罰則がどう、法律の根拠がどうということもこれかなり大きく載っています。これと比較しますと、名寄市の周知方法はちょっと控え目なのではないかなと思っております。札幌市と同じぐらい、同様にこれ強く訴えることが必要ではないかと思っております。とはいいいながらも、雪を捨てる場所がないという家庭、どうしたらいいかということについて、先ほど出てきました排雪助成制度を最大限活用していただいて、家屋周辺の排雪を適切に行うよう呼びかけを行う必要があるのではないかと思います。ただ、経済的に困難な御家庭には助成率をアップするだとか、そういったこともやっていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 除雪の雪出しのルールについてという部分であったかと思います。その部分の市民周知につきましては、これまでも、今札幌のほうで行われたという1面、チラシだったかと思いますが、状況での、今年はちょっとそういう状況では行っておりませんでしたけれども、広報のほうには毎シーズン、あとシーズン1回か2回は必ず周知をするようにしてございます。過去には、この「なよろの除雪」というのを毎月出していた時期もございまして、そのときには罰則ですとかに特化した1面のチラシをまいたことも過去にはあったのですけれども、その部分につきましては少し弱いのではないかということなので、またその部分についてもう少し強い情報発信していけるようにしてまいりたいと思います。

また、助成制度の関係なのですけれども、ダンプ助成もこれまで行ってきた1件2,000円、店舗住宅、併用住宅で1,000円、そして今年度から新たに町内会でやる場合ということで制度のほうは考えながら進めておりますけれども、ここの部分につきましてもこの助成制度の中だけで考えるべきなのか、またそもそももう少し除雪、排雪強化できる部分があるのであれば、そういう部分でこなしにいける部分もあるのではないのかということは日夜私どもも研究を重ねている部分でありますので、そこの部分についてちょっと具体的な回答今できませんけれども、研究を重ねてまいって、よりよい道路の環境がくれるよう除排雪について進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 引き続き市民満足度の高い除排雪をお願いしたいと思います。

以上をもちまして最初の大項目については以上で終わります。

続きまして、大項目2番目ですけれども、小項目の2番目、豊西小学校の維持管理について、取

壊しについてです。昨日も若干といたしますが、質疑の中で触れられておりましたけれども、隣接地にはE N-R A Yホールというすばらしい施設がございます。様々なイベントやコンサートなんか行われておまして、私も昨年以降何回か利用させていただきました。そのたびにどうしてもやっぱり隣接の学校のほうに目が行ってしまうのです。それで、イベントには、イベントによっては道内各地からお客さんが来るような、言わば名寄の顔と言っていいような場所ではないのかなというふうに思います。そういうE N-R A Yホールの隣に入り口や窓に板を打ちつけた廃校となった建物があるというのは、これは名寄市にとっても大きなマイナスであるというふうに考えております。地域の環境や景観面からもそのまま放置しておくことは好ましくないと思っております。解体費用につきましては先ほど総務部長からも御答弁ありました、平成28年だと1億3,000万円ぐらいだったのではないかと。平成30年頃になると、ちょっと1億5,000万円程度に上がっているという御答弁がございました。私もちょっと自分なりに調べてみました。解体費用の推移についてですけれども、人件費だけ見ますと、これ普通作業員です。平成28年1万4,900円、令和5年1万9,100円、これ28%上がっております。燃料費が平成28年に対して令和5年、55%上がっております。廃棄物処理費用、これ平成29年に中国が資源ごみ輸入禁止を打ち出した後、2倍に高騰しているということでございます。先ほどもちょっと出ましたが、アスベスト対応です。令和2年に大気汚染防止法が改正されまして、飛散防止対策が徹底するよう求められております。これによっても相当費用がかさんでいると。恐らくですけれども、20%、30%以上はもう既にな上がっている、少なく見積もっても。市の税収が右肩上がりに伸びるということを想定しているのか、または解体費用が下がるということを期待して放置しているというのならまだ分かりますけれ

ども、そのような状況にないことは、先日の中期財政計画の説明でありましたように、法人市民税が毎年2%減という推計にも出ておりでございます。空き家につきましても、空き家問題についても全国的に大きな社会問題となっております、名寄市においても空家等対策計画が策定され、市の担当部局が空き家所有者との対応に御苦労されているという現状もございます。そういう担当者が解体やむなしだけれども、予算がないので、手をつけられないという市の対応、どうふうに考えるか。これ考えてみていただきたいと思います。これはちょっと通告しておりませんが、担当しておられる市民部長、御意見でも感想でもいいのですけれども、何かございますか。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今御質問いただきました空き家の対策の関係でございます。議員おっしゃられたとおり、担当者、それから当所有者、もしくは相続者とこれまで小まめに除却に向けて交渉も続けてまいりました。なかなか除却が毎年個人で、個人の財産ですので、除却も進んでおりますけれども、それ以上に手がつかない、そういう空き家が増えてきているという状況でありますので、それをいかに除却を増進できるような形の方策含めて、これ国のほうでも一定の考え方の中での助成制度もございますけれども、一般的に通常の除却に対しては助成制度がないということでございますので、また自治体としても今後検討していかなければならない課題だというふうを考えておりますので、今回特措法の一部改正もございまして、空き家の関係についてはより国のほうも踏み込んだ形での制度改正されておりますけれども、それも含めて市もより空き家対策については取組を強化していかなければならないというふうを考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 申し訳ありません。す

みません。もう一度、ではちょっと質問を簡単にします。

例えば市の担当の方が市に現存しているいわゆる特定空家に対して解体してほしいと……

○議長（山田典幸議員） 谷議員、ちょっと通告から大分外れていっていますので、通告はちょっと、空き家の関係は通告にありませんので、公共施設、旧学校施設の関係は通告していますので、そこからちょっと大きく外れないようにしてください。

○5番（谷 聡議員） すみません。大きく外れているつもりはないのですけれども……

○議長（山田典幸議員） 通告にありませんので。

○5番（谷 聡議員） それでは、まず見方を変えまして、工事の平準化ということを昨日ちょっとほかの議員もお話ししておりましたけれども、市内の建設業者が比較的手がすいている時期に解体工事の発注するというのは、公共事業の安定的な確保に努め、雇用の維持とともに技術の継承、人材育成につなげるという公共工事発注者としての責務があると思います。そういう面からも、なるべく早期に解体をすべきだというふうには思っております。

では最後に、市長にお伺いしたいのですけれども、解体やむなしなのに時期は示せない。その間工事費用は年々高騰していっています。名寄市にとって言えば負の遺産になりつつある、そんな状況だと思っています。これ将来世代に負担を押しつけてはいけないと思います。例えば王子マテリアでございます。操業をやめられてから本当にすぐに解体にかかって、今ほとんど更地のような状態になっていると思います。仮に王子マテリアが操業やめて、多額の工事費がかかるから取り壊せないといった場合、市としてはどういうふうにするのか。それは解体してほしいと言います。せめて更地にしてほしいと思うのです。当然王子マテリアさんはそうではなくて、すぐに解体されました。これが責任ある企業の姿だと思っていま

す。市長にお伺いしたいのは、これ市長の現任期中に最優先でやるべき事項だと私思っていますけれども、これについていかがお考えなのか、御答弁をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨日も遠藤議員から、そして本日も谷議員から特に豊西小学校の解体に関わっての御意見をいただきました。速やかにやるべきだという御意見としてしっかりと受け止めて、今後様々な事業を見据えた中で優先順位をしっかりと決めて、検討していきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それでは、小項目の3番目です。旧下多寄小学校の維持管理についてでございますけれども、今利用されている団体に維持管理を任せているということでもございましたけれども、実際に利用団体に例えば屋根を全面塗り替えるような費用を負担できるものなのかどうか。それに対して、当然今貸し出しているとはいえ市の一般財産ということでもございます。実際にあれだけさびが目立っている屋根について団体側で本当にやれる経済的な能力があるのか、もしやるとしたらいつ頃できるのかというような打合せ等はされていますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 基本的に下多寄小学校の校舎と体育館につきましては、福祉団体、そういう形で契約といいますか、協定を結んでいるという部分もありまして、私どもとしても小破修繕ですとか、そういう部分で御協力というか、できる部分もあろうかと思えますけれども、基本的には、昨日からもお話しさせていただいていますけれども、用途を終えた施設ということもあり、例えば屋根の修繕となりますと恐らく1,000万円以上の大きな財源が必要になるというところを考えると、費用対効果も考えるとなかなか市としてそこを修繕するという部分では難しいのかなと考えています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 今何か具体的に1,000万円以上というような具体的な数字が出て、お聞きしましたけれども、当然今下多寄小学校を使用している団体というのは陽だまりさんだと思うのですけれども、とてもではないけれども、そんな大きな費用を負担できないというのはちょっと明白だと思うのです。それで、市の一般財産、普通財産ですか、という形になっておりますし、最終的にはやっぱり市の持ち物ですので、これは団体とも話し合った上でなるべく早くに改修計画なり塗装なりというものを進めていただきたいと思えます。それで、そうすることによって、屋根がさびてきますとやっぱりどうしても、私もあの辺よく通りますけれども、すごく何か見た目が悪い感じになります。さびてまいりますと、当然穴が空いたりすることも考えられるということになりますので、ぜひそういうことを団体任せということではなくて、市も主体的に維持管理に関わって、市の財産を今後も使うものであれば、なるべく長もちするような形で維持をしていっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

地方自治体奨学金返還支援制度の推進について外2件を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

地方自治体の奨学金返還支援制度の推進についてをお尋ねをいたします。今までも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に我が党が取り組んでまいりました。そういった取組を進める中で、日本学生支援機構による現在大学の2人に1人、年間

128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実してきました。しかし、その中で卒業後、名寄市に帰ってきた若者の皆様からよく聞くのが奨学金の返済が苦しい、負担が重い、中小企業の給料では生活費用で目いっぱいという声があります。実は2019年度末、返済滞納者数は32万7,000人、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は家計の収入減や支出増、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘をされております。こうした利用者への負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されました。一定程度定住し、地元企業に3年以上就職する等の条件を満たせば、対象者の返済を自治体が支援する制度であります。2022年6月には、現在36都道府県、全国615市町村、企業数では1,000社が導入しております。当初自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に自治体の負担の2分の1を特別交付税で支給する枠組みでスタートしましたが、我が党が制度拡充を当時の首相に政策提言し、2020年6月に制度が拡充されました。行政職員が全額肩代わりできる制度を知らないケースがあり、文書の通知は教育委員会ルートではなく総務省ルートのため、共有されていないのが現状であります。それにより、市町村について基金設置が不要となり、国が支援する範囲も負担額2分の1から全額支給の上限2万円とし、残りを企業が代理返還するということで拡大されました。そこで、奨学金返済に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地域、地元の定着、そして負担軽減を促す代理返還制度を我が名寄市でも実施することが必要と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、物価高騰対策と経済再生に向けた取組についてであります。日本経済は、長引く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けて歩みを進めようとしております。我が国において、国際情勢の緊迫化や円安などを背景

にエネルギーや食料品等の価格高騰が続いております。長期に及ぶ物価高騰は家計や事業活動に多大な、深刻な影響を与えており、市民生活の影響も大きく、一方で中小企業、小規模事業者において恒常的な人手不足と相まって、経営を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが懸念されており、物価高騰対策の考えについてお知らせいただきたいと思っております。

先般国は物価高騰対策と持続可能な賃上げや地方の成長などを柱とする総額17兆円ものデフレ完全脱却のための総合経済対策を決定をいたしましたところであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域が実情に合わせ、市民の暮らしや経済を支えるためにきめ細やかな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加をされております。重点支援地方交付金の活用に向けて、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する地域の実情に合わせた必要な支援策を実施できるよう低所得者世帯支援枠1兆1,000億円及び推奨事業メニュー5,000億円が追加されております。低所得者世帯枠、物価高騰の負担感が大きい低所得者への負担の軽減を図る住民税非課税への1世帯当たり7万円の事業の迅速な対応、推奨事業メニュー、生活者支援ではエネルギー、食料品等の価格の物価高騰に伴う低所得者世帯、子育て世帯、生活者支援世帯であり、事業者支援では医療、介護、学校施設等の物価高騰対策、給食資材等の支援、中小企業等のエネルギー価格高騰対策等々、農林水産の物価高騰対策等々、地域公共交通、物流、観光に対する支援など地域に合わせた支援ができる交付金であります。低所得者や非課税世帯、生活困窮者は7万円事業の着実かつ迅速に実行していただかなければなりません。また、エネルギー、食料品価格、物価高騰対策や中小企業対策への緊急支援の考え方と重点支援地方交付金を活用した支援について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、食料ロス削減への住民運動のさらなる推進についてをお伺いをいたします。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは約523万トンと言われております。実際に食品ロスを出す割合を見ると、食品関係事業者が全体の55%、残り45%は家庭からのものであります。SDGsを含め大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から地域における食品ロスを減らす取組は大変重要であると思われれます。食品ロスの削減は、気温変動対策とともに大変重要であり、廃棄における直接生じる環境に対する影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸売の段階でのエネルギー消費など環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民運動と市民周知のさらなる推進は、非常に重要であると考えます。

その部分で、1番目、食品の廃棄を削減する食品流通サービスの展開について、スマートフォンのアプリ等を活用し、様々な食品を販売する店舗で売れ残った食品の情報を消費者に届け、販売価格の半分以下や無料で提供するサービスの展開など、食品の削減するフードシェアリングの地域への普及が有意義と思われれます。フードロスや食品ロス削減に取り組む東京江戸川区では、インターネット上に区内の飲食店、小売店が賞味期限の近い食品を出品、区民らが手軽に購入できるサービス、タペくるんを昨年12月から実施しております。弁当屋さん、和菓子屋さん、18店舗で出品、2万3,000人が利用を進め、好評を得ております。このサービスにおいて、事業者は区のホームページから登録後、専用サイトでロスになりそのような食品の販売価格など入力をして出品、一方商品を購入したい消費者は同サイト上に予約、店舗に直接代金を支払い、商品を受け取りに行く仕組みであります。通常価格よりも安価で購入、事業者の登録は年間1,000円で、消費者は無料であります。区外住民は、登録すれば利用可能にな

っています。区は、今年度までに50店舗まで拡大できるよう区内の店舗に周知を進めているところであります。食品ロスの削減を考えるきっかけとなるだけでなく、ふだん行かない店にも行く機会になると楽しみにされているようであります。実際にこの地域のパン屋さんは、出品するとすぐに予約が入り、売り切れるほどの人気ぶりということです。店長さんは、これまで捨てられて仕方なかった、もったいなかった。お店では賞味期限が近いパンを出して発信する方法がなかったので、とても助かると好評を得ていると担当者は言われております。そこで、我が地域の食品ロス運動の市民周知と取組について理事者の御見解をお願い申し上げます。

また、我が地域における食品や小売で閉店間近で残っている料理や総菜、パン等を消費者とマッチングさせるサービス等、いわゆるフードシェアリングの展開が必要と考えられますが、理事者の御見解をお願いいたします。

2番目、在庫食品と未利用食品の寄附の普及拡大についてであります。食品企業の製造工程において発生する規格外品などの引取り、子ども食堂や福祉施設へ無料で提供するフードバンクは、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまうといういわゆる食品ロスを削減するためには大変有効だと思われれます。また、近隣では士別でも行われている各家庭で使い切れなくなった未使用食品を持ち寄り、独り親家庭、生活困窮家庭に配付したり、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設の団体などに寄贈する活動が進められています。いわゆるフードドライブの活動が日本中に注目されております。そこで、子ども食堂、こども宅食、フードバンク等への地元の事業者等から在庫食料品寄附等の促進やフードドライブ等の活動でもったいない、お裾分けの好循環により食品ロス削減と共生社会の構築への取組を積極的に進めることが重要と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目、コミュニティーフリッジの設置の支援をということであります。コミュニティーフリッジとは、企業や商店街など提供される食料品等を地域に設置されている冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とする人や団体に提供するものであります。岡山県北長瀬のコミュニティーフリッジでは、食料品、日用品を提供してくださる方がフードプレゼンター、食品をプレゼントして下さっている方として登録をしていただき、例えばお中元やお歳暮で頂いた調味料や加工品、洗剤、多めに買っておいだ缶詰、ノリ、たくさん頂いたお米など、コミュニティーフリッジを通して必要な方にお渡ししているようであります。また、岡山市内の登録店舗で購入した食料品、日用品をすぐ寄附できるボックスに入れて寄附することや飲食店では支援を必要とする住民に提供できるフードギフト飲食無料券の仕組みもあるようであります。例えば4個入れたプリンを買ったのだが、2つは要らないとフードギフトのボックスに入れて、それをコミュニティーフリッジに寄附できるようになっております。利用者からは、前は寄附を頂くなんて恥ずかしい、申し訳ないと思っていたが、でも利用される方が大変多くいることに驚きました。善意を大切に、自分自身ができる奉仕活動を行っていきたいと思っております。ありがとうございます。2人の子供と3人暮らしをしています。パート勤務をしながら子育てと家事の毎日追われています。近くへ来たときに利用させていただいています。本当にありがとうございますとの声が寄せられています。そこで、企業や商店など提供された食材を地域の設置されている冷蔵庫、または保管し、随時必要な人に提供できる公共施設のコミュニティーフリッジの設置の運営への支援制度の整備や食の支援を必要とする地域住民を支える社会環境を整えることは大変重要と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

4点目、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用であります。日本市場で一般的に流通

されている農産物は、主に出荷のA等級、B等級であります。その以下のものは、たとえ規格内であっても出荷に手間がかかり、手間に対して収益が合わない、消費者が敬遠するため採算が合わないといった理由で出荷されないことがほとんどであります。食べるものを捨てるのは単にもったいないということではなく、栽培と生産に使われた水、電気、ガス、肥料、そして燃料などを無駄にするエネルギー問題に当たります。余った野菜を可燃ごみとして処理する場合は、運搬または焼却時にはCO₂を排出し、気候変動や温暖化の原因ともなり、焼却後の灰の埋立ての問題にもつながっております。規格外農産物や廃棄されそうな食品ロスに対してヨーロッパではスマホアプリを利用し、小売店や飲食店等のフードバンク等の団体にマッチングして、食料品を提供するフードシェアリングサービスが2015年頃から始まっております。生産者には社会や環境に配慮した品物をつくる責任があり、消費者にはそうした品物を無駄なく使う責任があります。そして、両者が互いに力を合わせ、全ての人が幸せに生き続けられる持続可能な社会を築くことが大変重要と考えられます。そこで、食に係る事業者と生産者の連携を促す、色、形における規格外品や食料品の皮や芯や種などの出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、規格外品等をできる限り有効に活用する商品開発だとか消費の拡大などを支援する、積極的な推進すべきと考えております。理事者の御見解をお尋ね申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 高橋議員からは、大項目で3点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長から、大項目3は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、地方自治体奨学金返還支援制度の推進について、小項目1、若者の地方定着

を促す奨学金代理返還の取組についてお答えいたします。地方においては地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が減少し、地方の経済が縮小するなど様々な社会的、経済的な問題が生じており、この状況が継続すると人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させる負のスパイラルに陥ることが懸念されています。このような状況も踏まえ、総務省では就職等により地域に定着する人材を確保するため都道府県や市町村が大学等卒業後に当該自治体の区域内に就職や居住することなどを要件として奨学金返還支援の制度を創設した場合、その費用の一部を特別交付税措置することとしております。また、日本学生支援機構による代理返還制度につきましては、本年第1回定例会での高橋議員からの一般質問を受けまして、その後本市独自の新たな奨学金返還支援制度について検討を進めてまいりました。今年度に入りまして、人材確保に危機意識を持っている建設業協会や名寄商工会議所等と意見交換を行うとともに、中小企業振興審議会において意見を伺った後、本年度のローリングにおいて制度創設に向けさらに検討を進めることとされたことから、現在令和6年度予算要求に計上すべく、道内の実施市町村の事例を参考に調査を行うなど制度設計を行っているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、物価高騰対策と経済再生に向けた取組について、小項目1、物価高騰対策の考え方について、小項目2、重点支援地方交付金を活用した支援について一括してお答えします。

本定例会開会日である11月29日に1世帯7万円を上限とする低所得世帯への支援策と従前の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に代わる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を含む補正予算が国会審議を経て成立し、制

度の内容が示されるとともに、早期の予算化に向けた検討を求める旨通知があったところであります。このことを踏まえ、現在国から通知された制度要綱や事務手続等の内容を精査し、事業の制度設計、予算化に向けた議論、作業を行っているところで、当該交付金のうち低所得者世帯支援枠については明日の本定例会最終日に補正予算の提出を予定しております。今後も当該交付金の趣旨を踏まえ、早期の事業開始と効果的な事業展開を目指し、庁内で協議、検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは大項目3、食品ロス削減への住民運動のさらなる推進についてお答えをいたします。

初めに、小項目1、食品ロスの市民周知と取組についてお答えいたします。食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で食べられる食品が捨てられてしまう食品ロスは、農林水産省及び環境省の推計によると、令和3年度に約523万トンが発生しています。これは毎日日本国民全員がおにぎり1個分の食品を捨てていることと同じで、食品ロスが大量に発生することは食べ物を無駄にしていることのほか、廃棄された食品は水分を多く含むため、炭化処理の際はたくさんのエネルギーを使用することから、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出増加など環境への影響もあります。廃棄物減量化の視点としては、食品ロスの削減を目的とし、昨年度から産業まつりにおいて食品ロスに関する啓発ブースを開設し、来場者に簡単なクイズに挑戦してもらい、家庭でも実践できる食品ロス削減の取組などを紹介、さらに小学生や団体を対象としたごみやりサイクルに関する出前講座でも食品ロスに関する啓発を行っておりますので、今後も継続した啓発活動に努めてまいります。

さらに、農業分野においては、今年3月に第4次名寄市食育推進計画を策定しておりますが、第

4次計画から食品ロス削減のため意識して行動しようとの項目を追加しております。また、毎年10月の食品ロス削減月間に合わせて市広報での周知や10月30日の食品ロス削減の日に合わせて市SNSを通した周知を行っております。第4次計画を進めていく上で、効果的な取組について食育推進協議会、各団体と連携しながら進めてまいります。

次に、小項目2、フードシェアリングの展開について、小項目3、フードドライブの活用による食品ロスの削減と共生社会の構築を目指す取組について、小項目4、公共施設のコミュニティーフリッジの設置と運営支援について関連がございますので、一括してお答えをいたします。フードシェアリングは、食品ロスになりそうな食品を売りたい店舗等と消費者をマッチングさせることにより食品ロスと廃棄処理費用の削減、さらに市民への啓発効果が期待されますが、市内における食品ロスの発生量やニーズを把握できていないこと、さらに当市の人口規模でも実施可能かどうか、まずは実態調査が重要と考えております。フードドライブ及びコミュニティーフリッジは、フードシェアリングと同様に食品ロスの削減や市民の食品ロスへの関心の向上が期待されるだけでなく、さらに食料等の支援が必要な方への支援が可能な取組と認識しておりますが、フードドライブ及びコミュニティーフリッジともに取組を行っていないことから、フードドライブについては市内で取組を行っている事業者や団体等を調査し、積極的な情報提供、周知に努めてまいります。また、コミュニティーフリッジは、専用施設の整備が必要であることから、市が設置することは困難ですが、コミュニティーフリッジの設置に関する支援の相談を受けた場合は食品ロス削減と福祉の両面での取組となるため、廃棄物対策部局と福祉部局等で連携し、対応したいと考えております。

次に、小項目5、規格外品等の消費拡大の取組についてお答えをいたします。規格外となる農産

物についてですが、農家におきましては市場出荷を基本としており、指定する大きさや重さなどの規格ごとに選別をしております。これらの規格によらない農産物につきましては、農家において自家消費をする場合や直売所で販売、または廃棄となってしまう場合が考えられます。規格外品の消費拡大や加工品の開発が促されることは、食品ロスの観点だけでなく、農家の方の意欲向上や所得向上に資するというメリットもありますが、規格外品を入れることによる流通への影響や安定供給の難しさ、収穫や包装などの作業負担の問題など、結果的に生産者や事業者にとってデメリットとなる場合もあります。今後も市場の状況を注視し、関係する部署や機関との連携の下、食育推進協議会などの民間の団体で構成する組織もありますので、皆さんの知恵や協力もいただきながら有効な取組について検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、地方自治体の奨学金返還支援制度ということで、前回企業版のものをやらせていただいて、今回入れていただくということで、本当にありがとうございます。何名かの方から奨学金のお話をお聞きしました。本当ほとんどの学生が奨学金受けて大学行かれたりして、帰ってきているのです。そして、ほとんどやっぱり向こうで就職したいのだけれども、大企業には入れない。だから、こっちに戻ってきて、こっちの中小企業に入ったのだけれども、なかなか向こうの30万円だとかいう給与ではないこっちの中小企業の金額では生活が目いっぱい、やはり奨学金を1か月滞納したとかという状況が続いているということで、企業版も調べたのですけれども、再度今回やらせていただいたのは国の特別交付税を使ってやれるという部分をちょっと見たものですから、出ささせていただきました。本当今回やっていただけるという

ことで安心したのですけれども、今までのものでもいいますと、政府の奨学金返還支援制度の目的というのは対象要件だとか対象者がなかなか増えなかったのです。それは、自治体等が奨学金というのは優秀な方が借りて終わるものだという部分だったのですけれども、今ほとんどの大学生が奨学金を借りなければ本当に学びたいという部分がつくれないということで、奨学金が今運営される状況になっています。その中で、先ほど室長が言ったように、人材不足、名寄市に人材を入れるためにこの奨学金返還支援制度の部分というのは本当に重要だと私は思います。若者がこっち来て、安心して帰ってきても十分だなというふうに思いますし、徳島県ではそれまでに3年超えて就職及び移住する見込みレベルにして、対象者の門をずっと開いたのです。意外と各市町村のものを見ましたら、制限がちょっと厳しい部分があります。これは、やはりある程度の条件を緩和してあげないと大学生がかわいそうな部分ありますので、室長、もうちょっとしっかりつくるときに要件を緩和していただいて、つくっていただきたいなというふうに思います。旭川や何かは、毎年なのです、ここは。ずっとやっていますから、毎年なのですけれども、名寄は初めてですから、今まで奨学金を受けていて、自分で返して、名寄の中小企業に勤めている方も含めて私はスタートしてほしいなというふうに思っておりますし、旭川は3年間の部分です。そして、土別は10年間です。ちょっと緩和もあれなのですけれども、あと深川さんは就職時30歳以上だとか、30歳未満、住民登録、移住する、そして税の滞納がない、公務員でない。湧別町は、住民登録して、令和2年4月以降町内事業者就職した人は誰でもいい。札幌圏内12市町村は、札幌、小樽、岩見沢、江別、千歳、恵庭、北広島、石狩、当別、新篠津、南幌、長沼、12市町村はここ札幌からそっちに就職する方もいるから、12市町村圏でやろうということでスタートして、3年間で54万円の支給をしますよと

いう部分であります。そして、北斗市は転入または就職時40歳未満であればいいですよという部分であります。釧路市は5年で120万円を。ここ企業と一緒にやるものであります。市も含めて協賛している企業に就職すれば、市と企業が年間32万円、5年間やります。津別町は、新規就労であれば津別事業所に入って、そして令和5年4月以降継続雇用される方となっています。苫小牧では、卒業1年後に、1年間で、登録をまずしてくださいと。それ以降来たときに大学卒業後、苫小牧の企業に就職した方が権限があります。そして、函館は5年で60か月、年24万円、最大120万円、同市から認定を受けた市内企業、中小企業に就職されて、そして函館市内に移住した場合、年齢は34歳以下、中小企業の正職員であることが、正職員として就職された方、あることではなくて、が認定がありますよという部分で項目があります。そして、何か所かはやっぱり8つの項目を全部あれしなかったら、この部分は認定されないというふうにして書いてある市町村があるので、すけれども、室長としてはお考えをちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長(山田典幸議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) ただいま高橋議員からたくさんの自治体の事例を紹介していただきました。私どもも今、先ほどの答弁しましたとおり、ほかのやっている自治体の例を参考にしているところです。今市立大学のほうでも奨学金返還支援をやっているところもありますので、そういったところの整合性も含めたりしながら、視点としてはまずはほかの自治体と遜色なく、名寄にまず戻るでもいいですし、来るでもいいのですけれども、来ていただきたいという学生といいたいでしょうか、卒業生の視点でインセンティブが与えられるよということと、もう一つやはり企業の面からいきますと、市内に来ていただく方に対して自分のところに就職してもらうためのインセンティブというようなことで、これは第1回定例会

のときに御提案いただいた代理返還の制度の利用も考えられると思いますけれども、そういった学生からも選ばれるような、そして市内の事業者にとっても自分の企業を選んでもらえるような視点で制度設計をしているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思えます。釧路はそういう形で行われています。実際この制度がもし名寄でできて、企業がうちもお手伝いしたいと。そして、就職するのはそういう企業でなければいけないよとなれば、きっとそういう企業に行くでしょうし、そしてぜひ今から小学校、中学校、名寄にいる高校に通われている子供たちが名寄でもしっかりと東京行って勉強しておいで、奨学金借りなさいと、心配なくていいから、名寄市と名寄市の企業で代理返還してやるからと言ったらみんな帰ってきます。それだけやっぱり子供たちの未来の思いを伝えてあげてほしいと思えます、私は、今いる小学生、中学生、高校生に。それは、きっと私は名寄に戻っていただけるのではないかなと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今高橋議員がおっしゃっていたとおりに思っておりますので、来年度での実現に向けて制度設計を進めてまいりたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。ぜひあまりがんじがらめにしないでいただきたい。本当に皆さんが奨学金、国のお金2万円使えますから、あとは企業に頼んで、残りやってやってほしい。大学だけでもし借るのであれば、2万円いかないと思えます。高校から借りている人は2万円超えると思えますけれども、大学だけだったら2万円は超えないのかなと私は思えますけれども、そこら辺は借りた金額によりますけれども、ちょっとそこら辺ぜひ名寄の方々が安心し

て奨学金借りて、本当に優秀な生徒が名寄に戻ってこられるような制度設計にさせていただくことをお願い申し上げます。

次に、物価高騰対策、経済再生に向けての取組ですけれども、事前審査になったら困りますので、ここではやらないで、あしたしっかりとお話をさせていただいて、どんな部分なのか詳しくお聞きしたいなというふうに思えますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、食品ロスの部分であります。先ほど部長が言われていました。本当に事業系が約54%、そして家庭系が47%あります。事業系はある程度国で締めつけがこれから始まるのかなと思えますけれども、家庭系をしっかりと、家庭から出た食品のロスや何か、本当に先ほど部長が言ったように、水分が大変含まれていて、炭化センターに行っても1.5倍つくるのにかかるという部分だとかいろんな部分を考えると、やはり家庭の食品を少しでも削減していただくようにPRしていくのが重要な、もったいないという部分をつくり上げていくのが重要なというふうに思っています。産業まつりでのブースをつくったり、小学校の団体に食品ロスのPRをしに行ったりというふうに言われておりました。その中で、市民周知を、産業まつりだとか、そういう部分も大事なのですけれども、やはり全体的な部分で、産業まつり行くのは半分ぐらいかもしれません。出られない方々もおられますので、広報等でやはりしっかりと、広報は全戸配布されていますので、そういう部分だとか、今ラインに3分の2の方が入っているんで、ラインで啓発するだとかという部分が非常に重要なというふうに思えますので、それを推進していただくことをお願いいたします。

また、フードシェアリング、フードバンクの部分であります。フードバンク、フードドライブの部分で調査し切っていないと部長先ほど言われましたけれども、ぜひ一回調査していただきたい、早急にこれは。それはお願いしたいです。そして、

ある程度やはり、今独り親世帯のお子さん持っている2人の方にちょっと先週妻と行って、いろいろなお話をさせていただきました。本当に大変な思いで今暮らしています。今まで5,000円だけで買った食材が8,000円するというのです。全然今までの金額の量と違うという部分をやっぱり実感しているという部分があります。だから、やはりこのフードバンクだとかフードドライブの方々、利用したいという方私たくさんおられると思うのです。だから、土別は社協でやっていますけれども、私は社協でもいいかな。そして、社協に預けていただいて、社協で子育てしている独り親世帯だとか生活困窮の方だとか大学生で困っている方だとかに配付していただいてもいいのかなと私は思うのです。ぜひこれ調査を早急にお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま福祉関係のフードシェアリングだとかフードバンクの方のことについての調査の御質問だったかというふうに思います。食品ロスとかの内容についての調査というのはまだ行っていないということでございましたけれども、実は土別社協さんのほうでも期間を決めて、たしか12月1日まででしたっけ、市内のいろんなものを集めて、必要な方々にお配りをするというようなことが新聞に取り上げられておりましたが、名寄社協さんのほうでも、新聞には出ておりませんが、私ども市の生活困窮者の自立支援事業の相談所を委託をさせていただいております。そこの中でやはり給料が、給料日までとか年金支給日までちょっと食料を買うのが大変だとか、それに対する生活援助が必要だという場合があるそうございまして、現在は上川管内に市部と郡部にそれぞれ自立相談支援事業所というのがございまして、食品だとか生活用品を今議員がおっしゃったようなやり取りをしているNPO法人さんが管内に2か所ほどあるようございまして。その自立相談支援事業所と連携しな

がら、そのNPO法人さんから対象となる方にそういう必要な物品を送っていただくというか、そちらのほうに出していただくというようなやり取りは実はさせていただいております。新聞には出ていなかったかもしれませんが、社協さんのほうでもそういうやり取りさせていただいておりますし、過去にも市内のいろんな事業所でイベントとして用意した食料が在庫として残った際に社協さんのほうに寄贈されて、生活困窮の方々提供されたという事例もございまして、そういうふうなやり取りをさせていただいているところはございます。ただ、正式な、土別さんもそうなのですけれども、通年ですずっとやっているというわけではございませんので、どういうやり方がいいのかというようなことはまた今後関係団体と協議してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひその部分、NPO法人あるのであれば、やっぱり市民に提供したほうが私はいいと思うのです。期間も含めて研究していただいて、しっかり土別のように12月1日まで集めますよ、私はテレビで見たので、新聞でなく、テレビで見たものですから、いいな、名寄もやっぱりそういう部分しっかりと名寄市民が本当に名寄にいてよかったという部分をつくっていただくためにも、そういう部分は市民の皆様にお伝えできる状況をつくったほうがいいのかなというふうに思いますから、社協でもいいですし、NPO法人に持って行ってくださいでもいいですし、私はどちらでもいいと思うのです。だから、善意のやりたい人はたくさんいると思うのです。でも、方法が分からないというのが寂しい、名寄市として。それをやっぱりしっかりやっていただくことをお願い申し上げて、質問終わりたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の

質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ヒグマ対策についてを、水間健詞議員。

○4番（水間健詞議員） 議長より指名をいただきましたので、通告書に従いまして、質問させていただきます。大項目1つ、ヒグマ対策について。北海道、東北で多発する熊の被害、北海道内では今年の5月に幌加内町朱鞠内での痛ましい事故が発生しており、また昨年今頃には市内の中学校のグラウンドで目撃もされております。今定例会の行政報告の中でも、10月31日時点の出没情報は59件と前年比8件増加していますと報告がありました。何分野生動物のことなので、正確な個体数の増減の把握は難しいのは想像に難くないところですし、出没情報のみから傾向を読み取るのも非常に困難でしょう。しかし、ヒグマ、エゾシカの生息域で畑を私自身が20年以上耕作している肌感覚としては、20年前は熊にも、彼らにも生活があるだろうという比較的寛容な目で見て、見過ごせる範囲、1割以下とか、そういう水準でいたのが年々被害増加しておりまして、定点観測的にある1筆を見ると、20年前は1割も満たない被害だったのが去年、今年においてはほぼ収穫ゼロというような状態になっている畑もあります。経済的なそういう被害はもちろんですけれども、学校や市街地に出没するヒグマで、万が一にでも人に被害が生じてはならない、これについては論をまたないところだと思います。被害に遭われた本人、家族はもとより、周辺住民の平穏な生活、それからエネルギー設備の保守やごみの収集、そういった社会インフラの維持機能も損なわれないところだと思います。人間のエゴによって、野生動物を一方向的に駆除することに反対する意見、

これはあると思いますし、傾聴に値して、一考する価値のある議論とは理解しますが、日本国内から人間の力によってオオカミを駆逐してしまったこの現代においては、人と野生動物が平和に共存するためには人間による適切な個体数の管理、個体数の制限というのは必要なことではないでしょうか。一方、ヒグマの捕獲、駆除には一般に箱わな、それから銃が使われますが、いずれの方法もそれに従事する従事者の方は文字どおり自らの身を賭して作業に当たることとなります。道外のことですが、子熊がかかった箱わなを点検中に見に行ったところ、その近くにいた母熊に襲われるという事件も今年ありました。従事していただくハンターの身の危険と活動の成果に見合う適切なインセンティブが必要とも考えております。若いハンターの育成は、以前から叫ばれているところですが、適切な報酬というのは新しく取り組む人の発掘や育成にも関わることでしょう。有害鳥獣の対策は、人に対する被害を避けるという最も優先すべき理由があるのに加えて、農業生産額に直接的に関わり、費用対効果の面でも価値がある施策と考えており、有害鳥獣、特にわけてもヒグマに関して質問させていただきます。

1つ目、ヒグマの農作物などへの被害状況について。本市におけるヒグマの農作物、それからあるとすれば人に対する被害の状況の説明を求めます。

さらに、捕獲駆除の実績と年ごとの傾向の説明も求めます。

小項目2つ目、今年現在までのヒグマの出没、目撃情報に関してもう少し踏み込んだ説明を求めます。

それから、アーバンベアと呼ばれる都市型の熊、これの生態や生息数の変化は近年認められるのかを御説明をお願いします。

3つ目、現在のヒグマ対策の課題について質問します。現状におけるヒグマ対策の課題についての説明を求めます。

それから、ドローンなど新しい有害鳥獣対策機器の効果に関して、これに関しても説明を求めます。

以上、大項目1点、小項目3点について壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 水間議員からは、大項目1点について御質問をいただきました。私から答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、大項目1、ヒグマ対策について、小項目1、ヒグマによる農作物の被害状況についてお答えをいたします。全道的なヒグマの生息数につきましては増加の傾向にあり、農作物への被害だけではなく、人里近くに頻繁に出没し、時には人的な被害についてもニュース等で報道され、例年にない市民の関心の高さも感じられるところです。市におけるヒグマの人的被害につきましては幸いにも近年発生しておりませんが、農作物等への被害につきましては農業者からの聞き取りによる直近の被害額ベースでは令和4年度で51万円、前年度比較では85万円の減となり、令和2年度から令和4年度までの3か年の平均との比較では21万円の減と減少傾向となっておりますが、本年度につきましてもスイートコーンなどの食害の情報が聞かれるところでございます。また、本年度に有害鳥獣として駆除されたヒグマの頭数につきましては、11月末現在では15頭、昨年度同時期と比較し10頭の増となり、また令和2年度から令和4年度の同時期での3か年平均との比較では6頭の増と平均よりも増加の傾向となっております。

次に、小項目2、ヒグマの出没、目撃情報についてお答えいたします。本年度は、市に寄せられましたヒグマの目撃等の情報件数につきましては11月末現在で目撃が29件、足跡などの痕跡が31件、合計60件となっており、昨年度同時期との比較で7件の増、令和2年度から令和4年度までの同時期平均との比較で8件の増と平均より

は多い傾向となっております。

また、全道的に市街地近郊に生息するいわゆるアーバンベアと呼ばれるように、ヒグマの生息域が人里近くまで拡大し、人への警戒心が薄れるなどヒグマの生態の変化が懸念され、市内においても人里近くでの出没があるところです。市内の状況としましては、昨年度は6月に名寄高校駅付近の市道で、12月には名寄中学校グラウンドでヒグマが目撃され、本年度では6月に清峰園付近の市道で目撃されたほか、9月には徳田地区の農地でヒグマ2頭が出没し、捕獲をしたところです。

続きまして、小項目の3、現在のヒグマ対策と課題についてお答えいたします。ヒグマ対策の課題といたしましては、ヒグマの生態として行動範囲が広く、人目を避けて行動するなど、個体の把握や特定が難しいことや体格が大きく、追い払いや駆除が容易ではないこと、遭遇すると大きな人身事故に発展しやすいことなどが挙げられます。市の対策としましては、ヒグマとの遭遇を避けるためのルールや出没状況などの情報をホームページ等により発信し、注意喚起をするほか、農作物被害防止の有効的な手段である電気柵設置の啓発を実施しております。また、出没情報が寄せられた場合には、速やかに市が委嘱するヒグマ駆除隊員と市の担当者により現場を確認し、状況に応じて日中や早朝、夜間などの巡回を実施しております。出没が繰り返され、人を見ても逃げないなど、有害性の高い問題個体と判断される場合には、わなを設置するなどの対応により安全の確保を図っているところです。

ドローンなど新しい対策機器の効果などにつきましては、北海道において令和3年度までの3年間でICTを活用したヒグマの発見、追い払いの技術の検討、実証事業が実施され、自動撮影カメラによるヒグマの個体確認の成功事例や、またドローンでの音による追い払いには十分な効果が確認できなかったなどが報告をされております。今後の性能面の向上や導入コストの低減化などに期

待をしているところであります。また、ドローンにつきましては、樹木が密生していないなど条件がそろえば、上空からの撮影によりヒグマの位置把握の効果も期待できることから、引き続き国や道、先進自治体の動向など情報収集に努めながら、新たな対策機器の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 今ヒグマ対策について一通り御説明いただきました。小項目分かれていますけれども、ヒグマ対策全体という意味でももう少し詳しく説明いただきたい部分ありますので、お願いします。

それではまず、1つ、農業被害に関しても、先ほど申し上げたとおり、看過できないレベルの被害があるわけですけれども、農作業に従事している人間自身の安全、それから市街地や学校付近に出没している点、それから農村や郊外に立地する学校や通学路、こういった人間の生活圏の出没から、万が一にあってはならないことですが、人に被害があることが懸念されます。本市における市街地付近に出没した熊がこの名寄というところでアーバンベアと呼べるのかどうかはちょっと分かりませんが、もし人間が被害に遭った場合、本人、家族、それから周囲の友達や関係者、その人たちにとってはヒグマは文字どおり敵になってしまいます。被害を受けた本人や周りは被害で大変なことになりますし、熊にしても人間の敵になって、人間が本気になってそんな、熊を駆逐しにかかるというのは熊にとっても決していいことではないと思います。人の居住環境に立ち入らないために、今説明もありましたけれども、具体的に人への被害を防ぐ方法、対策、それから市外でもちょっと構わないのですけれども、何かそういう効果的な事例とかがあれば御紹介いただきたいのですけれども、お願いします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） ヒグマ対策全般ということで御質問いただきました。ヒグマを人里に寄せない対策ということで、まず一つはこれ農村部を中心に、これは農作物の被害防止という観点で設置をしていただいている方が主かと思えますけれども、電気柵の設置につきましてはヒグマが一度例えば電気柵に触れるということで、痛いといひましようか、そういう衝撃を受けるということを経験しますと、学習機能が比較的高い動物でございまして、そういうことがあることによつて一定程度避けていくようになるというふうな、そういうところで、山村、山間部に近い農作物の被害防止というところから一度電気柵によつてまず山から里のほうに出てこないというようなことを熊のほうにもそこ知らしめるという効果が農作物被害だけではなくて、市街地周辺に寄せつけない効果もあるというふうな期待している部分もございまして、ここは農業者の皆様にもそういった観点も含めて引き続き電気柵の設置について御理解と御協力をいただければなというふうな考えているところであります。また、先ほどもちょっと紹介をさせていただきましたが、やはり餌になるものがあるということ一度認識してしまうと、町なかに出没するという可能性が十分高まりますので、農作物もそうですが、家庭菜園とかでの例えば収穫したものをそのまま放置しないとか、残飯ですとか、そういった家庭ごみについても生ごみ等もきちんと出しっ放しにしないというふうな、そういう取組もぜひ市民の皆様にも御協力をいただきたいなというふうな考えているところであります。

また、ヒグマ対策の強化ということにつきましては、北海道におきましても人身被害等の増加を受けまして、人里への出没の抑制を図るということで、ヒグマ対策の人材育成ということも併せまして、2月から5月までの残雪期に合わせまして春期管理捕獲といったものを実施しております。本市におきましても従来は人材育成ということを

主に目的としながら、経験のある方と経験の浅い方、ハンターの方と一緒にペアを組みながらそれぞれ春先にそういった地形を理解するというものであったりとか、ヒグマの生態についてそれぞれベテランの方から指導をするというふうな取組も行わせていただいております。これにつきましては、引き続き来年、今年度、来春も取り組む予定でありますので、来年につきましてはより人里に近い山間部といましようか、近いエリアを指定しながら、早い段階からそういったハンターの方が周辺の山の中に入るとか、そういったことを取り組みながら、ヒグマに対してもそういうふうなハンターが山に入ってくるというようなことなんかも少し認知させるような、そういった取組によって一定程度ヒグマにも警戒心を持ってもらうというふうな、そういう取組を進めたいというふうに思っております。北海道のほうでも引き続き専門的な知識を持った職員の配置ということも検討されておりますので、今後市町村と連携といったところも私どものほうでもいろいろと現場を検証しながら、必要に応じて北海道とも連携しながら総合的な対策のほう努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。人間のほうに関しては、市役所にもヒグマ対策のリーフレットというか、黄色いリーフレットがあって、来た方には持っていけるようにはなっていると思うのですが、ああいうのをもう少し広く一般の方にも配って、人間のほうの啓発も必要だとは思っています。

それから、今おっしゃったとおり、春の熊の捕獲、調べると1990年に一旦熊の数が減り過ぎたということで、春の熊の捕獲というのは40年以上前に中断しているのですけれども、現在北海道のほうでもそれ再開しているということで、春は葉っぱも木の葉や草もないし、足跡を見つけやすく、見通しがよくて、なおかつ熊の活動もそれ

ほど活発でないということで、非常に安全に効果的に対策ができるということで、この辺についても、今部長から説明あったとおり、名寄市としても道と協調して、ぜひ取り進めていただきたいと思っております。

それから、今の部長の御説明にありましたけれども、農業被害対策には一般的には電気牧柵、電牧柵が効果的であると。それから、おっしゃったように、熊は一旦それに触れると見ただけでも、電気が流れなくても近寄らないというふうなのは経験則で使っている方は分かっていることだと思います。ただ、高収益作物で、例えばアスパラであるとか、アスパラの時期はあれなのかな。トウモロコシやスイートコーンや、そういったもので面積がある程度限られて高収益の作物においては電気牧柵で囲うというのは、非常に効果があると私も分かっているつもりなのですが、ただ市内で面積の多くを占める土地利用型作物においては、被害がある圃場全てをそれで囲えるかというと、なかなか難しいというか、ちょっと非現実的。例えば私自身のことをちょっと引き合いに出して申し上げますと、去年私ソバを約70ヘクタール作付したわけなのですけれども、これが仮に究極に理想的な、1筆で70ヘクタール、つまり70万平方メートルの畑、1筆でだったとしてもそれを全て電気牧柵で囲うためには、辺の延長だけで3.3キロぐらい、支柱の数でいくと八百三、四十本、もし1筆だったとすれば、1筆だったとしてもそのぐらいかかると。実際にはそれが何十筆にも分かれているわけですから、土地利用型作物で電牧柵で囲うのは経済合理性というか、何のために作物を作るのか分からないという。電気牧柵を立てるために作物作るような非現実的なことなのです。それから、被害の多い中山間部に、要するに山の中の畑というのは、電気牧柵を設置する作業自体が危険。山の中、やぶの中ですから、しかもそれを下草とか伸びないように維持管理しなければならぬと。それを設置したり、維持管

理すること自体が危険極まりないというか、非常に危険な作業になってしまうということで、つまり追い払うのは限界というか、ある一定条件においては効果的なのですけれども、実際のところやはり個体数が減らないとどうしようもないということなのです。これが土地利用型で被害を受けている人の多くの実感だと思います。先ほど説明あったとおり、道でもヒグマ対策強化にかじ切ったようなので、ぜひとも個体数を減らす方向で取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺について見解をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 個体数の調整といましようか、いかに減らしていくのかというふうなことでございますが、先ほども紹介させていただきましたけれども、道のほうでもこれまでしばらくの間中止をしておりました春熊駆除、穴狩りも認めるよというふうな方向性が現在示されたというところでございます。先ほど水間議員のほうからもありましたが、穴狩りというものをやめてから30年以上たっているということもございまして、ここ当然個体を減らしていくという意味である程度積極的な捕獲ということも検討していかなければならないというふうなことであります。30年間そういった取組をしていないということもあって、今獵友会の中でもそれを実際に経験されている方というのがかなり少ないことになっております。また、高齢にもなっているということでございます。したがって、そういうことを目指しつつも、まずは一定程度技術的なものも含めて、当然安全性を確保ということもございまして、そういったことも積み重ねながら個体の積極的な捕獲ということも、ここ来年度からすぐにというところまではなかなかいかないかもしれませんが、徐々にそういうふうな体制が構築できるように取組を進めさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） すぐにはなかなか難しいということなのですけれども、今人材育成の話だと思いますけれども、その点についてもハンターとして従事する作業の危険度合いに見合う報酬であるとか成果に見合うインセンティブ、これに関してもそのとき、その対策、施策を構築するに当たり十分配慮していただきたいと思います。ただ、ハンターの方が従事されているのは、もちろん単にお金のためにやっているわけではない。逆にそういう言い方したら失礼なところあると思いますが、申し上げたいのは若い後継者が育つというか、これからそういう作業に従事しようと思うには銃を保持する、銃を持つためのランニングコストであるとか、必要な経費、それからそういう報酬、若い人従事するにはやっぱりその辺ちゃんと見てあげないと本当に後継者、若い人は多分育っていかないと思います。新規にハンターに従事する人材の育成、それからほかの市町村では地域おこし協力隊にハンターの業務やってもらっているという自治体もあるというふうにも聞いております。そういったいろんなアプローチで人材発掘を試みてほしいのですけれども、こういった点について何かこういったアプローチもあるのではないかと、こう考えているとか、そういうのがあればお知らせいただきたいと思いません。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） まず、先ほどお問合せありましたインセンティブというところでございますけれども、今名寄市の状況について少しお知らせしたいと思います。

現在ヒグマの駆除隊の皆さんのほうでそれぞれ出動ですとか携わっていただいているときに対します報酬のところでございますけれども、現在出没时间や現地確認など捕獲等の出動の報酬が1人1件9,200円、捕獲報奨でございますけれども、1頭当たり、銃器を使用して捕獲した場合には5万円、箱わなの場合は3万円ということで、それ

ぞれ設定をさせていただいております。これにつきましては、地元の猟友会の皆さんともいろいろと協議をさせていただきながら設定をさせていただいております。管内の状況で申しますと、それぞれ捕獲の出動で、全ての市町村、確認は取れておりませんが、高いところで7,000円、捕獲、駆除の報奨で5万円ということで、本市で設定しております金額につきましてはほぼ同レベルといいたいでしょうか、比較的高い位置にあるというふうに認識をさせていただきます。後継者育成のところでございますけれども、そういったインセンティブになるもの、活動の経費に対する報酬、報奨ということもでございますが、先ほども申しましたが、ヒグマの駆除に携わる部分について安全性をいかに確保できるのかというのが若い方、特に経験の浅い方も含めて、そういった危険を伴う作業でございますけれども、それをより安全に実施することができるようになってきたということをやはり示していくことが重要だというふうに思っておりますので、これにつきましては、先ほども紹介させていただきました春期の管理捕獲の取組の中でより安全に取り組めるような体制づくりということで進めていければというふうに考えております。

また、地域おこし協力隊につきましては、確かに他市町村でもそういった事例があるのは承知しております。本市におきましてはそういった検討をまだしておりませんが、引き続きそういった担い手の確保に向けてどういう対応が必要なのかというところで内部でも引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。報酬については周辺、特に名寄が安いというわけではないというのはよく分かります。ただ、もちろん危険もそうなのですけれども、これを本業とは別にやるのではなかなかこれも人材も育ちづらいと。要は一年中とは言わないまでも、一定期間

それだけで生活できる水準のやはり生活の保障がないと、本当に向かっていけないと思うのです。私が例えば農家やりながら熊捕れといたって、ちょっと実際やる気はあってもそれだけの時間も取れないですし、かといって冬の間何もしないでこれで食っていけるかといってそういうわけでもない。その辺の人材、ある程度時間をかけて育てていけるような何か報酬の仕組みというか、そういったアプローチも必要ではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今御提案いただいた件でございますけれども、ヒグマの対策、出没の確かに報告が夏場、春から秋にかけて多く寄せられるところでもありますけれども、御存じのとおり、それがではほぼ毎日のようにそういうことがあるかという、なかなかそういうことでもないという状況もございます。なかなかそれをなりわいにさせていただくというふうにしてもそういう見合うような活動というところがどこまであるのかということも、少しそこは考慮しなければいけないのかなと思っております。おっしゃられるとおりで、個人の方に委ねる猟友会という、そういう会員の方にある程度、善意と言ったらあれでしょうか、そういうふうな協力の下で取り組んでいくということでの一つ持続性をいかに確保するかというところで課題があるというのは、私どもでも今後の研究課題というところで、引き続きそういった事業として、業としていかにそれが成立できるのか、そういったことも含めて検証してまいりますというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

ちょっと話は変わりまして、ヒグマ対策というのはほかの有害鳥獣の対策と同様に、対策に費用をかけても周囲のたくさんの農用地に広く薄く効果があるものだと思います。そしてなおかつ、そ

の年にすぐ農業生産高として結果が現れやすい対策だと思っています。そういった意味でも、短期的に、もちろん農家の親方を通じてなのですが、費用対効果が得られる施策と考えられるので、先ほどから申し上げているように、道の対策強化のタイミング合わせてそういった経済的な効果も狙い、対策を期待したいのですけれども、被害の圧縮というか、縮小に対する何かシミュレーション的なもの、農業被害が縮小するようなシミュレーションみたいな試算みたいなものは何かあるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今お問合せのような具体的に例えばエゾシカですとかヒグマ1頭捕ることによって農業被害がどの程度低減されるかといった指標とか、これまでの特に計数的なものといいたまいますか、そういったものが特にございませんので、私どももそれぞれ今農業被害額につきましては、これJAさんを通じて、各生産者の皆さんに被害の状況についてというところで、アンケート調査のような形で調査をさせていただいた聞き取りによる金額ということで、先ほどもお知らせさせていただきましたけれども、そういったものの農業者の皆さんの、生産者の皆さんの感覚的な要素も含めての金額というところもございませんので、そこはなかなか正確に把握し切れていないというのが現状でございます。したがって、シミュレーションといったところもなかなか難しいなというふうに思っております。いずれにしても、熊にしてもエゾシカにつきましてもやはり移動する個体ですので、いっぱい捕ったから必ず農業被害がぐっと減るかという、そこはなかなか関係性も含めて保証できるというものではございませんけれども、ただ捕らないことには、捕獲しないことには農業被害を少しでも減らせない、また人的被害も食い止められないといったところは、そこは明らかかというふうに思っておりますので、引き続きそういった被害防止の対策の強化に

ついては努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 確かに私のところにも被害の聞き取りとか、そういう調査ありますけれども、感覚的なものでしかないので、そういった数字で積算するのはなかなか難しいところだと思います。ただ、先日新聞報道にもあった農協、JA道北なよろから市への要望の中にもスイートコーンに対するヒグマの被害あって、対策を要望されているという経過もありますし、つい最近報道で見たのですが、南富良野町でヒグマの出没によってキャンプ場、休園というか、休業になって、経済的な損失、機会損失が500万円に上ったということもあったようでございます。ヒグマ対策に必要な要件としては、大前提として人に被害が絶対あってはいけないことがまず1つ、もう一つとして経済的な被害が最小限になることが、人に被害があってはならない、経済損失は最小限、この2つが最も重要な要件の2つだと思います。そして、それに対する手段ということでは、やはり個体数減らす、減ってもらう。そして、そのために必要な人の確保、育成、これに尽きるのではないかと思うのですけれども、ちょっと繰り返になりますけれども、改めてこの点について現在取り組んでいる施策、それからこれから計画、あるいはもっと前の段階で結構ですけれども、こういう考えでいるというようなことがあれば、改めてこの点について御説明いただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今議員おっしゃるとおりでございます。当然人身被害もそうですし、経済的な損失ということも起こさせないということが重要だというふうに捉えていますので、ただ個体数を減らしていくというところは、当然そこは重要な要素だというふうに捉えております。現状では、ヒグマにつきましてはまだエゾシカのような形で通年を通して問題個体といいたまいますか、

駆除ができるというふうな体制になっていないといった一定まだ制限もございますので、そこはそういう多少規制がある中でもございますけれども、できるだけそういう対策、取組の強化を引き続き進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 水間議員。

○4番(水間健詞議員) 先ほど南富良野の事例ということでお話ししましたがけれども、今例えばピヤシリスキー場の夏場のサバゲーとか、そういう利用しているわけなのですけれども、あそこに向かう道の辺りにも実際熊はたくさんいるわけで、万が一ああいったところで何かあった場合に、せっかく盛り上がっているああいった施設というか、ああいったものも使えなくなりますし、ほかに風連やそういう市内の、要は端っこのほうです。沢地帯、山、中山間地帯の部分ではどこでもあり得ることだと思いますので、もちろん農業被害、人の被害なのですけれども、農業被害と同じようにそういった経済的な機会損失にならないように、人がけがしたり、被害に遭わないようにこれから一層道と協調して、徹底的にと言うとちょっと語弊がありますがけれども、効果的な対策を期待するところでございます。

私の質問については以上になります。ありがとうございました。

○議長(山田典幸議員) 以上で水間健詞議員の質問を終わります。

寄贈された木原康行作品の保存と展示についてを、中島孝幸議員。

○1番(中島孝幸議員) 議長より御指名いただきましたので、通告に従って、質問いたします。

大項目1、名寄市に寄贈された木原康行作品の保存と展示について、小項目1、作品の保存をめぐって。版画家、木原康行氏は1932年、昭和7年でございますけれども、名寄で生まれ、1951年、名寄高等学校を卒業し、東京の武蔵野美術学校に入学、翌年には春陽会春陽展に作品が入

選しています。1970年、37歳でフランスへ渡った後は銅版画を中心に制作活動を行い、多くの国際的な版画展に作品を出展し、個展も国内外多くの都市で開催しています。1999年には、フランス画家・版画家協会の正会員となっております。木原康行氏は2011年にパリにおいて78歳で亡くなりますが、亡くなった後、2013年に奥様の千珂様より多くの作品、銅板、制作用具等が名寄市へ寄贈されました。その後も2015年、それから2020年、2022年に奥様の千珂様より木原康行氏にまつわる多くの品々が寄贈されています。また、本年、2023年にも作品が寄贈され、名寄市北国博物館ギャラリーホールにおいて11月10日から12月5日まで木原康行銅版画展が開催されたところであります。今年寄贈されたものをすぐ企画展において鑑賞することが可能になったことに対して関係者の方々に感謝申し上げますとともに、これまで寄贈された多くの貴重な作品や木原氏に関わる品々を今後も名寄市の貴重な財産として保存し、名寄が生んだ芸術家の仕事を国内外の多くの人々に広める責任を感じるところであります。

さて、2013年以来数次にわたって名寄市に寄贈を受けた作品等は数も多く、その分類や目録作成には多大の労力を使っていることと思われま。現時点において市民も寄贈品の全貌を知りたいと思っていると思われま。現在の収蔵点数についてどのようなものがどのぐらい収蔵されているかお知らせください。

また、その保存方法、保存状況について、作品を良好な状態に保つためにどのような配慮がなされているかを含めて伺います。

また、整理、分類等の具体的な作業に当たる職員の数、そのうち学芸員資格を持つ者の数、そしてその数が十分であるかについて伺います。

小項目2、作品の展示をめぐって。木原康行氏の作品の名寄市における展覧会について遡りますと、1962年、昭和37年でありますけれども、

名寄市民会館において個展が開かれています。これは絵画ですけれども、1974年に市立名寄図書館において木原康行銅版画展が開催されています。また、2001年と2006年には、名寄信用金庫レンガの家きらりにおいて個展が開催されました。木原氏が亡くなった2011年には、北星信用金庫レンガの家きらりにおいて遺作展が開催されています。さらに、名寄市北国博物館においては、2014年に版画家、木原康行回顧展、2017年に木原康行版画展、この2017年のものは名寄市民劇場2017「朔北の画家パリに死す」という演劇とコラボといたしますか、同時開催されたものでありますけれども、その後さきに述べました本年の木原康行銅版画展開催に至っています。こうして見ますと、木原氏が名寄高等学校を卒業して名寄を離れた後もこの名寄の地で何度も展覧会は開催され、木原氏と名寄との結びつきが深かったことがうかがえます。作品の常設展示としては、2015年、名寄市民文化センターEN-RAYホールの開館に併せて木原記念ギャラリーが開設されています。木原作品の常設の展示施設としては、この木原記念ギャラリーのみと言えます。

さて、木原作品の展示について、特に常設展示を今後どのように行っていくかについて伺います。現在の木原記念ギャラリーは広さが十分でなく、また場所も分かりにくい区画にあり、管理するために常駐する人もいません。名寄市の所蔵する多くの貴重な木原作品を常設展示する場としてあまりふさわしくないと考えますけれども、お考えを伺います。

さらに、木原記念ギャラリーの開設以降も増え続けている貴重な寄贈品を効果的に管理し、展示していくためにどのような施設が望ましいとお考えかお示してください。

次に、小項目3、今後の在り方をめぐって。名寄市が現在所蔵する木原康行作品及び木原氏の制作に関わる道具類は、質の上からも数の上からも

全国で類を見ないほど充実したものであります。名寄市は、郷土が生んだ芸術家についてその価値を広く知ってもらうための活動を行うべきであります。そのためには、木原氏に関する研究を進め、展覧会を開催したり、講演会を開催したり、図録等の資料を作成したりして、名寄出身の木原康行氏に注目が集まるような、そういう施策を取ることが必要でしょう。それが多くの貴重な作品を託された者の使命であると考えられます。木原氏の作品は、東京国立近代美術館や北海道立近代美術館に所蔵されているほか、近くでは北海道立旭川美術館にも所蔵されています。旭川美術館では、道北の美術に焦点を当てて、道北地方にゆかりのある美術について収集、研究、保存を行っています。旭川美術館との共催による展覧会等も、可能であれば一例として考えられるかもしれません。御遺族から託された貴重な財産を生かすことによって名寄市が注目を集め、国の内外から木原康行氏の作品に興味を持った人たちが名寄市に集まり、そこに活気が生まれれば、作品を託した御遺族も安心されるのではないのでしょうか。

さて、質問内容ですが、木原氏に関する寄贈品の数々を今後市としてどのように生かしていくのか、以上述べた事柄に関してお考えをお示ください。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 中島議員からは大項目で1点質問いただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、大項目1、寄贈された木原康行作品の保存と展示について、小項目1、作品の保存をめぐってについてお答えいたします。木原康行氏は、名寄市で生まれ、パリで活躍した銅版画家です。高校卒業までを名寄市で過ごした後、東京の美術学校で学び、病の後遺症で聴覚を失いますが、37歳でフランスへ渡り、銅版画家として認められ、日本人として2人目のフランス画家・版画家協会

の正会員に選ばれました。木原康行氏は2011年、78歳でその生涯を閉じますが、氏の御親族から多数の作品、制作用具、愛用品などを寄贈いただき、EN-RAYホールの木原記念ギャラリーや北国博物館の企画展において市民の皆様に観覧いただいております。寄贈された木原作品等については、現在その大半が北国博物館において収蔵されており、作品700点、銅板、亜鉛板145点、制作道具や愛用品などのゆかりの品576点の合計1,421点となっております。これら作品等は、北国博物館の第1収蔵庫において保管しております。第1収蔵庫は構造上外気の影響を受けにくく、湿度が高いときには除湿を行うなど状況に応じて温湿管理をしており、ガスで自動消火を行うハロン消火設備を設置し、常に施錠も行っていることから、博物館内で版画作品を良好な状態に保つために最も適した収蔵庫であると言えます。また、大変貴重で優れた作品等であるため、原版と刷られた作品については注意して保管しており、原版は銅板のため腐食しないよう防錆紙で包み、作品も薄葉紙で保護しています。また、作品はシリーズ作品ごとに仕分して、金属ケースに入れて保管しております。

北国博物館の職員数については、正職員3人と会計年度任用職員5人、合わせて8人で、環境整備担当を除く7人の職員において博物館の企画運営に携わっております。そのうち学芸員資格を持つ者は3人おり、学芸員としての高い専門性と知識により整理や分類等の作業も行っております。

次に、小項目2、作品の展示をめぐってについてお答えいたします。2011年に木原康行氏が亡くなられた後、御遺族が木原康行氏の残された作品を散逸させたくないとの思いから作品等を一括して本市に寄贈いただき、2015年の名寄市民文化センターEN-RAYホールの開館に併せて常設展示として木原記念ギャラリーを設け、市内外の方々が木原作品に触れ合える場となりました。また、御遺族には、EN-RAYホールは多

くの方々に優れた貴重な作品に触れたり、鑑賞したりすることができる本市の文化、芸術の拠点機能を果たす大きな役割を担った施設であることから、ホールの開館に併せてホールの一角に木原記念ギャラリーを設けることで御理解もいただいているところです。展示品を常駐して監視する者はありませんが、今年度において案内看板の設置や最も出入りの多い西側入り口に木原記念ギャラリーを紹介するリーフレットを設置するなど、分かりやすい誘導や説明等に努めているところです。木原記念ギャラリーについては、今後展示作品の入替えや周知方法の工夫、拡大、北国博物館の企画展との連携など木原記念ギャラリーを多くの方に御覧いただけるよう他自治体の事例なども収集し、研究してまいります。

次に、小項目3、今後の在り方をめぐってについてお答えいたします。郷土が生んだ版画家、木原康行氏の資料、ゆかりの品やそのすばらしい作品の数々は名寄市にとって財産であり、市内外に広く知っていただくための周知活動は大変重要であると考えております。そのため、今後も北国博物館においてはその研究を進めるとともに、定期的に企画展の実施や他施設との共催による展覧会や講演会についても検討していきたいと考えております。あわせて、さきにもお答えしたとおり、常設展示である木原記念ギャラリーの周知に努め、ギャラリーを生かした企画についても検討していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(山田典幸議員) 中島議員。

○1番(中島孝幸議員) お答えいただきましてありがとうございます。

まず、何点か確認させていただきますけれども、第1点、作品の保存をめぐってということで、現在の保存状況について御説明いただきました。北国博物館の第1収蔵庫で、管理としては温度も湿度も管理されており、消火器もちゃんと設置されていると。作品の保護の状態も良好であるという

御回答いただきまして、安心したところであります。このようなことを聞きましたのは、ほかの地域の事例ですけれども、今年の7月、大阪府で、大阪府の庁舎の地下駐車場に現代美術作品105点が保管されていたと。それが6年間保管状態があまりよくない状態であったという、そういうニュースに接したものですから、それで心配になりまして、木原作品はどうかということ、これは市民の方も考えていらっしゃるのではないかなと思ひまして、質問させてもらったわけでありまして。今の1点目について回答いただきまして、安心したところ、それから作品数については作品が700作品、それから銅板とか亜鉛板、これが145点、それから恐らく手袋とか道具類、彫刻刀のようなものとか、そういうものを含めて576点、合わせて1,421点という御回答いただきまして、改めて非常に数の上からも多い貴重な品が市の收藏品として現在保管されているということが分かったわけです。

それで、2点目の作品の展示をめぐってということなのですけれども、そこのところで木原記念ギャラリーについて御質問したわけですが、木原記念ギャラリーが開設されたのが2015年です。その後も奥様からいろいろなものが寄附、寄贈されて、数は増え続けているわけですが、あのスペースで十分かということ先ほど申し上げたわけですが、増え続けていることに対して十分なのかどうかということに関して、それから先ほど作品の入替えを考えていらっしゃるというような御回答もありましたけれども、現在木原記念ギャラリーにおいて作品の入替えというのがどのぐらいの頻度で行われているのかということに関して再度お伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員お話しのとおり、奥様の千珂様から木原康行さんの作品を、本当にたくさん貴重な作品を寄贈いただいております。常設させていただいているギャラリーにつきまし

ては、文化センターのEN-RAYホールのところにあるわけですが、そうした作品を常設して展示しておく場所については、今の木原記念ギャラリー以外には今のところは考えていないところでございます。今後記念ギャラリーを生かしながらいただいた作品についてほかの企画展を含めながら、いろいろと活用させていただきたいというふうに思っております。なお、これまでにあそこの作品について入替えを行ってきたかどうかということですが、この間は作品の入替えについては行ってきていないということでございます。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 2015年からということですので、もうかなりの年数がたっているわけですが、特に版画作品などの場合には日光の影響を受けるということで、入替えというのがやはり必須であると思います。何年も置きっ放しにするということは作品を傷めてしまうということになると思いますので、その辺はぜひ考えていただきたいということの一つ申し上げたいと思います。

それから、これはぜひ検討していただきたいのですけれども、実際狭いということです。先ほどから申し上げておりますけれども、スペースが十分ではない。先ほど御回答いただきましたように、非常にたくさんの收藏品があるにもかかわらず、木原記念ギャラリー、現在のものは非常に狭いです。その辺十分でないということをもた再度申し上げたいと思うのですけれども、ちょっとこれから一つの提案のような形になりますけれども、名寄市で図書館の改築を今、図書館を新たに建てるということを考えているところでもありますけれども、図書館の中に木原康行記念室というようなものを現在の木原記念ギャラリーよりも広いスペースを取って、そういうものも一つ考えられるのではないかとことをぜひとも申し上げておきたいと思います。図書館は図書館でギャラリーとそぐわないのではないかとのお考えもあるかもし

れませんけれども、版画作品というのは書籍と非常に密接な関わりを持つ媒体ですので、図書館に版画作品があるということは非常に場所としてもマッチしているというふうに考えられると思いますので、その辺非常に貴重な作品ですので、展示の仕方によっては図書館の一つの目玉といいますか、新しく出来上がる図書館の一つの目玉にもなると思いますので、そういった中に記念室を設けるということもぜひ検討していただければというふうに思います。これについては、今現在それについてどうかということ発言求めてもお答えいただけないと思いますので、それぐらいにしますけれども、次にそれから3番目の今後の在り方をめぐってということですが、先ほどのお答えでは周知活動に努めると。それから、研究を進める、それから企画展なども行うということで、それから先ほど私はちょっと旭川美術館のことを例に取って申し上げましたけれども、他の施設との連携とかも考えていただけるというような御発言がありましたので、それをぜひ進めていただきたいと思えますし、それから一つ御質問といえますか、企画展を行う場合に、北国博物館ではいろいろな展示がこれまでも行われておりますけれども、あまり企画についてまとめたパンフレットとか、それから図録、そういったものが出されていないのが非常に残念というふうに私は常々感じているのですが、その辺の、企画展を開催するのであれば、図録と一緒に販売するというようなことも行っていただきたいと思うのですが、ちょっとその辺について見解をお伺いしたいと思います。

○議長(山田典幸議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 博物館におきましては、名寄の歴史ですとか自然など様々なテーマ別にまとめた書籍といたしまして、北国ブックレットというものがございまして、そういったものをこの間も作成し、販売もしてきているところであります。今回いろんな面で木原康行さんの御紹介

といひましようか、御質問いただいたこともございますし、今回企画展をさせていただいたということもございまして、今後木原氏の経歴ですとか作品をまとめたブックレットについては、今御親族の意向も確認はしなければならぬのですけれども、検討のほうはしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(山田典幸議員) 中島議員。

○1番(中島孝幸議員) 北国ブックレットという形で紹介する冊子を作ってくださいという、それを検討しているというお答えをいただきましたので、ぜひそれも進めていただきたいと思えます。

それで、1つちょっとこういう寄贈された芸術品について考える上で参考になるかなと思える事例を出させていただいて、それで今後の在り方なども考える材料にしたらいいのではないかなと思えるものがあるのですけれども、札幌に三岸好太郎美術館というのがありますけれども、札幌の三岸好太郎美術館というのが、これもやはり奥様の三岸節子さん、この方も木原氏と同じように奥さんが画家であるわけなのですけれども、その三岸節子氏から北海道に220点の作品が寄贈されたのです。それで、1967年に記念室として最初、ですからもう50年以上前ですけれども、1967年に北海道立美術館三岸好太郎記念室として開館したわけです。その後、これ北海道立ですけれども、北海道立三岸好太郎美術館というふうに改称して、現在の建物ができたのがちょうど40年前です。白亜の白いおしゃれな建物ですけれども、40年前に三岸好太郎美術館として新しい建物が出来上がって、それ以来年に何回も企画展が開催され、特別展が行われたり、講演会、音楽会が開催されて、子供向けに分かりやすく作品を解説するというようなことも行われたりとか、北海道内の若手芸術家の作品を展示するとか、そういったことが行われています。これは、そういった寄贈された作品の扱い方として参考になるかなということで今申し上げているわけですが、三岸

好太郎美術館ではそういう展示活動のほか、先ほどこから出てきていますけれども、調査研究活動、それから地域連携、芸術、文化に親しむ機会を増やすとか、それからもちろん図録の出版とか展示が行われたら図録を出すと、そういったことが行われて、非常に寄贈された作品を生かして、これまで50年ぐらいにわたって北海道民にそういった芸術、文化についての味わうという機会を与えてきているわけですが、そういったことを考えてみますと、木原康行作品もそういう、生まれ故郷、三岸好太郎は生まれ故郷が札幌ですが、木原康行氏は生まれ故郷が名寄市でありまして、生まれ故郷に寄贈された作品を非常に上手に生かしてと言うとおかしいかもしれませんが、そういった美術館を運営してきていると、そういった例がありますので、名寄市においてもぜひ、最初はそんなに美術館を建設するなんていうと無理だということを、突然そんなこと言いますと何言っているのだというふうに言われるかもしれませんが、取りあえず先ほど申し上げた図書館の中に記念室を設けるとか、そしてグッズとか、木原康行記念のグッズなどを販売するとか、遠くから見に来てくれた方が来てよかったなと思えるような、そういった施設にさせていただければいいのではないかなということを考えております。今ちょっと具体的にこれどうだということではないのですけれども、御見解があれば教育部長からお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 札幌のそういった事例も含めて議員のほうから御提案いただいたなと思っています。木原康行作品も世界において認められた銅版画家でございますし、名寄市に本当にたくさんの貴重な作品を寄贈いただいております。それらを広く市民の皆様方に知っていただくことをこれからはやっていくことがやっぱり大変貴重なことだ、重要なことだというふうに私どもも考えているところでございます。博物館のみならず、

我々持っている社会教育施設もありますので、そういったところでも連携しながら、より木原作品を知っていただくような機会をこれからも企画展含めてつくっていきたいというふうに思っておりますし、まずは広く市民の方にこの木原康行作品を知っていただきたいというところからスタートのほうさせていただきたいなというふうに今考えているところであります。それから、先ほど議員のほうからもお話しいただきましたけれども、旭川の近代美術館ですとか、さらには市民の方にもこの木原康行作品をお持ちの方もたくさんおられますので、そういった方と連携をさせていただきながら、少し多角的といえましょうか、そういった方面からも、繰り返しになりますけれども、まずは本当に広く市民の方に改めてこの木原康行作品を知ってもらうような施策の展開といえましょうか、事業を行っていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。今旭川の話が少し出ましたけれども、2003年、今からちょうど20年前でありますけれども、北海道立旭川美術館で木原康行氏の展覧会が開催されています。始源の形、始めに源と書きますけれども、「始源の形」という題で木原康行展、このときには130ページほどの図録が発行されて、展示品、200点ほど展示されたということですが、このときはまだ木原氏も御存命で、北海道立旭川美術館に足を運んだときに非常にいい展示だということで、そういう満足といえますか、おっしゃっていたということですが、そういった歴史として旭川美術館でも、20年前にそういった大きな展覧会、200点の作品を集めて、これは遠くから貸与して展示したものも多かったと思われそうですが、そういった展示が行われていますので、名寄市もぜひ木原作品、先ほどちょっと三岸好太郎美術館のこと御紹介したときに子供向けの啓発活動というのも行っているという

こと申し上げましたけれども、もうちょっと市民に浸透した時点で名寄市にはこういった偉大な版画家がいたのだということで、子供たちにも分かりやすく、先ほどの北国ブックレットというのが大人向けであるとすれば、子供版みたいな、子供にも分かりやすいような形でそういった小冊子を作っていただいで、名寄市の生んだ版画家について知ってもらおうとか、そういったことも考えていただければと思います。

それで、これはぜひ市長にお伺いしておきたいのですけれども、今後の木原作品の扱いと申しますか、市としてどういうふうに扱っていくかということについて市長のお考えを最後にお伺いしたいと思ひます。

○議長(山田典幸議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 御縁がありまして、名寄出身ということ、あるいは奥様の千珂様も名寄を本当に愛していただいで、名寄の地でまとまった作品を保管してほしいという、そうしたありがたい御進言もありまして、現在たくさんの貴重な芸術作品を保管しているということ、まずはこれをしっかりと末永く大事に保管していくということが何よりも重要だというふうに思ひていまして、そこには我々の部局としてもしっかりと教育委員会とも連携をしながら、しっかりとその部分についての体制はこれからも整えていきたいというふうに思ひます。その上で、今様々な御提言をいただきましたので、改めて我々も、今までも市民の皆さんやいろんなところで、あるいは先ほど道立旭川美術館の話もありましたけれども、そちらからも絵画をお借りする形での展示会等は名寄でやらせていただいたこともたしかあったと思ひます。そうしたことも含めて、これからより市民の皆さんに、そして広くこの木原康行さんの作品がいろんなところで発信してもらえること、そのことが名寄市のいろんな意味での価値の向上にもつながっていくというふうに思ひますので、いただいた御提言をしっかりと踏まえて、今後も適切

に管理、あるいは様々な形で発信をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(山田典幸議員) 中島議員。

○1番(中島孝幸議員) ありがとうございます。今力強い決意を伺うことができたので、ぜひ進めていただければと思ひます。

最後に1つだけちょっと御紹介と申しますか、名寄出身の木原康行氏が奥様の千珂様と手紙のやり取りをしているのです。その中に名寄が出てきますので、それを御紹介して、名寄出身の木原康行ということを中心に留めていただけるようにちょっとそこを紹介して終わりにしたいと思ひますけれども、これは木原千珂さん、奥様の「沈黙の環」という御著書の中に書かれているのですけれども、千珂様ということで、これは1974年11月30日に奥様に宛てた手紙ですけれども、ちょっとだけ読んで紹介したいと思ひますけれども、「今日は11月30日、とうとう名寄で1か月を過ごしてしまいました。明日札幌に出て、翌日は東京に着くと思う。名寄と隣の町、風連で個展を開いたので、こんなに遅くなってしまった」、ちょっと飛ばしますけれども、「名寄には3日か1週間の予定で来たのに、やはり生まれ故郷というものなのかもしれない。雪が降り、友達と飲み、久しぶりに人間らしさを取り戻した気がします」ということで、名寄を愛していた木原康行氏の心情と申しますか、それがよく表れた箇所であると思ひますので、それを紹介して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(山田典幸議員) 以上で中島孝幸議員の質問を終わります。

○議長(山田典幸議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 中 畠 孝 幸

署名議員 水 間 健 詞

令和5年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年12月15日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第24号 工事請負契約の変更について
日程第4 議案第25号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第8号）
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第6 議案第26号 名寄市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第7 意見書案第1号 高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見書
日程第8 報告第3号 例月出納検査報告について
日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第10 委員の派遣について
日程第11 委員の派遣報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第24号 工事請負契約の変更について
日程第4 議案第25号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第8号）
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第6 議案第26号 名寄市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につ

いて

- 日程第7 意見書案第1号 高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見書
日程第8 報告第3号 例月出納検査報告について
日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第10 委員の派遣について
日程第11 委員の派遣報告

1. 出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 16番 | 山田典幸 | 議員 |
| 副議長 | 10番 | 倉澤宏 | 議員 |
| | 1番 | 中嶋孝幸 | 議員 |
| | 3番 | 山崎真由美 | 議員 |
| | 4番 | 水間健詞 | 議員 |
| | 5番 | 谷聡 | 議員 |
| | 6番 | 今村芳彦 | 議員 |
| | 7番 | 清水一夫 | 議員 |
| | 8番 | 川村幸栄 | 議員 |
| | 9番 | 佐藤靖 | 議員 |
| | 11番 | 高野美枝子 | 議員 |
| | 12番 | 高橋伸典 | 議員 |
| | 13番 | 遠藤隆男 | 議員 |
| | 14番 | 東川孝義 | 議員 |
| | 15番 | 東千春 | 議員 |

1. 欠席議員（1名）

- | | | | |
|--|----|------|----|
| | 2番 | 富岡達彦 | 議員 |
|--|----|------|----|

1. 事務局出席職員

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 伊藤慈生 |
|------|------|

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 桃 諒
書 記 川 名 桃 代

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 事 務 部 長 佐 々 木 紀 幸 君
市 立 大 学 事 務 局 長 水 間 剛 君
こ だ も ・ 高 齢 者 支 援 室 長 松 田 慎 司 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

15番 東 千春 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市総合計画（第2次）後期実施計画に関わって外1件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、大項目2点にわたって質問をさせていただきます。

まず、1点目、名寄市総合計画後期計画に関わってお尋ねをいたします。国の異次元の少子化対策が子育て支援の拡充を願う人々の期待に応えたものになったのでしょうか。保育士を増やしてほしい、教育費の負担が重過ぎるなど、子育て中の方々からは支援拡充を求める声が広がっています。こうした声に応えようと子育て支援に力を入れている自治体が広がっています。本市においても名寄市総合計画（第2次）の重点プロジェクトとして、4項目の一つに安心子育てプロジェクトが掲げられています。いよいよ後期計画に入りました。子供たちが、そして保護者がここで育って、ここで育ててよかったと言える積極的な施策を求めるものであります。

小項目1、子供の医療費無料化の年齢を中学校卒業まで拡大を。札幌市が令和6年4月から段階

的に高校3年生まで医療費助成を広げると公表し、子育て世代の経済的負担軽減を図るとしています。本市においても、せめて義務教育卒業時まで拡大を求めるものです。改めてお考えをお聞かせください。

小項目2、学校給食費の無償化を。この間幾度となく取り上げさせていただきました。学校給食は教育の一環であること、他市町村の取組などを紹介し、子供の貧困問題なども併せて取り上げ、無償化を求めてまいりました。改めてお考えをお聞かせください。

小項目3、保育士の待遇改善で配置増を。保育士不足により特にゼロ歳児を預けられないとの声が多く寄せられています。非正規職員であったり、低賃金などの処遇改善を図り、配置増を求めるものです。お考えをお聞かせください。

大項目2点目、高齢者の除排雪支援について伺います。今年も雪の季節になりました。憂鬱な除排雪作業が始まります。高齢者にとっての除排雪作業は、心身ともに重労働です。支援について伺います。

小項目1、除排雪支援の充実について伺います。高齢者の除排雪支援の在り方についてお聞かせください。

小項目2、高齢者事業団の閉鎖に関わって伺います。今年度内に閉鎖されるとお聞きしていますが、高齢者事業センターを頼りにしている高齢者が多くおられます。これからの除排雪、夏の草取りなど高齢者事業団に頼っていた高齢の方々の支援をどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） おはようございます。ただいま川村議員からは大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目

1の小項目1と小項目3及び大項目2については私から、大項目1の小項目2については教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、小項目1、子供医療費無料化の年齢を中学卒業まで拡大をについてお答えをいたします。本市の乳幼児医療費助成につきましては、入院、通院ともに小学生までとなっております。北海道からの補助は入院は小学生までとなっておりますが、通院については就学前までとなっていることから、令和2年10月から小学生の通院分について市独自で助成を拡大してきているところです。札幌市が令和6年度から段階的に高校生まで助成を拡大すると発表いたしました。同様の拡大は各自治体に広がってきているところであり、近隣自治体の助成状況を見ましても中学生までとしている自治体が多く、高校生まで拡大している自治体も増加してきていることも把握しております。本市が助成を拡大した場合の試算としまして、入院、通院ともに中学生まで拡大した場合は約1,200万円、高校生まで拡大をするとさらに約1,000万円の市単独での新たな財源が必要となります。助成拡大に向けては、財政面の課題はありますが、既に市長ローリング等で協議をしてきており、今後の予算協議でもしっかりと議論をし、検討していきたいと考えております。あわせて、子供の医療費については、貧困による受診控えや住む地域による格差がない制度とするべきとの考えから全国市長会等を通じて全国一律の制度として財政支援をいただけるよう引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、保育士の待遇改善で配置増をについてお答えをいたします。待機児童については、4月1日の年度開始日で令和4年度、5年度とも4名で、全て3歳未満児の待機となっております。ここ数年は年度途中で10名を超える待機が出ており、そのほとんどがゼロ歳児で、今年度は17名となり、保護者の皆様に育児休業期間を

延長していただくなどの対応をお願いしているところです。ゼロ歳児の受入れ定員は公立と民間を合わせて34名となっておりますが、保育士不足により民間では受入れの停止や受入れ数を制限している園もあるため、今年度は厳しい状況となっております。令和6年4月の開園を予定している市立認定こども園あいあいと東保育所では、合わせて12名のゼロ歳児の受入れを増やし、待機児童解消に向けて取り組んでいくこととしておりますが、保育士の確保は重要な問題であります。これまで待機児童解消のための人材確保の対策といたしまして、平成29年12月から保育士等就職支援給付金事業、平成30年4月から保育士等宿舍借り上げ支援補助金事業及び保育士等奨学金返還支援助成金事業の3つの対策事業を行っており、これら3つの事業を実施することで保育士の確保に一定の効果があったものと考えております。また、国におきましても令和4年2月から処遇改善として保育士1人当たり月額9,000円の補助が開始され、公立、民間ともに賃金に反映をさせており、非常勤のパート保育士にも勤務時間数に応じた処遇改善加算も実施をしておりますので、離職防止などにつながっているものと考えております。しかしながら、保育士は子供の大切な命を預かる責任、保護者との信頼関係の構築、身体を使う重労働に加え、保育日誌などの事務作業があること、土曜日勤務や朝7時から夜7時までの勤務シフトがあることなどから応募が少なく、その責任や労働条件を見ましても保育士はまだ賃金水準が低いものと考えております。先月には市立大学の協力を得て、社会保育学科の学生にアンケート調査を実施いたしました。就職先を選択する上で一番多かった意見は、休みが取りやすいこと、残業が少ないことなどの職場環境、2番目が賃金が高いこと、3番目が所在する地域という結果となり、就職給付金や奨学金返還を希望する学生は合わせて3割程度となっております。このようなアンケート結果も参考としながら、本市にお

いては新しく開園するあいあいにおいて保育士がしっかり休憩を取れるような休息室を設置していること、事務作業を軽減するため保育システムを導入すること、有給休暇や子供の看護休暇等の制度があり、働きやすい環境を整えていることなどをしっかりPRしていきたいと考えております。保育士不足は市全体での問題であることから、これまで実施をしてきた事業の見直しなども行い、公立と民間の賃金バランスも考慮しながらしっかり連携を図り、保育士の確保に努めてまいります。

次に、大項目2、高齢者の除排雪支援について、小項目1、除排雪支援の充実についてお答えをいたします。除雪サービス等助成事業は、名寄市高齢者自立支援事業条例に基づき、高齢者が自立した生活を確保するため、冬期間における除雪に対しその費用の一部を支援しております。事業の対象者は70歳以上の高齢者のみの世帯のほか、重度身体障がい者や65歳以上でも要介護認定を受けている虚弱な方のみの方の世帯など一定の基準を設けて、対象としているところです。あわせて、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯収入であり、家族からの援助が受けられないことも対象条件としているところですが、生活保護費の見直しがあっても基準額については従来のまま据え置いていること、身体障がい者、要介護状態の方には障がい者加算、住宅家賃を支払っている方には生活保護の住宅扶助基準額を加算し、判定基準額としているほか、介護保険料や健康保険料などの社会保険料を総収入から控除するなど、世帯の状況に応じた対応を行いながら対象者の維持、拡大に努めてきているところです。また、平成29年度からは、福祉的支援が必要な高齢者世帯等に対し、屋根雪下ろし中の転落事故等を未然に防止するため、屋根雪下ろしに係る費用の一部を助成する屋根雪下ろし助成券交付事業を実施し、安全、安心な冬の生活支援を行ってきているところです。新型コロナウイルスや世界で起きている戦争や紛争、円安などの影響を受けて物価高騰は続いておりま

すが、国が年度内に実施を予定している住民税非課税世帯向けの追加給付金事業や当市が行います低所得者世帯に対する冬期間の灯油代や電気代の経済的支援を行います福祉灯油支援事業や冬の生活支援事業などを引き続き実施をしながら、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らし続けられるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、高齢者事業団の閉鎖に関わつてについてお答えをいたします。本市には名寄市高齢者事業センター及び名寄市風連町高齢者事業団の2つの事業体があり、それぞれ運営に対する補助金を支出しているところです。本年4月1日現在の会員数では、名寄市高齢者事業センターが30人、風連町高齢者事業団が48人となっており、会員数が年々減少傾向となっているとお聞きをしております。いわゆる高齢者事業団とは、一般雇用を望まない高齢者を対象として、その能力と希望に応じて仕事を行うことを基本とし、1980年から厚生労働省が補助事業として運営費の支援を始めてきました。時代とともに高齢者事業団に対するニーズも変化をし、自分の能力を生かした軽作業から利益を優先した重労働へと移り変わってきています。本市の2つの事業体にお話を伺いますと、夏の期間は道路の植樹帯や個人宅での草刈りや除草作業、農村地区における播種期や収穫期での農作業、公園維持管理作業など、また冬の期間では個人宅における木々の冬囲いや除雪作業、屋根雪下ろしなど依頼を受けるニーズが多様化し、重労働を伴う作業が増えているとのこと

御質問にありました事業所の閉鎖につきまして、名寄市高齢者事業センターにおいて今後に向けて検討していると伺っております。閉鎖の検討に当たっては、今まで雇用してきた高齢者の方々や顧客として利用いただいている方々の引継ぎ先などの調整は必要と考えます。基本的には事業体の判断でそれぞれ引継ぎ先などを決めていくこと

となりますが、本市も運営費を助成している立場として事業者からの相談にはしっかりと対応していきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目1、名寄市総合計画（第2次）後期実施計画に関わって、小項目2、学校給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法第11条の規定により学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者である名寄市が負担し、食材に係る経費は保護者負担と定められております。給食費の完全無償化を実施した場合の本市の財政負担額は、今般の物価上昇による食材費高騰の影響もあり、令和5年度の実績から約1億1,000万円と積算しております。そのため、現在の本市の財政状況において給食費の無償化に向けた持続的な財源の確保は非常に難しいこと、また援助を必要とする世帯には就学援助制度による支援を実施していることなどから、毎年度多額の財源を必要とする無償化の実施は極めて困難であると考えております。なお、名寄市学校給食会では、今般の物価高による食材費高騰のため、令和6年4月より1食当たり小学生28円、中学生30円の給食費値上げの改定を行うこととされました。そのため、本市では今回値上げとなる金額についてその全額を市が学校給食会へ補助を行い、急激な物価高に対する保護者負担の軽減と子供、子育て支援の推進に努めてまいります。また、本年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針では、学校給食費の無償化に向けて小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされております。こうした国の動向にはしっかりと注視し、具体的な方策が示された際には遅滞がないよう本市における実

施方策の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほうよろしくをお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問等させていただきたいというふうに思います。

まず、子供の医療費無料化の年齢をせめて中学校卒業まで拡大をとということであります。これも何度も何度も取り上げてきました。今ローリングで検討中というようなお話がありました。今年の4月に厚労省が子供の医療費助成に対する、自治体独自に広がっているのですけれども、自治体独自で行っている医療費助成に対してペナルティーを廃止するというふうになりました。その中をよく見ていると、高校生までを想定し、減額措置を廃止する考えを示しているということですので、それで18歳まで支援という自治体が非常に広がっているのだというふうに思います。私も調べさせていただきました。これは私どもが調べたのではなくて、こども家庭庁成育局母子保健課というところで調べています。それで、都道府県ごとであったり、市町村ごとであったり、非常に細かく調べています。道内35市中11市が入院、通院、18歳まで無料。そして、この上川管内では19の町村中10の町が18歳まで無料にしています。南富良野町は22歳までということで、ちょっと突出していますけれども、今日の新聞見ましたら、下川町も来年度から18歳まで支援すると議会の中で町長が答弁されているようですけれども、やはり国のペナルティーを廃止したというところに後押しをされながら子育て支援を押ししていこうということで、子供の医療費無料化の助成を広げているのだというふうに思うのですが、加藤市長、どうでしょうか。私は親の所得や、また住んでいる土地によって子供たちの支援が差があってはならないというふうに思っているのですが、だんだん、だんだん差が広がりつつあります。この点に

ついてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員から子供の医療費無償化の御質問がございました。これまで名寄市としても独自の支援拡大というのをしてきているところでありまして、名寄市においては24時間の小児医療科の病院の体制が整っているということと併せて、こうした事案がコンビニエンス受診を招くのではないかとというようなことによる心配だとか、今議員がおっしゃったように、小児の医療費無償化の拡大に伴って国保のペナルティーがあると、こうした角度から拡大については慎重な判断ですよという御答弁をこれまででもさせていただいておりますが、議員おっしゃるとおり、このペナルティーが廃止されたということは、大きな前進なのだろうと思います。我々はナショナルミニマムであるので、これは国において医療費に関しては一律の自治体間格差をさせないような支援をしてほしいということを出長会を通じてずっと訴えておりますけれども、状況が変化をしてきているということもございますので、来年度の医療費無償化の拡大についてぜひ令和6年度から前向きに行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ぜひ前進をしていただきたいというふうに強く求めたいと思います。先ほども私が言うまでもなく、名寄市総合計画の中での重点プロジェクトの中で安心子育てプロジェクトは4つの中の一つとして置かれているということです。うたっているというところら辺でいうと、やっぱり市民の皆さん方、特に子育て中、そして子育てを見守っているおじいちゃん、おばあちゃんたちが本当におっしゃるのです、子育てしている人たち、本当に大変だよねと。これは、どこ行ってもそんなふうにおっしゃいます。という、そういったところでやっぱり市が後押しをする、もちろんこれは国の制度としてきちっとしてもら

うことが必要だと私たちの党も国会の中でも、また署名運動したりとか、いろいろな取組を進めてきているところですけども、それを待っていると、先ほども冒頭お話ししましたように、異次元の少子化対策、これがどこが異次元だったのかなというふうに思わざるを得ないぐらいの取組で、ちょっと落胆、私はがっかりしているんですけども、そういった市民の皆さん方にここで、名寄で産んで、育てて、育ててというふうなことを後押しする施策が必要だというふうに思っています。第2次の計画の中でも市民の皆さんが幸せを実感して、生き生きとした暮らしを送るための計画ですよと、こんなふうに書かれております。ですから、皆さんが生き生きして暮らしていける、そのための施策を後押ししていただきたいなというふうに思っています。前向きに取り組んでいただくということでしたので、ぜひともお願いをしたいというふうに思っています。例えば子供の医療費助成も含めて乳幼児のおむつ処理に要するごみ袋の支給なども引き続き実施しますというふうになっていて、引き続きしていただくことはいいのですけれども、同じことがそのまま続くのであってはならないというふうに思っておりますので、やっぱり前進した取組にしていきたい、このことを強く求めたいと思います。今加藤市長から御答弁いただきましたので、子供医療費無料化のところは終わらせていただいて、学校給食の無償化のところに移らせていただきたいというふうに思います。

先ほどもお話ししましたように、この問題、幾度となく取り上げてきました。先月町内会と議会との懇談会の中でも町内の役員さんがおっしゃっていた、しつこくしつこく言っているのだけれども、なかなか聞き入れてもらえないというお話をされていましたが、私も同感にお話を聞いていました。ずっと、学校給食、全部無償にすると1億1,000万円、食材費も今高くなっていますから、そういうふうになってくるのかなというふうには思いますけれども、例えば小学生だけ

でも、中学生だけでも、また子供さんの多いところは何人から無償にするだとか、いろいろなことが全国的には取り組まれていらっしゃると思います。そういった部分での取り上げができないのかどうか。貧困のところというと、就学援助金があるのはそれは当然のことですけれども、そうでない子供たちにとっても学校給食、大事なものだということもお話をさせていただきました。改めて学校給食のことについてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほどもお話ししたように、子育てする人たち、本当に大変だよねという中で、教育費の負担が大きいというふうに答えられる方が非常に多いです。それで、内閣府が、これ2020年に調べたのなのですけれども、少子化社会に関する国際意識調査というところで、育児を支援する施策として何が重要ですかというふうにお聞きしたその回答が教育費の支援、軽減というふうに、67.9%でした。子育ての経済的負担の軽減はというところでは49.3%です。ですから、教育費に関わるところの負担が非常に大きいという状況になっているかなというふうに思っています。この点については、教育委員会としても押さえていらっしゃると思うのですけれども、その点どのように押さえていらっしゃるかお聞かせいただいてもいいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 具体的な数値については押さえておりませんが、今議員のおっしゃられたように、様々なところで教育に関わる保護者の皆様方からの負担額もあるものではないかなというふうには認識しております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あと、隠れ教育費というのを御存じでしょうか。こんなふう言うのだそうです、隠れ教育費。目に見えない、例えば生徒会費であったり、PTA会費であったり、ドリルの教材費であったり、いろいろあって、今でい

えばタブレットをそれぞれ個々人で持つようになると、おうちにそういう受信する設備がないところは新しくルーターを買わなければならない、そういったような目に見えない部分での隠れ教育費というのだそうです。これは非常に大きい。制服だとかランドセルもこの中に入るといふような言い方をされています。今最近各地で制服のリサイクルというか、昔でいうとお下がりみたいにして活用しているというところも聞いていますけれども、こういった部分での教育費の負担が非常に大きいというふうな状況であります。憲法26条では、義務教育はこれを無償にすると定められています。現在無料なのは、授業料と教科書だけかなというふうに思います。全ての子供たちの健やかな成長のために学校給食、これ重要なものでありまして、これを無償化にするということが求められますし、義務教育の完全無償化が必要だと思っております。その前に学校給食の無償化をというふうに考えているのですが、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員からもこの間学校給食の完全無償化については何度も御質問いただいているところでございます。私どもにおきましては、学校給食法によって経費の負担関係というものは明らかにされているところもございまして、ここを基本にこの間も行ってこさせていただいているところでございます。無償化にするのであれば、それぞれ何を目的にするかというところで、各自自治体が執り行っているというところも把握させていただいておりますし、十分他自治体の動向なども研究させていただいているところでございます。しかしながら、無償化に伴いますと、今回も何度もお話しさせてもらっていますけれども、大きな財源が伴うということがやっぱり一つ大きな課題となっています。ただ、今回につきましては、学校給食会のほうで値上げをということになりましたので、その部分につきましてはこの

状況踏まえて、市としてもその部分全額について支援させていただきたいということで、この定例会の初日に皆様方からも議決いただいて、来年度からはそのような支援も進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、そういった面でいくと総合計画の安心子育てプロジェクトの一つになる支援と我々のほうは考えておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 食材の値上げに対しての支援というところについては、私も否定するものではありません。ですが、基本的なところの学校給食費というところで支援はできないのかというふうにお尋ねをし、また求めているところがあります。学校給食法のことを先ほどの話の中でもされてきましたが、この間も学校給食法の中での保護者が負担する部分についての国会でのやり取りなども紹介させていただきながら、そこにこだわらないのだといった答弁も引き出しているということも御紹介させていただいたかなというふうに思っています。そこにこだわっていると前に進まないという状況の中で、今回コロナ禍の中での国の緊急の支援等の費用についても子供たちへの学校給食への支援をと、使っても構わないというようになったのかなというふうに私は捉えているところがあります。今学校給食の義務教育の部分でお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、家族があっても孤食、孤独の孤です。孤独の孤の食、それから1個、2個の個食、それから冷蔵庫の庫の庫食、こういう「こ食」が非常に広がって、冷蔵庫の庫食というのは冷蔵庫を開けて、出して、電子レンジでチンをして食べるというのだそうです。一人で食べる孤食というのは、これは私も学校で勉強させてもらったときに聞いた話だったのですけれども、こんなふうに「こ食」が広がっているという状況にあります。子供たちの毎日の食事の中で、給食が最も充実した食事である場合が少なくないと。そして、日本食が

世界にも今広く認知されていますけれども、日本食という、主食があって、副菜があって、汁があって、そういう決まった形のものが食べられない状況になっている。それを実感できるのが唯一給食というような子たちが少なくないというふうな状況であります。食生活が大きく変容していますし、また保護者の方々の働き方もいろいろ様々になっているので、なかなか家族がそろって食事というのは難しいのかもしれないです。ですが、そういった意味では学校給食は子供たちにとって今まで以上に大きな役割を負っていると言えるのではないかと考えています。突然ですが、教育長、どうでしょうか。お考えお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 学校給食に対します議員のお気持ちというのは、この間も何度か無償化について御質問いただいているので、私のほうも理解しているところでございます。学校給食につきましても、御承知のことかと思いますが、地域によって随分取組が違いまして、道内でもまだ全て完全給食を行っていない地域もございますし、全国的に見ますと例えば小学校でとどまっているところがあって、中学校はお弁当というところもございます。食に対する考え方というのは随分と地域によって違うのかなというふうに思っているところでございます。名寄市におきましてもこの間市民の皆様のお考えを受け止めながら給食センターも造り、そして名寄の地域の食材を生かしながら食の提供をし、さらにその費用につきましてもできるだけ保護者負担を減らすことを考えながら取り組んできているというふうに私のほうは承知しているところでございます。したがって、今回につきましても値上げ幅の分につきましても市のほうで負担をしていくということで考えて、取り組んでくださっておりますので、教育委員会としては大変ありがたく思っているところでございます。給食の無償化ということになります

と、やはり全て市の財政との関係になってくるものがございますから、市全体の中で考えていかなければなりませんので、今の市の財政を考えれば、給食費を無償化にするということもし教育委員会が提案すれば、その分ほかを削らなければならないと。そういう中での予算編成を考えていかなければならない状況もございます。したがって、できる限り保護者負担をかけないような工夫はしていくところでございますが、部長のほうから答弁しましたとおり、市全体の財政を考えていく中で子育て支援として今どこに重点をかけていくかということを議員の皆様方と議論しながら進めていくという中で、やはり優先順位、そういうものがあるかというふうに思いますので、この点につきましては限られた財源の中でどうしていくかということは今後も議会の皆様方と議論して進めていきたいと思っております。なお、部長からも答弁しましたが、今こども未来戦略方針ですとか、それからいわゆる国の骨太の方針とかでは学校給食の全国的な状況について課題を整理するというふうに申しておりますので、その動向を踏まえまして、私どものほうでもその動きによってではどうしていくかということは検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 子育て支援への優先順位がという教育長からのお話がありました。そのとおりだというふうには思うのですが、先ほどもお話ししましたように、重点プロジェクトの中で安心子育てプロジェクトを掲げている中では、これだけやってもらったといった実感がなかなか伝わってこないというのが私は正直なところかなというふうに思っているところであります。財源の問題もありますから、予算審査の中でまた議論もさせていただきたいなというふうには思いますけれども、子供たちにはやっぱり学び、成長する権

利があるわけです。子どもの権利条約の中でうたって、先日子供の権利条例をどうかしてほしいと。私も以前取り上げさせていただいたことがありましたけれども、子供には学び、成長する権利があると。その権利は、やっぱり大人社会全体で保障することが必要であります。やっぱり憲法が示した無償の義務教育、これを実施していくということに前向きに取り組んでいただくことを強く求めていきたいというふうに思います。

それからあと、保育士の問題であります。保育士の問題では、名寄大学の学生さんにアンケートを取られたというようなお話がありました。私もある方にちょっとお話をお聞かせいただきました。やっぱり処遇の問題が大きいのかなというふうに思っています。それで、どうしても旭川や札幌へ希望者が多くなるというか、旭川や札幌を選んでしまうというようなお話がありました。いろいろ策を練りながらというふうに言ったら言葉が悪いかもしれませんが、いろんな取組をしながら保育士さん確保のために取り組んでいるというのは受け止めながらも、しかしそれだけではやっぱり集まってこないということは足りないのだと私は思います。だから、さらにそういった方々が名寄に来ていただくと、名寄で働いていただくというふうなところに、今度の新しいあいあいのところでもこんなふうにしますよということPRしたいというふうなお話でしたけれども、私は積極的なPRといいますか、もっと充実した中身をとというふうにお聞きしながら思ったのですが、その点についてどうでしょうか。いかがお考えかお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） どうやって保育士を確保していくかというお話なのかなというふうに思うのですけれども、大学生のアンケートの中身で処遇改善、賃金が高いというようなことというのは実は2番目だったということ

先ほちょっと述べさせていただきましたけれども、実は一番大きいのは休みが取れることですか残業がないようなこと、職場の環境ということが意外と高かったというような結果が出ております。そういった部分も含めてPRをしていかなければいけないのだらうなというふうに思っております。新卒の保育士に限らず、潜在している保育士の掘り起こしも含めていろいろの間やってきたということですし、この後もやっていきたいというふうに思っているところです。少し御紹介させていただくと、実は先日自衛隊の駐屯地にちょっと出向かせていただいて、朝の朝礼で潜在保育士に、奥様方を含め潜在保育士いないかというようなお声かけをさせていただいて、実は1件お問合せがあったというような状況になってございます。また、ポスターやリーフレットといったものも公立のうちの保育士が自ら作って、こういった職場で一緒に働きませんかというようなことも作って、大学等に配付をさせていただいたりはしてございます。また、ひまわりらんどあたりに来ていただいているお子さんをお持ちの方ももしかすると保育士の資格持っていないかなということで、現場で声をかけさせてもいただいているところでもありますので、そういった部分も含めて対策は取っていきたいというふうには思っておりますけれども、議員がおっしゃられるとおり、処遇の改善というのも一つインセンティブということなのかちょっと分かりませんが、そういった部分も国の部分もあるかと思っておりますので、この後のこども大綱や何かでも少し処遇改善のことが盛り込まれるようなお話にもなっておりますので、そういった動向も見極めながら引き続きいろいろな方策を考えていきたいというふうには思っております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 御苦勞されているというのは伝わってまいりますけれども、保育所に預けたいけれども、預けられないで困っているとい

うお母さんの声も何人もからお聞きしている状況であります。名寄市内の経済を回すためにも早く働いてもらう方々も復帰してもらうことが求められるのだというふうに思うのですけれども、ただ全国的には待機児が減っているという中で、名寄は待機児が増えているといったところで、私はちょっと首をかしげているのですけれども、やっぱり経済的にも早く預けて、復帰をして働きたい、収入を得たいという方もいらっしゃると思います。そういった方々のためにもぜひ保育士さんの確保をお願いしたいなと思っております。非正規というところら辺も非常に私は多いのかなというふうに思っているのですが、この点の対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 非正規の保育士、公立保育所に限ってという形になるかもしれませんが、私どもとしては特別多いという形ではないかなというふうに思っております。ただ、一定採用計画に基づいて保育士のほうは採用はさせていただいているところでございますが、先ほどこども・高齢者支援室長からもありましたように、なかなか実は募集はしているのですが、応募に至らない、応募者が年々減少しているというような状況だとかがございまして、先ほどもありましたが、室長からもありましたけれども、実はリーフレットを手作りで作りまして、うちの保育所は子供を中心に子供の視点から保育を考えるということを保育所の目標として取り組まさせていただいて、昨年からは保育改革をしようと現場の職員の中からお話をいただきまして、公開保育だとか、あと大学の先生も入っていただいているワークショップ、あと研修も先ほどありましたアンケートの中でもありましたけれども、地域的なというところの部分で、恐らく都会に行くとか研修とか受けやすいとかという、研修ってやはり札幌や旭川であるということが道内だと多いと思っておりますので、なかなかそこに、もちろんそちらに研修に行っていた

だしている場合もございますけれども、保育士さんの場合女性の方も多うございまして、その中には子育てされている方もいますので、そうなってくると出かけるということがなかなか困難だという場合もございますので、例えばオンライン研修で地元で、名寄で日中保育から抜けて、一部仕事の中で落ち着いた環境で研修を受けられるというような形も取り組まさせていただく中で、また昨年、一昨年採用になった職員がどんなふうを考えているのかということもこのリーフレットの中に入れていただきながら進めさせていただいています。長期的な中身としてはそれでもいけるのですけれども、取りあえず短期的には、先ほども議員からありましたように、私どももまちづくり懇談会の中でなかなか預けられなくて大変だというお声を市民の皆様からもいただいております。そういったことございまして、自衛隊の駐屯地等々にも足を運ばさせていただいて、朝礼の中でお話をさせていただいたりだとか、一部職員の中にはあいあいができるというようなこともあって、当初の予定よりも少し早く育児も落ち着いてきたので、出てきてもいいよということで職員も実はこの間、12月からですか、出てきてくださっている職員もいます。当然保育士の中にも子育てされている方もいらっしゃるものですから、一定の休暇も取っていただきながら長く勤めていただくということが大事だというふうに思っていますが、議員がおっしゃるとおり、市の経済というか、市の事業所の中にも保育所に預けなければなかなか就業できないという方もいらっしゃるということも承知しておりますので、働く側と預けていただく側とのマッチングをうまくさせながら私たちとしても取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、非正規職員につきましても一定の処遇改善のほうは国の動向や、今回も条例の中で一部手当の改定とかもさせていただいてたかというふうに思いますが、それに倣った形では進めさせていただきたいというふうに思っておりますの

で、確保につけても議員からもお力添えいただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 取組に非常に積極的に取り組んでいただいている様子が今伝わってまいりました。これが市民にはなかなか伝わってなくて、さっぱり何もしてくれないといったところは口から出てくる言葉です。それから、こんなふうに取り組んでいるのだ、保育改革ですか、そんなことも取り組んでいるのだというのはやっぱり皆さんにお伝えしていくことも必要かなというふうに思いますし、また旭川や札幌で研修が受けやすい。名寄には名寄大学がありますから、大学の先生方の御協力を大いにお願ひして、やっぱり名寄で頑張ってもらいたいといったことをお伝えさせていただくことが必要かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなりましたので、高齢者の除排雪支援について伺いたいと思います。今回特に高齢者というふうにつけさせていただきました。自分も高齢になってきて、除排雪が本当に憂鬱、最初言いましたように、心身ともにです。気持ちも雪はねしなければといたらこういうふうになってしまいうるか、そういう状況であります。ですから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも書かれていました。高齢者の転出理由に除雪が挙げられていることから、除排雪の効率化を図りたいと、こんなふう書かれています。このとおりだなというのを実感しております。ですから、何とか除雪への支援をとというふうに思っているのです。11月の広報の中に、先日も御紹介ありましたけれども、「なよろの除雪」が入っていて、その中には細かく除雪の排雪ダンプ助成の中身であったり、また高齢者の除雪の助成、屋根の雪下ろし助成についても細かく書かれています。しかし、先ほども御答弁の中にもありましたように、収入の基準があるわけです。こうだとそれにちょっと入

らない、少し多い、そういった方々にとってはやっぱりどこにどうやってお願いしたらいいのかと。排雪ダンプばかりではなくて、毎日の除雪が大変なのです。窓の下にたまった雪をちょっとよけてもらいたい、それからベランダにたまった雪をよけてもらいたい、そういった細かい作業の中で助けてほしいというふうに思っている方が多いということなのです。そういったときに高齢者事業センターの皆さん方をお願いをしてやっていただいていたということが私の周りにはたくさんいらっしゃるわけです。そういった部分が、先ほど働いている人や利用されている方々への説明もというふうなお話がありましたけれども、そこがなくなった後どうしてくれるのかという、こんな言い方も失礼なのですけれども、高齢者にとってはどうしたらいいのだというふうな不安ばかりが広がっています。その点についてお考えお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 高齢者事業センター、事業団を御利用されていた方の今後の除雪の在り方というか、どうしたらいいかという御質問かなというふうに思うのですけれども、先ほど答弁でも少しお話しさせていただきましたけれども、基本的には高齢者事業団に頼まれているということになりますので、事業団のほうで対応していただくような形にはなるのかなというふうに思うのですけれども、名寄市としてはこういった除雪の高齢者のサービスはやってますよという部分での助成のお話はできるかというふうには思うのですけれども、高齢者事業団で除雪をいただいている方に次はこの事業者さんでどうですかみたいな話は少しできないかなというふうには思っています。高齢者事業センターのほうでも当然縮小なり廃止の方向にという検討をしていく中で、それでは今までの方々どうするのという話にはなるかと思っておりますので、そこら辺は事業

センターのほうと、行政に相談あるかと思っておりますので、一緒になって話をして、次の事業所を見つけるのか、こういった形ができますよという御提案をしていくのかちょっと分かりませんが、しっかりとその中でどの程度の雪下ろしをしていた、除雪の範囲をしていたということも話を聞きながら一緒に考えていければなというふうには思っております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） この保存版には、排雪ダンプ助成の指定業者の一覧があります。排雪はそんなにそんなに高齢者の中では、先ほども言ったように、小さな除雪、除雪が必要なのです。今地元新聞などには広告が入っていますけれども、やっぱりそういった除雪をされている業者さんの紹介といいますか、そういった部分もぜひしていただいて、次に困らないようにぜひ対応をお願いしたいなと、そのことを求めて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市の次代を担う人づくりについて外3件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 平成18年3月27日、人口2万5,991人の旧名寄市と5,221人の旧風連町が合併し、総人口3万1,212人の新名寄市が誕生して17年の歳月が流れました。この間新市計画や総合計画ののっとり様々な施策が展開されてきましたが、時代の趨勢などもあり、今年10月末人口は2万5,481人まで減少、ついに旧風連町の人口を上回る5,731人が名寄の地を離れた状況下にあります。加藤市長にとって迎える令和6年度は4期目の任期折り返しの年となるとともに、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画も仕上げに向かう年となります。今後とも名寄市が有する財産を生かし、市民の皆さんにとって住み続けられるまちの創造を期待込め一般質問させていただきますが、今年最後の一般質

問でありますので、意のある御答弁を心からお願いを申し上げます。

まず、次代を担う人づくりに関わってお伺いします。先ほど述べましたとおり、この17年間で旧風連町の町が1つなくなったことに匹敵するほどの人口減少となっています。当然自然減もありますが、中には優秀な人材の流出もあります。総合計画の基本理念の柱の一つである人づくりは、今後も発展し続ける名寄市のためには欠かせないものと考えますが、この人づくりについて総合計画後期基本計画でどう具現化されようとしているのかお伺いします。

一方、名寄市のこれまでの発展を支えてきた各町内会、各種団体において、役員などの高齢化や成り手不足、会員の減少が目立ち始めています。このままでは、数年先に組織の再編や活動の限界、その結果解散などに踏み切る団体も出かねません。改めて町内会や各種団体の現状に対する認識と今後の対応策についてお伺いします。

また、名寄市の発展のためには市職員力の向上も欠かせません。ところが、様々な事情があると思いますが、合併以降昨年度までの中途退職者は年平均7.06人、総計で120人に達しました。また、職員を対象に施行されている名寄市職員自主研究グループ道外視察研修助成金交付要綱の活用状況は施行年の平成29年の1件のみ、平成28年施行の名寄市職員自治研修活動推進要綱も1団体のみ、名寄市職員提案要綱に至っては施行初年度の平成22年に27件ありましたが、28年以降は30年に1件あったのみで、ここ4年間はゼロが続いている状況にあります。地方自治体を取り巻く厳しい環境を打ち破り、新たな時代に適応する職員の養成は急務であります。意欲あふれる職員、人材育成のためにこの3要綱の見直しが必要と考えますが、御見解をお伺いします。

次に、広聴の在り方についてお伺いします。まず、町内会連合会主催による今年度実施されたまちづくり懇談会の参加状況についてお伺いします。

参加する市民の少なさ、部次長会議における市長の御挨拶ではスリム化と表現されていますが、市民の皆さんの意見を広く聴取する広聴活動は、行政推進の根幹をなすものと考えます。現状をどう捉え、今後市としてどう対応されようとしているのかお伺いします。

また、今年度のパブリックコメントも市民からの意見提出が少ない状況にあります。条例に基づき対応された結果ではありますが、意見提出の状況をどう分析されているのか、また市民の意見提出が少ないということは理解が十分深まっているとお考えなのか、見解をお伺いします。

現在名寄市の機構から広聴という言葉が消えています。広聴については出前トーク、市民見学会を活動として位置づけていますが、第2次名寄市行財政推進基本計画の中では広報広聴機能の充実を掲げ、市民との意見交換や要望を取り入れる機会を充実しますとうたっています。行政推進のため、市民との協働のためには、広報広聴は欠かせないものです。もっと市民の意見や要望に耳を傾け、施策に反映させる手法の検討が必要ではないかと考えますが、御見解をお伺いします。

市は、これまで高度経済成長時に建設した各種公共施設の老朽化、人口減少に伴う施設規模、合併による施設統合などに検討を加えながら、様々な公共施設の増改築に取り組んでいます。また、今後においても図書館、東病院、名寄中、東中など大型事業に取り組む方針を掲げていますが、一方ではさきの中期財政計画で提示されたように、基金に依存する財政状況にあります。国は、国債及び地方債の発行残高、いわゆる国の借金が1,300兆円に肉薄している状況でありながら、2025年度のプライマリーバランスの黒字化を依然として目指しております。北海道の財政も依然として厳しい状況が続いています。このままでは、いつ地方をターゲットとした見直しが行われるかわかりません。将来が見通しづらい時代にあって掲げる課題解決と財政の兼ね合いについてどうお

考えなのか、改めて見解をお伺いします。

また、総合計画後期基本計画で、財政規律の見直しを実施していますが、改めて規律とは何を意味していたのか、今後の財政規律の在り方について見直しを含めて見解をお伺いします。

私は、高齢化が予想以上に進んでいる現状にあつて、総合計画などのアンケート調査ではハード施設を望む結果であることは理解しながらも、市民の皆さんが名寄に住み続けられるためには雪対策などの施策やソフト施策の充実が必要と考えますが、見解をお伺いします。

最後に、名寄市立大学の将来像についてお伺いします。旭川大学が市立大学に移行することで、これまで旭川市から名寄市立大学へ入学していた生徒数の影響はあると思います。一方、国家試験の合格率の高さなど、これまで積み重ねてきた強みもあります。私の4期目は市立大学の法人化の検討を公約としており、大きな組織改革を検討する時期だと思っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。これは、昨年7月1日に開催された町内会長と行政との懇談会意見交換において加藤市長が名寄市立大学についての質問に答えた答弁です。学長選挙の結果、新学長が新年度から着任となりますが、市長は1年延期見通しとなった大学院設置を含め、設置者として名寄市立大学の将来をどう見据え、対応されようとしているのか、まずお伺いします。

また、少子化社会の中にあつて、大学の発展を支えるためには新卒生徒のみならず、保護者や学校の進路担当者などの理解をより高める必要があると考えますが、類似大学との差別化を含め、今後どう取り組まれようとしているのかお伺いします。

私は、大学経営において設置者、教員陣、事務局の連携、さらには市民、学生、保護者など支える人への理解をより高めること、加えて大学院、独立行政法人化を目指す大学として事務局体制の見直しも必要と考えますが、見解をお伺いし、こ

の場からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 佐藤議員から大項目4点にわたり御質問いただきました。大項目4については私から、その他の項目については担当部長から答弁をさせます。

大項目4、名寄市立大学の将来像について、小項目1、市長公約の実現見通しについてお答えをいたします。まず初めに、大学院設置に係る検討についてであります。学内に野村学長を筆頭に部局長メンバーから構成をされました大学院設置検討会が中心となつて、令和7年度開設を目指し、検討を重ねてきました。近年大学院の設置に関しましては、大学院生の確保の見通し計画が重視をされております。このことから本学の大学院構想につきましても他大学と差別化を図るべく、道北地域に位置した本学の保健福祉学部の特色を生かした次代の地域医療、福祉を担い得る人材を育成するとともに、知の拠点として地域課題の解決に取り組んでいくための特色ある修士教育課程の編成に向けて議論を進めてまいりました。大学院構想の概要をまとめた時点で多くの大学が大学院設置申請に係る支援を委託をしております日本開発構想研究所に事前チェックをお願いをしたところ、本学独自の特色として検討を進めてきた教育課程は、保健福祉学の大学院として今の時代に合った構想ではあるが、研究分野が栄養、看護、福祉、保育の4分野で構成をされておまして、幅広い領域であることから、文部科学省での審査も複数の審査会が対象となる、さらには各領域ごとに修士論文の指導教員、いわゆるマル合教員の確保が必要となるため、かなりの人数のマル合教員が必要になるということが想定されるとの指摘を受けたところです。また、本学独自の4つの分野で構成をされた大学院構想では、文部科学省内の複数の審議会でも検討されるということで、多くの審査意見が出るということが想定をされ、この審査意見は文部科学省のホームページで公表されることに

なります。今まで公表された他大学院の設置に関する意見を見ますと、多くの是正改善事項が出されており、この是正改善事項については一定期間中に回答することができなかった場合は大学院設置について認可がされない状況となってしまいます。新たに大学院を設置をする場合は、文部科学省への申請の段階ではシンプルに研究科と専攻を整理し、2年後の大学院完成年次以降は年次計画で当初構想していた本学独自の大学院構想を構築をする、このことが大学院設置のハードルを低くするということができるので、これらの内容を考慮しながら再検討を行うことが必要との指摘もございました。このことから、大学院設置に係る検討については年次的に本学独自の大学院構想を確立するための内容を含め、再検討していくことといたしました。

続いて、市立大学の法人化の考え方についてお答えをいたします。公立大学法人は、大学の教育研究、人事、組織、予算執行などの運営上の権限が大学の裁量に委ねられ、行政の関与は健全運営を図るために最小限にとどめられます。一方で、運営全般が大学の裁量に委ねられることから、成果を厳格に求められる運営形態となります。このことから、市立大学の法人化の検討は本学の大学運営にとって大きな転換点となるとともに、急速な少子化によって大学間の学生確保に係る競争が年々厳しさを増すことは避けては通れない状況でありまして、強い危機感を持っていることから、必要であると考えております。様々な環境問題が表面化をし、さらには大都市への一極集中の弊害、DXなど社会全体が大きく変革をする昨今、こうした社会の動きは我々のような地方都市、地方大学にとってはチャンスにもなり得ると考えております。大学の持続可能な発展のために時代や社会、地域のニーズ、将来を見据えて、果敢なチャレンジが不可欠でございます。そのためにはより柔軟性と機動性のある意思決定と透明性の高い大学経営を行うための仕組みとして市立大学の法人化の

検討は急務であるという私の考えは変わっておりません。

次に、小項目の2、類似大学との差別化についてお答えをいたします。受験生が志願先の大学を選択をする際には、様々な観点から判断をし、決定をすることとなりますが、本学の教育内容、国家試験資格及び就職などのサポート体制、さらには多くの市民による温かい御支援など、本学の在学生が名寄市立大学の魅力として体感していることを少しでも受験生、さらには保護者などに伝えることが必要であると考えております。本学の魅力を実際に体感してもらうイベントとして、年3回実施をしておりますオープンキャンパスは絶好の機会であると考えておりまして、本学では他大学ではあまり実施をしていないプログラムとして、保護者に対し市内での生活環境や実習施設等を紹介をするバスツアーなどを受験生と区分をして実施をしております。オープンキャンパスでは受験生に同伴して多くの保護者も来学しております。その際、多くの保護者からの質問を受けておりますけれども、入学などに関する入り口情報よりも卒業後の出口情報に対して非常に関心が高いと担当者から聞いております。また、民間教育研究機関が行った大学生の保護者に関する調査においては、保護者に対して大学選択で重視したことに対する質問では子供が専攻したい学問分野があること、自宅から通えることなどのほかに卒業生の就職率が高いこと、専門的な知識、技能が身につくこと、将来役立つ資格が取れることなど大学卒業後の状況を大学選択の際に重視している結果も報告をされております。このことから、本学の出口情報に係る特徴の一つであります国家資格合格率の高さ、これを維持していくために各学科の担当教員が様々な工夫を凝らしながら積み重ねてきた取組をさらに充実をさせ、少人数教育の特色を生かすための目の行き届く国家試験サポート体制に取り組んでまいります。また、保護者に関する調査において、子供が専攻したい学問分野があるこ

とが保護者にとって大学選択に関して重要視されているということを考慮すると、今年度から実施することとなった看護学科における助産師課程の設置など学生のニーズを的確に把握をし、必要に応じた教育課程の編成に係る検討を常に行っていくことが重要であると考えております。

小項目3、事務局体制の在り方についてお答えをいたします。学生確保に係る大学間競争の激化や公立大学が果たす社会貢献への期待など大きな環境の変化を受け、教育サービスの向上や教育環境の改善に果たす大学教職員の役割が注目をされております。教育サービスの質的保証を保ち、優れた学生支援体制を図るためには教員が担う役割は重要であります。一方で事務局員が果たす役割が再認識をされておまして、他大学における大学認証評価結果でもスタッフディベロップメント、いわゆるSDに課題があると指摘を受けた大学は少なくありません。近年教育現場には社会環境の変化を受け複雑な問題が発生をし、外部から多様な要望が寄せられております。そのような諸課題を適切かつ速やかに処理する能力を備える大学職員の育成のためにも、事務局職員に対するSD研修の取組は不可欠であります。本学においても公立大学協会が実施をしておりますSD研修について計画的に事務局職員を参加をさせており、さらには学内においても管理職以下の事務局職員を中心に独自のSD研修を実施をしております。本学のように小規模大学では、限られた人的資源をいかに有効活用していくかを考えた場合、少数精鋭型の事務組織の編成が必然となってきます。これらのことを踏まえて、教育研究の質の向上には分野ごとの高度な専門職が今まで以上に求められ、また大学のマネジメントの強化など総合力のある専門人材が必要となってくることから、専任の大学職員の配置の検討も行っていく必要があると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目1の小項目1と2、大項目2の小項目1と3、大項目3の小項目3についてお答えいたします。

初めに、大項目1、名寄市の次代を担う人づくりについて、小項目1、名寄市総合計画に掲げる基本理念の一つ、人づくりとはについてお答えいたします。我が国では、類を見ない速さでの人口減少、超高齢化社会を迎えており、多くの地方においては若年人口の減少により地域経済の活力が失われ、人口流出が続いている状況です。本市においては、これらの人口減少に対応するため、名寄市総合計画に包含される名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを昨年度見直しを図り、取組を進めております。市政運営における最上位計画である名寄市総合計画（第2次）は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成され、令和8年度までの10年間を計画期間とし、基本計画と実施計画については社会情勢の変化に柔軟に対応する必要があることから、中期、後期計画で見直しを図ってきました。基本構想においては人づくり、暮らしづくり、元気づくりの3つの基本理念を掲げ、まちづくりを推進しており、人づくりについても目指すべき将来像の実現に向けて基本計画で示した分野ごとに事業を推進しており、議員協議会で説明しました名寄市総合計画（第2次）後期実施計画台帳のとおり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2、市内各種団体の現状認識と見直し及び今後の対応策についてお答えいたします。市内には地域に住む方々が親睦と交流を通じて様々な課題を協力して解決する組織である町内会やスポーツ団体、文化団体、サークルなど様々な組織があります。我が国では、少子高齢化が急速に進展したことにより平成20年をピークに総人口が減少に転じており、本市においても少子高齢化の進展、出生数の低下により人口減少の加速化がさらに危惧されているところですので。このような状

況の中、町内会をはじめとする地域を支える各団体の運営は、共働き世帯の増加、定年延長による役員の担い手不足から今後さらに難しくなっていくことが懸念されています。住みよいまちづくりを進め、地域の課題を解決していくために市職員も一市民として積極的にまちづくりに参加すべきであり、町内会については各種会議や新規採用職員の研修において加入及び活動への参加の呼びかけを行っております。町内会以外にも職員がスポーツ団体や文化団体などの役員を担っております。今後もまちづくりに関して市民の皆様が多様な活動に参加しながら相互の連携が図られるよう努めてまいります。

次に、大項目2、広聴の在り方について、小項目1、まちづくり懇談会の参加状況と今後の在り方、小項目3、広聴の必要性と今後について関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。まちづくり懇談会は、市政に関する身近な意見交換の場として毎年町内会連合会により開催されております。今年度は地域の意向もあり、名寄地区で2か所、智恵文地区で1か所、風連地区で1か所、合計4か所で開催して、98人の方に参加いただいております。このまちづくり懇談会は、直接市民と市長がまちづくりや地域の課題について意見交換を行い、いただいた御意見や御提言については市役所内部で周知と情報共有を行い、市政に反映できるよう努めており、住みよいまちづくりに反映することができる貴重な機会と認識しております。行政の広聴活動は、行政と市民との協働には欠かせないものであり、町内会連合会主催のまちづくり懇談会のほか、市民の皆様からは総合計画審議会や行政評価、各種委員会や団体の委員として専門的な見地から貴重な御意見、御要望をお聞かせいただき、市の施策に反映させていただいております。また、メールやラインなどのツールを活用したお問合せ、御意見、御要望をいただく機会も増え、各担当で現状確認を行い、迅速に回答させていただいているところであります。

特にラインによる広聴件数は、コロナワクチンや道路損傷、除排雪に関する事項が多く寄せられ、昨年12月からの1年間で4,532件と前年同比159件増と年々増加している状況であります。市民からの御意見等は直接対面する以外にも多様な手段を活用し、また今後はラインアンケートなど新たな手法での広聴等にも取り組みたいと考えているところです。

次に、大項目3、名寄市の課題と財政について、小項目3、行政懸案事項と市民要望についてお答えいたします。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の策定に当たり、より多くの市民の皆様の見解を取り入れるべく、令和3年度に市民アンケートを実施いたしました。アンケート結果では、公共施設の整備や充実を求める一方、ごみの処理、収集状況や前回に比べ満足度は向上したものの、除排雪の状況などについての御意見をいただいたところです。総合計画の具現化に向け、ハード事業については老朽化が進む公共施設が多い中、名寄市公共施設等総合管理計画や名寄市公共施設個別施設計画において定めた総延べ床面積13%削減に向け、維持補修、建て替え、除却を検討し、名寄市公共施設等再配置計画では老朽化により建て替えが示されている施設に加え、まちづくり施策に関する施設について計画的に整備を検討しております。ソフト事業においても毎年度実施しているローリングにおいて各担当ごとに課題の分析を行い、事業年次や事業費などについて協議を行っているほか、名寄市総合計画審議会でも各事業の行政評価について審議いただきながら進捗管理を行い、PDCAサイクルを回し、総合計画の具現化に取り組んでいるところです。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目1の小項目3、大項目2の小項目2、大項目3の小項目1と小項目2についてお答えします。

初めに、大項目1、名寄市の次代を担う人づく

りについて、小項目3、市職員を対象とした各種要綱の現状と見直しの必要性についてお答えします。本市では、職員の自主的な取組を推進するため名寄市職員自主調査研究グループ道外視察研修助成金交付要綱、名寄市職員自主研究活動推進要綱及び名寄市職員提案要綱を定めております。名寄市職員自主調査研究グループ道外視察研修助成金交付要綱は、地域における課題の解決策を調査研究することを目的に平成26年度に策定した規定で、職員間で自主的に結成したグループが道外の先進地に視察をするために要する経費に助成を行うこととしており、これまで平成29年度に道外に視察した1団体に対し助成を行いました。名寄市職員自主研究活動推進要綱は、職員の相互啓発意欲と市行政への参加意識を高めることを目的に平成18年度に策定した規定で、職員による自主的なグループ研究活動に助成を行うこととしており、これまで1団体の活動に対し助成を行いました。名寄市職員提案要綱は、職員の士気の高揚と活力ある組織づくりを進めるとともに、公共の利益向上と効率的、効果的な行政運営に資することを目的に平成22年度に策定した規定で、推進期間などを定めて、集中的に実施していた平成22年度から平成27年度にかけては年平均で16件ほどの提出がありましたが、随時受付に変更した平成28年度以降は平成30年度に提出された1件にとどまっております。いずれの事業も活用状況が減少傾向にあります。その要因としては、国、道からの権限移譲や多種多様化する市民ニーズ、専門化、複雑化する様々な施策、加えて急激な世代交代も含めて本来業務が業務過多になっていることが主な要因と考えております。ただし、このような状況ではありますが、令和4年度からは職員が自主的に取り組むグループでの活動としてDX推進事業に係るワーキンググループによる取組を行っております。DXに関わる課題は自らのスキルアップにつながるほか、業務改善にもつながることから、デジタルに精通した外部

人材を助言者に、若手職員を中心に精力的に活動しているところで、この間名寄市DX推進計画の策定やデジタル田園都市国家構想推進交付金並びにデジタル技術を活用した施策について企画提案につながるためのワークショップの開催や計画的かつ効果的な事業の推進に向けた取組を進めているところでもあります。効率的な行政運営を行っていく上で優秀な人材の確保や人材育成は急務であると考えておりますので、各種要綱の見直しも含めて様々な視点から効果的な手法を調査研究してまいります。

次に、大項目2、広聴の在り方について、小項目2、パブリックコメントの現状と市民理解についてお答えします。名寄市自治基本条例第5条では、まちづくりは市民の参加によって行われるもので、市は市政に関する企画立案、実施及び評価の各段階において市民参加を保障しなければならないものと規定しています。このことを踏まえ、本市においては市民が身近なまちづくりへ主体的に関わることのほか、市の施策や計画の立案に公募委員として関わること、懇談会等を開催するなど市民意見の把握に努めるとともに、市民参加を推進する手段の一つとして名寄市パブリックコメント手続条例を制定し、市政決定の過程に市民が参加することを保障しているところでもあります。パブリックコメント実施による意見の提出状況につきましては、制度開始の平成23年度から令和4年度までの平均で年当たり13件となっております。意見の提出がない案件も少なくない状況ですが、総合計画や中小企業振興条例など市民の関心が高い政策、制度に対しては意見を受けてきており、それぞれの施策に反映していることから、市民参加を目的とした制度としては一定の役割を果たしてきたものと考えております。今後におきましても、多くの市民が市政の企画立案等に関わることができるよう様々な場面において市民参加の機会の創出と提供に努めてまいります。

次に、大項目3、名寄市の課題と財政について、

小項目1、整備方針を打ち出す施策と財政見直しについてお答えします。先日の議員協議会において、名寄市総合計画（第2次）後期実施計画の見直しと裏づけとなる中期財政計画についてお示しをさせていただきました。当該実施計画見直しに当たっては、多くの事業において民間活力の活用や施策間連携、事業年次の再検討などを協議し、結果として事業費をお示しすることができず、さらに検討することとなった事業もあったものの、デジタル技術の活用、コロナに起因する市民生活の変化など現下の情勢、多様化する市民ニーズに対応した事業に取り組むこととし、老朽化が進む公共施設への対応のほか、コンビニエンスストアなどでの各種証明書の発行や妊婦等に対する経済的支援など、ソフト事業についても新たに登載いたしました。名寄市総合計画（第2次）に掲げた目標を達成するには、これらの事業展開が有効であるものと考えておりますが、これまで予算審議等様々な場面で説明してきたとおり、市民の安全、安心な暮らしを支えていくためには健全な財政運営の維持が不可欠であるものと認識しているところであります。今後におきましても毎年度の当該実施計画の見直しや各級の予算査定の場などにおいて財政状況を鑑みながら効果的、効率的な事業展開について議論していくこととしております。

次に、大項目3の小項目2、財政規律の在り方についてお答えします。財政規律は将来へ過度の負担を残さず、持続可能で健全な財政運営を維持していくために必要不可欠な基準として平成28年度に策定しましたが、昨年度名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の策定に併せて見直しを行いました。これは、財政規律遵守を優先するあまり今後想定される必要な施策を先送りしたり、事業を中止あるいは縮減することは行政サービスの低下につながり、地方公共団体としての責務を果たさないことになるばかりか、市内事業者の受注機会の減少や地域経済への影響など市民生活に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、

見直しを行ったものであります。ただし、この見直しは後期計画期間に想定される必要な施策を踏まえて行ったものであり、現状で本市が置かれている財政状況は厳しく、今後も基金に依存しながらの財政運営にならざるを得ないものと推測はしておりますが、当該計画期間中のさらなる見直しについては現在のところ考えておりません。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきました。壇上で述べたように、それぞれ課題と考えていたものについては一定程度見直しですとか今後の方針を示していただきましたので、一定理解をするものでありますけれども、さらなる議論を深めていきたいと思っております。

ちょっと順番が逆になりますけれども、まず大学についてであります。これは、昨年の決算委員会で市長に独法と大学院の話を、決意を聞きました。それに、大学院は残念ながらいろいろな事情もあって、再検討というふうになると思っておりますけれども、法人化についても急務であるという姿勢が示されましたので、それは理解をするものであります。ただ、私は今後の大学を考えたときに、一つはやっぱり保護者の皆さん、あるいは大学を支える皆さんへの理解というのは、これは市長も同様の意見だと思っておりますけれども、欠かせないものだと思います。そこで、1つ水間局長にお聞きします。大学後援会ニュース、今年は発行しましたか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学後援会のニュース、会報についてはまだ発行しておりませんが、現在、先ほども市長の答弁もありましたように、保護者の方から出口情報の部分が非常に関心が高いということがありますので、それも含めて今原稿作っておりますので、早急に発行したいということで考えております。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 去年の決算委員会、野村学長も出席いただいて、去年も1回しか発行していないと。そして、保護者から4万8,000円です、年間もらうの。しかも、名寄市の場合は寄附でも任意でもなくて、納付金ということで強制的に親から取って、使っているのです。その状況をしっかり保護者に知らせると、市長もおっしゃっていましたが、卒後の出口情報というのはやっぱり保護者は知りたいと。それも掲載してきたのは、やっぱり大学後援会ニュースが掲載してきたのです。そこまでなぜ言うかといったら私も2年間大学後援会長をやらせていただきましたので、そのときに大学後援会に、その当時は5万円でしたけれども、学生も少なかった。5万円親から年間取って、4年間で20万円いただいておりますけれども、余剰金が約3,000万円あったので、何に使うのだと聞いたらモニュメント作りたと言うから、それはふざけるなど。今いる学生の親から4万円、5万円取っておいて、モニュメント作りましたということになるのかいということではいろんな助成制度を検討していただいて、やってきたと。それでもやっぱりちゃんと後援会ニュースの中では大学、今でいえば大体4万8,000円ですから、年間3,840万円、800人とすれば、それをいただいているのです。それがどうやって使われて、どうやって学生に生かすのかということをお知らせするのは、これはまさに義務ではないですか、大学の。これから発行するといったって年明けにして、1回です。それは約束が違う。あのときいた学長は年2回出しますと、ちゃんと保護者の皆さんに言っていることを守りますと議会の場で、公の場で約束されたことを今まで何もしてこなくて、これから、今市長がおっしゃったから、それをに入れて早急に作り出すというのは、それは詭弁ではないですか。場当たりのではないですか。もっとやっぱり大学はどうしていくのか、保護者の皆さんの理解をどう深めるのか。結局それは外から来ている学生の皆さん

にとってもあの大学はいいよ、こうやって学生と地域が頑張っているのだよ、学生は頑張っているのだよ、あるいは最後の大学後援会ニュースの表紙、あるいは内容を飾ったのは議員と大学生と一緒に意見交換しているまちということで前面に押し出して、これは全国的にもないことですよというニュースで載せた話であります。そのことに重きが全く置かれなくて進んでいることに、理由が分からない。なぜ発行できなかったのですか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 発行の部分については、私どものほうの準備がちゃんときちっとできていなかったということで、大変申し訳なかったと思います。ただ、今現在後援会報の部分についての原稿は作っておりますけれども、今年度については2回発行させていただきたいということでは考えております。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） だから、何で今の段階になってこれから、もう年明けです。もう卒業していくのです、学生は。2月ぐらいなら休みに入って、卒業していくのです。1月に、年明けに2回も発行すると、それだから詭弁だと言うのです。これは、局長経験である渡辺総務部長、あるいは大学勤務ある橋本副市長にお伺いする。そんなことで本当にいいのですか。学生から、あるいは保護者から年間、旭川大学が1万円です。あるいは、ほかの大学も3万円取っているところもあるけれども、それは1回限り、入学時に取るだけ。うちは毎年取るのです。それをきちっとどうやって使っているかをお知らせするというのが私は責務だと思う。それをしないというのは私は、だから事務局の体制も含めて全般的にやっぱり見直したほうがいいのではないのですかと訴えているのですけれども、お二人はどういうふうにお考え。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 改めて今回の発行がまだできていないということについては、私の立場

からも深く反省し、おわび申し上げる次第です。基本的に名寄市立大学、公立大学ということがありますので、市民の皆さんに支えられている大学とともに、やはりそこに入ってくる学生、その保護者の皆さんの信頼の中で運営していくという大学がこれ基本原則でありますから、改めてこういった事態を招いたことにつきましては深く反省し、私のほうからも改めて指示をさせていただきたいと思っております。御指摘ありました大学事務局の体制、それから仕事の仕方については、今回の大学院構想、それから市長からありました法人化の検討ということもありますので、これ見直しが必要な段階に来ているのだろうなと思っております。先ほどの答弁の中では少数精鋭ということもありましたけれども、その前に大学事務職員、あるいは市の職員としてやるべきことは何なのか、これしっかり徹底してもう一度意識改革も含めてしなければならない課題だと思っておりますので、私ども早速大学事務局のほうと今後の展開について協議、そして次はどうするかということについて具体的な姿ができるまでちょっと入っていききたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 大学後援会、先ほども言いましたように、今は年間4万8,000円、昔は5万円でしたけれども、コロナ禍もあって、4万8,000円ということで新年度も募集しますけれども、年間3,840万円、しかも私が大学後援会長やっているときの余剰金は、さっきのように3,000万円、毎年のように信金への預託金がどんどん、どんどん出てくる。それをずっと、それでもお預かりしたお金だから、しっかりやっぱり収支は報告しようねというのがこの二、三年はしていないのです。収支報告していないのです、親に。どうしてかというと、総会がありますから、年1回。入学式の時総会やるのですけれども、それは新入生の親しか来ないのでけれども、そこで出しているからいいのですという言い

方をするけれども、ほかの3学年の親は全く分からないのです、何に使われているのか。そんな状況が続いて、本当に信頼される大学になっていくのかというもの、あるいは私がこれ以上言いたいことは多分市長も副市長も渡辺総務部長も分かっていると思いますけれども、教員に対してもやっぱりしっかり指導していかないと、本当に市民の皆さんから信頼損ねます、今のまんまでは。これから橋本副市長先頭に入っていかれるということでもありますので、全てにおいて基本に立ち返って、本当に、市長がおっしゃるように、やっぱり名寄市の財産としてふさわしい、学生一人一人が本当に頑張っています。これは市民との信頼関係を含めて構築されているし、一人一人が頑張っているのです、そこを支える教職員、あるいは体制が非常にやっぱり曖昧だとか、甘い。この場で、公の場で約束をしたことが僅か1年後、その年に、次の年に果たされないのです。そしたら、ここでやっていることは、皆さんが一生懸命言うことは、その場さえしのげばいいということと同じことなのです。私はそう思いますけれども、改めて副市長の決意をお伺いしたいと。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 先ほどお話ししたとおり、やはり信頼関係というものを損なう行為でありますから、これ本当に入っていかなければならない事案だと思っております。今後大学、本当に大きな節目を迎えるということですから、職員力の向上というよりもやっぱり基本に立ち返って、あるべき姿はどうかというのを改めて職員とディスカッションしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 大学については、これからの成り行きを少し注視させていただきたいと思っております。

次に、財政のことですけれども、渡辺部長、第2次名寄市行財政改革推進基本計画に掲げ

ている補助金の適正化、補助金については透明性、公益性、公平性を確保するため補助金適正化に向けた基準づくりを行うとともに、必要性や行政効果などを分析し、廃止、削減、終期の設定を進めるというふうにうたわれておりますけれども、この基準、つくられておりますか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 補助金の関係で御質問いただきました。自主財源ですとか、そういう財源の確保で補助金の適正な在り方というのが大事なことなのだろうと思います。今の段階で補助金のガイドラインですとか基準についてはまだつくっていないところでありますけれども、他市の事例なんかもありますので、参考にしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） そしたら、今段階の補助金なりいろんなものを見直しというのは、どの度量でやっているということになるのですか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 基本的に財政と行革の担当ですとか、その部分と、あと補助金につきましては昨年ですか、昨年、一昨年と2年がかりで補助金、負担金の洗い出しをしながらそれぞれこれが必要かどうかとか繰越金がどれぐらいあるかどうかとか、そういう予備調査みたいなのをしておりますので、基本的には全庁的に取り組んでいるということですので理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今新年度に向けた財政課長査定が行われていると思っておりますけれども、ここ財政課長も経験した橋本副市長にお聞きしますけれども、ちょっとニュアンスは違うかもしれませんが、先日ある市民団体からこういうお話を聞きました。そこにある担当者が来て、名寄市の財政は非常に厳しいので……それは後のほう

がいいか。財政課長査定のところはその団体に出して、委託事業をしていると。その委託事業が効果があるのかという話を財政課長が担当課に聞いたと。担当者がその団体に来て、効果があるのかと、そういう質問されたと。そしたら、その団体って、先ほども言ったように、団体というのは今高齢化といろんな意味で会員減を含めて委託事業もある意味ではやめたいけれども、市がどうしても委託をやってほしいという事業していて、ある意味では委託費用はもらっても手弁当で、一生懸命時間をつくって調査をしてやっているのが委託事業です。それを財政課長が効果があるのかという一言、これが先ほど言うように、基準やルールがあるのならこれに合致して、これは効果ありませんというのならまだ分かります。財政課長査定がそんな、私は財政課長そんなに偉いのかと思っておりますけれども、市民団体のいろんな実情なんかを顧みずに状況だけを見て、それこそ財政が厳しいの一言かもしれませんけれども、それだけを見て、委託事業に出しながら効果があるのかと平然と口に出すというのはいかがなものか。それこそ市民団体なり市民との連携なり、これを損ねる発言ではないかというふうに思いますけれども、こういうことは副市長はどういうふうにお感じになりますか。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今効果があるのかというフレーズだけですので、その意図するところはちょっとはかりかねますけれども、文字づらだけ考えますと、かなりこれは委託団体に対して失礼な発言だというふうに認識しております。先ほど総務部長のほうから補助金等のルールということがありましたけれども、効果測定の場合においてはきちんとそれが我々市役所ができない事業であるから委託して、そこで頑張ってもらっているという、そういう事業なのか、あるいは一緒になってやるべきものなのか、様々なカテゴリ一別により考えることが必要でありますので、その旨で

私の時代は補助金等の見直し等もやってきた経緯があると今思い出しております。基本的にどうということがあったのかは今つまびらかに把握できませんけれども、言葉の中身だけを捉えると、その団体の意向、あるいは団体の存在も考慮しない中で発言ではなかったかなと思いますので、改めてどういう文脈であったかについては私のほうも確認させていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 私も伝え聞いたものがありますので、ちょっとニュアンスは違うのかもしれないかもしれませんが、それを聞いたときは弱い者いじめをしているのかなというニュアンスはやっぱり感じ取らざるを得ないと。では、本当に行政内部でまだやれないことはないのと。財政がそれだけ厳しいのならやることいっぱいあるのではないの。例えば風連庁舎、1階には市長室、副市長室あります。立派な机、椅子、応接セットありますけれども、執務されますか。3階へ行くと会議室があります。物置です、今。3階には、監査事務局だけしかない。本当にあれが有効なのですか。それ市長は任期中に分庁方式は続けたいという意向は分かりますけれども、まだまだ行政内部でやっぱり整理するものがあるって、これ以上のことは市民にぜひ御協力をいただきたいというのなら私分かるのです。だけれども、逆にそういうところさえ切って行って、自分たちは自分たちで全く知らない顔というのはあり得ない。やっぱりお互いに流す血は流さなければいけないし、断つものは断たなければいけないと思うのですけれども、副市長はその辺どういうふうにお感じになりますか。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 行政内部での無駄ですとかコストですとか、あるいは業務効率化というものも追求しながら、我々はこういうスタンスでというのはやっぱりそこで見える話だと思います。そういうものがやはりないと市民の皆さん、ある

いは団体の中での御協力等も得られないというのはこれ当然のことですので、改めて、これから上部査定等もありますので、その辺も含めて査定に臨むようまた指示もしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） いずれにしても、合併から17年、当初からやっぱり緩やかな合併ということで急務、いろんなことは先延ばしというか、時間をかけて協議しましょうということでやってきました。ただ、18年を経過して、本当にあの合併がスケールメリットがどうだったのかという議論、もう一回やっぱり立ち返るべき時期に来ている。それだけ財政が厳しいというなら、そこを考えないで目先のことだけをやると、大きなことになっていくし、そこが市民の皆さんのもし意欲低下につながるのなら、やっぱりこれからの団体の存続、あるいはいろんな活動の阻害になっても困る、あるいは市民がもう名寄はいいねと出ていくことになっても困る。いろんなことを考えると、やっぱりきちんとやるべきことはやるというのが基本だと思います。

それと、もう一つは、さきの東川議員の質問に渡辺総務部長は1業務1人の出張と言うけれども、そこはまさにケース・バイ・ケースでやるべきだ。今年は全国監査委員の総会等研修会というのが秋田であって、行ってきましたけれども、1人ですからと。1人で行ってきます。ところが、分科会は3つあるのです。それぞれ3つ課題を持って協議するけれども、3人行けというわけではないですけれども、そういうことでさえ1人で行って、残り2つの分科会で何を話したかというのは全く分からない。では、本当にこれから行政監査を含めて、いろんなものを含めて業務推進し、あるいはきちんとやっていくためにはやっぱり研修は必要。これは、職員も同じだと思うのです。必要に応じて、1任務に1人ではなくて、1任務3人で行って、それが次の研究グループに発展すれば、それはそれで名寄市にとってはいいことだと思います。

ますので、枠にはめようとせず、やっぱりケース・バイ・ケースとかいろいろな状況を見据えていかないと、本当に職員の中途退職者というのはこれからも増えていく。この17年で120人です、辞めた方が。しかも、皆さん公務員で、これから名寄市のために、市民のために奉仕しよう、一生懸命名寄市のまちづくりに尽力しようと思って市役所の門をたたいて、途中でいろいろな事情あるでしょう。それは悪い事情、いい事情あるのかもしれないですけども、120人がやっぱり途中で辞めていってしまうという現状は私は職員も、あるいは市民も、風連の一つの町がなくなるぐらい人口が減っていているという状況というのは本当に危機的なものだと思います。改めてそういう状況、全ての状況含めて最後に市長からお話いただければありがたい。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 様々な高所大所からの御提言をいただきました。しっかり受け止めて、やるべきことはしっかりやっていくと。あわせて、全国的に人口が減少している、その中で我々の自治体もどうしてもV字回復で人口が増加するということは考えにくい時代に入ってきている中で、今財政的なものも含めて、やはり相当そろそろ思い切ったメリハリをつけていくということやっていかなければならないのかなというふうにも思います。ある意味では、いろんなことをやめていくという選択肢も出てくるのかもしれませんが。その中でそうはいつでも市民の皆さんに不便を感じさせない創意や工夫、あるいはしっかりと市民の皆さんに御説明をさせていただきながら、共に理解をお互い進めながら協働のまちづくりを推進していくということが肝要だというふうに思います。これからもやはり市民の皆さんとの対話を大事にしながらやるべきことをしっかりとやっていきたいというふうに、総括になったか分かりませけれども、頑張ります。よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第24号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

智恵文小中学校整備事業（建築主体工事）については、令和4年7月22日に大野組・近藤組特定建設工事共同企業体と3億9,677万円で工事請負契約を締結をし、現在施工中であります。本件は、既存校舎及び体育館の屋根や外壁下地においてさびやひび割れの補修の施工範囲の増加に伴う数量増加などにより契約金額を変更する必要が生じたため、当初の契約金額に664万4,000円を加えて、4億341万4,000円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 工事請負契約に関わって1点確認をさせていただきたいというふうに思います。

有機溶剤の使用に対する確認はされているかと

いうふうに思うのですが、先日工事中の智恵文小中学校を視察させていただいた折に臭いが非常に強烈でありました。シックハウス症候群というようなこともありますので、対応はどうなのか伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時04分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 現場での有機溶剤の関係ですとか、そのことにつきまして、工事中はもちろん換気に留意をしてということで施工してございますし、工事の完了後にはVOC、ホルムアルデヒド関係の確認、現地での試験確認を行って、大丈夫だということで使用しているということで、若干臭いはしていたかもしれないのですが、そういう部分で問題ないということで判断をしているということです。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 若干臭いがしていたという状況ではありませんでした。これ視察したとき11月17日だったので、私もマスクした形の中でかなりの臭いがして、言ってみればちょっと気分が悪くなるような、頭が痛くなるような、そういったぐらいの臭いがしていて、ちょっと気になりました。働いている方たちはもちろんのことなのですが、事学校ですから、児童生徒、そして先生たちへの影響についても非常に懸念されるところかなというふうに思っているところでした。そういった部分での児童生徒、また先生たちの状況なんかも把握されているでしょうか。お聞きします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 工事中につきましては、確かに騒音の関係もございまして、そういった今議員のほうからお話あった臭い関係もある

かと思います。万が一学校運営、学校経営というか、学校の授業中も含めて何かそういったところで大きな課題、問題があれば速やかにこちらでもいいですし、もちろん建設サイドのほうでもいいですし、工事している業者さんでも構いませんのでということで御連絡のほうの体制は整わせていただいておりますので、そういった体制を整えながら工事のほうは施工させていただいているというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 事健康被害といいますか、聞くところによりますと、旭川市役所の建設のところでもこの有機溶剤の関係でお仕事をされている方々が体調を崩されたというふうにお聞きをしています。そういったことが、児童生徒、また先生たちに同じようなことがあってはならないというふうに思いますので、徹底していただきたい、そのことを強く求めたいと思います。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第25号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第8

号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 令和5年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、住民税非課税世帯を対象とした給付金の支給に係る経費を補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ2億8,470万円を追加し、予算総額を253億8,974万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款民生費におきまして社会福祉総務費2億8,470万円の追加は、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付金支給に係る経費を追加をしようとするものでありまして、財源につきましては16款国庫支出金にて同額を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） すみません。若干質問をさせていただきます。

昨日の引き続きになりますけれども、まず今回は物価高騰に伴う住民税非課税世帯の給付事業ということで約7万円が支給される模様であります。今までは非課税世帯といっても住民税も所得税も共々非課税でなければいただけなかった部分もたくさんあったのですけれども、今回住民税の均等割に入ってもいただけるようになりました。今までの非課税の人数、またそして今回住民税の均等割でどれぐらいの方々が7万円の受給ができるのかちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

次に、全国で約500万人ぐらいの方々が増えると言っていますので、名寄でも大分増えるのかなというふうに思っていますので、よろしく願います。

また、今回重点支援金の部分なのですけれども、名寄には低所得者世帯支援枠ということで1億9,575万円、そして推奨事業メニューということで8,933万7,000円来る予定であります。その中で今回2億5,000万円が計上されました。その中で推奨事業メニューの部分であります。これエネルギーだとか食料品価格の物価高騰に伴う、低所得者は1番目として電気、ガス、エネルギー、食料、そして子育て世代は学校給食、子ども食堂、そして3番目の生活者支援は食品、エネルギー等々ということ言われています。4番目、省エネ家電の買換え等々の生活支援対象ということで、省エネのエアコンとか給湯器を言われております。名寄としても前は1億数千万円来て、灯油代だとかという部分が入れたと思うのですけれども、今回8,900万円ということで若干でなく相当私としては少なかったなというふうに思うのですけれども、この部分の名寄市としての考え方をちょっとお聞かせをいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私のほうから現行行っております、住民税非課税世帯等の7月から行っております3万円の給付金と、あと市で、道が1万2,000円、あと市が1万8,000円で、住民税非課税なのですけれども、所得税均等割の世帯の方々に1万8,000円をお出ししている状況について御説明したいと思います。

3万円につきましては、12月14日現在になります。3,280件の方々に支給を行っておりまして、確認書をお送りさせていただいた件数のうちから申請いただいている方々について81.9%の方々になっております。

続きまして、所得税均等割の方々の1万8,000円の支給を行っている世帯の方々ににつきましては710件の方々にお送りさせていただいておりまして、確認書をお出ししていただいて、申請

いただいている割合にしますと77.6%というふうになっております。参考までに広報等で御案内を2回させていただいておまして、当初7月と、その間また置きまして、10月に御案内はさせていただいておまして、一応12月28日を締切りということで現在進行させていただいているところでございます。今回の7万円につきましては、あくまでも所得税非課税の方になりますので、議員から御質問ありました均等割の方々については、昨日新聞報道で私どもも把握はさせていただいてございますけれども、内閣府等からこれの内容についてまだ周知はしておりませんので、周知がありましたら、また速やかに対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 物価高騰の対応、重点支援の交付金の関係の推奨事業メニューですか、先ほど7万円の低所得者世帯支援枠と、今回補正で出ている分ですけれども、それにプラスして推奨事業メニュー8,933万7,000円名寄市のほうに交付ということで通知があったということでございます。一般質問の答弁でもお答えさせていただいたのですけれども、この通知が来たのが定例会の初日、11月29日でしたか、その部分ありまして、その後速やかに庁議等でこういう部分で交付金が来たぞという部分と、先ほど高橋議員がおっしゃっていました推奨事業のメニューとして生活者支援枠で例として4本、そして事業者支援としても4本出ておまして、それを踏まえて各部局でこの使い道について事業を考えるようにという形で市長のほうから指示がありましたので、今鋭意それに取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。この低所得者重点支援地方交付金のうち

の低所得者世帯は何世帯なのか、それをちょっとお知らせいただきたいのと、毎回私も言いますけれども、非課税世帯、非課税世帯といっても、先ほど部長が言ったように、均等割がぶつかる場所があって、当たらない部分、かわいそうな部分がたくさん出ていました。今回の部分では、その部分を解消するというでグレーゾーン世帯、所得税非課税世帯だけれども、住民税を払っている、均等割も低所得割に入りますよということで私のほうには来てはいるのだけれども、まだそちらのほうは来ていないという部分なのかちょっとお知らせをいただきたいと思ひます。

また、先ほど推奨事業メニューのエネルギー、食料品価格高騰の物価高騰対策に伴う4つのメニューのうち1番目の低所得者と生活者支援の部分になりますけれども、この配付がプレミアム商品券なのか、マイナポイントなのかという、それでもいいよという指定があるのかという部分で何か書いてあったような感じがしたのです。それで、もしマイナポイントや何かで渡すのであれば、やっぱり地域通貨のYorocaを使って、地域にお金が還元するような形でしっかりつくり上げたほうがいいのかなという部分で書いてあった部分を読ませていただいたのですけれども、その辺の配付方法、そしてこの7万円、いつぐらいから何とか市民の皆様にお渡しできるのかをちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま私のほうから、物価高騰の非課税の7万円の部分の給付の仕方についてと現在どの程度の世帯数を予定しているのかという御質問だったというふうに思ひますので、お答えさせていただきたいと思ひます。

今回の非課税世帯の1世帯当たりの内容につきましては、3万円給付している事業の追加支援ということになりますけれども、7万円の給付条件として、前回の3万円のときは税法上の被扶養者のみの世帯を給付対象者としないうことで変

更しているということで、今回内閣府から通知を受けているところでございます。いわゆる大学生とかで親の扶養を受けている方、前回3万円の場合は、前回というか、今の3万円は対象になっているのですけれども、7万円については対象になっていないよということで内閣府から通知を受けているところでございます。現在基幹システムの改修だとか諸手続を経ての給付になりますけれども、一応令和6年1月号の広報なよろのほうに7万円の給付の内容について市民の皆様にもお知らせするように現在準備を進めているところでございますけれども、一応3万円の給付を受けた方々のうち7万円の要件を満たすことが本市において確認できる方々につきましては、今回はプッシュ型での給付を予定しているところでございます。また、要件を満たすことが確認できない方々につきましては3万円のとおりと同じように確認書を送らせていただいて、申請をしていただくという形を取らせていただこうと思っておりますので、プッシュ型の通知を受けた方々については、基本的に申請不要でございまして、その中で、オプトアウトというそうなのですけれども、その対応で2週間程度お断りをする期間を置いて、お返事がない方々については振込させていただくということになりますので、お断りされるとか口座を替えるとかという場合については御連絡をいただくという対応を取らせていただこうというふうに思っております。現在プッシュ型の方々については大体3,500世帯、それ以外の方々については500世帯程度で、予算としては4,000世帯の予算を持たせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほど推奨事業メニューの関係でプレミアム商品券ですとか、議員のほうからそのようなお話ありましたけれども、国から通知があった部分でありますと、生活者支援の③というところがありまして、③、消費下支え

等を通じた生活者支援で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して、消費を下支えする取組という部分の記載がありまして、今やっている地域通貨のYorocaのほうもそういう部分なのかなと思います。ただ、Yorocaも始まったばかりで、そこまでの運用が今可能かどうかも含めて事業実施主体ですとか、そういう部分と話をしている部分でありますし、今後2月、3月にまた何か報道等によると子育て世帯の5万円だとか、あと均等割課税でしたっけ、均等割課税の方に10万円だとかという話も出ていますので、そういうところ、これから今後もまたそういうのも出てくるかもしれないので、そういうYorocaの活用なんかも当然視野に入れながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。最後に5万円を言おうと思ったのですけれども、渡辺部長から言われてしまいまして、ぜひ早めにスタートを切っていただきたいと。本当に皆さん正月を迎え、大変な生活をされている方がたくさんおられますので、極力早めに納付していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりましたが、令和6年3月31日付で上面静枝氏が退任されることから、後任者の推薦依頼がございました。

本件は、新たな候補者として早坂由起子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第26号 名寄市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議案第26号 名寄

市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本年3月1日、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、議員個人による地方公共団体に対する請負に関する規制が緩和され、1会計年度につき300万円以下であれば請負をすることが可能となりました。本件は、名寄市議会議員と名寄市との間における請負の状況を公表することなどにより請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正と事務執行の適正を図るため、本条例を制定しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第26号は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 意見書案第1号 高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 報告第3号 例月出納検査報告についてを議題といたします。
本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東川孝義委員長。

○総務文教常任委員長（東川孝義議員） 総務文教常任委員会の行政視察について報告させていただきます。

当委員会では、複合施設の在り方を調査研究のテーマとして、10月10日から13日までの4日間、香川県善通寺市、丸亀市、観音寺市、広島県呉市の4か所の行政視察に行ってきました。善

通寺市では、名寄市での公共施設再配置に伴う複合施設の検討に併せて、市庁舎複合施設としての図書館整備事業の取組について視察をしてまいりました。善通寺市の市街地は、市の中央部を総本山善通寺からの広がりを持って形成をされており、中心部には陸上自衛隊善通寺駐屯地、独立行政法人国立病院機構、大学などの公共機関が多く立地し、独特な市街地を構成しておりました。市庁舎と図書館の複合施設整備事業の目的は、まちの活力創出の基本方針として図書館を中枢拠点区域内での移設または改修を検討し、公共施設の機能を複合化させることにより多様な市民の利用を誘発し、時間、曜日の変化による流動性のある活用を目的として、併せて複合化によるコスト削減も考慮したとのことであります。新図書館のコンセプトは、本と出会い、人がつながり、夢を育む図書館として指定管理者により運営されており、民間事業者が持つノウハウの有効活用により香川大学並びに善通寺市との連携事業、館内にはカフェスペースや講演会やお話会など様々な事業が展開がされております。高齢者や家族連れが多くなり、持続的にぎわいを生み出すことができたとのことで、本市における公共施設の再配置においてもどのような複合施設が適しているのか、将来を見据えた中で十分な検討を行い、本市に適した公共施設の再配置を研究する上で大変参考となりました。

丸亀市では、当市の公共施設の老朽化に伴う再編に併せて、市民会館整備事業について視察を行いました。市民会館整備事業を検討するに当たり、（仮称）みんなの劇場整備基本構想で掲げた3つの基本理念、1つ、豊かな人間性を育む、2つ、誰一人孤立させない、3つ、切れ目ない支え合いの理念に基づき丸亀城のある景観を損なうことなく、市民のために使ってもらふ施設として市民との車座集会や整備意見交換会を実施し、市民から要望のあった劇場内の和室についても多様な用途を確認しながら設置をするとのことです。計画か

ら整備に至る経過の中で強調されていたのは、劇場をどうするかより劇場でまちをどうするかということでありました。文化、芸術が持つ力で福祉、医療、教育をはじめ様々な分野の課題を横串で刺すことにより、切れ目ない支え合いができる社会を形成する役割を担うと言われておりました。当市の公共施設の建て替えにおいても、このまちをどうするのか、市民にとって何が必要なのか、市民のために使ってもらえる施設なのか、また医療、福祉、教育など様々な分野からの視点が欠かせないことを改めて学んだ視察でありました。

観音寺市では、名寄市でのAI活用型オンデマンドバスが運行されるのに先立ち、地域交通を担う乗合バス事業がどのように展開されているのか視察を行いました。観音寺市での乗合バス事業が開始されたのは、民間のバス路線が廃止されたことによりジャンボタクシーの運行を開始したのがスタートであります。その後、市町村の合併に伴い今までの流れを継承し、5路線のうち2路線はバス会社の運行委託、残りの3路線は観音寺市のシルバー人材センターが運行を担っております。現行の5路線のうち1路線が1日7便、4路線が1日4便の運行であり、出発地から到着地まで運行した後、逆方向への折り返しとなっており、実際には倍の便数があると思われれます。また、利用方法はフリー乗降制を取っているため、原則として手を挙げればどこでも乗車できますが、手を挙げたのにバスが止まらなかったという苦情やバス停以外のところで急停車するため、後ろから来る車に迷惑をかけるといった問題も発生しているとのこと。今後は、予約制のオンデマンドバスの運行を視野に入れているとのこと、現在名寄市で取り組んでいるAI活用型オンデマンドバスは先進的な運行方法であるとの理解をいたしました。

広島県呉市では、リノベーションまちづくり事業の取組について、今あるもの、遊休不動産、公共空間を新しい方法で再生、活用して、それを核

にまちを連鎖的に変えるため、リノベーションスクールを開催して、まちづくりのプレイヤーを育成するとともに、エリアの将来ビジョンを策定する視察を行いました。呉市の商店街の特徴として、売上げ、通行量は平成初頭がピークで、買物の市外流出、増え続ける空き店舗、空き地が多くなりましたが、それでも固定資産税の稼ぎ頭であり、新規創業の場として強い店を誘致するための施策として、来てくれ店舗公募募集に取り組んでおりました。具体的には、半径200から300メートルの小さなエリアを集中的に取り組み、周辺に波及させながら変えていくリノベーションまちづくりを進めてきたとのこと。まちづくり事業の構想とポイントとなる施策では、複線的な取組、民間と行政の役割を明確にして、企業版リノベーションスクールをつくり、市民の人材発掘と育成に取り組んでおりました。市街地再生リノベーションのまちづくりの担当者の熱意に感動したと同時に、不動産業者の前向きな姿勢も見習わなければと感じたところでもあります。名寄市も中心市街地活性化のためには不動産業者などとの議論を深め、ある程度の期間と資金は確保しつつ、市民や行政との話し合いを持ちながら夢のあるまちづくりに取り組んでいかなければと感じたところでもあります。総務文教常任委員会のテーマであります複合施設の在り方を含めて所管する事項について今回の先進地視察は得ることが多くあり、今後の名寄市の施策について提言を行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、議長に提出をしておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で総務文教常任委員会の視察報告といたします。

○議長（山田典幸議員） 続いて、市民福祉常任委員会、高橋伸典委員長。

○市民福祉常任委員長（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、市民福祉常任委員会行政視察の報告をさせていただきます。

10月23日、24日まで2日間、中国地方4自治体、子供、子育て支援施策、高齢者施策、空き地対策中心に5項目の調査を行ってまいりました。兵庫県相生市では、子育て応援施策、11の鍵について視察しました。相生市は、子育て施策の全国的なトップランナーであり、特徴的な子育て応援施策を11の鍵と位置づけ、展開していました。平成17年には財政が逼迫し、健全化による27億6,000万円の効果を発揮しました。その経験から移住、定住促進を中長期的な戦略に位置づけ、その一環として子供、子育て施策を重点化すべく子育て応援都市宣言を行い、子育て世代の移住、定住に向け取り組んでいます。結婚から住宅取得、妊娠、出産に向けた施策や18歳まで医療費と給食費の無償化をすることで広く若者と子育て世代の需要に対応した施策を展開しており、近隣都市から移住者呼び込むことに成功、過去3回社会増の経験をするなど成果を現しています。同市のPR動画として制作した短編アニメでの紹介や大企業向け移住案内など若者に的を絞った施策が特徴的で、事業の選択と集中、効果的な活用に向けた取組は大いに参考になりました。

岡山県瀬戸内市では、すくすくチャイルドサポート事業についてを視察しました。こども家庭庁の子供真ん中に賛同し、こどもまんなか応援サポーター宣言を行っており、子供、子育てに関する13種類の施策群を子育て楽しむなら瀬戸内と銘打って展開しています。同事業の一つである育児用ミルクと紙おむつ用品など育児用品に係る費用の一部を助成するチケットを発行する事業は、約98%の利用率を誇る需要に適合した施策であり、今後増額や適用拡大に向け検討を進めているそうであります。また、不妊治療の助成や母子手帳アプリの活用、医療費の無料化に取り組むほか、特徴的な施策として外遊びを支援する移動遊び場、プレーカーを実施しています。公園の遊具が少ない事情を持つ地域、遊び場の少ない子育ての連携から発案された一つで、地域に出向いて子供の遊

び場を提供している事業です。要請された場所や状況に合わせて遊び道具を車両に搭載し、大人も子供と一緒に外遊びを楽しむことができます。また、子供だけではなく、地域の老人会への出動など幅広い対応が特徴的な事業となっており、年間200回以上の出動でおよそ5,000人が参加する実績を誇っています。子供を中心に添えたPRも特徴で、パンフレットも子供が手に取りやすい工夫がされているなど子供真ん中が徹底されており、本市での子供、子育て支援を網羅的に紹介する手段や地域の実情に即した柔軟な事業展開、庁内を横断した会議によって決定される体制づくりなど課題であることを認識しました。

岡山県矢掛町では、空き家対策と古民家再生、認知症見守り事業について視察しました。江戸時代の町並みが残る歴史と文化の町ではありますが、近年空き家、空き地の増加とともに寄附や売却の問合せが増えたことを受け、町並みの景観保持とにぎわいの創出が課題となりました。そのため、社会資本整備総合交付金、空き家再生等推進交付金と過疎対策事業債を活用した事業を展開しています。空き家の改修等を伴う移住や新規創業への補助のほか、古民家の再生に向けた支援を行うことで、古民家の特徴を生かした温泉、宿泊施設が整備されたことや近年誕生した道の駅では物販を行わず、展示を主体として観光を誘導する仕組みが採用されるなど、特徴ある旧宿場町、矢掛町として再整備されていました。空き家、古民家の再生と経済活性化の両立を狙える着目点に敬服するばかりか、その実施に当たり構成されている特定空き家認定に向けた空き家対策協議会として市長、弁護士、行政書士、建築士、関係部長、議長、関係常任委員会委員長などがメンバーとして構成されていることで、横断的かつ柔軟な対応を可能にしており、実績を残していることなど学ぶことができました。名寄においても中心市街地の活性化や景観の維持は大きな課題であり、大いに参考になる事例であります。また、認知症見守り事業に

については、小型GPS装置を靴に装着し、徘徊を未然に防ぐべく必要物品に対する補助を行う事業であります。散歩に出かけた高齢者の発見につながった実績はあるものの、高額な購入費用や靴の履き間違い等の課題があることから、新たな手法を検討しているそうであります。名寄においても高齢者とともに認知症患者の増加は大きな地域課題であり、安心して暮らし続ける名寄市づくりのため名寄市全体で見守りに関して考える必要があると感じました。

広島県尾道市では、遊休不動産再生による景観維持、空き家バンク事業について視察を行いました。尾道市では、これまで尾道市空家等対策計画を策定し、危険性の高い空き家の除去や空き家バンク制度の充実などを進めてきていました。一定の成果はあったものの、空き家等総数は増加傾向にあることや歴史的な建物が多く残されていることから、景観にも配慮した空き家の対策が求められていることなど課題が多く見られました。このことから、歴史的風致維持向上計画を策定、尾道市独自の歴史、伝統を生かしたまちづくりを進めています。空き家の活用に対する補助制度では、空き家バンク登録物件に移住するための改修や空き家家財道具等処理支援事業、中古住宅を購入または改修して定住する子育て世帯と若者夫婦世帯への費用の2分の1を補助する子育て世帯等中古住宅取得支援事業と住宅金融支援機構の金利が安いフラット35と連携した取組も進められていました。また、国の交付金2分の1で特定空家等及び不良空き家除去補助事業を行い、平成30年に特定空家として認定された43件中31件が解体されました。尾道市は古い歴史を持ち、文化や映画の舞台となっている、戦火を免れたことのある名所旧跡が数多く残されています。それだけに市の景観に対する思い入れや懸命さは明治以降に開拓された土地に住む私たちには想像を超えるものであると感じました。空き家問題について他の都市同様に年々深刻さを増していますが、行政と市

民とが一体となって尾道市の景観を守るという覚悟があり、そのため公費支出には寛容であるのではないかというような推察をしました。本市において空き家バンクの活用に向け改修、家財道具等処分事業や子育て世帯等中古住宅取得支援事業、特定空家等及び不良空き家の除去に係る補助事業をはじめ、国の交付金を活用した事業を推進すべく空き家対策協議会の設置をお願い申し上げます。

今回の視察を通じ、名寄が直面している人口減少、とりわけ子育て世代の減少は今後大きな問題となるであろうと強く危機感を抱いたところであります。対策としては、子供、子育て世代への直接的な支援のほか、移住環境の維持、向上を図るためにも市街地の空き家問題は可及的速やかに解決すべき課題であると認識を新たにしたところであり、将来にわたり住み続けられるまちづくりを目指し、さらに市民福祉の向上に向け、私たち市民福祉常任委員会は一丸となって取り組む所存でございます。

以上をもって市民福祉常任委員会の行政視察の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 続いて、経済建設常任委員会、山崎真由美委員長。

○経済建設常任委員長（山崎真由美議員） 令和5年度経済建設常任委員会の行政視察について御報告申し上げます。

当委員会では、10月29日から11月1日までの4日間、静岡県浜松市、愛知県豊橋市、静岡県掛川市にて行政視察を行いました。浜松市では、京丸園株式会社にて浜松市産業部農業水産課企画調整グループ担当者も御同席をいただき、ユニバーサル農業による労働力確保の取組について視察を行いました。農福連携によるユニバーサル農業の考え方としては、福祉ではなく農業経営の視点からの取組を優先しており、経営資源として福祉の力、障がい者の力を活用しているとの基本的な考え方について説明を受けました。農業サイドの

人手不足及び福祉サイドの働き場所不足に対する課題について、農業経営者側からのアプローチによって解決してきた経緯の中で、障がい者が働きやすい職場は健常者を含め全員が働きやすい職場であること、従業員の年齢構成の幅が広いと人材の新陳代謝が期待できることなど、そのメリットについて改めて認識することができました。現在は農福連携事業を展開するCTCひなり、伊藤忠テクノソリューションズの特例子会社を誘致し、京丸園と合わせて障がい者雇用はおよそ50人となっています。生産された農産物の出荷先は全てJAであり、県のJA経済連を通して主に関東方面に出荷されています。能力と賃金のバランスが取れる水準であれば、経営リスクはないとのことでした。しかし、他の自治体では行政の施策変更で農福連携の取組を取りやめる事例もあるとのことでした。浜松市としては、農業政策として営む力を挙げ、ビジネス経営体の育成、経営者意識の醸成、多様な担い手の確保を目指しています。新規就農者への支援、高齢者、女性、障がい者、企業内人材、外国人材の活用や企業による農業参入など多様な担い手の確保に取り組むとともに、浜松市ユニバーサル農業研究会による情報の共有化や連携の促進を図りながらもユニバーサル農業が推進されていました。また、県と自治体の関係のよさが強調されていました。視察を終え、マーケットで圧倒的な地位を獲得している京丸園ならではの積極的な取組と言える部分もありましたが、健全で強い経営体であることを強く印象づけられる視察となりました。ユニバーサル農業においては、仕事に人を合わせるのではなく、仕事を人に合わせるのが基本の考え方であり、名寄市においても高齢者、障がい者を含む多様な人材が働く環境は経営環境の変化に強く、リタイアする人がいても緩やかな変化にとどまることにつながると感じました。また、京丸ナビゲーションマップというマトリックス表で系統的に作業の振り分けを行っている点は、誰でも判断でき、公平である

点において大変参考になりました。

愛知県豊橋市では、中心市街地活性化を目指した商店街空き店舗対策事業の取組について視察を行いました。中心市街地活性化基本計画2021から2025は第3期計画で、豊橋市では中心市街地の整備を基本的なコンセプトの下、ほぼ同じエリアにおいて継続的に行ってきています。中心市街地活性化基本計画は、上位に総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の実施計画として位置づけられており、中長期的なまちづくりの一貫性を確保し、現状に即した具体的な方針となっていました。計画では、3つの基本方針の下に具体的な4つの目標を掲げ、その目標の達成に向け官民連携により都市機能の集積と居住誘導を促進させることとしていました。また、空き店舗関連事業に関しては、本市が持っている支援制度とさほど変わらない印象でしたが、空き店舗の現状把握と空き店舗の活用に関するサポート体制が整っており、本市においても大変参考になるものでありました。いずれの事業も市と商工会議所が25%ずつ出資している第三セクターのTMOが実施しており、地域の専門家と協力の上、様々なイベントを企画し、空き店舗の解消に取り組んでいました。官民連携で事業を推進している状況をうかがい知ることができました。中心市街地の活性化につながる商業団体協働事業については、地元出身でUターンし、駅前にある水上ビルの一 cornerにある大豊商店街（大豊協同組合）の理事長であり、建築士でもある黒野有一郎氏がリーダーシップを取り、商店街の活性化に取り組んでいる話を聞くことができました。実際に商店街を歩きながらの説明に1級建築士ならではの観点で築60年が経過する建物群を維持し、その古さを生かしながら集客につなげていこうという熱意が感じられ、その姿が強く印象に残りました。豊橋市は旭川市と同規模の人口ですが、駅前の地価については坪単価が旭川市の3倍ほどで、価格も上昇傾向にあります。図書館と併設し、分譲マンションが

建設されており、完成前でもほぼ買手が決まっているなど中心市街地活性化へのこれまでの取組の成果を知ることができました。本市でも中心市街地のにぎわいを創出するために公共施設再配置計画の上位に中心市街地活性化基本計画の必要性を感じました。

静岡県掛川市では、オーガニックビレッジ宣言都市、掛川市の取組について視察を行いました。オーガニックビレッジ宣言を行う背景として、世界的にSDGsや農業分野における環境に配慮した取組が求められており、国はみどりの食料システム戦略を策定しました。掛川市の基幹産業である農業のお茶は、農業生産額約142億円のうち34億円、約24%を占めています。しかし、生産者は平成22年からの10年間でおよそ6割減少、茶園の面積も3割減少するなど生産者の高齢化、後継者不足が課題となっていました。ところが、国の緑茶の輸出実績は10年間で4倍増となっていることから、低迷する茶業を活性化させるために海外で需要の高い有機茶の生産、製造に取り組むことにしたとのことでした。市は、有機農業実施計画策定委員会による有機農業実施計画を策定、令和5年3月、静岡県の承認を受けた後、4月に市長によるオーガニックビレッジ宣言を行いました。5年後には経営耕地総面積の約2.8%の有機農業取組面積を目指し、今後は有機専用モデル区画の整備を行う予定とのことでした。新規就農者の受入れと支援体制としては、研修会の開催や新規参入に対する支援、転換中の費用補助、住まい等の紹介、居住に対する補助、農地を譲っていただくなどの支援体制が組み込まれていますが、お茶では機械設備に約700万円かかり、1次加工までやるので、難しいとのことでした。肥料の地産地消の取組としては、1,000トンに及ぶ堆肥はもみ殻や周辺の茶草、枯れたササ、ススキを堆肥にし、発酵させて、腐葉土にさせたものを使っているとのことでした。生産から流通、加工、消費へとつなぐ地域ぐるみの取組としては、取組

の推進体制でもあるオーガニックビレッジ推進協議会の連携として、掛川市環境保全農業生産推進會、かけがわ有機の郷、畜産農家、事業者等、市内直売所（道の駅）、市内スーパー等小売店、市内飲食店、商工会、商工会議所、行政機関、これは静岡県、掛川市ともにであります。教育委員会、市内小中学校、地域おこし協力隊、消費者協会、掛川茶商協同組合、掛川市農業協同組合の13団体が加盟し、それぞれの役割に基づき活動中であるとのことでした。具体的な取組事例としては、小中学生全校生徒への学校給食、有機米の提供、市内小中高校生への有機茶の提供が紹介され、将来の消費者育成を目指しているとのことでありました。有機農業に取り組むに当たっては、行政の情勢分析と不退転の覚悟、さらにはオーガニックビレッジ推進協議会のようなサポート体制の確立及び有機農業に取り組む農家の忍耐と強い信念、そして何より体力が必要であると痛感する視察となりました。

以上、経済建設常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 続いて、議会報特別委員会、川村幸栄委員長。

○議会報特別委員長（川村幸栄議員） 任期中1回の視察が認められている議会報特別委員会は、改選後いち早く先進地視察を行い、議会だより「なよろ」に反映させたいとの委員会の合意の下、視察先を検討し、10月2日、上富良野町議会、3日、音更町議会にて視察を行いましたので、報告をさせていただきます。

全国町村議会広報コンクールにおいて企画、構成部門で奨励賞を受賞した上富良野町議会では、議会だよりの企画、構成についての工夫、力を入れたところなどを視察させていただきました。上富良野町議会議会報特別委員会委員全員の出席に加え、説明員として前委員長と経験豊富な前委員にも出席していただきました。さらには、斉藤繁町長、岡本康裕副議長の御挨拶をいただきました。

奨励賞を受賞した議会だより113号と広報コンクルの応募調書に沿って説明を受けたところであり、全国で表彰されている議会だよりを徹底的に研究し、レイアウトや見出しなど先進地の評価の高い部分を大胆に模倣していることに驚かされました。レイアウトのパターン化、テンプレートのグレードアップ化で質の高いものが作れるように工夫されています。さらに、議会が伝えたいことと住民が求めているものの違いについても議論を重ね、情報の詰め込み過ぎを見直し、情報を削る決断をしています。この過程では年齢や議員経験の壁も大きい中、お互いをリスペクトしながら理解し合い、今に至った様子をリアルにお話ししていただきました。このことは、私たちが今取り組んでいる議会改革にも通じるものと重く受け止めさせていただきました。また、用語解説一口メモをフル活用し、読んでもらう人を想像し、作り上げています。作り手の熱量が住民を引きつけているものと感じました。

次に、議会改革でも取組が進んでいる音更町議会の議会だよりについて、企画、構成に関する工夫について視察させていただきました。音更町議会でも広報特別委員会の全議員が出席していただき、説明をいただきました。まず、議会だより編集方針及び基準に沿い、徹底して編集作業を行っていることに学ばされました。6つの編集方針、紙面構成や15項目の掲載内容とその他による編集基準が明示されています。一つ一つは特別なことではありませんが、基本を据えているところに見習うべきものがあると感じました。この中には読みやすく、分かりやすいように一口メモを活用、町民参加型の双方向性の紙面作りには町民モニター制度を取り入れ、ユニバーサルデザインフォントを使用して、読みやすさの向上を図っています。また、必要に応じて企画記事の取組や議会に対する厳しい町民の生の声も紹介する議会に一言なども町民参加型の双方向性の紙面作りにつながり、より関心を寄せていただけているのではないかと

感じたところであります。

最後に、ページが埋まらないときの裏話として、手書きによる広報委員の似顔絵を使って、議会だよりができるまでを示したページの紹介に名寄市議会のメンバー全員から歓声が上がったところがあります。

既存概念にとらわれない自由な発想と他市町村のよいところは迷わずまねてみることに、伝えたいことも大事だが、読み手である市民が何を知りたいと思っているのかを探り、伝えていくことなど見習うべきところがたくさんありました。すぐにも参考にさせていただきながら、議会だより「なよろ」のバージョンアップを進めていきたいと思っております。

以上、議会報特別委員会の視察報告といたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第4回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 東 千 春

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和5年第4回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 崎 真由美 (P 34)	1 条例を活かしたまちづくりについて (1) 「名寄市みんなを結ぶ手話条例」に基づく優しいまちづくりについて (2) (仮称) 「名寄市子どもの権利条例」の制定について 2 2024年度予算編成にかかわって (1) 予算編成方針の重点となる基本方針について (2) 公共施設の維持管理について (3) 財政の健全化を担保する予算編成の考え方について
2	東 川 孝 義 (P 44)	1 令和6年度予算編成に向けて (1) 令和6年度予算編成の基本的な考え方について (2) 総合計画(第2次)後期実施計画推進に向けての具体的な施策について (3) 市民生活向上に向けての具体的な施策について 2 水道事業の取り組みについて (1) 水道事業の現状について (2) 水道事業の経営状況と今後の課題について (3) 将来の投資・事業計画について
3	遠 藤 隆 男 (P 55)	1 安全安心なまちづくりについて (1) 旧豊西小学校の管理等について (2) 通学路の安全確保対策について 2 農業振興について (1) 農業振興センターの役割等について (2) 担い手の確保と育成について 3 地域おこし協力隊について (1) 近年の状況と課題について (2) 今後の進め方について

<p>4</p>	<p>今 村 芳 彦 (P 67)</p>	<p>1 農業にかかわって (1) 第2次名寄市農業・農村振興計画策定後の状況について (2) 国策との連携について</p> <p>2 高校再編にかかわって (1) 産業高校跡地における北海道との協議について (2) 跡地の取得に向けた考え方について (3) 高校生への支援について</p>
<p>5</p>	<p>谷 聡 (P 82)</p>	<p>1 除排雪体制と助成制度について (1) 排雪ダンプ助成と除排雪助成の利用実績について (2) 単価契約へ変更した理由と期待する効果は (3) 除排雪管理システムについて (4) 風連地区の国道、道道の排雪について (5) 除排雪にかかる市民周知について</p> <p>2 旧学校施設の利用実態と維持管理等について (1) 現況と利用実態、今後の利用計画について (2) 旧豊西小学校の維持管理及び今後の計画について (3) 旧下多寄小学校体育館の維持管理について</p>
<p>6</p>	<p>高 橋 伸 典 (P 91)</p>	<p>1 地方自治体「奨学金返還支援制度」の推進について (1) 若者の地方定着を促す奨学金代理返還の取り組みについて</p> <p>2 物価高騰対策と経済再生に向けた取り組みについて (1) 物価高騰対策の考え方について (2) 重点支援地方交付金を活用した支援について</p> <p>3 食品ロス削減への住民運動のさらなる推進について (1) 食品ロスの市民周知と取り組みについて (2) フードシェアリングの展開について (3) フードドライブの活用による食品ロスの削減と共生社会の構築を目指す取り組みについて (4) 公共施設のコミュニティフリッジの設置と運営支援について (5) 規格外品等の消費拡大の取り組みについて</p>
<p>7</p>	<p>水 間 健 詞 (P 100)</p>	<p>1 ヒグマ対策について (1) ヒグマによる農作物の被害状況について (2) ヒグマの出没・目撃情報について (3) 現在のヒグマ対策と課題について</p>

8	中 畠 孝 幸 (P 1 0 7)	<p>1 寄贈された木原康行作品の保存と展示について</p> <p>(1) 作品の保存をめぐって</p> <p>(2) 作品の展示をめぐって</p> <p>(3) 今後のあり方をめぐって</p>
9	川 村 幸 栄 (P 1 1 7)	<p>1 名寄市総合計画（第2次）後期実施計画にかかわって</p> <p>(1) 子ども医療費無料化の年齢を中学卒業まで拡大を</p> <p>(2) 学校給食費の無償化を</p> <p>(3) 保育士の待遇改善で配置増を</p> <p>2 高齢者の除排雪支援について</p> <p>(1) 除排雪支援の充実について</p> <p>(2) 高齢者事業団の閉鎖にかかわって</p>
1 0	佐 藤 靖 (P 1 2 7)	<p>1 名寄市の次代を担う人づくりについて</p> <p>(1) 名寄市総合計画に掲げる基本理念の一つ「人づくり」とは</p> <p>(2) 市内各種団体の現状認識と見通し及び今後の対応策</p> <p>(3) 市職員を対象とした各種要綱の現状と見直しの必要性</p> <p>2 広聴のあり方について</p> <p>(1) まちづくり懇談会の参加状況と今後のあり方</p> <p>(2) パブリックコメントの現状と市民理解</p> <p>(3) 広聴の必要性と今後</p> <p>3 名寄市の課題と財政について</p> <p>(1) 整備方針を打ち出す施策と財政見通し</p> <p>(2) 財政規律のあり方</p> <p>(3) 行政懸案事項と市民要望</p> <p>4 名寄市立大学の将来像について</p> <p>(1) 市長公約の実現見通し</p> <p>(2) 類似大学との差別化</p> <p>(3) 事務局体制のあり方</p>

令和5年第4回名寄市議会定例会議決結果表

令和5年11月29日～令和5年12月15日 17日間
 本会議時間数 12時間29分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
令和5年第3回 定例会 付託議案第15号	名寄市認定こども園設置条例の制定について	5. 9. 28 市民福祉常任	5. 10. 11 可決すべき	5. 11. 29 原案可決
第 1 号	義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 2 号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 3 号	名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 4 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 5 号	名寄市博物館条例の一部改正について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 6 号	名寄市下水道条例の一部改正について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 7 号	名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 8 号	指定管理者の指定について（名寄東病院）	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 9 号	財産取得に関する賃貸借契約の変更について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 1 0 号	和解について	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 1 1 号	令和5年度名寄市一般会計補正予算（第7号）	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 1 2 号	令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—	—	5. 11. 29 原案可決
第 1 3 号	令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号）	—	—	5. 11. 29 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 4 号	令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）	—	—	5.11.29 原案可決
第 1 5 号	令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）	—	—	5.11.29 原案可決
第 1 6 号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	—	—	5.11.29 原案可決
第 1 7 号	名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	—	—	5.11.29 原案可決
第 1 8 号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	5.11.29 原案可決
第 1 9 号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	—	—	5.11.29 原案可決
第 2 0 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	5.11.29 原案可決
第 2 1 号	名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	5.11.29 原案可決
第 2 2 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	—	—	5.11.29 原案可決
第 2 3 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	—	—	5.11.29 原案可決
第 2 4 号	工事請負契約の変更について	—	—	5.12.15 原案可決
第 2 5 号	令和5年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	—	—	5.12.15 原案可決
第 2 6 号	名寄市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	—	—	5.12.15 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	5.11.29 報告済み
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	—	—	5.11.29 報告済み

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
報 告 第 3 号	例月出納検査報告について	— —	— —	5.12.15 報告済み
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	— —	— —	5.12.15 適任と認める
意 見 書 案 第 1 号	高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見書	— —	— —	5.12.15 原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	5.12.15 決 定
	委員の派遣について	— —	— —	5.12.15 決 定
	委員の派遣報告	— —	— —	5.12.15 報告済み